

杉並区新型コロナウイルス感染症対応記録

令和6年5月

杉並区



目次

はじめに.....	5
第1章 国・都・区の主な出来事.....	7
1. 第1期（令和2年1月～令和2年6月）.....	7
2. 第2期（令和2年7月～令和2年11月）.....	12
3. 第3期（令和2年12月～令和3年3月）.....	16
4. 第4期（令和3年4月～令和3年6月）.....	19
5. 第5期（令和3年7月～令和3年11月）.....	21
6. 第6期（令和3年12月～令和4年6月）.....	25
7. 第7期（令和4年7月～令和4年9月）.....	30
8. 第8期（令和4年10月～令和5年5月）.....	31
第2章 国・都・区の感染状況と主な取組について.....	36
1. 第1期（令和2年1月～令和2年6月）.....	36
(1) 国内の感染状況等について.....	36
(2) 東京都内の感染状況等について.....	36
(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について.....	37
2. 第2期（令和2年7月～令和2年11月）.....	39
(1) 国内の感染状況等について.....	39
(2) 東京都内の感染状況等について.....	39
(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について.....	39
3. 第3期（令和2年12月～令和3年3月）.....	40
(1) 国内の感染状況等について.....	40
(2) 東京都内の感染状況等について.....	40
(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について.....	40
4. 第4期（令和3年4月～令和3年6月）.....	41
(1) 国内の感染状況等について.....	41
(2) 東京都内の感染状況等について.....	42
(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について.....	42
5. 第5期（令和3年7月～令和3年11月）.....	43
(1) 国内の感染状況等について.....	43
(2) 東京都内の感染状況等について.....	43
(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について.....	43
6. 第6期（令和3年12月～令和4年6月）.....	44
(1) 国内の感染状況等について.....	44
(2) 東京都内の感染状況等について.....	44
(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について.....	45
7. 第7期（令和4年7月～令和4年9月）.....	46
(1) 国内の感染状況等について.....	46
(2) 東京都内の感染状況等について.....	46
(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について.....	46
8. 第8期（令和4年10月～令和5年5月）.....	47
(1) 国内の感染状況等について.....	47
(2) 東京都内の感染状況等について.....	47

(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について.....	48
第3章 感染状況に応じた区の取組.....	49
1. 新型コロナウイルス感染症予防対策.....	49
(1) 令和元年度.....	49
(2) 令和2年度.....	50
(3) 令和3年度.....	51
(4) 令和4年度.....	52
2. 地域医療体制の維持・強化.....	54
(1) 令和2年度.....	54
(2) 令和3年度.....	56
(3) 令和4年度.....	57
3. ワクチン接種体制整備.....	59
(1) 令和2年度.....	59
(2) 令和3年度.....	59
(3) 令和4年度.....	59
4. 区民生活等の支援.....	61
(1) 令和2年度.....	61
(2) 令和3年度.....	62
(3) 令和4年度.....	64
5. 事業者等の支援、文化・芸術活動の支援.....	66
(1) 令和2年度.....	66
(2) 令和3年度.....	67
(3) 令和4年度.....	69
6. 教育分野の取組.....	71
(1) 令和元年度.....	71
(2) 令和2年度.....	71
(3) 令和3年度.....	72
7. 杉並保健所への全庁応援体制.....	73
(1) 保健師による応援.....	73
(2) 事務職等による応援.....	73
(3) 他自治体からの保健所への研修派遣職員.....	76
8. 職員へ向けた対応.....	77
(1) 令和元年度.....	77
(2) 令和2年度.....	78
(3) 令和3年度.....	84
(4) 令和4年度.....	86
(5) 令和5年度.....	87
9. 学校における取組.....	88
(1) 令和2年5月 杉並区立学校感染症予防ガイドライン策定.....	88
(2) 令和2年7月 ガイドライン改定（2学期以降年度末まで）.....	94
(3) 令和3年3月 ガイドライン改定（令和3年度）.....	94
(4) 令和4年2月 ガイドライン改定（令和3年度）.....	95
(5) 令和4年5月 ガイドライン改定（令和4年度）.....	95
(6) 令和4年12月 ガイドライン改定（令和4年度）.....	96

第4章 杉並区の危機管理体制.....	106
1. 危機管理体制の推移.....	106
2-1. 健康危機管理対策本部の議題.....	106
2-2. 危機管理対策本部の議題.....	108
2-3. 新型コロナウイルス感染症対策本部の議題.....	110
(1) 令和元年度.....	110
(2) 令和2年度.....	111
(3) 令和3年度.....	117
(4) 令和4年度.....	119
(5) 令和5年度.....	121
第5章 業務継続計画の発動.....	122
1. 杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ等編】.....	122
2. 優先業務と停止業務.....	122
(1) 優先業務.....	122
(2) 停止業務.....	122
(3) 優先業務の選定基準.....	123
3. 業務継続計画の発動経過.....	124
第6章 資料.....	125
広報すぎなみ 新型コロナウイルス感染症対策関連記事.....	126
1. 令和元年度.....	126
2. 令和2年度.....	126
3. 令和3年度.....	128
4. 令和4年度.....	130
5. 令和5年度.....	132
令和2年2月15日号.....	133
令和2年4月17日号.....	134
令和2年5月1日号.....	136
令和2年5月15日号.....	138
令和2年6月1日号.....	140
令和2年6月15日号.....	142
令和2年7月1日号.....	143
令和2年8月1日号.....	145
令和2年10月15日号.....	147
令和3年1月1日号.....	148
令和3年1月20日号.....	149
令和3年4月15日号.....	150
令和3年5月1日号.....	151
令和3年5月15日号.....	152
令和3年6月11日臨時号.....	153
令和3年7月1日号.....	154
令和3年8月1日号.....	155
令和3年8月15日号.....	156
令和3年9月1日号.....	157
令和3年10月15日号.....	158

令和3年12月15日号	159
令和4年1月15日号	160
令和4年2月15日号	161
令和4年4月1日号	162
令和4年5月15日号	163
令和4年6月1日号	164
令和4年8月15日号	165
令和4年11月1日号	166
令和4年12月15日号	167
令和5年4月15日号	168
令和5年5月1日号	169

新型コロナウイルス感染症における区内各種データ	170
1. 区内【月別】新規感染者の推移	171
2. 区内【月別】新規感染者数・電話受電数の推移	172
3. 【月別】死亡者数・死亡者率の比較（国・都・区）	173
4. 区内【年代別】感染者数・重症者数・死亡者数	174
令和2年2月～令和4年9月25日（発生届方式変更日）までのデータ	
5. 区内【月別】医療機関における発熱外来患者数の推移	175
6. 区内【月平均別】病床数・病床使用率の推移（区内5病院）	176
7. 区内 自宅療養者数等の推移（宿泊療養・自宅待機含む）	177
8. 【月別】生活衛生課分室におけるPCR検査数の推移	178
9. 区内【月別】ワクチン接種者数の推移	179
10. ワクチン接種促進に係る取組（令和3年4月～令和5年3月）	180
11. 【週別】新型コロナウイルス感染症対策に係る職員体制等の推移	181
12. 令和3年以降のワクチン接種の概要	184

新型コロナウイルス感染症の克服に向けた予算上の主な取組

1. 令和元年度	185
2. 令和2年度	186
3. 令和3年度	195
4. 令和4年度	213

はじめに

令和元年12月に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告された新型コロナウイルス感染症は、わずか数か月の間に世界的に流行することとなりました。日本では令和2年1月中旬に最初の感染者が確認され、杉並区では令和2年2月26日に最初の感染者が報告されました。以降、感染の「波」は繰り返されています。

杉並区では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、杉並区医師会や基幹病院を始めとする区内医療機関との連携のもと、感染状況に即したまん延防止策や相談・医療・検査体制及び保健所体制を整備するとともにワクチンの住民接種等の対策に精力的かつ果敢に取り組んできました。また、感染状況に応じた様々な対応について、その都度、迅速に対策本部会議等を開催して意思決定を行うとともに、必要な予算や条例改正等を区議会に提案し決定していただきました。

今般、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類相当」へと引き下げられるまでの、約3年半にわたる対応の記録を、今後の感染症等の危機対応の充実を図るための参考となるよう、主に区職員に向けてとりまとめました。

3年以上にわたる取組の経過を、感染の波に対応して以下の期別に分けて表しています。

期 別	期 間
第1期	令和2年1月～令和2年6月
第2期	令和2年7月～令和2年11月
第3期	令和2年12月～令和3年3月
第4期	令和3年4月～令和3年6月
第5期	令和3年7月～令和3年11月
第6期	令和3年12月～令和4年6月
第7期	令和4年7月～令和4年9月
第8期	令和4年10月～令和5年5月

【構成】

第1章 国・都・区の主な出来事

国・東京都・杉並区の出来事を並べて時系列で整理しています。

第2章 国・都・区の感染状況と主な取組

国、東京都、杉並区の感染状況の概要と主な取組を、期別に記載しています。

第3章 感染状況に応じた区の実取組

区の主な取り組みを、分野・事項ごとにまとめた記録です。

- 1 新型コロナウイルス感染症予防対策
- 2 地域医療体制の維持・強化
- 3 ワクチン接種体制整備
- 4 区民生活等の支援
- 5 事業者等の支援、文化・芸術活動の支援
- 6 教育分野の取組
- 7 杉並保健所への全庁応援体制
- 8 職員へ向けた対応
- 9 学校における取組

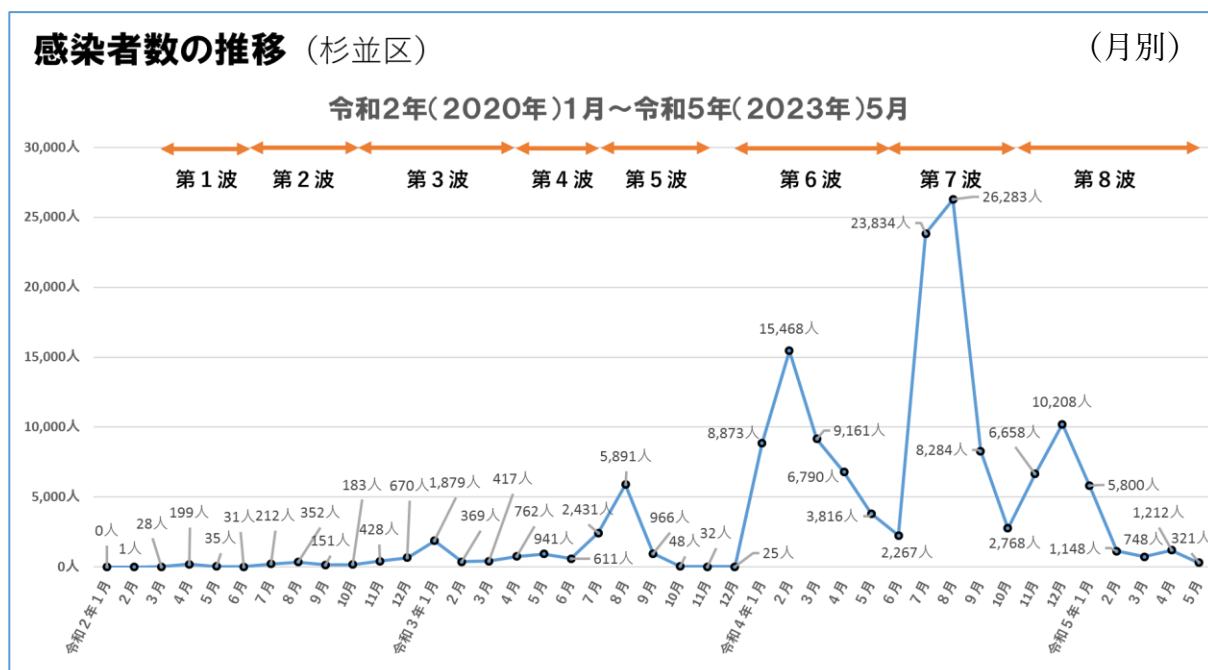
第4章 杉並区の危機管理体制

健康危機管理対策会議、危機管理対策本部会議、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催の記録です。議題に簡易な説明を付記しています。

第5章 業務継続計画の発動

これまでに5回、業務継続計画を発動しています。業務継続計画の説明と5回に及ぶ発動の経過を記録しています。

第6章 資料



第1章 国・都・区の主な出来事

1. 第1期（令和2年1月～令和2年6月）

月	国など	東京都	杉並区			
1月	6日	厚生労働省が武漢で発生した原因不明の肺炎についての注意喚起文書発出				
	14日	世界保健機関(WHO)が新型コロナウイルスの検出を認定				
	15日	国内初の感染者確認				
	21日	新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議開催	24日	<ul style="list-style-type: none"> ・都内初の感染者確認 ・新型コロナウイルス関連の東京都危機管理対策会議開催（第1回） 		
	28日	新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づく指定感染症に指定	29日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する電話相談窓口設置		
30日	新型コロナウイルス対策本部設置	30日	東京都新型コロナウイルス対策本部設置	30日	杉並区健康危機管理対策本部設置	
2月	3日	乗客の感染が確認されたクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」が横浜市に入港（乗客船員計3,713人のうち712人が感染、13人が死亡）		3日	不特定多数の区民が利用する区立施設・小中学校や保育園等に対して、区で備蓄している手指消毒剤を順次配付	
			7日	帰国者・接触者電話相談センター設置	6日	コロナ感染疑いの方からの相談に対応するため、「杉並区帰国者・接触者相談センター」設置
					10日	交流自治体の南相馬市からマスク54,600枚の寄贈

	11日	WHO が新型コロナウイルス感染症の正式名称を「COVID-19」と発表				
	13日	国内初の感染による死者が発生				
	25日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を策定	26日	「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」 (今後3週間程度を集中対策期間として感染拡大防止に向けて取り組む)	26日	区内初の感染者確認
	27日	全国の小中学校等に対し、3月2日から春季休業開始日の前日までの臨時休業を要請	28日	都内の小中学校等について、3月2日から春季休業開始日の前日までの臨時休業を決定	28日	・杉並区危機管理対策本部設置 ・区立小中学校について、3月2日から春季休業開始日の前日までの臨時休業を決定
3月	2日	全国の小中学校等で臨時休業開始	6日	・新型コロナウイルス感染症対応緊急融資制度等中小企業支援を開始 ・都内市区町村にマスク20万枚を配布方針表明	2日	・区立小中学校で臨時休業開始(～春季休業開始日の前日) ・ゆうゆう館休館(～3月31日)
					3日	イベント・講演会等の原則中止または延期を決定(～3月31日)
					9日	スポーツ施設、集会施設、図書館休館(～3月31日)
					12日	・区で備蓄しているマスクを感染症診療協力医療機関等4病院に提供することを決定 ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小企業者に対する「新型コロナウイルス感染症対策特例資金」の申込受付開始

	14日	「新型インフルエンザ等対策特別法の一部を改正する法律」(特措法)施行 (新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして同法及び同法に基づく命令の規定を適用することとなった)				
	24日	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期決定	24日	水道料金・下水道使用料の支払い猶予の開始		
	25日	海外への渡航自粛を要請	25日	都民に対し、夜間・週末の外出自粛を要請		
	26日	特措法第 15 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置	26日	特措法第 22 条の規定に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置	26日 杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部設置	
	28日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」策定			27日 週末の外出自粛要請を受け、児童館・障害者会館等休館(～3月29日)	
4月			1日	都立学校について、臨時休業の期間を延長(～5月6日)	1日	・コロナへの対応に向けた体制を整備した医療機関、発熱外来に医師を派遣した診療所に対し、区独自の補助事業を実施 ・イベント・講演会等の原則中止または延期を継続 ・屋外スポーツ施設開館 ・集会施設休館を継続 ・図書館の予約貸出・返却、利用登録等一部業務を再開 ・その他施設は施設の特性に配慮して個別に判断(～4月12日)
	7日	・7都道府県に対し、特措法第 32 条に基づく緊急事態宣言を発出及び緊急事態措置を5月6日まで実施 ・新型コロナウイルス感染	7日	・緊急事態措置を5月6日まで実施 ・不要不急の外出自粛、施設の休業、飲食店の営業時間の短縮(～20時)、イベントの開催停止等を	2日 春季休業開始日の前日までとしていた区立小中学校の臨時休業の期間の延長を決定(～5月6日) 7日	・緊急事態措置を5月6日まで実施 ・「杉並区業務継続計画【新型コロナウイルス等編】」を発動し、C業務(感染拡大時には積極的に停止

		<p>症緊急経済対策決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布製マスクの全戸配布を閣議決定 		<p>要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都緊急事態措置相談センター開設 ・東京都新型コロナウイルス感染症対策条例制定 ・感染者（無症状、軽症）の療養のため、宿泊施設への受入開始 		<p>すべき業務）等の休止を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての施設（スポーツ施設・図書館・集会施設等）休館（～5月6日） ・イベント・講演会延期・中止（～5月6日）
	11日	1日あたりの新規感染者数663人（第1波のピーク）			8日	杉並区医師会から区内の帰国者接触者外来を設置している3医療機関への医師派遣を実施開始
	16日	<u>緊急事態措置の対象区域を全都道府県に変更</u>	17日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都外国人新型コロナウイルス生活相談センター（TOCOS）設置 ・1日あたりの新規感染者数206人（第1波のピーク） 	11日	区内の累計感染者数が100人を超える
	18日	国内の累計感染者数が10,000人を超える			13日	高井戸・西荻区民事務所閉鎖（～5月6日）
	20日	1人10万円を給付する特別定額給付金事業の実施を決定	22日	施設の使用停止や営業時間の短縮など感染拡大防止に協力する中小企業者に対する「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付開始	20日	一般会計補正予算（第1号）成立
	30日	特別定額給付金対応予算成立	25日	「いのちを守る STAY HOME 週間」の呼びかけ（～5月6日）	22日	<ul style="list-style-type: none"> ・業務がひっ迫している保健所への職員応援を開始 ・全区民事務所（閉鎖している2所を除く）の水曜日時間外窓口の休止（～5月6日）
					28日	不特定多数の区民が利用する区立施設のトイレの自動水栓を順次設置
					30日	一般会計補正予算（第2号）成立
5月	1日	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する事業の継続を支えるための「持続化給付金」の申請受付開始			1日	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者に対し、区独自でパルスオキシメーターの配布等を実施 ・新型コロナウイルス感染症対策に関するふるさと

				納税寄附メニュー創設 ・感染者及び濃厚接触者等の健康観察におけるアプリを導入	
4日	政府専門家会議にて「新しい生活様式」についての提言（基本的な感染対策、3つの密の回避、テレワークの推進）				
7日	・緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長 ・新型コロナウイルスの治療薬（レムデシビル）の特例承認	7日	・緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長 ・都立学校の臨時休業の期間を延長（～5月31日）	7日	・緊急事態措置の実施期間を3月31日まで延長 ・保育施設、小中学校等の臨時休業の期間を延長（～5月31日）
		9日	特措法第24条に基づく施設の使用停止等の要請に応じない施設の公表開始	11日	特別定額給付金のオンライン申請受付開始
14日	<u>緊急事態措置の対象区域を8都道府県に変更（39県解除）</u>			13日	杉並保健所生活衛生課分室において、PCR検査を行うための検査体制を整備
21日	<u>緊急事態措置の対象区域を5都道府県に変更（3府県解除）</u>			20日	一般会計補正予算（第3号）成立
		22日	・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」公表 ・「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」策定		
25日	<u>東京都を含む全ての区域において緊急事態措置を終了</u>	25日	<u>緊急事態措置の終了</u>	25日	<u>緊急事態措置の終了に伴い「杉並区業務継続計画【新型コロナウイルスインフルエンザ等編】」を停止</u>
		26日	ロードマップにおけるステップ1開始（文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和）	27日	区立小中学校や区立施設について、ロードマップに基づき段階的に再開していくことを決定
		28日	「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関する		

				ガイドライン（都立学校）」策定		
6月			1日	ロードマップにおけるステップ2開始（クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和）	1日	・スポーツ施設（プールを除く）開館 ・図書館においてHP等での予約受付再開 ・高井戸・西荻区民事務所再開 ・区立小中学校を段階的に再開（分散登校）
			2日	感染拡大の兆候を把握した場合に都民へ警戒を呼びかける「東京アラート」発動	10日	図書館への館内立入りサービス（貸出・返却等）の再開
			11日	「東京アラート」解除		
			12日	・「感染防止徹底宣言ステッカー」発行開始 ・ロードマップにおけるステップ3開始（入場制限等を前提として全ての施設を再開）	15日	区立小中学校の一斉登校再開
					17日	・区民事務所の水曜日時間外窓口の再開 ・一般会計補正予算（第4号・第5号）成立
	19日	・新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」運用開始 ・都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全面解除 ・コンサート等のイベントの参加人数の上限を1,000人に緩和	19日	休業要請を全面的に解除し、ライブハウスや接待を伴う飲食店の営業を解禁		

2. 第2期（令和2年7月～令和2年11月）

月	国など	東京都	杉並区
7月			1日 保育施設・学童クラブ・児童館の通常運営再開
	10日	5日 東京都知事選挙	5日 感染防止対策を施して都知事選挙投開票を実施
	コンサート等のイベントの参加人数の上限を5,000人に緩和		

			17日	新型コロナウイルス感染症 緊急対策に係るひとり親家 庭支援事業(食料品等提供) 開始		
	22日	「Go To トラベル」キャ ンペーン開始 (東京都は除く)	22日	都内の累計感染者数が 10,000人を超える	21日	一般会計補正予算(第6 号)成立
					31日	・杉並保健所生活衛生課分 室において、PCR検査実 施開始 ・区内の累計感染者数が 500人を超える
8 月	7日	1日あたりの新規感染者数 1,606人(第2波のピーク)	1日	・東京都新型コロナウイルス感 染症対策条例を一部 改正し、店舗等へのステ ッカー掲示等を規定 ・1日あたりの新規感染者 数472人(第2波のピー ク)		
	12日	国内の累計感染者数が5万 人を超える	3日	酒類を提供する飲食店及び カラオケ店の22時までの 営業時間短縮を要請 (~8月31日)	3日	PCR検査待機者解消のた め、臨時的に無症状の濃厚 接触者に対して、全保健セ ンターにおいて唾液の検体 容器配布及び回収開始
			17日	東京都家賃等支援給付金の 申請を開始	5日	クラスター発生の頻度が多 いとされた接待を伴う飲食 店を対象とした「研修会兼 意見交換会」開催(5日・7 日)
	28日	「新型コロナウイルス感染 症に関する今後の取組」 (感染防止と社会経済活動 との両立)	27日	・8月31日までとしていた 飲食店及びカラオケ店へ の22時までの時短営業 要請を、23区に限り9月 15日まで延長 ・都内の累計感染者数が2 万人を超える		

9月	15日	「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針について」 検査需要に対応できるよう、必要な検査体制の確保に向けて、国と自治体で協働して取り組む	1日	LINE を利用して療養者に 問診する健康管理アプリの 導入（多摩立川保健所で先 行導入、順次都内保健所に 拡大）		
	16日	安倍内閣が総辞職し、菅内 閣が発足	28日	雇用安定化就業支援事業開 始	29日	区内の累計感染者数が 1,000人を超える
10月	1日	・「Go To トラベル」の東 京都への適用を開始 ・出入国制限の一部緩和 （中長期滞在者対象） ・「Go To Eat キャンペー ン」オンライン予約によ るポイント還元開始（食 事券は用意できた都道 府県から順次販売開始）	1日	調査・分析、情報収集・発信 など効果的な感染症対策を 一体的に担う東京 iDOC(東 京感染症対策センター) の 設置	1日	PCR 検査体制の拡充のた め、PCR 検査バスによる検 査開始
			9日	都内観光促進事業（「もっ と Tokyo」）の実施を公表 （10月24日～3月31日）	9日	「杉並区業務継続計画【新 型コロナウイルス感染症対 策用】（BCP）」の策定
	23日	・新型コロナウイルス感 染症対策分科会「感染 リスクが高まる「5つ の場面」」「感染リス クを下げながら会食を 楽しむ工夫」について 提言 ・「新型コロナウイルス ワクチン接種体制確保 事業の実施について」 通知発出	15日	「東京都新型コロナウイルス 感染症対策条例（改正）」 施行（今後の感染再拡大を 見据え、対策の実効性をよ り高めるために都及び都民 の具体的責務を規定）	13日	一般会計補正予算（第7号・ 第8号）成立

			25日	都内の累計感染者数が30,000人を超える		
			30日	・「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制整備計画」策定 ・東京都発熱相談センター開設		
	31日	国内の累計感染者数が10万人を超える				
11月	9日	新型コロナウイルス感染症対策分科会「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」緊急提言	2日	自宅療養者フォローアップセンター開設（都が保健所を設置している多摩地域を対象）	7日	すぎなみフェスタ 2020 開催（7日・8日） （医療従事者に対し区民等が感謝の気持ちを表す機会として開催）
	17日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設	19日	1日の新規感染者数が500人を超える		
	24日	「Go To トラベル」の対象から札幌市と大阪市を目的地とする旅行を一時除外することを決定 (11月27日～12月15日)	20日	「Go To Eat キャンペーン」食事券販売開始		
			27日	「Go To Eat キャンペーン」食事券販売一時停止		
			28日	・都内の累計感染者数が4万人を超える ・「もっと Tokyo」新規予約の一時停止 ・23区及び多摩地域市町村において酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の22時までの営業時間短縮要請（～12月17日）		

3. 第3期（令和2年12月～令和3年3月）

月	国など	東京都	杉並区
12月			4日 一般会計補正予算（第9号）成立 9日 一般会計補正予算（第10号）成立
		17日 「新型コロナウイルス感染症都民向け感染予防ハンドブック」作成	
		18日 ・都内の累計感染者数が5万人を超える ・23区及び多摩地域市町村において酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の22時までの営業時間短縮要請延長（～1月11日）	
	22日 国内の累計感染者数が20万人を超える		22日 区内の累計感染者数が2,000人を超える 23日 基幹4病院の医療従事者に対し、応援メッセージ付きお菓子の配布やキッチンカー手配等の支援策を決定
	25日 国内で初めてウイルスの変異株が検出される 28日 ・全ての国、地域からの新規入国の一時停止 ・「Go To トラベル」全国一斉停止		
1月	1日 国内の累計感染者数237,181人	1日 都内の累計感染者数61,105人	1日 区内の累計感染者数2,313人
	7日 <u>4都県を対象に、緊急事態宣言を発出</u>	7日 1日あたりの新規感染者数2,520人（第3波のピーク）	7日 自宅療養者支援フォローアップセンターの開設
	8日 ・ <u>4都府県を対象に、緊急事態措置を2月7日まで実施</u> ・1日あたりの新規感染者数7,945人（第3波のピーク）	8日 ・ <u>緊急事態措置を2月7日まで実施</u> ・不要不急の外出自粛、飲食店等の営業時間の短縮（～20時）、イベントの開催制限等を要請	8日 ・ <u>緊急事態措置を2月7日まで実施</u> ・BCPを発動し、C業務等の休止を決定 10日 区内の累計感染者数が3,000人を超える 11日 23区で唯一「成人祝賀のつどい」を開催

	14日	<u>緊急事態措置の対象区域を11都府県に変更（7府県追加）</u>			12日	<ul style="list-style-type: none"> ・区立施設等の利用時間原則 20時まで ・ゆうゆう館の一般利用時間 17時まで ・杉並会館の宴会室利用時間原則 20時まで（～2月7日）
	23日	国内の累計死者数が 5,000 人を超える	25日	自宅療養者フォローアップセンターの対象地域を保健所設置区市まで拡大	21日	<p>新型コロナウイルス感染症退院基準患者受入事業について公表</p> <p>（コロナ病床を確保するため、入院治療終了後、高齢等の理由で引き続き入院が必要な場合に円滑に転院できるよう支援する）</p>
	27日	世界の累計感染者数が 1 億人を超える	30日	都内の累計感染者数が 10 万人を超える	26日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計補正予算（第 11 号）成立 ・区内の累計感染者数が 4,000 人を超える
2月	8日	<u>緊急事態措置の実施期間を3月7日まで延長、対象区域を10都府県に変更（1県解除）</u>	3日	都、区市町村、医師会等の連携によるワクチンチーム発足	8日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置の実施期間を3月7日まで延長 ・区立施設等の対応を延長（～3月7日）
	13日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行（まん延防止等重点措置の創設等）	6日	都内の累計死者数が 1,000 人を超える		
	17日	医療従事者に対する新型コロナワクチン接種開始			25日	一般会計補正予算（第 12 号・第 13 号）成立

	26日	<u>緊急事態措置の対象区域を4都県に変更(6府県解除)</u>					
3月	8日	<u>緊急事態措置の実施期間を3月21日まで延長</u>	8日	<u>緊急事態措置の実施期間を3月21日まで延長</u>	8日	<u>緊急事態措置の実施期間を3月21日まで延長</u>	
					11日	感染防止対策を講じて「3.11を忘れない」式典開催	
					12日	令和3年度一般会計補正予算(第1号)成	
	18日	政府対策本部「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」決定(国及び自治体において、変異株対策の強化、ワクチン接種の着実な推進等の取組を進める)	18日	特措法第45条第3項に基づく施設の使用制限命令(27施設)			
	21日	<u>東京を含む全ての区域について、緊急事態措置を終了</u>	21日	<u>緊急事態措置の終了</u>	21日	<u>緊急事態措置の終了に伴いBCPを停止</u>	
			22日	・飲食店における「コロナ対策リーダー」事業開始 ・「段階的緩和期間における東京都の対応」実施(緊急事態措置後の一定期間を段階的緩和期間とし不要不急の外出自粛、飲食店等の営業時間を21時までに短縮、イベントの開催制限を要請)(~3月31日)	22日	・区立施設等の利用時間原則21時まで ・ゆうゆう館の一般利用時間17時まで ・杉並会館の宴会室利用時間原則21時まで(~3月31日)	
	25日	東京2020オリンピック聖火リレースタート(福島県)	30日	都立病院において「コロナ後遺症相談窓口」設置開始	31日	・一般会計補正予算(第14号)成立 ・令和3年度一般会計補正予算(第2号)成立	

4. 第4期（令和3年4月～令和3年6月）

月	国など	東京都	杉並区	
4 月		1日 「リバウンド防止期間における東京都の対応」実施 (飲食店等の営業時間を21時までに短縮、イベントの開催制限等を要請) (～4月21日)	1日 区立施設等の対応を延長 (～4月21日)	
	5日	<u>3府県を対象に、特措法に基づくまん延防止等重点措置を5月5日まで実施</u>		
		8日 まん延防止等重点措置の適用を政府に要請		
	9日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を5月11日まで延長</u>		
	10日	国内の累計感染者数が50万人を超える		
	12日	12日 ・ <u>まん延防止等重点措置の対象区域を6都府県に変更(1都追加)</u> ・高齢者向けワクチン接種開始	12日 ・ <u>まん延防止等重点措置を5月11日まで実施</u> ・不要不急の外出自粛、飲食店等の営業時間の短縮(～20時)、イベントの開催制限等を要請 ・飲食店に対する「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクト開始	12日 ・ <u>まん延防止等重点措置を5月11日まで実施</u> ・区立施設等の利用時間原則20時まで (～5月11日)
	20日	<u>まん延防止等重点措置の対象区域を10都府県に変更(4県追加)</u>		20日 阿佐ヶ谷駅南口でPCR検査バスによるモニタリング検査開始(以降、行政検査に支障が出ない範囲で実施)
			21日 緊急事態宣言発出を政府に要請	21日 高円寺駅北口でPCR検査バスによるモニタリング検査開始(以降、行政検査に支障が出ない範囲で実施)
				23日 75歳以上の方にワクチン接種のクーポン券(接種券)発送
			24日 まん延防止等重点措置を終了	24日 まん延防止等重点措置を終了
25日	・ <u>4都府県に対し、緊急事態措置を5月11日まで実施</u> ・ <u>まん延防止等重点措置の対象区域を7県に変更(1県追加・4都府県解除)</u>	25日 ・ <u>緊急事態措置を5月11日まで実施</u> ・不要不急の外出自粛、イベント関連施設等の無観客開催、酒類等を提供する飲食店の休業、イベ	25日 ・ <u>緊急事態措置を5月11日まで実施</u> ・区立施設等の利用時間原則20時まで (～5月11日) ・BCPは発動するが業務の	

	26日	国内の累計死者数が1万人を超える		ントの開催制限等を要請		停止は行わない
					30日	ワクチン接種予約受付開始
5月	7日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を5月31日まで延長</u>			6日	65～74歳の方にワクチン接種のクーポン券(接種券)発送
	8日	1日あたりの新規感染者数7,224人(第4波のピーク)	8日	1日あたりの新規感染者数1,121人(第4波のピーク)		
	9日	<u>まん延防止等重点措置の対象区域を10道県に変更(3道県追加)</u>				
	11日	<u>まん延防止等重点措置の対象区域を9道県に変更(2県解除)</u>				
	12日	<u>緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長、対象区域を6都府県に変更(2県追加)</u>	12日	<u>緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長</u>	12日	・緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長 ・区立施設等の対応を延長(～5月31日)
	14日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を6月13日まで延長</u>	13日	都内の累計感染者数が15万人を超える		
	16日	・緊急事態措置の対象区域を9都道府県に変更(3道県追加) ・まん延防止等重点措置の対象区域を10県に変更(3県追加・1道解除)				
	18日	1日あたりの死亡者数が過去最多の228人となる			17日	65歳以上の高齢者を対象にワクチン接種開始
					19日	・一般会計補正予算(第3号)成立 ・環境清拭材を区内飲食店に配布することを決定

	23日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態措置の対象区域を10都道府県に変更(1県追加)</u> ・<u>まん延防止等重点措置の対象区域を8県に変更(2県解除)</u> 				
	24日	自衛隊東京大規模接種センターの運用開始				
	28日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を6月20日まで延長</u>				
6月	1日	<u>緊急事態措置の実施期間を6月20日まで延長</u>	1日	<u>緊急事態措置の実施期間を6月20日まで延長</u>	1日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態措置の実施期間を6月20日まで延長</u> ・区立施設等の対応を延長(～6月20日)
			8日	職域接種申請受付開始 (接種に必要な会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保することとする)		
	10日	<u>まん延防止等重点措置の対象区域を5県に変更(3県解除)</u>			17日	一般会計補正予算(第4・5号)成立
			20日	<u>緊急事態措置の終了</u>	20日	<u>緊急事態措置の終了</u>
	21日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態措置の実施期間を7月11日まで延長、対象区域を沖縄県のみに変更(9都道府県解除)</u> ・<u>まん延防止等重点措置の実施期間を7月11日まで延長、対象区域を10都道府県に変更(7都道府県追加・2県解除)</u> 	21日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>まん延防止等重点措置を7月11日まで実施</u> ・不要不急の外出自粛、飲食店等の営業時間の短縮(～20時)、大規模集客施設及びイベント関連施設等の営業時間の短縮、イベントの開催制限等を要請 	21日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>まん延防止等重点措置を7月11日まで実施</u> ・BCPは引き続き7月11日まで発動 ・区立施設等の対応を延長(～7月11日) ・12～64歳の方へクーポン券(接種券)発送

5. 第5期(令和3年7月～令和3年11月)

月	国など	東京都	杉並区
7月	総務省「新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部」の設置 (ワクチンの円滑な接種の推進、課題の対応に係る国と自治体間の連絡調整を支援する)		1日 60～64歳の方、基礎疾患を有する方等のワクチン接種予約受付開始

			4日	東京都議会議員選挙	4日	感染防止対策を施して東京都議会議員選挙を実施
					6日	12～39歳の方のワクチン接種予約受付開始
					7日	一般会計補正予算(第6号)成立
			11日	<u>まん延防止等重点措置の終了</u>	11日	<u>まん延防止等重点措置の終了</u>
12日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態措置の実施期間を8月22日まで延長、対象区域を2都県に変更(1都追加)</u> ・<u>まん延防止等重点措置の実施期間を8月22日まで延長、対象区域を4府県に変更(6都道府県解除)</u> 	12日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態措置を8月22日まで実施</u> ・不要不急の外出、酒類等を提供する飲食店等の休業、大規模集客施設及びイベント関連施設等の営業時間の短縮、イベントの開催制限等を要請 	12日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態措置を8月22日まで実施</u> ・BCPは引き続き8月22日まで発動 ・区立施設等の対応を延長(~8月22日) 	
15日	国内の累計死者数が15,000人を超える				14日	<ul style="list-style-type: none"> ・40～59歳の方のワクチン接種予約受付開始 ・高千穂大学でPCR検査バスによるモニタリング検査開始(8月以降の実施については要検討)
19日	ワクチン接種対象年齢を12歳以上に拡大				15日	明治大学和泉キャンパスでPCR検査バスによるモニタリング検査開始(8月以降の実施については要検討)
23日	東京2020オリンピック競技大会開幕(~8月8日)					
26日	ワクチン接種証明書の申請受付開始	26日	都内の累計感染者数が20万人を超える	26日	ワクチン接種証明書の申請受付開始(当面の間は郵送による対応)	
8月	2日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態措置の実施期間を8月31日まで延長、対象区域を6都県に変更(4府県追加)</u> ・<u>まん延防止等重点措置の対象区域を5道府県に変更(5道府県追加・4府県解除)</u> 	2日	<u>緊急事態措置の実施期間を8月31日まで延長</u>	2日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態措置の実施期間を8月31日まで延長</u> ・区立施設等の対応を延長(~8月31日) ・区内の累計感染者数が1万人を超える
	3日	厚労省が重症者・重症化リスクの高い人以外は原則自宅療養の方針を示す				

7日	国内の累計感染者数が100万人を超える				
8日	<ul style="list-style-type: none"> 世界の累計感染者数が2億人を超える まん延防止等重点措置の対象区域を13道府県に変更(8県追加) 	8日	都内の累計感染者数が25万人を超える		
		13日	1日あたりの新規感染者数5,908人(第5波のピーク)	19日	ワクチンロス対応申請受付開始
20日	<ul style="list-style-type: none"> <u>緊急事態措置の実施期間を9月12日まで延長、対象区域を13都府県に変更(7府県追加)</u> <u>まん延防止等重点措置の対象区域を16道県に変更(10県追加・7県解除)</u> 1日あたりの新規感染者数25,978人(第5波のピーク) 	20日	<u>緊急事態措置の実施期間を9月12日まで延長</u>	20日	<ul style="list-style-type: none"> <u>緊急事態措置の実施期間を9月12日まで延長</u> 8月31日までとしていた区立施設等の対応を9月12日まで延長
		22日	病床が逼迫した際に、入院待機となった患者を一時的に受け入れる「TOKYO入院待機ステーション」運用開始		
		23日	軽症等の方を一時的に受け入れ、酸素投与等を行う「酸素ステーション」運用開始		
24日	東京2020パラリンピック競技大会開幕(～9月5日)				
27日	<ul style="list-style-type: none"> <u>緊急事態措置の対象区域を21都道府県に変更(1道7県追加)</u> <u>まん延防止等重点措置の対象区域を12県に変更(4県追加・8道県解除)</u> 全国の自宅療養者数が10万人を超える 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを示す 				

9月	1日	国内の累計感染者数が150万人を超える	1日	都内の累計感染者数が35万人を超える	1日	区内3か所に「自宅療養者支援ステーション」を設置（～9月30日）
	13日	・緊急事態措置の実施期間を9月30日まで延長、対象区域を19都道府県に変更（2県解除） ・まん延防止等重点措置の対象区域を8県に変更（2県追加・6県解除）	13日	緊急事態措置の実施期間を9月30日まで延長	13日	・緊急事態措置の実施期間を9月30日まで延長 ・区立施設等の対応を延長（～9月30日）
	30日	東京都を含む全ての区域で緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了	30日	緊急事態措置の終了	24日	一般会計補正予算（第7・8号）成立
10月	1日	厚生労働省「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」発表	1日	・「東京都におけるリバウンド防止措置」（～10月24日） ・飲食店等の営業時間の短縮（～21時）、イベントの開催制限等を要請、大規模集客施設及びイベント関連施設等の営業時間短縮の協力を依頼	1日	区立施設等の利用時間原則21時まで
	4日	菅内閣が総辞職し、岸田内閣が発足	7日	「東京都中和抗体薬治療コールセンター」設置（中和抗体薬：重症化を防ぐための点滴治療）		
	14日	衆議院解散	25日	・「基本的対策徹底期間」（～1月10日） ・基本的な感染防止策の徹底について協力依頼、イベントの規模要件に沿った開催の要請	25日	「基本的対策徹底期間」への移行に伴い、区立施設等の運営時間の制限を終了し、通常運営とする
	31日	衆議院議員選挙	31日	衆議院議員選挙	31日	感染防止対策を施して衆議院議員選挙投票を実施
	11月			1日	ワクチン接種記録登録アプリ「TOKYO ワクシオン」サービス提供開始	5日

	8日	外国人の新規入国制限の見直し（商用目的等及び長期間滞在の新規入国を認める）	8日	助産師による自宅療養中の妊産婦への健康観察を実施	
			15日	東京都宿泊療養申込窓口の開設による直接申込の開始	
	19日	・子育て世帯への臨時特別給付金（子ども1人あたり10万円相当）の支給を閣議決定 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）の支給を閣議決定			
	26日	・世界保健機関(WHO)が南アフリカなどで検出された変異ウイルスを「オミクロン株」と命名 ・1日の入国者数の上限を3,500人程度から5,000人程度に拡大			
	30日	・国内で初めてオミクロン株の感染を確認（入国者） ・外国人の新規入国を原則停止			

6. 第6期（令和3年12月～令和4年6月）

月	国など	東京都	杉並区			
12月	1日	・1日の入国者総上限を3,500人目途に引き下げ ・ワクチン接種（3回目）の開始	1日	・全般的な医療提供体制について助言を得るため、専門家からなる「新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボード」設置 ・「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」（病床の状況、新規陽性者数から判断したレベル分類に応じた対応を実施）	3日	一般会計補正予算（第10・11・12号）成立
	20日	デジタル庁が「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」の運用開始	20日	自宅療養者への健康観察を実施する医療機関に対する支援事業開始	20日	一般会計補正予算（第13号）成立 二酸化炭素濃度測定器（CO2モニター）を区内飲食店に配布することを決定

	22日	国内で初めてオミクロン株による市中感染を確認			
	24日	新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐ飲み薬（モルヌピラビル）を特例承認	24日	都内で初めてオミクロン株による市中感染を確認	
			25日	PCR 等検査無料化事業の開始	
					27日
					子育て世帯への臨時特別給付金（10万円）を対象者へ一括支給
1月	1日	国内の累計感染者数 1,728,584人	1日	都内の累計感染者数 383,138人	1日
	7日	世界の累計感染者数が3億人を超える			
	9日	<u>3県に対し、まん延防止等重点措置を1月31日まで実施</u>			
			11日	「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」 （基本的な感染防止対策の徹底、飲食店の同一卓の案内を4人以内とするよう協力依頼）（～1月31日）	
					13日
					14日
	14日	濃厚接触者の待機期間縮小（14日間→10日間）			医療機関従事者等へ3回目クーポン券（接種券）を発送
			17日	感染拡大時に自宅療養者への往診体制を強化する事業開始を公表	17日
				19日	
19日	<u>まん延防止等重点措置の対象期間を2月13日まで延長</u>			・一般会計補正予算（第14号）成立 ・荻窪子どもセンター閉鎖（～3月31日）	
20日	国内の累計感染者数が200万人を超える				
21日	・ <u>まん延防止等重点措置の対象地域を16都県に変更（13都県追加）</u> ・5歳から11歳の小児に対するワクチンを特例承認	21日	・ <u>まん延防止等重点措置を2月13日まで実施</u> ・飲食店の営業時間の短縮、イベントの規模要件に沿った開催を要請	21日	
				22日	
				区内の累計感染者数が2万人を超える	

	24日	感染急拡大時の対応として、濃厚接触者が有症状となった場合に、検査をせずに医師の判断で陽性診断を行うことを認める（みなし陽性）			24日	・桃井原っぱ公園仮設会場にてPCR等検査無料化事業を開始（～2月20日） ・75歳以上及び64歳以下の方等へ3回目クーポン券（接種券）発送
	25日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を2月20日まで延長</u>	25日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を2月20日まで延長</u>	25日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を2月20日まで延長</u>
	27日	<u>まん延防止等重点措置の対象区域を34都道府県に変更（18道府県追加）</u>	27日	都内の累計感染者数が50万人を超える		
	31日	オミクロン株に対応するため、自衛隊大規模接種会場を東京と大阪に設置	31日	・「自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）」開設 ・感染拡大時療養施設申込窓口の設置		
2月	2日	濃厚接触者の待機期間縮小（10日間→7日間）	2日	1日あたりの新規感染者数20,039人（第6波ピーク）		
	3日	<u>・まん延防止等重点措置の実施期間を2月27日まで延長</u>	3日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を2月27日まで延長</u>	3日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を2月27日まで延長</u>
	5日	<u>・まん延防止等重点措置の対象区域を35都道府県に変更（1県追加）</u> ・1日あたりの新規感染者数104,520人（第6波ピーク）			4日	子ども・子育てプラザ休業（～2月13日）
	9日	世界の累計感染者数が4億人を超える	8日	・濃厚接触者への抗原定性検査キットの無料配布事業開始		
	10日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を3月6日まで延長</u>	10日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を3月6日まで延長</u>	10日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を3月6日まで延長</u>
	12日	<u>まん延防止等重点措置の対象区域を36都道府県に変更（1県追加）</u>				
					14日	郷土博物館、各図書館、子ども・子育てプラザ休業延（～3月6日）

	21日	<u>まん延防止等重点措置の対象区域を 31 都道府県に変更 (5 県解除)</u>			18日	小児 (5~11 歳) ヘタクーポン券 (接種券) 発送
3月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の入国者総数の上限を引き上げ (3,500人→5,000人) ・一定条件のもと、入国者の待機免除や待機期間短縮を実施 ・国内の累計感染者数が500万人を超える 	1日	都内の累計感染者数が100万人を超える	3日	一般会計補正予算 (第15号・第16号) 成立
	7日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を3月21日まで延長、対象区域を18都道府県に変更 (13 県解除)</u>	7日	<u>まん延防止等重点措置の実施期間を3月21日まで延長</u>	7日	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>まん延防止等重点措置の実施期間を3月21日まで延長</u> ・郷土博物館・各図書館・子ども子育てプラザ休業延長 (~3月21日)
	14日	1日の入国者総数の上限を引き上げ (5,000人→7,000人)			16日	令和4年度一般会計補正予算 (第1号) 成立
	21日	<u>全ての区域においてまん延防止等重点措置の終了</u>	21日	<u>まん延防止等重点措置の終了</u>	21日	<u>まん延防止等重点措置の終了</u>
				22日	「リバウンド警戒期間」 飲食店の同一卓の案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力依頼、イベントの規模要件に沿った開催を要請 (~4月24日)	22日
					31日	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の累計感染者数が5万人を超える ・「リバウンド警戒期間」 (~4月24日) ・区立施設等は通常運営を継続
4月	10日	1日の入国者総数の上限引き上げ			9日	12~17歳の方への3回目接種開始

		(7,000人→10,000人)				
	13日	世界の累計感染者数が5億人を超える				12日 桃井原っぱ公園仮設会場にてPCR等検査無料化事業開始(～4月24日) 14日 立正佼成会法輪閣にてPCR等検査無料化事業開始(～4月24日) 21日 一般会計補正予算(第2号)成立
			25日	「リバウンド警戒期間における取組」延長 飲食店の同一卓を8人以内に変更(～5月22日)		
5月	23日	基本的対処方針変更 (屋外で会話がいない場合のマスク着用を不要とする変更など)	18日	都内の累計感染者数が150万人を超える	13日	4回目接種の5月接種対象者へクーポン券(接種券)発送
	24日	文部科学省「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」通知 (体育の授業ではマスクを不要とするなど)	23日	「5月23日以降の取組」 基本的な感染防止対策の徹底について協力依頼、イベントの規模要件に沿った開催を要請	23日	4回目接種の6月接種対象者へクーポン券(接種券)発送 (以降は4回目接種が可能となる1ヶ月前に接種券を発送)
	25日	ワクチン4回目接種開始			31日	1月13日から発動していたBCPの停止
	1日	1日あたりの入国者総数の上限を引き上げ (10,000人→20,000人)				
6月	10日	外国人観光客を約2年ぶりに再開(ツアー客のみ)	10日	都内観光促進事業「もっと楽しもう!Tokyo!Tokyo!」 (「もっとYokyo」) トライアル予約開始 (～7月31日)	9日	一般会計補正予算(第3号)成立

					22日	JR 高円寺駅北口広場及び阿佐ヶ谷駅南口広場にてPCR 等検査無料化事業開始（～7月31日まで）
					30日	小児（5～11歳）への接種における集団接種会場を閉鎖し、区内の医療機関における個別接種実施へ

7. 第7期（令和4年7月～令和4年9月）

月	国など		東京都		杉並区	
7月	10日	参議院議員選挙	10日	参議院議員選挙	10日	感染防止対策を施して参議院議員選挙投開票を実施
	15日	・基本的対処方針変更 （新たな行動制限は行わない方針） ・国内の累計感染者数が1,000万人を超える				
	22日	濃厚接触者の待機期間縮小（7日→5日）				
	23日	1日あたりの新規感染者数が20万人を超える	27日	都内の累計感染者数が200万人を超える		
			28日	1日あたりの新規感染者数40,395人（第7波ピーク）過去最多		
8月			1日	新型コロナを疑う症状がある方への抗原定性検査キットの無料配布事業開始	1日	・7月31日までとしていたPCR等検査無料化事業の期間延長（都のPCR等検査無料化事業が継続する間） ・優先度の高い業務や保健所業務等への応援体制を強化するため、BCPを発動
			3日	「東京都陽性者登録センター」の開設		
			11日	都内の累計感染者数が250万人を超える	12日	区内の累計感染者数が10万人を超える
	19日	1日あたりの新規感染者数261,735人（第7波ピーク）過去最多				

					22日	抗原定性検査キットの無料配布事業開始
9月	7日	<ul style="list-style-type: none"> 陽性者の療養期間が短縮(10日→7日) 陽性者について、症状軽快から24時間経過又は無症状の場合、必要最小限の外出を容認 入国者総数の引き上げ(20,000人→50,000人) 	1日	「もっと Tokyo」本格予約開始(～9月30日)		
	8日	基本的対処方針変更(「With コロナに向けた政策の考え方」が決定)	7日	都内の累計感染者数が300万人を超える		
	10日	国内の累計感染者数が2,000万人を超える				
	20日	オミクロン株対応ワクチン接種開始	13日	「感染拡大防止の取組」基本的な感染防止対策の徹底について協力依頼、イベントの規模要件に沿った開催を要請		
	26日	全国一律で保健所への発生届出対象者を限定化(全数届出の見直し)	22日	オミクロン株対応ワクチン接種開始(予約は20日開始)		
			26日	発生届出対象者を限定化(全数届出の見直し)		
					29日	一般会計補正予算(第4号・第5号)成立
					30日	BCPの停止

8. 第8期(令和4年10月～令和5年5月)

月	国など	東京都	杉並区
10月	<ul style="list-style-type: none"> 入国者総数上限の撤廃、入国時検査の廃止など水際対策が大幅に緩和 全国旅行支援開始(～12月27日) 		

					12日	5月、6月に4回目接種を受けた方へ、5回目接種のクーポン券（接種券）発送
					19日	・一般会計補正予算（第6号）成立 ・7月に4回目接種を受けた方（日時会場指定対象者以外）へ、5回目接種のクーポン券（接種券）発送
	24日	乳幼児（生後6か月～4歳） 接種開始	20日	「東京都陽性者登録センター」の受付時間を24時間に拡大	24日	7月に4回目接種を受けた60歳以上の方（日時会場指定対象者）へ、5回目接種のクーポン券（接種券）発送
			26日	「Go To Eat キャンペーン」 デジタル食事券販売開始 (2年ぶりの再開)		
11月	17日	接触確認アプリ（COCOA） の機能停止	10日	「Go To Eat キャンペーン」 アナログ食事券販売開始		
	18日	地域の実情に応じて都道府 県が発出する「医療ひっ迫 防止対策強化宣言」及び「医 療非常事態宣言」を創設				
	22日	軽症者にも使用できる飲み 薬「ゾコーバ」を緊急承認				
	25日	基本的対処方針変更 (黙食についての記述を削 除するなど)				
	29日	学校給食について、感染対 策を講じたうえで「給食の 時間の会話も可能」と通知				
12月	2日	国内の累計死者数が5万 人を超える			3日	保健医療センター（休日等 夜間急病診療所）の急病診 療時間外において、杉並区 医師会が主体となり乳幼児 のワクチン接種を実施（～ 3月25日）

	5日	新型コロナウイルス・インフルエンザを同時に検査する一般用検査薬を承認			6日	一般会計補正予算(第7号・第8号)成立
			12日	発熱等の体調不良があり、診療や薬の処方を希望する方に対する「東京都臨時オンライン発熱診療センター」開設		
	23日	岐阜県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発出(～1月22日)				
			24日	年末年始で規制や旅行をする都民向けに、都内主要ターミナル計8ヶ所に臨時の無料PCR等検査会場を設置(～1月12日)		
			27日	1日あたりの新規感染者数22,063人(第8波ピーク)		
			29日	都内の累計感染者数が350万人を超える	28日	下高井戸おおぞら公園にてPCR等検査無料化事業開始(～3月31日)
1月	1日	国内の累計感染者数29,254,036人	1日	都内の累計感染者数3,997,108人	1日	区内の累計感染者数141,193人
	6日	1日あたりの新規感染者数246,221人(第8波ピーク)			4日	蚕糸の森公園、柏の宮公園及び井草森公園にてPCR等検査無料化事業開始(～3月31日)
	10日	全国旅行支援、割引率を見直して開始	7日	1日あたりの死亡者数85人過去最多		
	13日	・静岡県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発出(～2月10日) ・1日あたりの死亡者数491人過去最多				
	23日	1月22日までとしていた岐阜県の「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を延長(～2月12日)				

	27日	政府対策本部にて、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針を決定				
2月	5日 10日	2月12日までとしていた岐阜県の「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を前倒しで解除 3月13日から5類に移行するまでの間、マスクの着用を推奨するという取扱いを改め、着用は個人の判断に委ねることを決定				
3月	17日	文科省「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方を見直し等について」通知（児童生徒及び教職員について、マスクの着用を求めないことを基本とする）	13日	「感染拡大防止の取組」（～5月7日） マスク着用についての見直し（マスクの着脱は個人の判断とする）	13日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のマスク着用について、勤務中は着用を基本とすることとする（ただし、本人の意思に反して着脱を強いることはない） ・区立施設利用者のマスク着用について、個人の判断に委ねることとする
4月	1日 14日	「全国旅行支援」継続（予算を使い切った自治体から終了） 厚労省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」 感染者の外出は個人の判断に委ねる、濃厚接触者が特定されず外出自粛は求められない等				

5 月	8日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症、5類へ移行 ・新型コロナウイルス感染症対策本部廃止 	8日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部廃止	7日	JR 高円寺駅北口広場及び阿佐ヶ谷駅南口広場のPCR等検査無料化事業終了
					8日	杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部廃止

第2章 国・都・区の感染状況と主な取組について

1. 第1期（令和2年1月～令和2年6月）

（1）国内の感染状況等について

- 令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が集団発生した。その後、世界保健機構（WHO）により、新型コロナウイルスが検出されたことが判明した。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、短期間のうちに世界各国に感染を広げた。令和2年1月15日には日本国内で初の感染者が確認され、1月28日に新型コロナウイルスによる肺炎が「指定感染症」に指定された。
- 2月以降、感染者が急増したため、政府は「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を策定し、大規模なイベントの中止等を要請するとともに、3月2日から春季休業開始日の前日まで全国の小中学校等に対し臨時休業を要請した。
- 3月に入り、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法という。）の改正により、新型コロナウイルス感染症が同法の適用対象となり、3月26日、特措法第15条第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置された。
- 4月1日、政府はマスクの不足に対応するため、全国すべての世帯に布マスク2枚ずつを配布する方針を表明した。（4月12日の週から都市部優先で郵送開始）
- 4月2日には、全国の小中学高校等の臨時休業の要請を5月6日まで延長することを決定した。
- 4月7日に東京都を含む7都道府県に対し、特措法32条に基づく緊急事態宣言を発出（4月16日に対象区域を全国に拡大）、緊急事態措置を5月6日まで実施することとした。（その後5月31日まで延長された。）
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う、特別定額給付金事業の実施が決定された。
- 感染者が4月11日をピーク（第1波）に減少傾向となったことを踏まえ、5月14日には39県、5月21日には2府1県で緊急事態宣言を解除し、5月25日には東京都を含む残りの5都道県でも解除となった。

（2）東京都内の感染状況等について

- 東京都では、令和2年1月24日に初の感染者が確認された。
- 1月29日に都民の不安に応える電話相談窓口を設置したが、基本的感染防止対策としてマスクや消毒液の需要が急増したこと等により、マスク等物資の不足が生じ、混乱が深刻化した。
- 1月30日「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置された。
- 2月28日には国の要請を受け、都内の小中学校等について、3月2日から春季休業開始日の前日までの臨時休業を決定した。
- 3月26日、特措法第22条の規定に基づき、「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置された。
- 東京都は、4月7日からは緊急事態措置として、幅広い業種への休業要請や都民への外出自粛

等の要請を実施した。4月末からの大型連休を「いのちを守る STAY HOME 期間」として広く呼びかけ、緊急事態宣言が解除された後も6月18日まで不要不急の外出自粛要請を行ったりするなど、徹底した外出自粛を呼び掛けた。

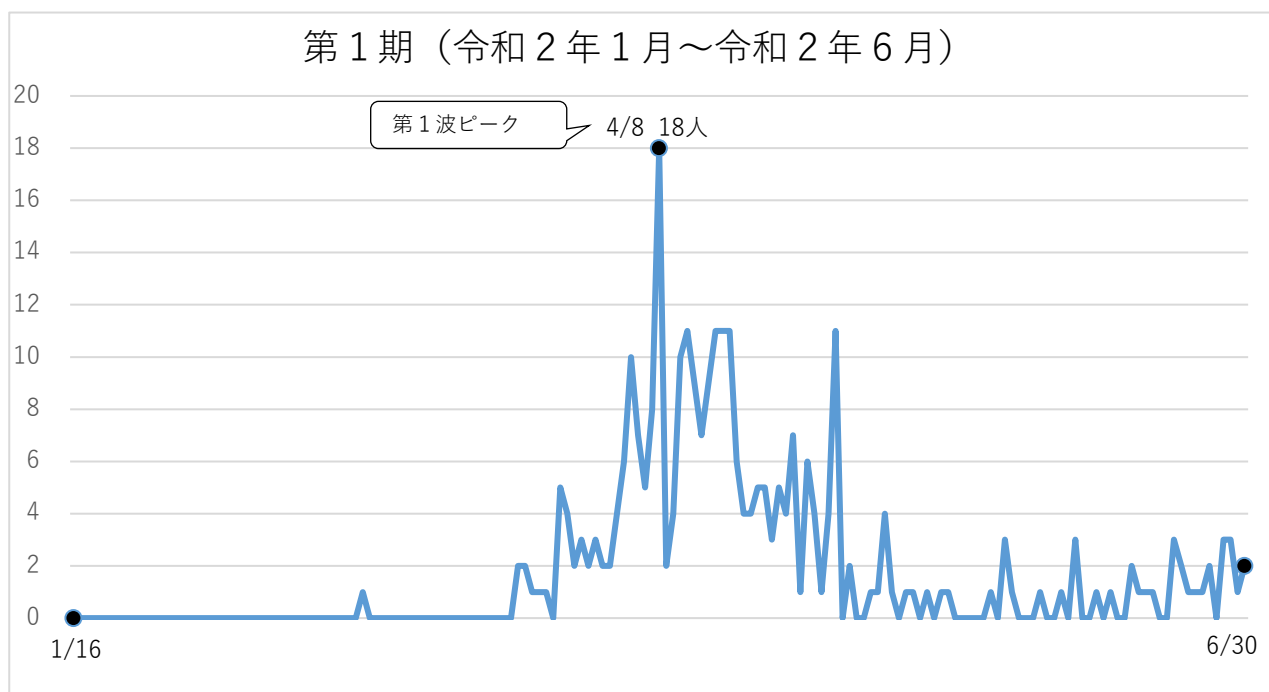
(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について

- 令和2年1月30日、国が「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した同日に、杉並区も副区長を本部長とする「杉並区健康危機管理対策本部」を設置し、「第1回杉並区健康危機管理会議」を開催し、平成26年9月に定めた「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」を準用して対応することとした。
- また、ウイルスの毒性や感染力といった特性が明らかになっておらず、当面は国などが周知している一般的な感染症対策への対応に従って対策を積極的に推進することとした。
- 2月上旬から、区立施設の感染予防対策として区立施設の入口に手指消毒剤の配置、窓口対応職員・介助等で施設利用者と密接に接触する職員にはマスクの配布を行った。
- 2月6日には、新型コロナウイルス感染症の相談に対応するため「杉並区帰国者・接触者相談センター」を設置した。
- 東京都内でマスク不足が深刻化していた中で、2月10日、区の交流自治体であり、災害時相互援助協定を締結している福島県南相馬市から使い捨てマスク54,600枚の寄贈を受けた。
- 2月20日、区内の医療機関から新型コロナウイルス感染症の症例2件が報告されたことを区ホームページで公表した。
- 2月20日開催「第6回杉並区健康危機管理会議」でイベント・講演会等や集会施設等の使用における「区事業における新型コロナウイルスへの当面の対応について」を決定した。参加者が特定できる行事（卒業式等）については、原則として実施を可とすることや、集会施設等の使用者が新型コロナウイルス感染症を理由としてキャンセルを行う場合は、キャンセル料の免除を行うことなどを定めた。
- 区民生活における様々な課題に対応するため、2月28日、「杉並区危機管理対策本部」を設置し、会議を開催、区立小中学校の臨時休業を決定した。
- 3月3日開催「第3回杉並区危機管理対策本部会議」でイベント・講演等の原則中止及び延期、集会施設等の使用における対応等を決定した。
- 3月25日都知事が週末の不要不急の外出自粛要請を行ったことに伴い、3月26日開催「第10回杉並区危機管理対策本部会議」で区立施設の臨時休業等を決定した。
- 3月26日、杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、区長を本部長とする「杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。3月30日「第1回杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、感染症対策をさらに加速度的に進める必要があること、区民の生命・安全を守るため組織一丸となって対応することを決定した。
- 4月1日付け東京都教育委員会より、公立学校の臨時休業期間を4月6日から5月6日までとする通知があったため、4月2日開催「第3回杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で区立学校の臨時休業を決定した。
- 4月3日開催「第4回杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で区立施設・区民相談等の4月13日以降の当面の対応として4月13日から5月6日まで、イベント・講演等の原則中止または延期、施設の休止等を決定した。
- 4月7日に発出された緊急事態宣言に伴い「杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ等編】」を発動した。また、いわゆる3密状態の改善が困難な西荻及び高井戸区民事務所を4月13日

から5月6日までの間、臨時閉鎖することとした。

- 4月17日開催「第9回杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部会議」でひっ迫する杉並保健所への職員の応援体制（20人）を決定した。
- 国の特別定額給付金事業が実施されることとなり、区民生活部内に専管組織を設置し、区役所本庁舎内に執務場所を確保し対応することを4月22日開催「第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で決定した。給付金は対象者1人につき10万円とされ、5月11日にオンライン申請、5月22日に郵送申請の受付を開始した。
- 感染者数は、4月8日をピーク（第1波）に減少傾向となった。
- 区民から新型コロナウイルス感染症対策に寄附をしたいとの意見・要望が多数寄せられていることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策寄附金を創設し、5月1日から受け入れを開始した。
- 4月27日、5月7日以降の区立学校の対応について、事前に学校、保護者等に十分な周知を行うことが難しいことから、臨時休業を5月10日まで延長した。
- 5月7日、緊急事態宣言の延長等に伴い、区立学校の臨時休業を5月31日まで延長することを決定した。
- 5月25日、東京都における緊急事態措置が終了となったことに伴い、区の業務継続計画は停止した。
- 5月27日開催「第16回杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で感染症防止対策を施したうえで、各施設やイベント等を再開することを決定した。
- 5月4日以降6月中旬までは、感染者数が1日5人未満の日が続いていたが、6月下旬から徐々に増加の兆しを見せ始めた。

第1期（令和2年1月～令和2年6月）



新規陽性者数（累計）：294人

※日曜・祝日は検査機関や医療機関が休業しているため、検出数に反映されません。

2. 第2期（令和2年7月～令和2年11月）

（1）国内の感染状況等について

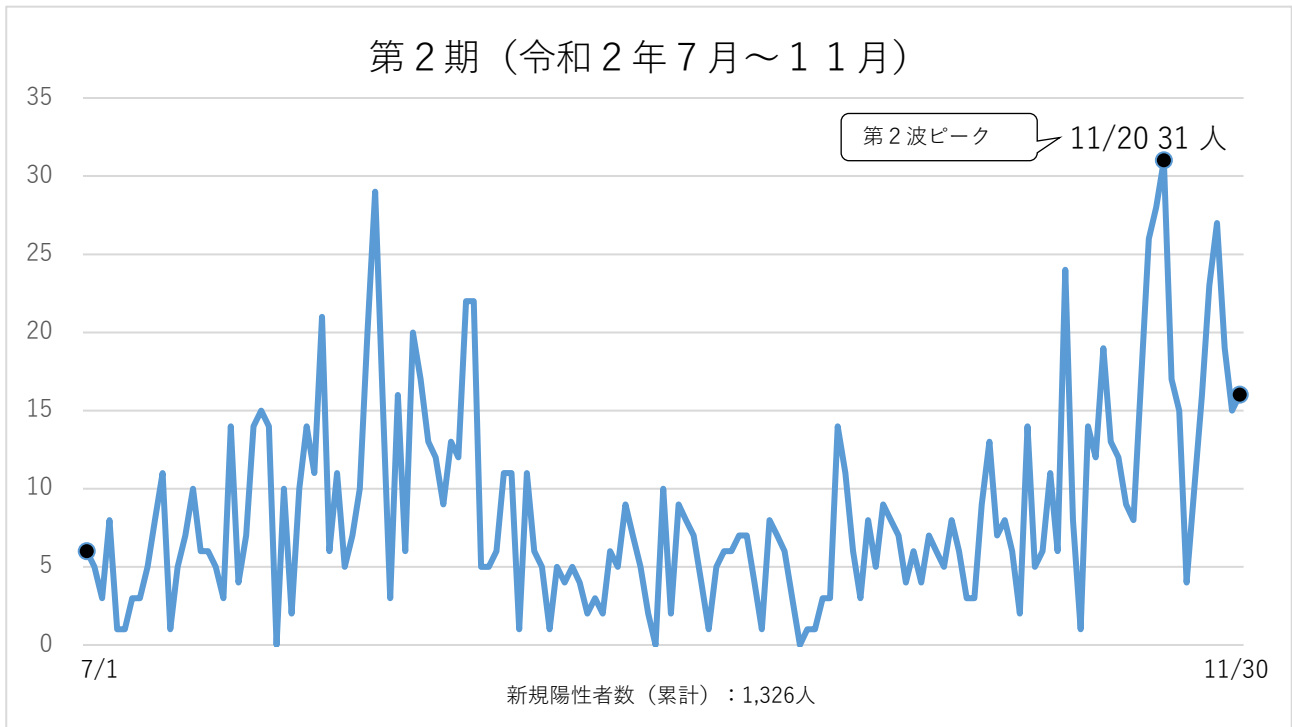
- 新型コロナウイルスの特性が徐々に明らかになり、重傷者や死亡者をできる限り抑えつつ社会活動を継続・再開する必要があるという認識が社会的に広まる中、6月下旬頃から、大都市の繁華街を中心に再び新規感染者が増加し始めた。
- 令和2年8月7日時点で、国内における1日の新規感染者数が1,606人を記録し、4月のピーク時の約2倍以上となった（第2波）。全国的な感染再拡大により、一部の地域では病床が不足する事態が生じた。
- 新規感染者数は、8月上旬をピークに徐々に減少していくが、10月下旬以降に再び新規感染者数が急増した。

（2）東京都内の感染状況等について

- 令和2年5月25日の緊急事態措置の終了から1か月程度経過した6月下旬から、接待を伴う飲食店などいわゆる「夜の街」を中心とした感染者が急速に増加し、8月1日には都内の新規感染者数が最多の472人に上った（第2波）。
- 第1波を超える新規感染者の発生により保健所業務がさらにひっ迫することとなったため、東京都は都内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象を絞って営業時間の短縮を要請した。
- しかし、その後も十分に感染者を抑え込むことができず、10月下旬頃から急激に感染が拡大していった。

（3）杉並区内の感染状況と区の主な取組について

- 令和2年5月25日に緊急事態措置が終了した後、区内の感染者数は抑えられていたが、6月下旬から再び増加に転じた。
- 文化・芸術の場と活動の支援（すぎなみアート応援事業）として、コロナ禍で打撃を受けた文化・芸術活動を守るため、新たな助成金を創設するとともに、友好提携を結ぶ日本フィルへの活動助成を行った。（6月から申請受付開始）
- 区独自で、接待を伴う飲食店（バー、キャバレー、スナック等）を対象とした研修会兼意見交換会を8月5日、7日に実施し、具体的な感染防止策等を周知した。
- 新規感染者は8月8日をピーク（第2波）に一時落ち着くが、11月中旬から再び感染が拡大していく。
- 新型コロナウイルス感染症が再び拡大することに備え、業務優先度を明確にするるとともに、必要な応援体制を構築するため、10月9日、杉並区業務継続計画【新型コロナウイルス感染症対策用】を策定した。
- 11月7日、8日、感染防止対策を講じた上で、「すぎなみフェスタ2020 ～みんなの「ありがとう」を届けよう」を桃井原っぱ公園で開催した。イベント内容を縮小し、新型コロナウイルス感染症の対策に従事された医療・福祉等従事者に対し、感謝の気持ちを表す機会とした。



3. 第3期（令和2年12月～令和3年3月）

（1）国内の感染状況等について

- 新規感染者は8月7日をピーク（第2波）に一時落ち着くが、11月中旬から再び感染が拡大していく。
- 12月には首都圏を中心に新規陽性者数が過去最多の状況が継続するなど感染拡大が収まらない状況となり、令和3年1月7日に4都県に対し、2回目の緊急事態宣言を発出した。
- 国内の1日の新規感染者数が7,945人となった1月8日をピークに緩やかに減少し始めたが、2月以降も入院患者数や重症者数の減少が見られないことから緊急事態宣言は2度延長され、最終的に3月21日に解除となった。

（2）東京都内の感染状況等について

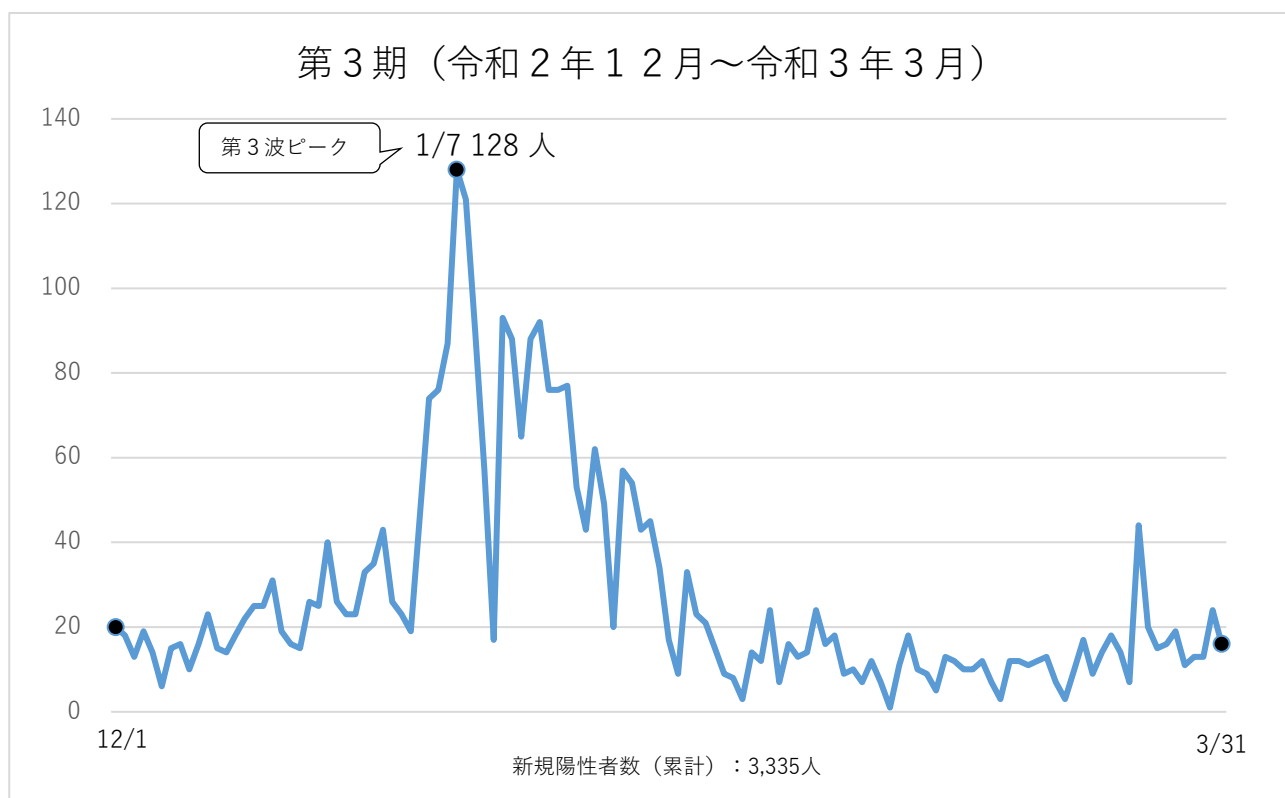
- 1月7日には新規感染者数が2,520人となった（第3波）。
- 1月7日に2度目の緊急事態宣言が発出され、都は1月8日から飲食店等に対する時短営業要請等の緊急事態措置を実施した。
- 1月中は新規感染者数が1,000人を超えることが多かったが、2月以降緩やかに減少し始め、3月21日に緊急事態措置を終了した。

（3）杉並区内の感染状況と区の主な取組について

- 医療従事者に対し感謝と慰労の意を表し、激励するため、区内基幹4病院からの要望を踏まえて令和2年12月にお菓子とキッチンカーによる昼食の無償提供を行った。
- 令和3年1月には、北海道名寄市や群馬県東吾妻町などの交流自治体と区内障害者施設で製作した焼き菓子や和菓子の詰め合わせに、区立小学校の児童から寄せられた応援メッセージを添え、障害者施設が箱詰め作業を行い基幹4病院へ届けた。
- 「広報すぎなみ」12月15日号で年末年始の感染拡大への注意喚起を行うも、感染者数は減少

することなく、令和3年1月7日には過去最多の128人の新規感染者が発生した。

- 1月4日に開催予定の「新年賀詞交歓会」は、新型コロナウイルス拡大の影響で中止とし、区長挨拶、議長挨拶、杉並名誉区民の称号贈呈式については、YouTube 杉並区公式チャンネルでライブ配信を行った。
- 1月7日に緊急事態宣言が発出され、東京都による緊急事態措置として外出自粛要請を行ったため、区においても区立施設等の利用を原則20時までとした。
- 緊急事態宣言発出とともに杉並区業務継続計画（令和2年10月に策定した「杉並区業務継続計画【新型コロナウイルス感染症編】」）を発動した。
- 令和3年1月11日、式典の開催回数を例年の2回から4回に増やし、1回あたりの定員を約半分とするなどの感染防止対策を講じたうえで23区で唯一「令和2年度杉並区成人祝賀のつどい」を実施した。
- 令和3年3月11日感染防止対策を講じたうえで、東日本大震災が起きて10年目の節目となる「3.11を忘れない」の式典を西荻地域区民センターで開催した。
- 3月21日に東京都における緊急事態措置が終了となり、区立施設等の運営時間について原則21時までとした。



4. 第4期（令和3年4月～令和3年6月）

（1）国内の感染状況等について

- 3月21日に緊急事態宣言を解除して以降、若年層を中心に感染が再拡大してきたことから（第4波）、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正において創設した「まん延防止等重点措置」を大阪府など3府県に対し、4月5日から適用した。
- 4月以降、東京都においても感染の再拡大が始まったため、4月8日、東京都はまん延防止等重点措置の適用を国に要請し、4月12日から東京都に対してもまん延防止等重点措置が適用

された。

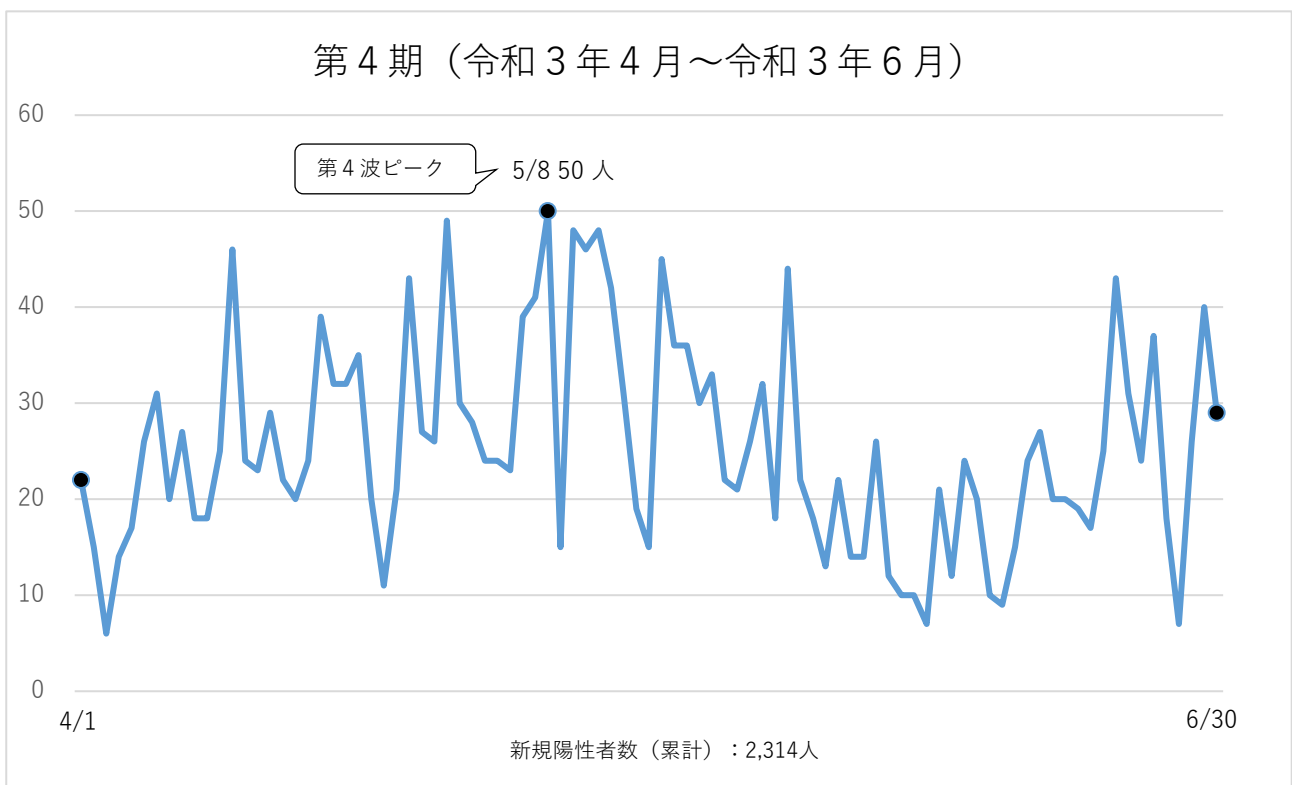
- まん延防止等重点措置適用後も都内の感染拡大に歯止めはかからず、国は4月23日に4都府県に対し、3度目の緊急事態宣言が発出した。その後、東京都を対象とする緊急事態宣言は2度の延長を経て6月20日に終了した。

(2) 東京都内の感染状況等について

- 3月21日の緊急事態措置終了後、従来型より感染力の強い変異株（アルファ株）の発生により若い世代を中心に感染が拡大し、再び感染者の増加が見られた。
- 都は国に「まん延防止等重点措置」を適用するよう要請し、4月12日から5月11日までの「まん延防止等重点措置」適用が決定した。
- 東京都は不要不急の外出自粛、イベントの開催制限等を要請したが、感染拡大を抑えることができず、4月23日に3度目の緊急事態宣言が発出され、4月25日から飲食店等に対する時短営業要請や、イベント等の無観客開催の要請等を実施した。
- 緊急事態措置は2度の延長を受けたが、感染者数は5月8日をピークに（第4波）緩やかに減少し、6月20日に緊急事態措置が終了となり、まん延防止等重点措置に移行した。

(3) 杉並区内の感染状況と区的主要な取組について

- 4月12日から23区と多摩地域の一部が「まん延防止等重点措置」適用の対象となり、東京都が行動制限を要請したことを受け、区では区立施設について原則20時までの運営と決定した。
- その後も感染者数が拡大し、東京都に緊急事態宣言が発令された。4月25日から開始した緊急事態措置では、区立施設の運営及びイベント・講演会等について、適切な感染防止対策を図ったうえで運営・実施し、区立施設等の運営は20時までとした。
- 新規感染者数は徐々に減り、6月20日をもって緊急事態措置は終了しまん延防止等重点措置に移行したが、区立施設の原則20時までの運営時間短縮は継続した。



5. 第5期（令和3年7月～令和3年11月）

（1）国内の感染状況等について

- 7～8月にかけて新型コロナウイルスのデルタ株への変異が急速に進み、これまでにない感染拡大が見られたため（第5波）、7月8日に緊急事態措置の対象区域に7月12日から東京都を追加することが決定された。
- 第5波では、4月から開始した高齢者に対するワクチン接種の進展に伴い、高齢者の感染割合は大きく低下する一方で、40～50代を中心に重症者が増加した。
- 9月に入り新規感染者が減少したため、緊急事態宣言は9月30日をもって解除となった。
- 11月30日、国内で第1号のオミクロン株の感染者が確認された。また、世界のすべての国や地域を対象に外国人の新規入国を原則停止した。

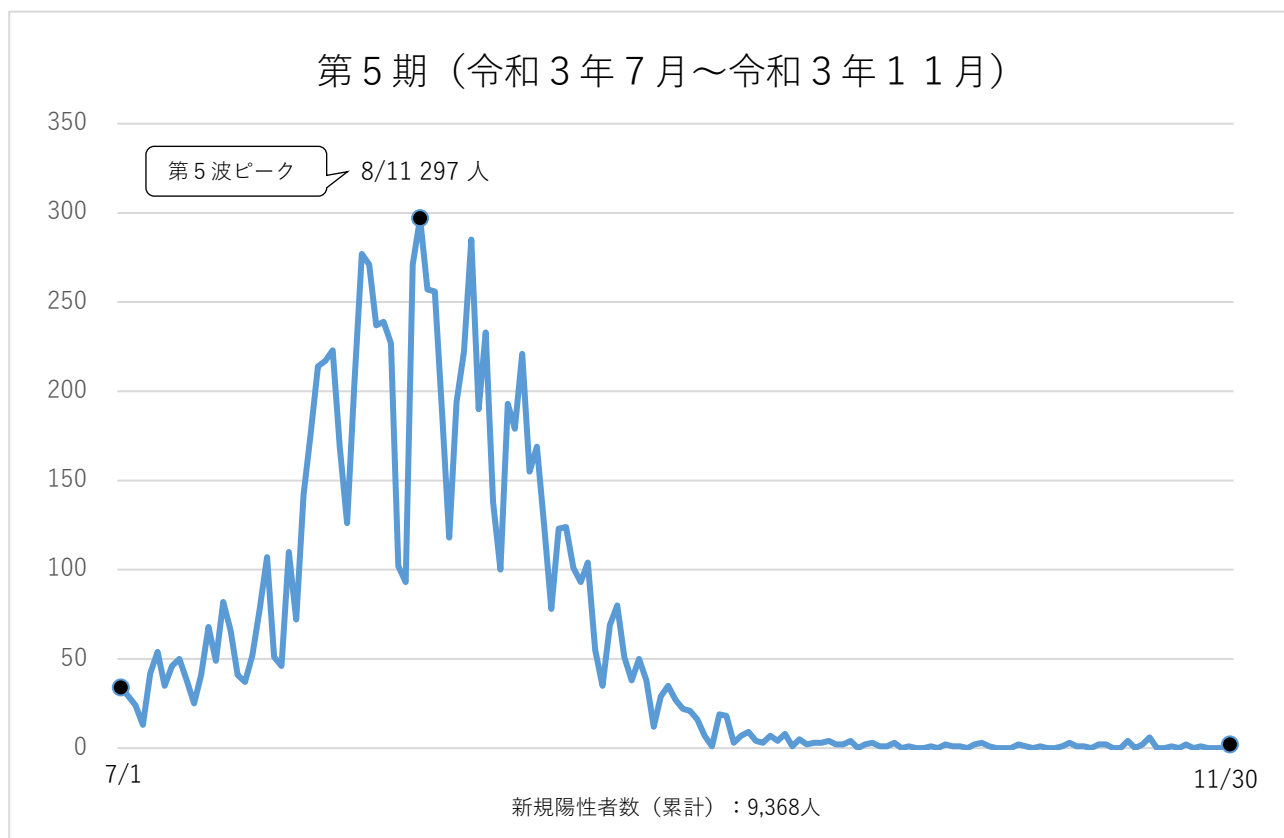
（2）東京都内の感染状況等について

- 7月に入り、感染力が強く重症化リスクの高い変異株（デルタ株）への急速な置き換わりが進行した。高齢者のワクチン接種が進んだことで、40代から60代を中心に新規感染者が急増した。
- 7月12日から再び緊急事態措置に移行し、酒類等を提供する飲食店等の休業を要請するなど強い行動制限を行ったが、感染拡大は抑えられず、8月13日に1日の新規感染者数が5,908人を記録した。病床が逼迫する中、入院待機となった感染者を一時的に受け入れる入院待機ステーションや、軽症から中等症の感染者に対して酸素投与や中和抗体薬治療等の医療を提供する酸素・医療提供ステーションを開設して、医療提供体制を強化した。
- ワクチンの大規模接種会場を増設するなど、ワクチン接種の加速化を図ることで9月以降新規感染者数が徐々に減少し、9月30日に緊急事態措置が終了した。
- 東京都は10月1日から10月24日までを「リバウンド防止措置期間」とし、飲食店等の時短営業やイベントの開催制限等の要請を行った。また、10月25日以降を「基本的対策徹底期間」とし、飲食店等の時短営業は終了、基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼した。

（3）杉並区内の感染状況と区の主な取組について

- 感染力が強く重症化リスクの高い変異株（デルタ株）への置き換わりが進行し、感染拡大が収まらない中、東京都が再び緊急事態措置に移行し、区では逼迫する保健所への応援体制の強化を引き続き行った。
- 緊急事態措置の中、8月2日に区の累計感染者数は1万人を超え、8月11日には1日の新規感染者数が297人になるなど、これまでにない感染拡大が起きた。8月8日には自宅療養者数が1,156人と最多を記録したことを踏まえ、自宅療養者支援ステーションの設置、自宅療養を支える医療体制整備事業等を決定し、自宅療養者への支援を強化した。
- 9月に入り、新規感染者数が急減したため9月30日に緊急事態措置が終了した。
- 7月12日に発出した東京都を対象とする緊急事態宣言について、9月30日に解除が決定したため、区立施設等の運営を原則21時までとすること、保健所の応援体制は引き続き実施すること、イベント・講演会については適切な感染症対策を講じた上で実施すること等を決定した。
- 東京都におけるリバウンド防止措置期間の終了後、10月25日からは区立施設等の運営について、運営時間の制限を終了し、通常運営とした。

第5期（令和3年7月～令和3年11月）



6. 第6期（令和3年12月～令和4年6月）

（1）国内の感染状況等について

- 12月中旬に国内で新たな変異ウイルス（オミクロン株）による市中感染が確認され、1月以降は第5波を超える爆発的な感染拡大となった（第6波）。
- 令和4年1月9日に、感染が拡大していた3県（広島県、山口県、沖縄県）に対し、まん延防止等重点措置が適用された。その後、対象は最大34都道府県に拡大され、2度の期間延長を経て、3月21日に終了した。
- 第5波で主流となったデルタ株から置き換わったオミクロン株は、感染力は強いが重症化リスクは低いという特性を持つため、第5波と比べて感染者数は増えたが重症者数は減少した。
- 第6波のピークを過ぎてから6月にかけて、新規感染者数は緩やかに減少していった。

（2）東京都内の感染状況等について

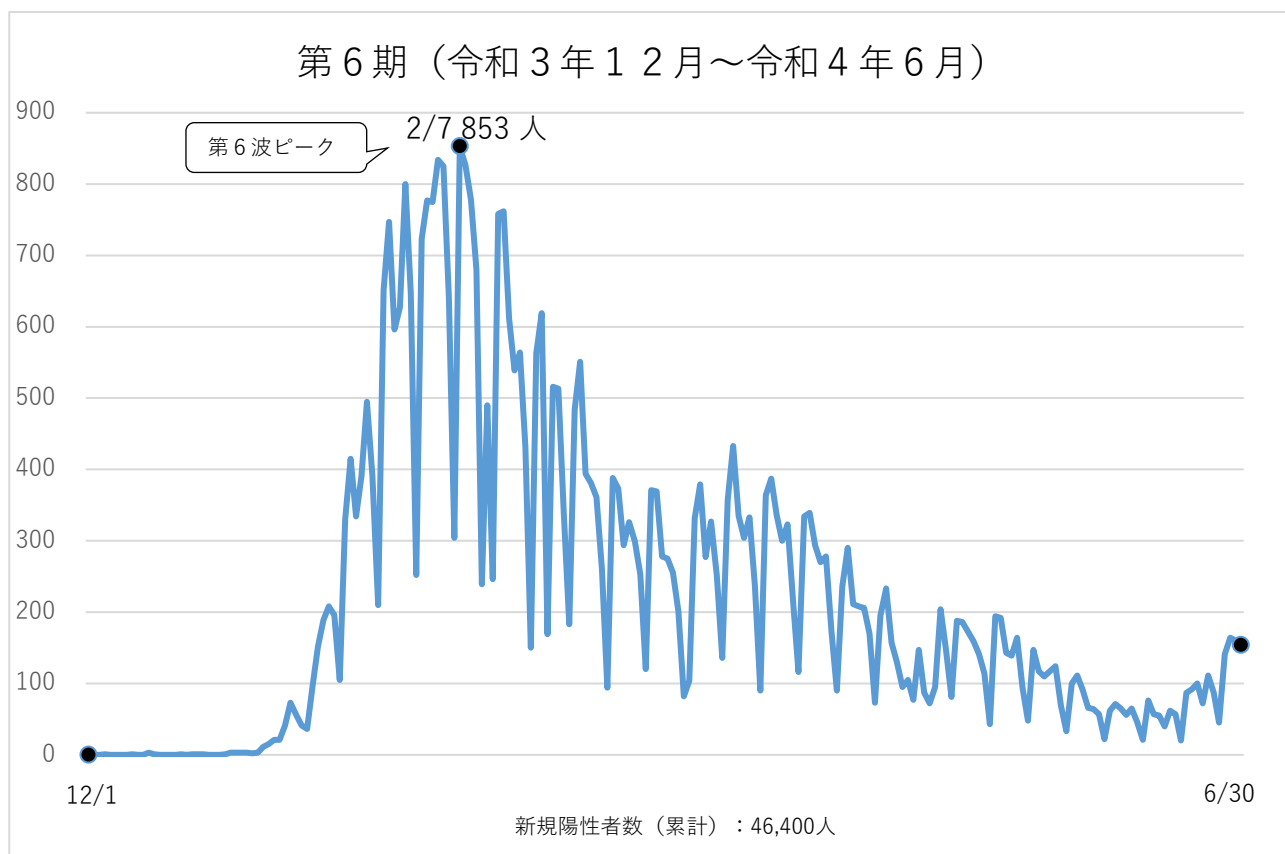
- これまでで最も感染力の強い変異株（オミクロン株）が発生し、日本でもワクチンを2回接種した方のオミクロン株感染が確認されたことを考慮し、11月30日までとされていた「基本的対策徹底期間」を1月10日まで延長した。
- 12月25日に、イベントや旅行等で陰性確認の必要がある無症状の方や感染に不安を抱える方等へのPCR検査無料化事業を開始した。しかし年末年始等で外出や飲食をする機会が増えたこともあり、東京都の新規感染者数は1月8日に、令和3年9月15日以来の1,000人超となった。そこで1月11日から1月31日まで「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を行い、都民には基本的な感染防止策の徹底について協力依頼、事業者については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力依頼した。
- その後も新規感染者数は増加し、1月22日には東京都の新規感染者数が10,000人を超えた。

1月21日からまん延防止と重点措置を実施し、飲食店等の時短営業、イベントの規模要件に沿った開催を要請した。減少が見られない自宅療養者へのサポート体制を拡充するため、自宅療養サポートセンター「うちさぼ東京」を設置し、保健所の健康観察業務等の支援を強化した。東京都の新規感染者数は2月2日に21,562人となりピークを迎えたが、それ以降減少していき、3月21日にまん延防止等重点措置は終了した。

- 3月22日から「リバウンド警戒期間」とし、飲食店等において同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼し、イベントの規模要件に沿った開催を要請することとした。4月25日以降は同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内に緩和し、「リバウンド警戒期間」は5月22日に終了し、基本的感染防止対策の徹底を継続していくこととした。

(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について

- 令和4年1月以降急激に区内感染者数が増加したため、区長の判断により1月13日にBCPを発動し、ひっ迫する保健所の応援体制を整備することを決定した。
- その後も新規感染者数は増加し、東京都のまん延防止等重点措置が決定したことを受け、杉並区では保健所の応援体制を強化するため、1月21日から郷土博物館、柿木図書館、高円寺図書館、西荻図書館の業務を停止することを決定した。
- 令和4年1月24日から東京都が主体のPCR等検査無料化事業を区内で開始し、PCR検査を希望する区民が身近な場所で速やかに検査を受けられる体制を整備した。
- 杉並区の新規感染者数は2月7日に853人とピークを迎えたが、その後減少していき、3月21日に東京都におけるまん延防止等重点措置が終了し、杉並区でも停止していた区立施設を再開し、通常通りの運営とした。また、BCPについては、保健所の応援体制を継続するため引き続き発動していたが、5月31日に停止した。



7. 第7期（令和4年7月～令和4年9月）

（1）国内の感染状況等について

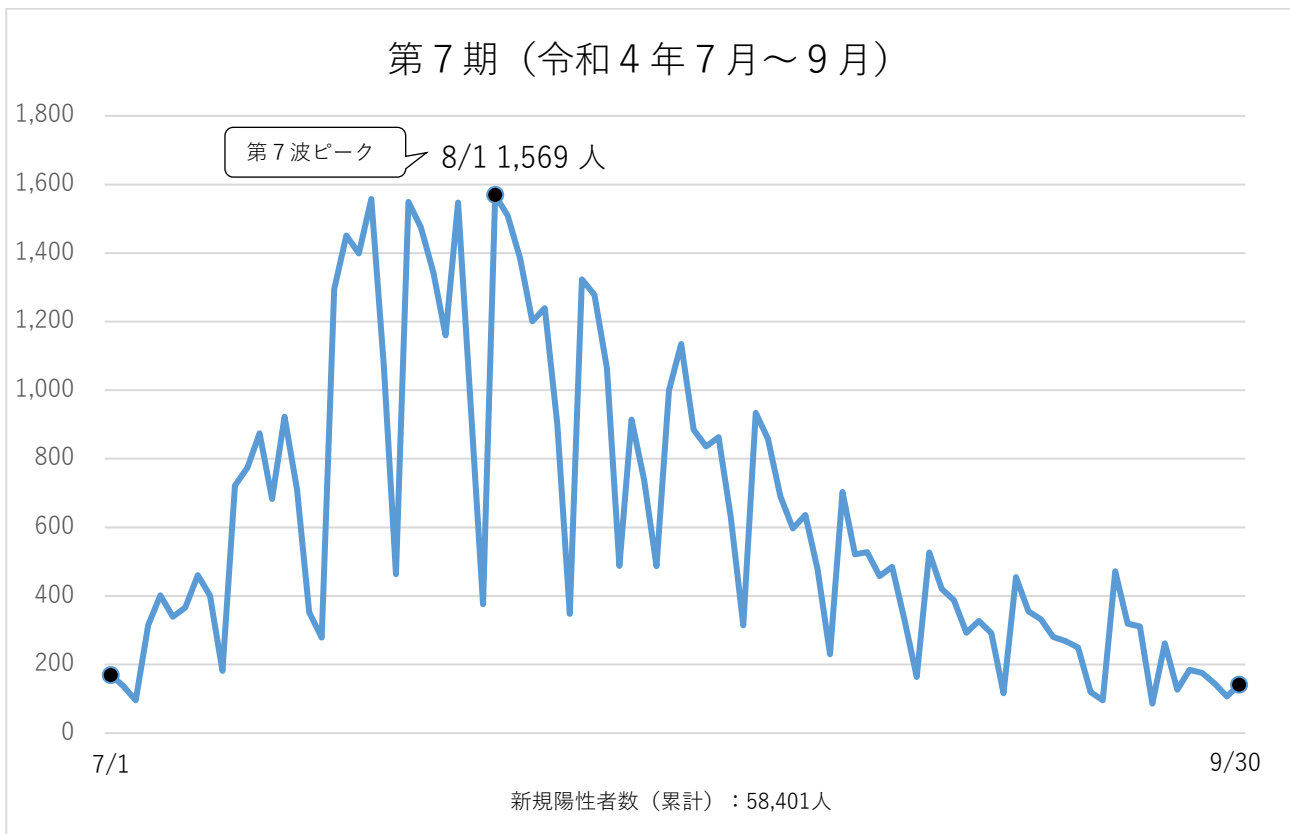
- 7月に入ってから感染が拡大し、7月23日時点で、国内における1日の新規感染者数は200,690人となり、7月下旬から8月末にかけて連日20万人前後の新規感染者が確認された（第7波）。
- 記録的な猛暑による熱中症患者の救急搬送も相まって、医療機関がひっ迫する状況となった。第7波では、かつてない感染拡大が起きていた中でも、原則として新たな行動制限は行わず、重症化リスクのある高齢者等への対策に重点を置き、感染拡大防止と社会経済活動を両立させる局面に入ったとし、緊急事態宣言やまん延等防止措置などの措置は実施されなかった。
- 9月7日には、自宅療養者の療養期間が短縮され、無症状の場合など一定の条件を満たす場合は、療養期間中であっても食料品の買い出し等の必要最低限の外出が許容されるなど、制限緩和に向けた動きが進んだ。
- さらに9月26日以降、感染症法第12条に規定する発生届の対象者について、65歳以上の方・入院を要する方・重症化リスクがあり治療が必要な方・妊婦の方の感染者数のみとする変更を行った（全数届出の見直し）。

（2）東京都内の感染状況等について

- オミクロン株が今までで最も感染力の強いBA.5系統に置き換わったことで、都内でも7月に入ってから新規感染者数が爆発的に増加した。原則として新たな行動制限は行わないという国の方針を踏まえ、営業時間短縮要請などの行動制限は行わず、コロナとの共存に向け、都民の命と健康を守る体制を充実させるとともに、感染拡大防止と社会経済活動との両立を進める方針を決定した。
- 9月13日、「感染拡大防止の取組」として、業種別ガイドラインの遵守など基本的な感染防止対策について協力を依頼した。
- 9月26日から全国一律で「全数届出の見直し」が開始されたが、東京都においては、発生届出の対象にならない発熱外来の報告数や陽性者登録センターへの診断登録数も含めて、感染者の総数及び年代も引き続き報告することとした。

（3）杉並区内の感染状況と区の主な取組について

- 6月中は感染者数が抑えられていたが、オミクロン株がBA.5系統に置き換わったことにより、7月以降再び感染者が増加し、8月1日に1,569人と第7波のピークを迎えた。優先度の高い業務や保健所業務等への応援体制を強化するため、8月1日にBCPを発動した。
- 26日から感染者の全数届出の見直しがされたことにより、医療機関及び保健所の負担も軽減されると予想されることから、BCPは9月30日をもって停止し、保健所への応援体制は引き続き実施し、区立施設の通常通りの運営を継続することとした。



8. 第8期（令和4年10月～令和5年5月）

（1）国内の感染状況等について

- 11月以降再び感染の拡大が始まった。地域によっては第7波ピーク時の新規感染者数を超える自治体もあった（第8波）。
- 季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される中、基本的対処方針から「黙食」に関する記載を削除するなど、さらなる制限緩和が進められた。
- 新規感染者数は1月6日の246,221人をピークに徐々に減少し、1月27日には政府対策本部にて、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける方針を決定した。
- ワクチン接種については、5類移行後も令和5年度中は公費で負担することとした。さらに、3月13日から5類に移行するまでの間、マスクの着用を推奨するという取扱いを改めて、着用は個人の判断に委ねることを決定した。
- 5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、令和2年3月26日から続いてきた新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止された。

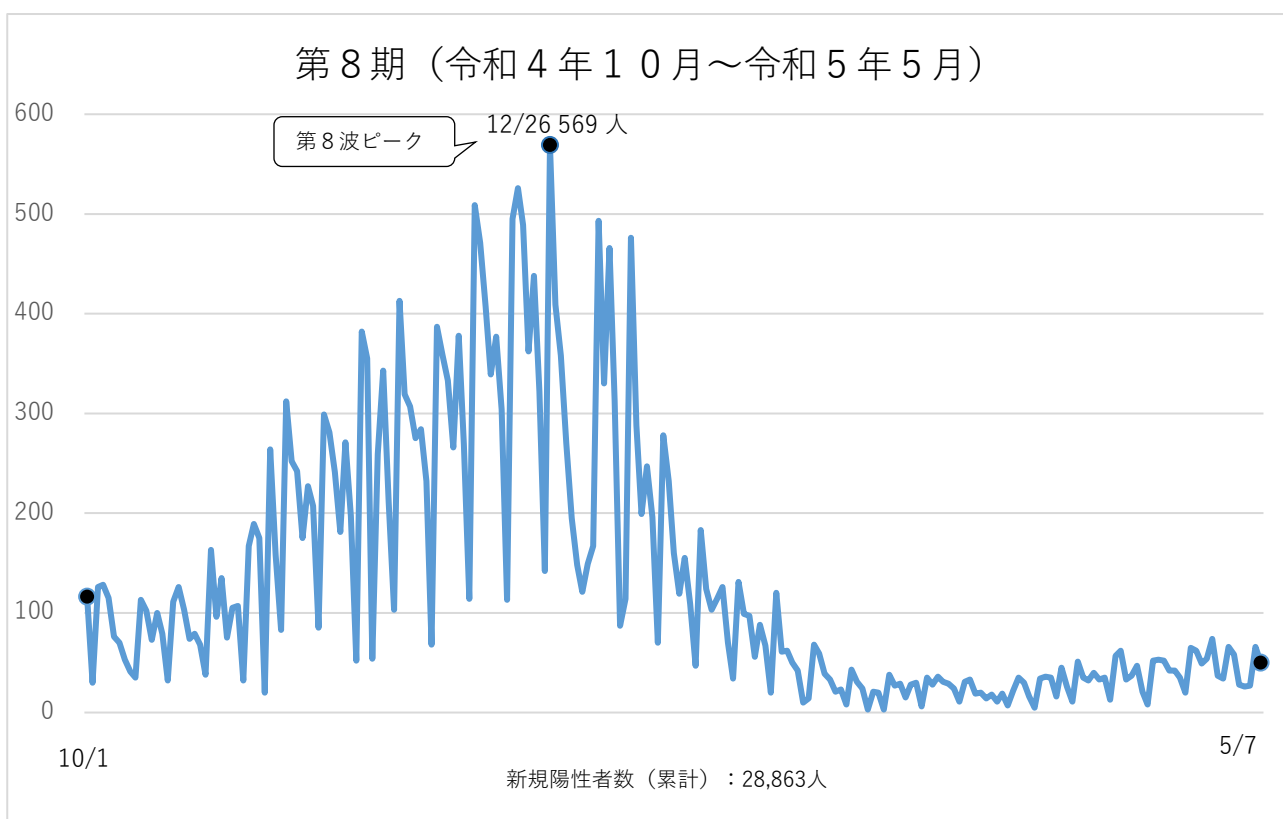
（2）東京都内の感染状況等について

- 11月中旬から再び感染が拡大してきて、夏を上回る可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があるため、過去最大規模の患者数を想定し、治療・検査医療機関を更に拡大し、都立病院における発熱外来を強化した。
- 1月27日に決定した、5月8日に新型コロナウイルス感染症を「5類」に移行させるという政府の方針を受け、東京都は9月13日から続く「感染拡大防止の取組」を5月7日まで延長して、取組を終了することを決定した。その中で、3月13日以降は、マスクの着脱について個人の判断とすることとした。

- 5月8日、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和2年3月26日から続いてきた東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止された。

(3) 杉並区内の感染状況と区の主な取組について

- 11月下旬頃から再び感染者が徐々に増加し、12月26日に第8波のピークを迎えた。そこで1月4日からPCR等検査無料化事業実施場所を4か所増設し、区内の検査体制の拡充を図った。
- 3月13日以降マスクの着用について屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねるという政府の方針を受けて、杉並区では区立施設利用者及び会議等で来庁する方についてマスクの着用を個人の判断とすることを決定した。
- 5月8日、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和2年3月26日から続いていた杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止し、今後の対応は必要に応じて杉並区危機管理対策会議を招集して迅速に協議・決定していくことを決定した。



第3章 感染状況に応じた区の実施

1. 新型コロナウイルス感染症予防対策

(1) 令和元年度

児童福祉施設等における子ども用マスク等購入費の補助

■取組内容

杉並区内の保育施設・民間学童クラブ等を運営する事業者が負担した、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る経費に対する補助を実施

■実績等

保育施設等（幼稚園、病児保育を含む）への補助 163 所

ひととき保育、子ども・子育てプラザ一時預かり施設等への補助 4 所

民間学童クラブへの補助 2 所

要支援家庭育児支援ヘルパー事業者への補助 2 所

■主管課

保育課・子育て支援課・児童青少年課

区立施設休館に伴う指定管理者への補てん

■取組内容

区立施設休館に伴う指定管理者への減収を補てん

■主管課

地域課、文化・交流課、スポーツ振興課、高齢者施策課、みどり公園課

使用料等の還付

■取組内容

杉並会館、地域区民センター・運動場・ゆうゆう館・社会教育センター使用料等を還付

■主管課

区民生活管理課、地域課、スポーツ振興課、高齢者施策課、生涯学習推進課等

感染症対策物品購入等

■取組内容

手指消毒剤・うがい薬等の購入等

■主管課

地域課、都市整備部管理課、杉並清掃事務所、杉並清掃事務所方南支所、済美教育センター

あっせん業務及び商工相談業務における相談員の増員

■取組内容

新型コロナウイルス感染症の影響によるあっせん業務及び商工相談業務における相談員を増員

■主管課

産業振興センター

(2) 令和2年度

PCR 検査スポット設置

■取組内容

区内各所で区が PCR 検査を実施するため、陰圧装置や除菌システムを完備したバスによる移動式の検査スポットを設置

■主管課

健康推進課

生活衛生課分室の活用

■取組内容

生活衛生課分室（旧衛生試験所）にて PCR 検査を実施するため、改修工事の実施や必要な備品等の購入を実施

■主管課

生活衛生課

業務継続のための施設従事者への PCR 検査実施

■取組内容

福祉施設等において利用者及び従事者に感染症が発生した場合に、従事者の不安の解消や、業務の継続と区民サービスの維持のため、行政検査の対象とならない従事者を対象とした PCR 検査を区独自で実施

■主管課

障害者施策課・子ども家庭部管理課・介護保険課

マスク等物品購入及び購入補助

■取組内容

- 区立施設の入出口や区立学校の各学級に手指消毒剤を配置するとともに、福祉施設等に非接触式電子温度計を配布
- 区内の医療機関や福祉施設等に対し、マスクや手指消毒剤等を配布するとともに、今後の新興ウイルスによる感染症が流行した際の備蓄品として防護具を購入するほか、保育施設等における感染症対策物品購入に対する補助を実施

■実績等

- サージカルマスク・手指消毒剤・非接触式体温計・防護服・フェイスガード等を購入
- 要支援家庭ヘルパー・一時預かり事業・ファミリーサポートセンター・つどいの広場事業・子どもショートステイ、産後ケア認可保育所、地域型保育事業、子供園、幼稚園、認可外保育施設、病児・病後児保育、学童クラブへ補助

■主管課

危機管理対策課・保健福祉部管理課・子ども家庭部管理課・保育課・児童青少年課

区立施設トイレ手洗い場などの自動水栓・レバーハンドル化

■取組内容

多数の区民等が利用する区役所本庁舎や区立施設等のトイレ手洗い場などについて自動水栓・レバーハンドル化を行い（約 800 か所程度）、感染リスクの低減を図る

■実績等

本庁舎、区民事務所、杉並会館、地域区民センター、区民集会所、産業商工会館、スポーツ施設、ゆうゆう館、福祉事務所、ケア24、保健センター、児童館、学童クラブ、区営住宅、土木事務所、公園、小学校、中学校、図書館等を自動水栓・レバーハンドル化

■主管課

経理課・地域課・みどり公園課・庶務課

（3）令和3年度

杉並区受診・相談センターの運営

■取組内容

- 区民からの新型コロナウイルス感染症に関する問合せ対応や発熱外来等への受診調整を実施
- 令和3年8月以降の感染拡大を受け、電話相談員の追加や、多機能電話と録音装置を設置

■実績等

多機能電話と録音装置の設置により、相談内容をより正確に把握することで、電話応答の効率化及び区民の利便性を向上させることができた

■主管課

保健予防課

移動式バスによる PCR 検査と区職員による検査判定の実施

■取組内容

- ウイルスを車外に漏洩させない陰圧装置や除菌システムを完備したバスにより、区内各所を巡回して PCR 検査（モニタリング等）を実施
- 生活衛生課分室（旧杉並区衛生試験所）において区職員による PCR 検査判定を実施し、陽性検体については、変異株の発生動向を把握するため、変異株スクリーニング検査を実施

■主管課

健康推進課・生活衛生課

福祉施設等従事者への PCR 検査の実施

■取組内容

障害者施設、児童福祉施設、高齢者施設等において感染症患者が発生した際に、従事者が安心して業務を継続することが出来るよう、行政検査の対象とならなかった従事者を対象に PCR 検査を実施

■主管課

障害者施策課・介護保険課・子ども家庭部管理課・保育課

区内飲食店及び区立施設への二酸化炭素濃度測定器の配布

■取組内容

冬季の暖房使用等により換気の悪い密閉状態を改善するため、飲食店や会議室がある区立施設に対して、二酸化炭素濃度測定器を配布し、二酸化炭素の濃度が高くなった際に換気を促すことによって集団感染発生リスクの低減を図る

■実績等

区内飲食店への配布数 4,145 台

区立施設への配布数 669 台

■主管課

危機管理対策課

区内飲食店へのアルコールスプレーの配布

■取組内容

区内飲食店に対して、清拭後の乾拭き、水拭きの必要がないアルコールスプレーを配布し、不特定多数の人が利用する店舗での接触感染リスクの低減を図る

■実績等

区内飲食店への配布数 4,424 本

■主管課

危機管理対策課

(4) 令和4年度

杉並区受診・相談センターの運営

■取組内容

- 主に発熱等の症状がある方で、かかりつけ医がない方への医療機関紹介や新型コロナウイルス感染症に関する問合せへの対応
- 相談電話回線数を最大 80 回線に増やすほか、自動音声案内 (IVR) の導入により電話応答の効率化を図る

■主管課

保健予防課

専用バスによる PCR 検査の実施

■取組内容

陰圧装置や除菌システムを完備したバスを活用し、区内各所で PCR 検査を実施

■主管課

健康推進課

福祉施設等従事者への PCR 検査の実施

■取組内容

障害者施設、高齢者施設等において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した際に、従事者が安心して業務を継続することが出来るよう行政検査の対象とならなかった従事者を対象に PCR 検査を実施

■主管課

障害者施策課・介護保険課・保育課

シンポジウム「コロナ禍における杉並区の医療現場とこれから」の開催

■取組内容

- 新型コロナウイルス感染症の拡大から 2 年余を振り返るため、医療従事者や患者の経験談とともに、医療と患者を支える区の実践についての報告
- 医療行政を支える様々な関係者による今後の感染症対策のあり方についてパネルディスカッションを実施する
- 医療従事者等へ感謝状の贈呈等

■主管課

健康推進課

2. 地域医療体制の維持・強化

(1) 令和2年度

発熱外来等設置支援等の補助

■取組内容

区内診療所等の医療機関において、検査を実施するための運営経費の一部を補助し、行政検査実施体制の拡充を図る

■実績等

発熱外来等設置支援事業補助金交付団体数 5 医療機関

■主管課

健康推進課

入院・外来医療体制強化事業

■取組内容

- 感染者が急増し、地域医療の崩壊防止が早急に求められる状況の中で、基幹病院において、感染症患者の受け入れにより、その他の診療や病床の縮小等による大幅な減収が見込まれることから、令和2年度の収入額と過去3年の平時における収入の平均額との差額相当分等を補助し、基幹病院の経営の安定化を図る
- 発熱外来に従事する医師を確保するために、区内の医療機関に対して必要な経費を補助し、医療提供体制を確保

■実績等

- 入院・外来医療体制強化事業交付団体数 基幹4病院
- 医師確保支援事業交付団体数 76 医療機関

■主管課

健康推進課

入院患者受入医療機関支援事業

■取組内容

感染症患者受入に伴う院内感染対策及び医療、看護に応じた医療従事者の処遇並びに適正配置に要する経費の一部を補助し、医療提供体制の維持を図る

■実績等

入院病床1人あたり1万円を9,947人分補助

■主管課

健康推進課

休業期間経営継続支援事業

■取組内容

PCR 検査等を実施する区内医療機関に勤務する従事者が同感染症に感染したことにより、休業や診療の縮小を余儀なくされた医療機関に対し、休業期間中の経営継続に必要な経費の一部を補助し、業務再開に向けた支援を実施

■実績等

休診または休診に準ずる診療の縮小をした診療科または病棟ごとに1日182,000円を、延24診療科・病棟に各10日間分補助

■主管課

健康推進課

病床確保のための転院支援

■取組内容

区内基幹病院等に入院している感染症患者のうち、感染症に係る治療を終えても、虚弱状態や基礎疾患のために引き続き入院が必要な方について、転院の受け入れを行う区内医療機関に対し補助を行うことで転院を支援し、基幹病院等における感染症患者の病床確保を図った

■実績等

個室への転院時に28,000円を160床分、多床室への転院時に8,000円を61床分補助

■主管課

在宅医療・生活支援センター

医療費の公的負担・移送費

■取組内容

感染症患者の入院にかかる費用や、感染者を自宅や区内病院から指定病院へ移送する費用を負担

■実績等

公費負担医療 2,425件

入院患者移送委託 1,335件

■主管課

保健予防課

お菓子配布・キッチンカーでの昼食提供による医療従事者支援

■取組内容

区内感染症診療協力医療機関等の医療従事者に対し、感謝と慰労の気持ちを込めて支援するため、交流自治体や障害者施設で製造したお菓子に応援メッセージを添えて配布するほか、キッチンカーによる昼食提供を実施

■主管課

保健福祉部管理課

(2) 令和3年度

区内医療機関への発熱外来等運営及び検体採取体制支援

■取組内容

- 区内感染症診療協力医療機関が設置する発熱外来等の運営に必要な経費を補助
- 検体採取医療機関を確保・維持するために、診療所を含めた区内医療機関が PCR 検査の検体採取を実施する場合の運営費を補助

■実績等

- 発熱外来等設置支援事業補助金交付団体数 4 医療機関
- 検体採取実施運営支援事業補助金 3,000 円を 92,624 件分補助

■主管課

健康推進課

病床確保のための転院支援

■取組内容

区内基幹病院等に入院している感染症患者のうち、感染症に係る治療を終えても、虚弱状態や基礎疾患のために引き続き入院が必要な方について、転院の受け入れを行う区内医療機関に対し補助を行うことで転院を支援し、基幹病院等における感染症患者の病床確保を図る

■実績等

個室への転院時に 28,000 円を 249 日分、多床室への転院時に 8,000 円を 206 日分補助

■主管課

在宅医療・生活支援センター

医療機関に対する休業中の経営継続支援

■取組内容

PCR 検査等を実施する区内医療機関に勤務する従事者が感染したことにより、休業や診療の縮小を余儀なくされた医療機関に対し、休業期間中の経営継続に必要な経費の一部を補助し、業務再開に向けた支援を実施

■実績等

休診または休診に準ずる診療の縮小をした診療科または病棟ごとに 1 日 182,000 円を、延 25 診療科・病棟に延 225 日間分補助

■主管課

健康推進課

医療費の公的負担・移送費

■取組内容

- 入院医療が必要な感染症患者に対して感染症法で規定された医療費の一部公費負担を実施
- 感染症患者が医療機関等に移動する際、感染症が蔓延しないよう、民間救急等による確実かつ

速やかな移送を行い、その費用を負担

■実績等

- 公費負担医療 4,072 件
- 入院患者搬送委託 2,521 件

■主管課

保健予防課

自宅療養者支援ステーションの設置・運営

■取組内容

- 自宅療養者支援ステーションを設置し、パルスオキシメーターなど支援物資の配送体制の強化や酸素濃縮装置の確保、健康観察業務の一部委託化などを実施
- 相談から療養終了までを一元管理できるシステムを導入し迅速な感染症患者対応を行い、急増する自宅療養者に対する支援強化を図る

■主管課

健康推進課

(3) 令和4年度

区内医療機関への発熱外来設置支援

■取組内容

区内感染症診療協力医療機関等における発熱外来及び PCR 検査スポットでの検査体制を強化し適正な診療を維持するため、区内医療機関に必要な経費を補助

■実績等

発熱外来等設置支援事業補助金交付団体数 4 医療機関

■主管課

健康推進課

病床確保のための転院支援

■取組内容

区内基幹病院等に入院している感染症患者のうち、感染症に係る治療を終えても、虚弱状態や基礎疾患のために引き続き入院が必要な方について、転院の受け入れを行う区内医療機関に対し補助を行うことで転院を支援し、基幹病院等における感染症患者の病床確保を図る

■実績等

個室への転院時に 28,000 円を 406 日分、多床室への転院時に 8,000 円を 256 日分補助

■主管課

在宅医療・生活支援センター

医療機関に対する休業中の経営継続支援

■取組内容

PCR 検査等を実施する区内医療機関に勤務する従事者が感染したことにより、休業や休診、診療の縮小を余儀なくされた医療機関に対し、休業期間中の経営継続に必要な経費の一部を補助し、業務再開に向けた支援を実施

■実績等

- 休診または休診に準ずる診療の縮小をした診療科または病棟ごとに 1 日 182,000 円を、510 日分補助
- 休診または休診に準ずる診療の縮小をした診療所に 1 日 58,000 円を、55 日分補助

■主管課

健康推進課

医療費の公的負担・移送費

■取組内容

- 新型コロナウイルス感染症による入院患者に対して、感染症法で規定された医療費の一部を公費負担
- 感染症患者が医療機関等に移動する際に周囲への感染を防ぐため、民間救急による移送を行い、その費用を負担

■実績等

- 公費負担医療 4,852 件
- 入院患者搬送委託 2,840 件

■主管課

保健予防課

自宅療養者支援ステーションの運営

■取組内容

- 新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養者に適宜、食料やパルスオキシメーター及び体温計を配送
- 委託したコールセンターにおいて、療養中の相談や健康観察業務の一部を実施する等、自宅療養者の支援強化を実施

■主管課

健康推進課

3. ワクチン接種体制整備

(1) 令和2年度

■取組内容

- ワクチン接種に関するコールセンターを令和3年3月に開設
- ワクチンの保管に必要な冷凍庫等の備品を購入

■主管課

保健予防課・保育課・中央図書館

(2) 令和3年度

■取組内容

- 初回(1・2回目)接種については、区内医療機関において医師・看護師のほかエッセンシャルワーカーなど(医療従事者等)への接種を令和3年4月当初より開始。区民接種については、4月中旬から高齢者施設等入所者への接種を開始し、5月からは8会場において地域集団接種を行い、最大11会場において集団接種を実施した。基礎疾患のある方等が安心して接種ができるよう、6月からかかりつけ医等による区内医療機関における個別接種を開始。
- 追加(3回目)接種については、医療従事者等を対象に12月から3会場で地域集団接種を開始。令和4年2月には8会場を開設して区民の接種体制を確保するとともに、高齢者の負担軽減を図るため会場・日時を指定した接種を実施。
- 令和4年3月から12歳以上17歳以下の方への追加(3回目)接種と5歳から11歳の小児接種を開始。
- 初回(1・2回目)接種、追加(3回目)接種を通じて、接種を促進するため「夜間接種」「予約なし接種」「土日祝日接種」などの体制を整備、障害者施設等への巡回接種や海外から一時帰国された方への接種を実施。
- 広報紙やHP等においてワクチンに関する特集記事を定期的に掲載し、ワクチンの副反応など区民の関心が高い情報を発信し、未接種者や外国人、妊婦の方等に対して、個別状況に応じたお知らせを送付する等、きめ細やかな情報発信に努めた。

■実績等

令和4年3月31日時点で、12歳以上の区民451,957人(86.3%)の方が初回接種(1・2回目)を完了し、261,945人(50.0%)の方が追加(3回目)接種を完了

■主管課

保健予防課

(3) 令和4年度

■取組内容

- 12歳以上の方への接種(12歳以上接種)、5歳から11歳の方への接種(小児接種)、6か月から4歳の方への接種(乳幼児接種)を実施
- 4月以降、令和3年度から実施されていた12歳以上接種の初回(1・2回目)接種及び追加(3回目)接種並びに小児接種の初回(1・2回目)接種を、10か所の地域集団接種会場及び区内医療機関において、継続して実施
- 12歳以上接種については、追加(4回目)接種として、60歳以上の高齢者及び18歳から59

歳の基礎疾患を有する方等を対象に令和4年5月25日から2か所の地域集団接種会場及び区内医療機関において接種を開始し、7月1日から8月31日にかけては、9か所の地域集団接種会場を開設して区民の接種体制を確保し、高齢者の負担軽減を図るため会場・日時を指定した接種を実施

- オミクロン株対応2価ワクチンを使用した令和4年秋開始接種（2価ワクチン接種）を、9月26日から地域集団接種会場及び区内医療機関で接種を開始し、最大9か所の地域集団接種会場を開設し、高齢者の負担軽減を図るため会場・日時を指定した接種を実施
- 小児接種については、9月から追加（3回目）接種、令和5年3月から2価ワクチン接種が実施され、それぞれ地域集団接種会場及び区内医療機関で接種を実施
- 乳幼児接種については、10月から初回（1・2・3回目）接種が開始され、9か所の区内医療機関において、乳幼児と保護者への特段の配慮として、ワクチンの有効性・安全性等の丁寧な説明や乳幼児接種介助の体制を確保し、接種を実施
- 接種率を促進するため、「予約なし接種」「土日祝日接種」などの体制を整備し、障害者施設等への巡回接種を実施
- 広報紙やHP等においてワクチンに関する特集記事を定期的に掲載し、ワクチンの副反応等区民の関心が高い情報を発信するとともに、未接種者に対して、個別状況に応じたお知らせを送付する等、きめ細やかな情報発信に努めた。

■実績等

12歳以上接種は延べ484,136回、小児接種は延べ12,919回、乳幼児接種は延べ2,740回、合計499,795回の接種が完了

■主管課

保健予防課

4. 区民生活等の支援

(1) 令和2年度

特別定額給付金の給付

■取組内容

国の緊急経済対策の一環として、迅速・的確に家計を支援するため、特別定額給付金（対象者1人当たり10万円）給付

■実績等

- 特別定額給付金 325,256世帯、573,416人
- 給付率（給付世帯数／給付対象世帯数）は98.8%

■主管課

区民生活部管理課

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給

■取組内容

休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている世帯に対して、住居確保給付金の支給や就労・生活相談対応を実施

■主管課

在宅医療・生活支援センター

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

■取組内容

子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円の国の臨時特別給付金を支給

■実績等

臨時特別給付金 42,201人

■主管課

子ども家庭部管理課

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給

■取組内容

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯について、特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯等に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給

■主管課

子ども家庭部管理課

ひとり親世帯（児童育成手当受給者）臨時特別給付金の支給

■取組内容

区独自の対策として、収入の減少等の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、児童育成手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万5千円の臨時特別給付金を支給

■実績等

臨時特別給付金 3,351人

■主管課

子ども家庭部管理課

新型コロナウイルス感染症対応生活支援事業

■取組内容

障害者や高齢者の介護を行う家族や子どもの保護者等が感染症に感染した場合に、区施設を活用して、残された被介護者等への生活支援等を実施

■主管課

障害者施策課・高齢者在宅支援課・子ども家庭部管理課

(2) 令和3年度

介護者等の感染時における障害者・高齢者等への生活支援

■取組内容

障害者や高齢者の介護を行う家族や子どもの保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、区施設を活用して残された被介護者等への生活支援等を実施

■主管課

障害者施策課・高齢者在宅支援課・子ども家庭部管理課

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給

■取組内容

休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている世帯に対して、住居確保給付金を支給し、就労・生活相談対応を実施

■主管課

保健福祉部管理課

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

■取組内容

緊急小口資金等の特例貸付の借入限度額に達している等の理由で貸付を利用できない世帯等を支援するため、生活保護に準じる世帯に対し、自立支援金を支給

■主管課

保健福祉部管理課

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給

■取組内容

令和 3 年度分の住民税が非課税の世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が令和 3 年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して、1 世帯当たり 10 万円の国の臨時特別給付金を支給

■実績等

臨時特別給付金 34,645 世帯

■主管課

保健福祉部管理課

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

■取組内容

子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組として、児童手当受給者及び同様の所得水準にある高校生等の養育者に対して、児童 1 人当たり 10 万円の国の臨時特別給付金を支給

■実績等

臨時特別給付金 46,195 人

■主管課

子ども家庭部管理課

低所得の子育て世帯に対する給付金の支給

■取組内容

低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえ生活の支援を行う観点から、児童扶養手当受給者及び同様の収入水準にあるひとり親世帯並びに住民税が非課税及び同様の収入水準にあるひとり親世帯以外の子育て世帯に対して、児童 1 人当たり 5 万円の国の給付金を支給

■実績等

ひとり親世帯分給付金 2,391 人

ひとり親以外の子育て世帯分給付金 4,456 人

■主管課

子ども家庭部管理課

(3) 令和4年度

介護者等の感染時における障害者・高齢者等への生活支援

■取組内容

障害者や高齢者の介護を行う家族や子どもの保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、区施設を活用して残された被介護者等への生活支援等を実施

■主管課

障害者施策課・高齢者在宅支援課

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給

■取組内容

休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている世帯に対して、住居確保給付金を支給し、就労・生活相談対応を実施

■主管課

杉並福祉事務所

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

■取組内容

緊急小口資金等の特例貸付の借入限度額に達している等の理由で貸付を利用できない世帯等を支援するため、生活保護に準じる世帯に対し、自立支援金を支給

■主管課

保健福祉部管理課・杉並福祉事務所

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給

■取組内容

- 令和3年度又は4年度の住民税均等割が非課税の世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が令和3年度又は4年度の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して、1世帯あたり10万円の国の臨時特別給付金を支給
- 令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯等を対象に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金5万円を支給

■実績等

- 臨時特別給付金 15,729世帯
- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 6,803世帯

■主管課

保健福祉部管理課

低所得の子育て世帯に対する給付金の支給

■取組内容

コロナ禍の影響で食材費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童扶養手当受給者及び同様の収入水準にあるひとり親世帯、並びに児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で住民税均等割が非課税であるひとり親世帯以外の子育て世帯に対して、国制度に基づき児童1人当たり5万円の給付金を支給

■実績等

ひとり親世帯分給付金 2,147人

ひとり親以外の子育て世帯分給付金 3,492人

■主管課

子ども家庭部管理課

杉並区生活応援臨時給付金の支給

■取組内容

コロナ禍における物価高騰の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した低所得世帯の生活・暮らしを支援するため、令和4年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯等に対して、1世帯あたり5万円を支給

■実績等

杉並区生活応援臨時給付金 5,232世帯

■主管課

保健福祉部管理課

5. 事業者等の支援、文化・芸術活動の支援

(1) 令和2年度

中小事業者への家賃助成、廃業経費補助

■取組内容

テナントの家賃を減額した不動産オーナーに対する補助及び廃業した事業者に対して廃業後に発生する家賃等に係る補助を実施し、コロナ禍により影響を受けた中小事業者の負担軽減を図る

■主管課

産業振興センター

中小事業者への信用保証料全額補助の支援

■取組内容

新型コロナウイルス感染症対策特例資金を金融機関から借り受けた中小事業者に対して借受時に支払った信用保証料相当を全額補助し、コロナ禍により影響を受けた事業者の負担軽減を図る

■主管課

産業振興センター

商店街及び飲食店等の支援

■取組内容

- 杉並区商店会連合会に対して各地域の商店街で使用できる「お買い物券」を抽選でプレゼントするキャンペーン事業に係る補助金を交付し、コロナ禍により売上げが減少した商店街の利用促進を図る
- 区内飲食店等を対象に、感染防止対策の備品購入に係る環境整備費用を助成し、各店舗における感染防止対策を支援

■主管課

産業振興センター

商工相談窓口拡大による支援

■取組内容

産業振興センターにおいて、急増する資金融資相談に対応するため、中小企業診断士による商工相談員を増員するとともに、国の雇用調整助成金の申請手続きを支援するため、社会保険労務士をウェルファーム杉並に配置するなど、相談体制の拡充を図る

■主管課

産業振興センター

新ビジネススタイル導入支援

■取組内容

中小企業診断士の助言を得て事業形態の転換や新事業の開拓を行う中小事業者に対して必要な経費を補助し、コロナ禍に応じた事業展開を図る事業者の支援を実施

■主管課

産業振興センター

文化・芸術の「場」と「活動」の支援

■取組内容

感染症対策を講じた上で、舞台等の公演活動を行う事業者への助成（日本フィルハーモニー交響楽団の公演助成を含む）を実施するとともに、劇場等運営事業者へ給付金を支給し、コロナ禍により影響を受けた文化・芸術の場と活動を一体的に支援

■実績等

- 場の支援 延 95 件
- 活動の支援 568 件
- 日フィル支援 6 件

■主管課

文化・交流課

障害福祉・介護保険サービスの事業継続支援

■取組内容

感染症の拡大による利用者減などの影響を受けた障害福祉サービス等事業所及び介護保険サービス事業者に対し、引き続きサービスの提供を行えるよう事業継続支援金を助成

■実績等

- 障害福祉サービス等事業所 70 事業所
- 介護保険サービス事業所 140 事業所

■主管課

障害者施策課・介護保険課

(2) 令和3年度

中小事業者への新ビジネススタイル導入支援

■取組内容

令和2年度末に創設した「新ビジネススタイル事業導入助成」を引き続き実施

■実績等

- 事業形態を転換する事業 90 件
- 新事業を開拓する事業 152 件

■主管課

産業振興センター

感染拡大防止に取り組む商店街支援

■取組内容

コロナ禍における商店街支援として、商店街が購入するアクリル板や消毒液などの感染症対策物品の経費等への補助

■実績等

令和3年4月～10月 33件

■主管課

産業振興センター

商工相談窓口の拡充と金融機関に対する利子補給等の継続による中小企業支援

■取組内容

- 産業振興センター商工相談窓口において、中小企業診断士による商工相談員を通年で1名増員し、迅速かつ丁寧に対応
- 新型コロナウイルス感染症対策特例資金と信用保証料全額補助の申込期間を令和4年6月まで延長するとともに、融資限度額の引き上げ等を行い、コロナ禍による売上減少等の影響を受けた中小事業者の支援を実施

■実績等

中小企業経営に関する相談 延 2,600件

■主管課

産業振興センター

プレミアム付商品券事業

■取組内容

コロナ禍における区内店舗等を幅広く支援するため、30%のプレミアムが付いたデジタル及び紙のプレミアム付商品券を販売

■実績等

令和3年7月末から10月末までの3か月間に、飲食店をはじめとした1,863に上る区内取扱店舗において、総額約10億1,000万円が利用された

■主管課

産業振興センター

文化・芸術の「場」と「活動」の支援（すぎなみアート応援事業第2弾）

■取組内容

令和2年度に引き続き、感染症対策を講じつつ、舞台等の公演活動を行う事業者への助成（日本フィルハーモニー交響楽団の公演助成を含む）を実施するとともに、劇場等運営事業者へ給付金を支給し、コロナ禍により影響を受けた文化・芸術の場と活動を一体的に支援

■実績等

- 文化・芸術発信の場継続給付金 延 98 件
- 新しい芸術鑑賞様式助成金 延 76 件
- 日フィル支援 8 件

■主管課

文化・交流課

まちなぎわいと感染防止を両立させた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連イベントの実施

■取組内容

- 東京2020オリンピック競技大会の事前キャンプにおいて、感染症対策に万全を期しつつ、永福体育館でカヌー選手（イタリア）7人、高円寺体育館でボクシング選手（ウズベキスタン）46人を受け入れた
- 令和3年7月に区役所2階区民ギャラリーでウズベキスタン及びパキスタンの文化や歴史を紹介する展示を開催
- 10月には、杉並独自のお土産として創作した「なみすけのすぎぱん」を区役所1階コミュかるショップ等で販売する取組を実施

■主管課

文化・交流課

（3）令和4年度

感染拡大防止に取り組む商店街支援

■取組内容

コロナ禍における商店街支援として、商店街が購入したアクリル板や消毒液などの感染症対策物品等の経費への補助を実施

■実績等

商店街支援 28 件

■主管課

産業振興センター

金融機関に対する利子補給・信用保証料相当額補助の継続による中小企業支援

■取組内容

コロナ禍による売上減少等の影響を受ける中小企業への支援として、新型コロナウイルス感染症対策特例資金の利子補給と、同資金に係る信用保証料補助を実施

■実績等

- 利子補給 1,179 事業者
- 信用保証料補助 313 件

■主管課

産業振興センター

プレミアム付商品券事業

■取組内容

コロナ禍における原油価格・物価高騰対策の一環として、区内店舗及び区民生活を支援するため、対象となるキャッシュレス決済を利用した場合に最大 30%分のポイントを還元するキャンペーンを実施し、30%のプレミアムが付いた紙の商品券を 1 セット 5 千円、発行規模 8 万セットで販売（利用期間は令和 5 年 2 月 28 日から 5 月 31 日まで、登録店舗は約 1,800 店舗）

■実績等

区内の約 5,700 店舗を対象に約 3 億 8 千万円分のポイントを還元（還元対象となった決済額は約 15 億円）

■主管課

産業振興センター

杉並区文化・芸術活動助成金

■取組内容

令和 3 年度に引き続き、感染症対策を講じた上で、音楽や演劇等の公演活動を行う事業 25 件について、コロナ禍においても文化・芸術活動が継続できるよう支援

■実績等

杉並区文化・芸術活動助成金 25 件

■主管課

文化・交流課

公衆浴場燃料費等助成

■取組内容

原油価格・物価高騰等により影響を受ける公衆浴場の経営を支援するため、区内の浴場に対し、燃料費等経費の一部を補助

■実績等

17 浴場に対し補助

■主管課

区民生活部管理課

6. 教育分野の取組

(1) 令和元年度

区立学校臨時休業に伴う学校給食休止対応

■取組内容

学校臨時休業に伴い、学校給食学校給食費を保護者へ返還し、給食食品納入業者に対して既に発注していた食材に係る費用を補てん

■主管課

学務課

(2) 令和2年度

学校の再開後を見据えた給食食材納入業者への支援

■取組内容

区立学校の臨時休業に伴う給食の停止を受け、給食食材納入事業者に対して既に発注していた食材に係る費用の補てんを行うとともに、学校再開後に学校給食を円滑に行うため、給食食材納入業者が事業を継続するための経費の一部を助成し、納入業者の支援を実施

■主管課

学務課

就学援助認定者への昼食代支援事業

■取組内容

低所得世帯の児童・生徒を支援するため、就学援助認定者世帯に対して、区立学校臨時休業期間中の昼食費の支援を実施

■実績等

- 小学校休業中の昼食代支援費 2,368 人
- 中学校休業中の昼食代支援費 1,269 人

■主管課

学務課

児童・生徒1人1台専用タブレット端末の配備

■取組内容

区立学校臨時休業における児童・生徒の学びの機会を確保するため、区立学校に在籍する全ての児童・生徒に1人1台専用のタブレット端末を配備

■主管課

庶務課

(3) 令和3年度

児童・生徒1人1台専用タブレットへのデジタル教材の導入

■庶務課

児童・生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、オンライン学習の取組を進めるため、クラウド版のA I型デジタル学習ドリルを導入し、学校休業などの際においても児童・生徒の学びを止めない学習環境を整えた

■主管課

庶務課

7. 杉並保健所への全庁応援体制

(1) 保健師による応援

感染状況に応じ、保健予防課保健師を含めた全庁保健師約 90 名及び会計年度任用職員保健師約 40 名でローテーションを組んで対応。

(2) 事務職等による応援

令和 2 年 4 月以降、保健所業務のひっ迫を踏まえ、全庁的に応援体制を組んで対応。応援体制を組むため、BCP を発動したり、図書館、郷土博物館、子ども・子育てプラザを閉館して応援に充てるなど、感染状況に応じて保健所業務の対応にあたった。

	応援内容	規模（1 週あたり）
令和 2 年 4 月	発生届、入院及び自宅療養関連業務	約 20 名
令和 2 年 5 月		
令和 2 年 6 月		
令和 2 年 7 月		約 10 名
令和 2 年 8 月		
令和 2 年 9 月		
令和 2 年 10 月	—	—
令和 2 年 11 月	—	—
令和 2 年 12 月	—	—
令和 3 年 1 月	発生届、入院及び自宅療養関連業務	約 10 名
令和 3 年 2 月		
令和 3 年 3 月		約 2 名
令和 3 年 4 月	発生届、入院及び自宅療養関連業務	約 3 名
令和 3 年 5 月	①集団接種会場責任者業務 ②発生届、入院及び自宅療養関連業務	① 5 名 ②約 5 名
令和 3 年 6 月	①集団接種会場責任者業務 ②発生届、入院及び自宅療養関連業務 ③コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） （参考）第 4 回緊急事態宣言 7/12～9/30	① 7 名
令和 3 年 7 月		②約 10 名 ③約 10 名
令和 3 年 8 月	①集団接種会場責任者業務 ②発生届、入院及び自宅療養関連業務 ③コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ④保健師業務（健康観察等）	① 8 名 ②約 30 名 ③約 30 名 ④約 30 名
令和 3 年 9 月	①集団接種会場責任者業務 ②発生届、入院及び自宅療養関連業務 ③コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ④保健師業務（健康観察等） ⑤自宅療養者支援業務	① 8 名 ②約 25 名 ③約 25 名 ④約 25 名 ⑤66 名
令和 3 年 10 月	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務	① 8 名 ② 8 名 ③48 名
令和 3 年 11 月	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務	① 4 名 ② 8 名 ③43 名

令和3年12月	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務	①3名 ②12名 ③12名
令和4年1月14日 ～1月21日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務	①3名 ②12名 ③16名 ④12名
令和4年1月21日 ～1月28日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務 ⑤保健予防課保健師業務（夕方応援）	①3名 ②12名（うち図書館・博物館8名） ③16名 ④18名（全て図書館・博物館） ⑤8名
令和4年1月28日 ～2月4日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務 ⑤保健予防課保健師業務（夕方応援）	①3名 ②12名（うち図書館・博物館8名） ③16名 ④18名（全て図書館・博物館） ⑤16名
令和4年2月4日 ～2月10日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務 ⑤保健予防課保健師業務（夕方応援）	①5名 ②12名（うち図書館・博物館8名） ③16名（うち子ども・子育てプラザ8名） ④31名（図書館・博物館18名、子ども・子育てプラザ13名） ⑤28名
令和4年2月10日 ～2月18日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務 ⑤保健予防課保健師業務（夕方応援）	①7名 ②12名（うち図書館・博物館8名） ③16名（うち子ども・子育てプラザ8名） ④31名（図書館・博物館18名、子ども・子育てプラザ13名） ⑤28名
令和4年2月18日 ～2月25日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務 ⑤保健予防課保健師業務（夕方応援）	①7名 ②12名（うち図書館・博物館8名） ③13名（うち子ども・子育てプラザ5名） ④31名（図書館・博物館18名、子ども・子育てプラザ13名） ⑤28名
令和4年2月25日 ～3月4日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務 ⑤保健予防課保健師業務（夕方応援）	①8名 ②12名（うち図書館・博物館8名） ③13名（うち子ども・子育てプラザ5名） ④31名（図書館・博物館18名、子ども・子育てプラザ13名） ⑤28名
令和4年3月4日 ～3月18日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務	①10名 ②12名（うち図書館・博物館8名） ③8名 ④14名（うち図書館・博物館10名）

令和4年3月18日 ～3月31日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務	①10名 ②11名 ③6名 ④7名
令和4年4月1日 ～4月22日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務	①6名 ②11名 ③6名 ④7名
令和4年4月22日 ～4月30日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務	①6名 ②8名 ③6名 ④6名
令和4年5月1日 ～5月20日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務	①6名 ②8名 ③6名 ④6名
令和4年5月20日 ～5月31日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務	①3名 ②8名 ③6名
令和4年6月	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務	①5名 ②8名 ③6名
令和4年7月1日 ～7月15日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等）	①7名 ②8名
令和4年7月15日 ～7月22日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務	①7名 ②8名 ③4名 ④1名
令和4年7月22日 ～7月31日	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務	①7名 ②8名 ③10名 ④3名
令和4年8月	①集団接種会場責任者業務 ②コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ③自宅療養者支援業務 ④保健予防課事務業務	①7名 ②8名 ③14名 ④4名
令和4年9月	①コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ②自宅療養者支援業務 ③保健予防課事務業務	①8名 ②8名 ③2名
令和4年10月1日 ～令和4年10月28日 日	①コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ②自宅療養者支援業務 ③保健予防課事務業務	①6名 ②3名 ③1名
令和4年10月28日 ～10月31日	①コロナワクチン接種関連事務（電話対応等）	①6名
令和4年11月1日 ～11月25日	①コロナワクチン接種関連事務（電話対応等）	①6名

令和4年11月25日 ～11月30日	①コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ②自宅療養者支援業務 ③保健予防課事務業務	①6名 ②3名 ③1名
令和4年12月1日 ～12月9日	①コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ②自宅療養者支援業務 ③保健予防課事務業務	①6名 ②3名 ③1名
令和4年12月9日 ～12月31日	①コロナワクチン接種関連事務（電話対応等） ②自宅療養者支援業務 ③保健予防課事務業務	①6名 ②6名 ③1名
令和5年1月	①ワクチン接種関連事務（電話対応等） ②自宅療養者支援業務	①3名 ②6名
令和5年2月	コロナワクチン接種関連事務（電話対応等）	6名
令和5年3月1日 ～3月3日	コロナワクチン接種関連事務（電話対応等）	6名（自席待機）

（3）他自治体からの保健所への研修派遣職員

「杉並区海外姉妹都市及び友好都市交流研修職員等の受け入れに関する要綱」に基づき交流研修職員として受け入れ。

令和2年度

派遣元自治体	職 種	人数
東京都	事 務	18名

令和3年度

派遣元自治体	職 種	人数
東京都	事 務	11名
	環境検査	4名
	衛生監視	1名
	機 械	1名
	電 気	1名
計		18名
南相馬市	事 務	7名
	保 健 師	3名
	建 築	1名
計		11名
総計		29名

令和4年度

派遣元自治体	職 種	人数
東京都	事 務	55名
	建 築	3名
	土 木	1名
総計		59名

8. 職員へ向けた対応

(1) 令和元年度

新型コロナウイルスに関する職員への対応について（令和2年2月20日）

■概要

- 職員は、手洗いの徹底、マスクの着用など、各自健康管理に十分留意すること。
- 職員は、症状を発現するなど、感染が疑われる場合には、最寄りの「帰国者・接触者電話相談センター」に相談し、その指示に従うとともに、職場への連絡を遅滞なく行うこと。保健所等から入院の勧告又は外出自粛の要請などがあった場合は、必ず従うこと。
- 所属長は、職員から感染の疑いがあると連絡を受けた場合には、当該職員の状況を十分確認し、人事課へ直ちに報告すること。

■主管課

人事課・職員厚生担当・危機管理対策課

新型コロナウイルスに関する職員の服務上の取扱い等について（令和2年2月27日）

■概要

- 職員の服務上の取扱いを以下のとおりとする。
 - 職員が感染した場合：医師の診断に基づいて「病気休暇」とする。
 - 職員が濃厚接触者となった場合：外出自粛を要請された期間を「事故欠勤」とする。
 - 交通制限・遮断により勤務開始時間に遅れた場合：遅れた時間を「事故欠勤」とする。
 - 職場を閉鎖し、職員に自宅待機を命じた場合：自宅待機の期間を「事故欠勤」とする。
- 妊婦や重症化するリスクの高い基礎疾患のある職員を対象に、公務の運営に支障がない範囲で時差出勤を臨時的に実施する。
- 公共交通機関を利用している職員が、一時的に自転車等の交通用具を利用した場合は、当面、臨時の駐輪場に置くこととする。

■主管課

人事課・職員厚生担当・危機管理対策課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、特別支援学校の臨時休業にかかる職員の服務について（令和2年3月6日）

■概要

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、特別支援学校の臨時休業、保育園や子供園の臨時休園等により、子の世話をを行う職員がやむを得ず勤務できない場合は「事故欠勤」とする。

■期間

令和2年3月2日から3月19日まで

■主管課

人事課・職員厚生担当・危機管理対策課

新型コロナウイルスに関する職員への対応について（令和2年3月12日）

■概要

- 2月20日に通知した職員の対応について改めて全職員に周知徹底すること。
- 職員は、症状を発現するなど、感染が疑われる場合には、最寄りの「帰国者・接触者電話相談センター」に相談し、その指示に従うとともに、職場への連絡を遅滞なく行うこと。
- 所属長は、職員から感染の疑いがあると連絡を受けた場合には、当該職員の状況を十分確認し、人事課へ直ちに報告すること。
- 換気が悪く、人が密集するような場所への参加は自粛すること。
- 令和2年3月6日付通知について、令和2年4月4日まで延長して適用する。
 - 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、特別支援学校の臨時休業、保育園や子供園の臨時休園等により、子の世話をを行う職員がやむを得ず勤務できない場合は「事故欠勤」とする。

■主管課

人事課・職員厚生担当・危機管理対策課

新型コロナウイルスに関する職員の服務上の取扱い等について（令和2年3月26日）

■概要

- 令和2年3月6日付通知について、当面延長して適用する。
 - 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、特別支援学校の臨時休業、保育園や子供園の臨時休園等により、子の世話をを行う職員がやむを得ず勤務できない場合は「事故欠勤」とする。
- 令和2年2月27日付通知について、感染リスクを考慮し、引き続き実施する。
 - 妊婦・基礎疾患のある職員は、公務の運営に支障がない範囲で、当面、時差出勤を臨時的に実施する。
 - 公共交通機関を利用している職員が、一時的に自転車等の交通用具を利用した場合は、当面、臨時の駐輪場に置くこととする。
- ①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面 の3つの条件が揃う場所への参加は自粛すること。

■主管課

人事課・職員厚生担当・危機管理対策課

(2) 令和2年度

新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の対応について（令和2年4月3日）

■概要

- 全職員について、以下の対応を行うこと。
 - 手洗いやうがいの励行に努めるとともに必要に応じて手指消毒を行うこと。
 - 出勤前に検温を行い、発熱がある場合は出勤を自粛すること。
 - 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」

の場所を避けるよう行動すること。特に、感染リスクが高いと言われる3つの条件が重なる場所には十分注意すること。

- ▶ 人混みへの不要不急の外出を控えること。また、少人数であっても、当面職員の宴会を自粛すること。
- 出先庁舎を含む各所属について、以下の対応を行うこと。
 - ▶ 区主催の会議について、業務上の必要性を精査したうえで、可能なものは延期すること。また、実施にあたっては、参加人数及び規模の見直し等も検討すること。
 - ▶ 出張について、現地確認など業務上必要な場合は、最小限の回数や人数で実施すること。また、本庁、出先事業所間や業者との打ち合わせで可能なものは電話やメールで対応すること。
 - ▶ 各執務室においてカウンター、電話の受話器、ボタン等の払拭をこまめに行うこと。
 - ▶ 窓口で対応する職員のマスク着用を徹底すること。
 - ▶ 朝や昼休み等に、窓を開け放しにするなど定期的に換気を行うこと。
- 区役所庁舎について、以下の対応を行うこと。
 - ▶ 庁舎出入口にアルコール消毒液を設置し、来庁者の感染予防を行うこと。
 - ▶ 開庁時間は、共用部分（エスカレーター手すり、エレベーターの行き先ボタン、トイレの扉や蛇口等）の消毒作業を1日4回程度実施すること。
 - ▶ 各階の天井に設置している吸排気口から、冷暖房+外気（新鮮空気）を吹き出し、執務室内の換気を行うこと。
- 職場の感染拡大防止のため、勤務時間の臨時的変更を活用して、時差出勤を拡大する（常勤職員及び再任用職員が対象）。

■主管課

人事課・職員厚生担当・経理課・危機管理対策課

緊急事態宣言に伴う杉並区業務継続計画の発動と今後停止する業務について（令和2年4月6日）

■概要

7日の緊急事態宣言発出により、杉並区業務継続計画が発動される。各部、各課においては、至急計画に定めた優先度に従い、新型コロナウイルス感染症への対応のために新たに発生する業務（S業務）への対応等を踏まえ、縮小して継続する業務や停止する業務について精査を行うこと。なお、今後停止する業務のうち、「区民への周知が必要な業務」については広報紙で周知する。

■主管課

人事課・危機管理対策課

杉並区業務継続計画（BCP）発動等に係る職員の服務上の取扱いについて（令和2年4月8日）

■概要

- BCP発動により停止する業務の精査の結果、職員に余剰が生じる場合は、課内、部内での応援に振り分けるとともに、部を超えた職員の応援が必要な場合には協力を依頼する。
- 職員の感染リスクを低減させるため、公務運営上支障のない範囲で職員に自宅待機を命じて交

代制勤務または職場の一部閉鎖等を行うこと。この場合の服務等は以下のとおりとする。

- ▶ BCP に関連し職員に自宅待機を命じた場合は「事故欠勤」とする。なお、自宅待機者は不要不急の外出を控え、日中は職場からの連絡がつく状態にしておくこと。
 - ▶ 保育園、学童クラブ等の利用自粛により、子の世話をを行う等のためやむを得ず勤務できない場合は「事故欠勤」とする。
- 妊婦や重症化するリスクの高い基礎疾患のある職員には、自宅待機を命じ「事故欠勤」扱いとすることができる。
 - 感染が否定できない発熱等の症状がある職員には、自宅待機を命じ「事故欠勤」扱いとする。
 - 時差出勤の対象は常勤職員と再任用職員としていたが、会計年度任用職員も対象とする。

■期間

令和2年4月7日から令和2年5月6日まで

■主管課

人事課・職員厚生担当・危機管理対策課

新型コロナウイルスの感染防止に向けた本庁舎内の消毒清掃について（令和2年4月8日）

■概要

カウンターなどの消毒清掃用に、キッチンハイター・ゴム手袋・雑巾・ポリバケツを購入。本庁舎内の各棟、各フロア単位で配布。

■主管課

経理課

杉並保健所への職員の応援について（令和2年4月17日）

■概要

- 感染者の増加に伴い、杉並保健所の業務量が増加している。杉並保健所の職員体制強化を最優先事項として早期に行う必要があるため、各部からの職員応援を実施する。
- 従事内容は事務的な業務であり、感染者と直接接触する事務は扱わない。

■期間

令和2年4月22日から令和2年6月30日まで

■主管課

人事課

新型コロナウイルスに関する職員の服務上の取扱い等について（令和2年4月30日）

■概要

- 令和2年4月8日付通知について、5月31日まで延長して適用する。
 - ▶ BCP に関連し職員に自宅待機を命じた場合は「事故欠勤」とする。なお、自宅待機者は不要不急の外出を控え、日中は職場からの連絡がつく状態にしておくこと。
 - ▶ 保育園、学童クラブ等の利用自粛により、子の世話をを行う等のためやむを得ず勤務できない場合は「事故欠勤」とする。

い場合は「事故欠勤」とする。

- 妊婦や重症化するリスクの高い基礎疾患のある職員には、自宅待機を命じ「事故欠勤」扱いとすることができる。
- 感染が否定できない発熱等の症状がある職員には、自宅待機を命じ「事故欠勤」扱いとする。
- 日頃から手洗い・うがいの励行に努めるとともに、①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面 の3つの条件に該当する場所への参加や外出を避けること。
- 5月6日までは、「いのちを守る STAY HOME 週間」を踏まえて帰省・旅行等の外出を控えること。また、「事故欠勤」は休暇でなく勤務時間中のため、外出を控え日中は職場からの連絡がつく状態にあること。
- 所属長は、職員から感染の疑いがあると連絡を受けた場合には、当該職員の状況を十分確認し、人事課へ直ちに報告すること。

■主管課

人事課・職員厚生担当・危機管理対策課

新型コロナウイルスに関する職員の服務上の取扱い等について（令和2年5月25日）

■概要

- 5月25日に緊急事態宣言が解除される見込みがあることから、新型コロナウイルスに関する職員の服務等について、以下のとおりとする。
 - 妊婦・基礎疾患のある職員の時差出勤：5月31日で終了
 - 公共交通機関利用職員の一時的な交通用具の利用：5月31日で終了
 - 小学校、特別支援学校の臨時休業その他の事情による子の世話：6月30日で終了
 - 勤務時間の臨時的変更を活用した時差出勤：6月30日で終了
 - BCPに関連した職員の自宅待機：5月31日で終了
 - 保育園、学童クラブ等の利用自粛による子の世話等：6月30日で終了
 - 妊婦・基礎疾患のある職員の自宅待機：5月31日で終了
 - 感染疑いのある職員の自宅待機：6月以降延長し引き続き適用
- 妊娠中の職員から申出があった場合には自宅勤務を命じることができる。
 - 実施時期：令和2年6月1日から令和2年7月31日まで
- 感染リスクが常にあることを意識し、日頃から感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」を実践すること。また、出勤前には検温を行い、睡眠時間の確保やバランスの良い食事を心がけ免疫力の向上に努めること。
- 所属長は、職員の健康状態の把握に努め、職員から感染の疑いがあると連絡を受けた場合には、当該職員の状況を十分確認し、人事課へ直ちに報告すること。

■主管課

人事課・職員厚生担当・危機管理対策課

時差出勤の実施及び新型コロナウイルスに関する職員の服務上の取扱いについて（令和2年6月25日）

■概要

- 新型コロナウイルス感染症対策として国が示した新しい生活様式を実践していくため、以下のとおり取得理由を問わない時差出勤を令和2年7月1日から実施する。
 - 児童館、子ども・子育てプラザ、保育園、図書館、すぎのき生活園、各区民事務所、経理課（警備及び夜間警備）、杉並清掃事務所（技能労務系職員）については対象外とする。
- 6月11日に「東京アラート」を解除し、翌12日に「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけるステップ3に移行したことを踏まえ、職員の服務上の取扱いについて以下のとおりとする。
 - 保育園、学童クラブ等の利用自粛による子の世話等：6月30日で終了
 - 感染疑いのある職員の自宅待機：6月30日で終了。ただし陽性者が発生した場合や職務上陽性者と接触した場合等は個別に対応する。

■主管課

人事課

杉並保健所への職員の応援について（令和2年7月2日）

■概要

4月から6月の間、ピーク時に十分な応援体制がとれなかった反省を踏まえ、第2波の予兆が出現した場合に速やかに全庁的な応援体制に移行する必要があることから、新規感染者数に応じた応援職員の人数の目安をあらかじめ定める。

■主管課

人事課

新型コロナウイルスに関する妊娠中の職員の服務上の取扱いについて（令和2年8月7日）

■概要

杉並区において8月1日にこれまでで最大となる21名の感染者数となったことから、妊娠中の職員から医師等の指導を受けた旨の申出があった場合には、在宅勤務を命じることができる。

■期間

令和2年8月7日から令和4年1月31日まで

■主管課

人事課

新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の対応について（令和2年8月11日）

■概要

- 職員・職場における基本的な予防策について、以下のとおり取り組むこと。

- ▶ マスク着用の徹底、手洗い・うがいの励行について、業務中に限らず努めること。必要に応じて手指の消毒を行うこと。
- ▶ 出勤前に検温を行い、発熱がある場合や、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）がある場合は出勤を自粛すること。厚労省の接触確認アプリ「COCOA」も活用する。
- ▶ 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の場所を避けるよう行動すること。特に、感染リスクが高いと言われる3つの条件が重なる場所には十分に注意すること。
- ▶ 多人数での会食や飲み会を避けること。
- ▶ カウンター等の消毒、朝や昼休み等に窓を開け換気を行うこと。

■主管課

人事課・職員厚生担当・経理課・危機管理対策課

職員の新型コロナウイルス感染防止の取組みについて（令和2年11月25日）

■概要

- 感染リスクが高まる「5つの場面」を確認し、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を実践すること。
- 「5つの場面」とは①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間に及ぶ飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり を指す。
- 各職場において以下のとおり取り組む。
 - ▶ 手洗いや必要に応じて手指の消毒を励行すること。また、カウンター等の消毒を行うこと。
 - ▶ マスクを着用すること。
 - ▶ 人と人の距離を確保すること。
 - ▶ 3密を避け、大声を出さないこと。
 - ▶ 朝や昼休み等、窓を開放するなど定期的に換気を行うこと。
- 職員がPCR検査を受けることとなった場合、速やかに危機管理対策課及び部の庶務担当課へ送付すること。

■主管課

人事課・職員厚生担当・経理課・危機管理対策課

感染予防を目的とした飛沫防止アクリルパーティションの配付について（令和2年12月17日）

■概要

本庁舎各フロア（執務室窓口及びその他相談室等）に飛沫防止用のアクリルパーティションを配付する。転倒防止に備え、テープで固定する等、各課の状況に応じて措置を講じること。

■主管課

経理課

(3) 令和3年度

新型コロナウイルスに関する職員の服務上の取扱いについて（令和3年5月27日）

■概要

- 医療従事者等に該当し新型コロナワクチン優先接種を受ける職員の服務について、以下のとおりとする。
 - ワクチン接種時：業務による「出張」扱いとするため、旅行命令申請を行う。
 - ワクチン接種後の副反応により出勤困難な場合：副反応に伴う発熱等の症状により出勤できない状況にある場合に限り「事故欠勤」扱いとする。
- 新型コロナウイルスに感染した場合等の職員の服務について、以下のとおりとする。
 - 職員が感染した場合：PCR検査日から療養期間終了日まで「事故欠勤」扱いとする。
 - 保健所等の指示によりPCR検査を受け「陰性」の場合：PCR検査日から結果日まで「事故欠勤」扱いとする。
 - 同居家族の感染等により保健所等から出勤しないよう求められた場合等：保健所等から求められた期間を「事故欠勤」扱いとする。

■期間

令和3年4月1日から当面の間

■主管課

人事課・職員厚生担当

新型コロナワクチン接種事業への中期的応援職員の募集について（令和3年6月4日）

■概要

- 新型コロナワクチン接種事業を担っている新型コロナウイルス予防接種担当への応援職員を募集。
- 入庁5年目以上の職員を対象とし、従事内容は予算、契約及び支払事務、情報システム・情報公開部門との調整、電話対応等の区民対応等を予定。

■主管課

人事課

医療従事者等以外の職員の新型コロナワクチン接種の服務について（令和3年6月17日）

■概要

- 医療従事者等に該当しない一般の職員が新型コロナワクチンを接種する場合の服務について、以下のとおりとする。
 - ワクチン接種時：接種に必要な日又は時間について「職免」扱いとする。
 - ワクチン接種後の副反応により出勤困難な場合：副反応に伴う発熱等の症状により出勤できない状況にある場合に限り「事故欠勤」扱いとする。

■期間

令和3年4月1日から当面の間

■主管課

人事課

新型コロナウイルス感染症による保育園等の臨時休園等にかかる職員の服務について (令和3年8月12日)

■概要

新型コロナウイルス感染症により、保育園、幼稚園、子供園、小学校、特別支援学校等が臨時休園等となり、子の世話をを行う職員がやむを得ず勤務できない場合、「事故欠勤」とする。

■期間

令和3年4月1日から当面の間

■主管課

人事課

新型コロナウイルス感染症に基づく医師等の指導による妊娠中の職員の在宅勤務について (令和4年1月28日)

■概要

令和2年8月7日付通知について、令和4年3月31日まで延長する。

- 妊娠中の職員から医師等の指導を受けた旨の申出があった場合には、在宅勤務を命じることができる。

■主管課

人事課・職員厚生担当

新型コロナウイルス感染症に関する職員の服務上の取扱いの一部変更について (令和4年3月2日)

■概要

- 令和3年5月27日付通知について、令和4年1月1日より取扱いを一部変更する。
 - 職員が感染した場合：PCR検査日から療養期間終了日まで「事故欠勤」扱いとする。→事実発生日（※）から療養期間終了日まで「事故欠勤」扱いとする。
 - 保健所等の指示によりPCR検査を受け「陰性」の場合：PCR検査日から結果日まで「事故欠勤」扱いとする。→事実発生日（※）から結果日まで「事故欠勤」扱いとする。
 - ※事実発生日：感染した疑いのある症状の発生や濃厚接触者（疑い含む）となり、医療機関や保健所に今後の対応を問い合わせた指示を仰ぎ、自宅待機となった日

■主管課

人事課・職員厚生担当

新型コロナウイルス感染症に基づく医師等の指導による妊娠中の職員の在宅勤務の取扱期間延長について（令和4年3月24日）

■概要

令和4年1月28日付通知について、令和5年3月31日まで延長する。

- 妊娠中の職員から医師等の指導を受けた旨の申出があった場合には、在宅勤務を命じることができる。

■主管課

人事課・職員厚生担当

（4）令和4年度

新型コロナウイルスに関する職員の服務について（令和4年7月28日）

■概要

令和3年5月27日付通知について、今般の感染状況等を考慮し、一部変更（追加）する。

- 同居家族の感染等により保健所等から出勤しないよう求められた場合等：保健所等から求められた期間を「事故欠勤」扱いとする。

→同居家族や職場内の感染等により保健所、所属長等から出勤しないよう求められた場合等：保健所等から求められた期間を「事故欠勤」扱いとする。

- ※濃厚接触者の場合、待機期間は最大5日間となる。

■主管課

人事課・職員厚生担当

「マスク着用」の見直しに係る区の対応について（令和5年2月28日）

■概要

- 国が3月13日以降の「マスク着用」の考え方を見直し、マスク着用が効果的である一定の場面の着用推奨を除き、着用は個人の判断に委ねることとしたため、区の対応を以下のとおりとする。

- 職員について、勤務時間中はマスク着用を基本とする。ただし、本人の意思に反して着脱を強いることがないようにする。
- 施設利用者について、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- 引き続き、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、室内のこまめな換気等職場の実情に応じた基本的な感染防止対策を励行すること。

■期間

令和5年3月13日から令和5年5月7日まで

■主管課

人事課・職員厚生担当・経理課・危機管理対策課

(5) 令和5年度

新型コロナウイルス感染症に基づく医師等の指導による妊娠中の職員の在宅勤務の取扱期間延長について（令和5年4月6日）

■概要

令和4年1月28日付通知について、令和5年9月30日まで再度延長する。

- 妊娠中の職員から医師等の指導を受けた旨の申出があった場合には、在宅勤務を命じることができる。

■主管課

人事課・職員厚生担当

新型コロナウイルスに関する職員の服務について（令和5年4月27日）

■概要

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日以降変更予定であることを受け、以下のサービスを5月7日までとし、年休または病気休暇で対応する。
- ワクチン接種に係る服務について
 - ワクチン接種時（医療従事者）：業務による「出張」扱い
 - ワクチン接種時（医療従事者等以外）：接種に必要な日又は時間について「職免」扱い
 - ワクチン接種後の副反応により出勤困難な場合：副反応に伴う発熱等の症状により出勤できない状況にある場合に限り「事故欠勤」扱い
- 職員が感染した場合等の服務について
 - 職員が感染した場合：事実発生日から療養期間終了日まで「事故欠勤」扱い
 - 保健所等の指示によりPCR検査を受け「陰性」の場合：事実発生日から結果日まで「事故欠勤」扱い
 - 同居家族や職場内の感染等により保健所、所属長等から出勤しないよう求められた場合等：保健所等から求められた期間を「事故欠勤」扱い
 - 保育園、幼稚園、子供園、小学校、特別支援学校等が臨時休園等となり、子の世話をを行う職員がやむを得ず勤務できない場合：「事故欠勤」扱い

■主管課

人事課

9. 学校における取組

(1) 令和2年5月 杉並区立学校感染症予防ガイドライン策定

国及び都から示された学校再開に関するガイドライン等の考え方を踏まえ、杉並区教育委員会として臨時休業明けから1学期における教育活動の再開時に取るべき感染症リスクを低減するための指針を示している。

感染症対策に関する基本的な考え方

今後、新学期を迎える教育活動の再開に当たっては、学校において、以下4点の対策を講じることが重要である。

- 手洗いや咳エチケット（マスク着用等）などの基本的な感染症対策の徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 日頃の家庭、関係機関等との連絡体制の確認
- 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件（三密）が同時に重なる状況の徹底的な回避
 - ①換気の悪い密閉空間
 - ②多くの人が密集
 - ③近距離での会話や発声

I. 学校再開の場合

1 感染症予防策の徹底

(1) 学校環境における感染症対策

ア. 三密を避け、1つ1つの条件が発生しないよう配慮して、適切な学習環境の保持に努める。

- 教室等の換気の徹底
- 席の適切な配置により、密集を避ける
- 近距離（1～2 m）での会話や発声、集団での合唱などは控える

イ. 教室の温度・湿度について、適切に管理する。

ウ. 手洗い等について、校内に液体石けん等や手指消毒剤を設置するなど、感染予防に努める。

エ. 校内への立ち入りの際は、必ずマスクを着用する。なお、高温・多湿の環境下における運動時には、マスクの着用は必要ない。

オ. 校内の清掃について

- 日常的な校内清掃については、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブや取手、手すり、スイッチ等）は1日1回以上消毒液を使用して清掃する。
- 感染が疑われる児童生徒の教室及びその者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。

(2) 児童生徒への健康指導

ア. こまめな手洗い、咳エチケットの励行について指導する。手を拭くタオルやハンカチ等は共用しないように指導する。うがいをできる範囲で行い、帰宅後の自宅での励行を指導する。

イ. 自宅で毎朝の検温と体調の変化等について「健康観察票」に毎日記録し、登校時に担任等に提出するよう指導する。発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導するとともに、学校へ連絡するなど保護者に協力を依頼する。

ウ. 自宅で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒は、登校時、教室に入る前に検温及び健康観察を行う。発熱等の症状がある場合は、保護者に連絡して、帰宅を指示する。

- エ. 登校後に、児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、速やかにマスクを二重にさせ、保護者に連絡して、安全に帰宅させる。
- オ. 保護者等が来校し、安全に帰宅できるまでの間、別室で待機させるなどの配慮をする。別室等での見守りは、2 m程度の距離を置いて様子を観察する。特に、基礎疾患のある児童生徒には十分留意して観察する。別室での対応になることについてはあらかじめ全児童生徒に指導する。
- カ. 保護者には、できるだけ速やかに引き渡すとともに、かかりつけ医等への受診を促し、症状が消失するまでは自宅で休養するよう指導する（「出席停止・忌引き等の日数」として記録）。発熱等の症状が4日以上続く場合は、杉並区帰国者・接触者相談センターへ相談をするよう指導し、受診や相談の結果について学校に連絡するよう協力を依頼する。
- キ. 当該児童が学童クラブを利用する場合は、保護者の引き取りまで学校で待機させる。

（3）教職員への健康指導

（2）について、教職員も同様の扱いとする。

（4）外部人材について

来校前に自宅で検温するよう依頼し、発熱等の風邪症状がみられるときは、学校での活動を中止する。また、こまめな手洗い、咳エチケットの励行等については、教職員と同様の扱いとする。

2 教育活動上の留意点

学校全体への感染症の拡大を防止するため、全校集会、学年を超えた活動等は、原則中止とする。

（1）感染症対策に留意した各教科等の指導

- ア. 授業中、児童生徒及び教員は飛沫防止のためマスクを必ず着用する。
- イ. 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による話し合い等の活動は極力控える。
- ウ. 体育を実施する際は、授業開始時に準備運動を十分に行う。身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツ、武道など）は行わず、基本的な技能や体力トレーニングを行う。医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や感染の不安がある場合は、授業への参加は強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する場合は、呼気が激しくなるような運動は避ける。体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、児童生徒の間隔を十分確保するなどの対応を図る。
- エ. 感染症対策を講じてもおお感染の可能性が高い実技指導などについては、指導の順序を変更する等の工夫を行う。
 - 理科、生活科、図画工作及び技術家庭科等においては、実験や活動を行う際、窓を開け換気を十分に行い、1グループの人数を少なくするなど三密を避けて実施する。
 - 水泳は、今年度は実施しない。事故防止の観点からこれらの心得については必ず取り上げる。

- 音楽科は、狭い空間や密閉状態での歌唱指導、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等の管楽器等の指導や身体の接触を伴う活動は実施しない。
- 家庭科において、調理などの実習は実施しない。

(2) 学校行事

ア. 宿泊を伴う校外学習について

- 小学校移動教室は、2学期以降に延期する。
- 小学校特別支援学級連合富士移動教室・中学生フレンドシップスクール・中学校特別支援学級連合野辺山移動教室は、令和2年度は実施しない。
- 中学校修学旅行は、2学期以降に延期する。

イ. 遠足、社会科見学等の校外学習及び職場体験学習について

- 中止とする。徒歩での可能な校外学習は状況によって実施を可能とする。

ウ. 避難経路の確認について

- 学校再開後、速やかに行う。避難訓練等は、三密を避け、短時間で実施するなど工夫して行う。

エ. その他の教育活動の実施について

- 外部講師を招いた授業等は、中止または2学期以降に延期する。
- 学校公開および授業参観は、中止または延期とする。道徳授業地区公開講座は2学期に延期する。意見交換会等はアンケートに替える等の工夫も可能とする。
- 土曜授業の実施について、令和2年度は通常の授業を行ってもよいこととする。
- 運動会は延期とする。なお、学年や学級での記録会の実施に替える等の工夫を行ってもよい。
- 音楽鑑賞教室は、中止とする。
- 学力調査等は、中止とする。
- プールでのヤゴ取りは、中止とする。
- 上記以外の教育活動について、休み時間も含め、三密が同時に重なる教育活動を避けた上で、感染拡大防止を十分に行い実施する。

(3) 学校給食について

ア. 配膳の際は、間隔を空け、会話を控えて並ぶ。配膳の前後は静かに着席して待つ。

イ. 児童生徒が対面する喫食形態を避け、会話を控えさせる。マスクは、喫食直前に外し、食後はすぐに装着する。

ウ. 「学校給食衛生管理基準」及び杉並区の「学校給食の手引き」に基づいた調理作業や配食等を行うよう徹底する。

エ. 児童生徒及び教職員全員が給食前後の手洗いを徹底する。

オ. 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、健康状態は良好であるか、衛生的な服装（白衣・エプロン等）をしているか毎日点検する。

カ. 食物アレルギー児の対応及び体制について校内で再確認し、適切に対応する。

(4) 学校保健について

ア. 基準

- 学校環境衛生基準に基づき適切な衛生状態が確保されるよう配慮する。

イ. 水質検査等

- 飲料水の水質検査を給水系統の末端の給水栓で行い、複数の高置水槽がある場合は、その系統ごとに行う。直結給水についても検査を行う。
- 飲料水の水質検査時は、特に多めに放水した後、遊離残留塩素の測定及び色、濁り、臭い、味などを点検し、飲料水として異常がないことを確認する。

ウ. プールの衛生管理等

- 学校薬剤師等が実施しているプールの水質検査は実施しない。
- プール施設等の清掃は、今年度は年1回実施する。

エ. 保健室での対応

- 発熱、咳等の症状がある児童生徒はあらかじめ準備した別室等で対応する。
- 感染が疑われる児童生徒が使用したリネン類は、単独で洗濯機で洗う。
- 感染が疑われる児童生徒が鼻をかんだティッシュやマスク等は、2重のビニール袋に入れて袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する。
- 応急処置を行うためのマスク、ビニール手袋以外にも、フェイスシールド、ディスポガウン等の簡易な防護用品を準備しておく。

(5) 部活動

ア. 活動内容等

- 授業日以外はず、自校内での活動に限る。また、練習試合、合同部活、対外試合、多数の生徒等が集まる場への参加は行わない。
- 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は延期又は中止する。
- 教員や部活動指導員が、感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- 運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行い、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分留意する。
- 活動内容は基本的な技能や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、生徒が密集する活動、飛沫感染のおそれが高い活動は行わない。
- 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動については、活動時間短縮や活動内容の工夫を行う。

イ. 感染防止対策

- 部活動における基本的な感染防止対策は、「1 感染予防対策の徹底」に準ずる。
- 屋内で実施する活動については、十分な換気を行うとともに、消毒液の使用など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

ウ. その他

- 活動再開にあたっては、部活動活性化事業受託事業者、外部指導員等とも活動内容等につ

いて調整を行った上で指導を行う。

- 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が部活動の実施状況を把握する。
- 活動内容や感染症防止対策を保護者に周知するとともに、保護者の意向等により部活動に参加しない生徒がいることを把握した場合は、自宅で取り組むことができる課題を与えるなど、可能な配慮を行う。

(6) 保護者会、学校運営協議会等

ア. 保護者会

- 可能なものは2学期以降に延期する。
- 実施する場合は、時間短縮や参加人数の精査、広い会場での実施、換気の徹底等の措置を講じる。

イ. PTA 総会等

- 書面による役員・委員選出などの工夫を PTA 関係者に依頼する。
- 実施する際は、時間短縮や参加人数の精査、広い会場での実施、換気の徹底等を、PTA 関係者に依頼する。

ウ. 学校運営協議会、学校評議員会

- 時間短縮や広い会場での実施、換気の徹底等の措置を講じたうえで実施する。

エ. 学校支援本部、放課後子ども教室、土曜日学校、青少年委員との連携活動

- 会議を開催する場合は、時間短縮や広い会場での実施、換気の徹底等を依頼する。
- 1学期中の活動は、自校内での活動を基本とし、活動内容、使用開場、参加人数などについて、三密を防ぐ計画とするよう依頼する。
- 土曜日の活動やイベント、行事については、2学期以降に延期するなどの対応を依頼する。

(7) 授業時数の考え方について

- ア. 各教科等の授業時数が学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を可能な限り下回らぬよう編成する。
- イ. 夏季休業期間の短縮や土曜授業の月2回までの設定等の工夫により授業時数を確保する。なお、土曜授業の設定については、児童生徒の心身の負担及び教職員の勤務等について考慮する。また、今年度に限り、都民の日条例に規定する日、開校記念日は授業日としてもよい。
- ウ. 夏季休業日の基準日は、8月1日から8月23日までとする。なお、夏季休業日を変更する場合は届け出るものとする。

3 登校の判断

(1) 感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いは「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

(2) 海外から帰国した児童生徒について

- ア. 海外から帰国した児童生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

イ. これらの場合の出欠の扱いは「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について

ア. 医療的ケア児が在籍する学校は、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ. 基礎疾患等があることで重症化するリスクが高い児童生徒についても、個別に登校の判断をする。

ウ. 登校すべきでないと判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処及び児童生徒への心のケア

(1) 感染者、濃厚接触者とその家族に対して

感染者や濃厚接触者とその家族はもちろん、感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為が生じないように、発達段階に応じた未然防止の指導を行う。

また、子どもや保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として「24時間子供SOSダイヤル」等を周知する。なお、医療従事者や社会機能の維持にあたる方を家族にもつ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機としない。

(2) 児童生徒への心のケア

学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられる。きめ細やかな健康観察等から、児童生徒の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど心の健康問題に適切に対応する。

5 就学前教育

幼保小連携における児童と幼児の交流等は中止とする。

6 教職員の健康管理

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する等の工夫をする。管理職は、毎日教職員の体調・健康状況の把握に努める。

(2) 風邪の症状が見られるときは、自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合はすぐに管理職に報告し帰宅することとする。

(3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討する。

(4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようマスク等を装着する。

(5) 勤務時間外においても、三密が同時に重なる場を避ける。

7 教職員の勤務・サービス

原則、通常勤務とする。

(2) 令和2年7月 ガイドライン改定（2学期以降年度末まで）

杉並区立学校の感染症対策に関する考え方や、持続的な学校運営、感染者が出た場合の対応などを具体的に示している。「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」にガイドライン名を変更し、これからの学校の「新しい日常」を定着させていく。各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、区内の感染状況を踏まえた上で教育活動を進めていく。さらに、コロナ禍という特殊事情の中、新しい発想の試みを工夫していく。

感染症対策に関する基本的な考え方

今後の教育活動にあたり、教職員、児童生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、三密を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践するために、学校内外において、以下4点の対策を講じることが重要である。

- 三密回避の徹底
- 手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策の徹底
- 日頃の家庭、関係機関等との連絡体制の確認
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

(3) 令和3年3月 ガイドライン改定（令和3年度）

杉並区立学校の感染症対策に関する考え方や、持続的な学校運営、感染者が出た場合の対応などを具体的に示している。各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、区内の感染状況を踏まえた上で教育活動を進めていく。

感染症対策に関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症とともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、引き続き感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図っていくことが重要である。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けて、次の2点を基本方針とする。

- 児童生徒には不織布マスクを推奨し、教職員は原則不織布マスクとし、常時、マスクの着用を基本とする。
- 活動中の児童生徒同士の間隔は、一定の身体的距離を確保し、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。また、大声を出すような活動等は避ける。

今後においても、教職員、児童生徒が基本方針を守り、保護者、その他の学校関係者なども、手洗いや咳エチケットといった基本的な感染症対策を徹底するとともに、学校内外で「新しい日常」を徹底して学校運営を継続する。そのため、学校内外において、以下4点の対策を講じることが重要である。

- 三密回避の徹底
- 手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策の徹底
- 日頃の家庭、関係機関等との連絡体制の確認
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

(4) 令和4年2月 ガイドライン改定（令和3年度）

令和3年3月に改定したものから、主に以下の点について更に具体的に示している。

- 実技を伴う体育・保健体育でのマスク着用について
- オンライン等の活用について
- オミクロン株のまん延期間中の臨時休業の措置について

感染症対策に関する基本的な考え方（変更なし）

新型コロナウイルス感染症とともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、引き続き感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図っていくことが重要である。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けて、次の2点を基本方針とする。

- 児童生徒には不織布マスクを推奨し、教職員は原則不織布マスクとし、常時、マスクの着用を基本とする。
- 活動中の児童生徒同士の間隔は、一定の身体的距離を確保し、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。また、大声を出すような活動等は避ける。

今後においても、教職員、児童生徒が基本方針を守り、保護者、その他の学校関係者なども、手洗いや咳エチケットといった基本的な感染症対策を徹底するとともに、学校内外で「新しい日常」を徹底して学校運営を継続する。そのため、学校内外において、以下4点の対策を講じることが重要である。

- 三密回避の徹底
- 手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策の徹底
- 日頃の家庭、関係機関等との連絡体制の確認
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

(5) 令和4年5月 ガイドライン改定（令和4年度）

令和4年2月に改定したものから、主に以下の点について変更している。

- 実技を伴う体育・保健体育や水泳指導の学習中は、児童生徒にマスクを外す指導を実施
- 校内での活動について、具体的な対応方法を示していたが、「基本的な感染症対策を講じ、各学校で工夫して実施する」という柔軟な対応に変更

感染症対策に関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症とともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、これまでの経験やそれに基づく知見などを生かし、引き続き感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図っていくことが重要である。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けて、次の2点を基本方針とする。

- 学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。
- 基本的な感染症対策を徹底する。また、大声を出すような活動等は避ける。

教職員、児童生徒が基本方針を守り、保護者、その他の学校関係者なども、手洗いや咳エチケットといった基本的な感染症対策を徹底するとともに、学校内外で「新しい日常」を徹底して学校運

営を継続するため、学校内外において、以下5点の対策を講じる。

- 三密回避の徹底
- 手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策の徹底
- 日頃の家庭、関係機関等との連絡体制の確認
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきだが、以下のような場合にはマスクを外すよう指導する。ただし、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しては、適切に配慮する。
 - 十分な身体的距離が確保できる場合（ただし会話を控える）
 - 屋外
 - 体育の授業
 - 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日
 - 熱中症リスクが高い夏場における登下校時（ただし会話を控える）

（6）令和4年12月 ガイドライン改定（令和4年度）

令和4年5月に改定したものから、主に以下の点について変更している。なお、令和4年12月以降の改定はない。

- 学校給食の場において、座席配置の工夫や適切な換気の実施等を講じた上で会話をする可とする。

感染症対策に関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症とともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、引き続き感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図っていくことが重要である。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けて、次の2点を基本方針とする。

- 学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。
- 基本的な感染症対策を徹底する。また、大声を出すような活動等は避ける。

教職員、児童生徒が基本方針を守り、保護者、その他の学校関係者なども、手洗いや咳エチケットといった基本的な感染症対策を徹底するとともに、学校内外で「新しい日常」を徹底して学校運営を継続するため、学校内外において、以下5点の対策を講じる。

- 三密回避の徹底
- 手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策の徹底
- 日頃の家庭、関係機関等との連絡体制の確認
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 学校教育活動において、換気を十分に行った上で、活動場所や活動内容に応じてマスクを外す場面を設定し、以下のような場合にはマスクを外すよう指導する。ただし、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しては、適切に配慮する。

<屋外>

- 人との距離が確保できる場合
- 人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合

- (例) 離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び
- (例) 屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動、プールを含む体育の授業等）
- (例) 登下校

<屋内>

- 人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
 - (例) 個人で行う読書や、調べたり考えたりする学習
 - (例) 屋内で行う教育活動（体育館や屋内プールを含む体育の授業、部活動等）

※ マスクの着用が必要な場面において、様々な事情によりマスクができない児童生徒等、マスクをしない児童生徒等もいることに十分配慮する。

I. 持続的な学校運営について

1 感染症予防策の徹底

(1) 学校における感染症対策

- ア. 三密を避け、1つ1つの条件が発生しないよう配慮して、適切な学習環境の保持に努める。特に、休憩時間においては、マスクなしでの大声、至近距離での会話や接触は避ける。
 - 教室等の換気の徹底
 - 席の適切な配置により、密集を避ける
- イ. 教室の温度・湿度について、適切に管理する。
- ウ. 手洗い等について、校内に液体石けん等や手指消毒剤を設置するなど、感染予防に努める。
- エ. 校内への立ち入りの際は、原則マスクを着用する。
- オ. 校内の清掃について
 - 日常的な校内清掃については、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブや取手、手すり、スイッチ等）は定期的に消毒液を使用して清掃する。
 - 感染が疑われる児童生徒の教室及びその者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。

(2) 児童生徒への健康指導

- ア. こまめな手洗い、咳エチケットの励行について指導する。手を拭くタオルやハンカチ等は共用しないように指導する。
- イ. 自宅で毎朝の検温と体調の変化等について健康観察を行い記録し、学校へ伝えるよう指導する。発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導するとともに、学校へ連絡するなど保護者に協力を依頼する。
- ウ. 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、かかりつけ医または「杉並区受診・相談センター」へ相談する。同居家族がPCR検査を受ける場合は、検査の結果が「陰性」と判明するまでは児童生徒の登校を控えるよう保護者の理解と協力を得る。また、児童生徒が濃厚接触者と特定された場合は、医療機関・保健所等が指示する健康観察期間は登校を控えるよう保護者の理解と協力を得る。
- エ. 自宅で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒は、登校時、教室に入る前に検温及び健康観察を行う。発熱等の症状がある場合は、保護者に連絡して、帰宅を指示する。

- オ. 登校後に、児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合は、サージカルマスクに付け替え、別室で待機させ、保護者に連絡する。待機中に急激に症状が悪化した場合は、救急車を要請する。
- カ. 保護者等が来校するまでの間、別室で待機させるなどの配慮をする。別室等での見守りは、一定程度の距離を置いて様子を観察する。特に、基礎疾患のある児童生徒には十分留意して観察する。別室での対応になることについてはあらかじめ全児童生徒に指導する。
- キ. 保護者等には、できるだけ速やかに引き渡すとともに、かかりつけ医等への受診を促し、症状が消失するまでは自宅で休養するよう指導する（「出席停止・忌引き等の日数」として記録）。体調が急激に悪くなった場合や呼吸が苦しくなった場合は、救急車を要請するとともに、受診の結果について学校に連絡するよう協力を依頼する。
- ク. 当該児童が学童クラブ等を利用者の場合は、学童クラブ等の職員へ引き継ぎ、保護者に安全に引き渡す。
- ケ. 春季・夏季・冬季休業中も毎朝の検温と健康観察は引き続き行い、体調不良等の症状が見られる場合は休養するよう指導する。休業中に PCR 検査を受けた場合や感染した場合は、学校へ連絡するよう保護者に周知する。

（3）家庭における感染症対策の依頼

- ア. 三密の回避、正しい手洗い、咳エチケットの励行について指導するとともに、休業中も、適宜、検温等の健康観察を行うよう保護者に協力依頼する。
- イ. 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、1（2）ウと同様の対応とし、家庭内での感染症対策を行い、感染拡大の防止に努める。
 - マスクを着用する
 - 十分な換気をする
 - 手が触れる共用の場所などの消毒をする
 - タオルなどを共用しない
 - 外出先から帰宅した時や感染者の看病をした時は、手洗いや消毒等を徹底する
- ウ. 混雑している場所や時間をできるだけ避け、「三密」を回避する。
- エ. 体調が悪い方や高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控えてもらう。

2 教育活動上の留意点

（1）各教科等の指導

- ア. 使用する用具等
 - 児童生徒間での使い回しを極力避ける。
- イ. グループ活動
 - 基本的な感染症対策を講じ、各学校で工夫して実施する。
- ウ. 飛沫防止の観点から特に留意する近距離で行う活動
 - 実験や観察（理科、生活等）
 - 共同制作、鑑賞（図画工作、美術、技術・家庭等）
 - 調理実習（家庭等）
 - 室内で、近距離で行う合唱及び管楽器演奏（音楽等）
 - 密集する運動、身体接触を伴う運動（体育、保健体育等）

エ. 実技を伴う体育・保健体育

①校庭や体育館等で行う指導

- 児童生徒の距離を確保した上で、マスクを外すよう指導する。
- 児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を可とする。
- 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童生徒の身体的距離を確保することが困難な場合は、少人数ごとの利用とする。

②水泳指導等

- 児童生徒はマスクを外し、会話や発声を控えるよう指導する。
- プールサイドやプール内等では、身体的距離を確保するようにする。
- 児童生徒が組になる場合は、間隔を開けて実施する。
- 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童生徒の身体的距離を確保することが困難な場合は、少人数ごとの利用とする。
- 屋内プールは、換気設備を適切に運転するなど換気を行う。
- 毎朝の検温や健康観察により児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせる。
- 授業を見学する児童生徒は、気温が高い日などは、日陰で見学させたり、マスクを外したりして、他の児童生徒との距離を保ちながら参加するよう指導する。
- タオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導する。
- 実施の目的や方法、感染症対策について児童生徒及び保護者に説明し、同意書を得る。

オ. 音楽での管楽器演奏、合唱

十分な距離をとってマスクを外すことも可とする。

(2) 学校行事

ア. 儀式的行事

- 入学式、卒業式等の儀式的行事については実施する。
- 大人数の児童生徒が集まる活動は、基本的な感染症対策を講じ、各学校で工夫して実施する。

イ. 集会等の文化的行事

- 基本的な感染症対策を講じ、各学校で工夫して実施する。

ウ. 健康安全・体育的行事

- 運動会・体育祭等は、短時間で、参観者を制限したり、記録会実施に替えたりする等の工夫をする。
- 避難訓練など児童生徒が一堂に集まって行う活動は、短時間で実施する。

エ. 遠足・集団宿泊的行事

- 宿泊を伴う校外学習を実施する場合、感染状況の変化や受入先の確保が難しい場合は実施の中止あるいは延期を検討する。
- 遠足、社会科・生活科見学等において貸切バスを利用する場合、室内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し、会話は控える。

(3) その他の教育活動

ア. 休憩時間

「三密」にならないよう配慮して活動できるようにする。屋外における活動の場合は、マスクを外す。

イ. 中学生職場体験学習

感染症防止対策を心掛けた上で、原則実施とする。

ウ. 外部人材を講師とした学習活動

基本的な感染症対策を講じ、各学校で工夫して実施する。

エ. 幼保小・小中連携活動、副籍交流等

大人数の幼児児童生徒が集まる活動は、基本的な感染症対策を講じ、各学校で工夫して実施する。

オ. 学校公開・研究会

身体的距離が確保できるよう参加者の人数制限を行うとともに、来校者には、マスクの着用や会話を控えることを事前に周知する。また、参加者名簿記入や入校券の提出等、当日参加者の把握を行う。

(4) 部活動

ア. 活動内容

- 基本的な感染症対策を講じ、各学校で工夫して実施するとともに、2(1)に準じて活動をする。

- 運動部活動については、マスクを外して実施する。

イ. 練習試合、対外試合への参加及び合同部活動

- 校外で実施する場合は、会場の安全面に配慮し、感染症対策を十分に講じる。

ウ. その他

- 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童生徒の身体的距離を確保することが困難な場合は、少人数ごとの利用とする。

- 保護者の意向等により、部活動に参加しない生徒に対しては、自宅で取り組むことができる課題を与えるなどの配慮を行う。

- 部活動前後での集団での飲食や移動時や、大会等の開会式・表彰式等への出席時、休憩スペース・会議室・洗面所等の利用時等は、マスクの着用を含めた感染症対策を徹底する。

(5) 保護者・地域との連携活動等

来校前に自宅で検温するよう協力を依頼するとともに、発熱等の風邪症状がみられるときは、来校を自粛する又は学校での活動を中止するよう依頼する。

ア. 保護者会・個人面談

- 時間短縮、身体的距離の確保、換気の徹底等の措置を講じた上で、実施する。なお、オンラインを活用する場合は、運用に関する注意喚起を保護者に行うなどの措置を十分に講じた上で実施する。

イ. 学校運営協議会、学校評議員会

- 時間短縮、身体的距離の確保、換気の徹底等の措置を講じた上で、実施する。また、状況に応じてオンライン等を活用して実施する。

ウ. PTA 活動

- 基本的な感染症対策を講じ、オンラインを活用するなど各学校で工夫して実施するように依頼する。

エ. 学校支援本部、放課後子ども教室、土曜日学校、青少年委員との連携活動等

- 基本的な感染症対策を講じ、各学校で工夫して実施するよう依頼する。

オ. 学校開放事業等

- 不織布マスク使用・適切なマスク着用の徹底、身体的距離の確保、換気の徹底等の措置を講じた上で利用するよう依頼する。

3 学校給食及び学校保健

(1) 学校給食

- ア. 「学校給食衛生管理基準」及び杉並区の「学校給食の手引き」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。
- イ. 児童生徒及び教職員全員が給食前後の手洗いを徹底する。
- ウ. 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、健康状態は良好であるか、衛生的な服装をしているかを毎日点検する。
- エ. 配膳の際は、児童生徒が間隔を空け、会話を控えて並ぶ。配膳の前後は、静かに着席して待つ。
- オ. 喫食の際は、座席配置の工夫や適切な換気の実施等の措置を講じた上で、会話をすることも可とするが、児童生徒が対面する喫食形態を避け、喫食中の大声での会話は控える。
- カ. 喫食後は、マスクを着用するよう指導する。

(2) 学校保健

- ア. 学校環境衛生基準に基づき適切な衛生状態が確保されるよう配慮する。
- イ. 飲料水の水質検査は、遊離残留塩素の測定及び色、濁り、臭い、味などを点検し、飲料水として異常がないことを確認する。
- ウ. プールの衛生管理については、例年通り、学校薬剤師等によりプールの水質検査を実施する。プール及びプールサイドの清掃・点検などを、プール使用開始に間に合うように事前に行う。
- エ. 児童生徒の定期健康診断は、法定の期間内（6月30日まで）に感染防止対策を講じた上で実施する。
- オ. 発熱、咳等の症状がある児童生徒は、他の児童生徒との接触を極力避けるよう別室で対応する。
- カ. 感染が疑われる児童生徒が使用したリネン類は、単独で洗濯する。
- キ. 感染が疑われる児童生徒が鼻をかんだティッシュやマスク等は、2重のビニール袋に入れて袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する。
- ク. 応急処置を行うためのマスク、ビニール手袋等以外にもフェイスシールド、ディスポガウン等の簡易な防護用品を準備しておく。
- ケ. 感染が疑われる児童生徒には極力接触を避けて対応する。

4 登校の判断

(1) 感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合について

- ア. 新型コロナウイルス感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
- イ. 感染予防や感染不安により登校できない児童生徒については、オンライン学習や授業配信等により学びを保障する。

(2) 海外から帰国した児童生徒について

海外から帰国した児童生徒については本人又は保護者との連絡を密にし、検疫所の指示に従うよう指導する。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について

- ア. 医療的ケア児が在籍する学校は、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ. 基礎疾患等があることで重症化するリスクが高い児童生徒についても、個別に登校の判断をする。
- ウ. 登校すべきでないと判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

5 感染者、濃厚接触者等に関わる指導

(1) 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別への指導

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた未然防止の指導を行う。

- ア. 発達の段階に応じた未然防止の指導を定期的に行う。
- イ. 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- ウ. 児童生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口相談するよう、適宜周知する。

(2) 感染者又は濃厚接触者に対する学習支援

児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が濃厚接触者に特定されたことにより、出席停止を行った場合においては、当該児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒の健康状態等を考慮した上で、原則オンラインによる授業配信を実施し、学びの保障を図る。

6 教職員の健康管理

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する等の工夫をする。以下のとおり、教育活動を行う際に感染症予防策を徹底する。

- ア. 「三密」の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）
- イ. 毎朝の検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）

ウ. 出勤時の健康チェック

体調不良時は、速やかに管理職へ連絡し、自宅で休養する。PCR 検査等を受けることになった場合は、速やかに管理職へ連絡する。感染が判明した場合、管理職は、職種により各担当課へ速やかに連絡する。管理職は、毎日、教職員の体調・健康状況の把握に努める。

エ. 委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

ア. 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

イ. 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避ける。

ウ. 多人数、大声、至近距離での会話は控える。

エ. 教員が担任する教室で喫食する場合には、児童との対面する喫食形態を避けるか児童生徒と身体的距離をとるなど配慮する。

オ. 給食調理員については、分散して休憩がとれるように、学校は休憩室の確保と換気に配慮する。喫食の形態時は、対面する喫食は避けるか、調理員同士の身体的距離をとる。

(3) 勤務時間外（春季・夏季・冬季休業中含む）における感染症予防策の徹底

「1 感染症予防策の徹底」1 (3) に準じる。

(4) 風邪の症状がみられるときには、自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合はすぐに管理職に報告し帰宅する。

(5) 勤務時間外においても、感染防止対策の徹底を図り健康管理に努める。

7 教職員の勤務・サービス

原則、通常勤務とする。

II. 臨時休業になる場合

基本的には、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくために、日常における感染症対策を徹底して継続することで、極力、臨時休業の措置は講じない。

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校内で感染を広げないための対策を講じながら、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくために、教育委員会、保健所や学校医等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防止する。

(1) 児童生徒、教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合

児童生徒の保護者や教職員及び学校関係者の感染が判明した場合、校長は、症状の有無や経過等について、保護者や本人等に確認を行い、以下の対応を迅速に行うとともに、校内における濃厚接

触にあたる活動の有無を確認する。濃厚接触にあたる活動の判断の視点は、以下の4点とする。

- ① 換気が徹底されていたか
- ② 三密が回避できていたか
- ③ 一緒に食事の際に、マスクをしないで会話したか
- ④ マスクを外して過ごす同居者はいたか

ア. 児童生徒の感染が判明した場合

「出席停止」の措置を取る。

イ. 教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合

校長は、当該職員に対して、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置をとり、学校関係者の場合、校内への立ち入り禁止の措置をとる。

以下、2つの項目について児童生徒と教職員等の対応は同様とする。

- 学校は、濃厚接触にあたる活動の有無を確認する際、感染者が児童生徒の場合は、当該児童生徒の担任、学年主任、養護教諭等の協力を得て情報収集を行う。
教職員等の場合は、児童生徒との関わりや校内で行動様態などの情報収集を行う。
- 全保護者へ「すぐメール」等で、感染者が発生したこと、教育活動の変更の有無、感染者に対する偏見や差別の防止について通知する。

ウ. 臨時休業の措置について

(ア) 学校保健安全法に基づく対応

児童生徒、教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合、学校保健安全法第20条に基づき、臨時に、学校の全部又は一部の休業を実施する。

(イ) 保健所による濃厚接触者の範囲特定等の調査が行われない場合の対応

- 以下の点を考慮し、学級閉鎖等の検討を始める。
 - ①同一の学級で感染経路不明の児童生徒の感染が複数判明した場合
 - ②同一の学級で感染が確認された児童生徒が1名であっても、未診断の症状を有する児童生徒が複数いる場合
 - ③同一の学級で感染者が1名判明し、感染者の濃厚接触者が複数存在する場合
 - ④その他、教育委員会で必要と判断した場合
- 同一学級に感染経路が不明の複数の感染者が出て、他に有症状者がいる場合、学校における活動様態等の確認を踏まえ、感染拡大の可能性があると判断した場合は、5日間程度の学級閉鎖とする。
- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を実施する。

(ウ) 学校教育活動の継続

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合や地域の感染状況により警戒度を上げなければならない場合等においては、オンラインによる授業配信を実施する。

エ. 校内の消毒について

児童生徒や教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合には、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒液で消毒する。

(2) 児童生徒、教職員等及び学校関係者が濃厚接触者に特定された場合

校長は以下の対応を行うとともに、本人等や保護者に症状の有無や経過等について確認を行う。

- ア. 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
「出席停止」の措置を取る。
 - イ. 教職員等及び学校関係者が濃厚接触者に特定された場合
校長は、当該職員に対して、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置をとり、学校関係者の場合には、校内への立入禁止の措置をとる。
 - ウ. 臨時休業の措置について
原則として、臨時休業は実施しない。
 - エ. 校内の消毒について
症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とする。
- (3) 教職員等が PCR 検査等を受けることとなった場合、感染が判明した場合、濃厚接触者となった場合、管理職は各所管へ報告する。事前に、体調不良等で PCR 検査等を受けていることを本人等から聞き取った場合は、その時点で速やかに各担当課へ連絡する。職員が PCR 検査や抗原検査で陽性と判明した場合は、速やかに各担当課へ連絡する。

2 臨時休業中の児童生徒への支援

(1) 生活面・健康面

児童生徒の心身の健康状態等の丁寧な把握に努め、オンライン学習システムや電話連絡等により児童生徒とコミュニケーションを取る。


- ア. 全ての児童生徒に、どんな小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、相談機関に相談するよう、学校 HP や電話連絡等を通じて、周知する。
- イ. 配慮を要する児童生徒は、変化を捉えにくい傾向があることを踏まえ、必ず1週間に1回以上、健康状況や日常生活の様子を聞き取るなどして、その中で変化を捉えられるよう工夫する。
- ウ. 新型コロナウイルス感染症への対応が続く中で、心的負担の多い児童生徒が存在すると考えられるため、学校での相談体制の充実を図る。

(2) 学習面

- ア. 原則オンラインによる授業配信を実施する。
- イ. オンラインによる授業配信の実施については、児童生徒及び保護者に積極的に周知する。
- ウ. オンラインによる授業配信と、調べ学習、実技等を効果的に組み合わせ、児童生徒の主体的な学びを充実させるとともに、学びの継続に取り組む。
- エ. オンライン等を活用し、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう取組状況の確認と支援を行う。
- オ. 学習課題は、オンライン学習システム、動画配信システム、学校 HP、「すぐメール」等の方法を組み合わせて確実に提供する。

第4章 杉並区の危機管理体制

1. 危機管理体制の推移

	危機管理体制	設置期間	出席者	設置根拠
1	健康危機管理対策本部	令和2年1月30日 ～令和2年2月27日	副区長、各条例部長等(※)、危機管理室長、高齢者担当部長、杉並保健所長	杉並区健康危機管理対策本部設置要綱
				
2	危機管理対策本部	令和2年2月28日 ～令和2年3月29日	区長、副区長、教育長、各条例部長等、危機管理室長、高齢者担当部長、杉並保健所長	杉並区危機管理対策会議設置要綱
				
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	令和2年3月30日 ～令和5年5月7日	区長、副区長、教育長、各条例部長等、危機管理室長、高齢者担当部長、杉並保健所長、地域活性化担当部長、杉並消防署警防課長、荻窪消防署警防課長	杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例・施行規則
				
4	(危機管理対策会議) (随時開催)	令和5年5月8日～	区長、副区長、教育長、各条例部長等、危機管理室長、高齢者担当部長、杉並保健所長、地域活性化担当部長	杉並区危機管理対策会議設置要綱

※条例部長等・・・政策経営部長、総務部長、区民生活部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、環境部長、教育委員会事務局次長

2-1. 健康危機管理対策本部の議題

	開催日	議題
第1回	令和2年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○体制について <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理対策本部設置要綱に基づき開催 ○新型コロナウイルスに関する現在の状況について ○当面の対応策について <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え方 ・インフルエンザ等対策行動計画を準用して対応 2 帰国者の取り扱いについて 3 コールセンターの設置について 4 備蓄品の配布時期について 5 区民等への情報提供について

第2回	令和2年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスに関する現在の状況について ○通知文の発出とその後の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・中国からの帰国者の対応について通知を各学校へ発出 ・子供園、保育園、学童クラブへも通知発出を予定 ○都及び他区の状況について ○当面の対応策について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・区内で感染者が発生した場合には国や都と調整しながら適切な情報を出すよう指示
第3回	令和2年 2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症の届出の基準について ○「帰国者・接触者相談センター」の設置について ○マスクの着用基準について ○消毒剤・マスクの配布状況について ○中国からの帰国者対応について（第2報） <ul style="list-style-type: none"> ・中国から帰国した乳幼児・児童生徒の対応について報告 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・国からの通知に基づき、区HPで区民へ最新の情報を提供
第4回	令和2年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○「帰国者・接触者相談センター」の設置について <ul style="list-style-type: none"> ・現在までの相談件数に係る報告 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・日本政府観光局がコールセンターを設置 ・都が中小企業を支援するための相談窓口を設置
第5回	令和2年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について <ul style="list-style-type: none"> ・病院が外来や小児救急を休止したとの報告 ○新型コロナウイルス感染症に関する区施設における対応と区施設の個人情報の共有について ○新型コロナウイルス感染症患者発生時対応フローについて <ul style="list-style-type: none"> ・庁内での情報共有体制に係る報告 ○区事業における新型コロナウイルスへの当面の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数を対象とする事業は原則中止または延期
第6回	令和2年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○区事業における新型コロナウイルスへの当面の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・イベント、講演等は、変更できるものについては中止か延期の対応 ・集会施設等の利用を取り消す場合は、使用料の還付またはキャンセル料の免除を行う ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント実施の考え方を全区に周知
第7回	令和2年 2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○感染症事例に関する公表の理念について ○集会施設等における対応について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市から寄贈されたマスク配付先に係る報告

2-2. 危機管理対策本部の議題

	開催日	議題
第1回	令和2年 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症への対応について <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理対策本部から危機管理対策会議へ 1 教育委員会の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・3月2日から春季休業日開始の前日までの臨時休業を決定 2 子ども家庭部の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ、児童館は運営を継続 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館は運営を継続
第2回	令和2年 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○区立学校における臨時休業の措置について <ul style="list-style-type: none"> ・給食の食材を発注済みのため、対応を検討 ○区立学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応について ○高齢者施設の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆう館について、3月末まで休館を決定 ・ケア24は継続 ○障害者施設の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・通所施設等について、当面通常通りの運営を継続 ○新型コロナウイルスに関する職員の服務上の取扱い等について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の対応状況に係る報告
第3回	令和2年 3月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○学校休業日初日の学童クラブ等の利用状況について <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業初日は登録者の約50%、児童館の利用者数は202名 ○区立保育園等における新型コロナウイルス感染症への当面の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り園児の登園自粛の協力をお願いします ○新型コロナウイルス感染症に関する妊産婦及び乳幼児に対する健康診査及び保健指導等の当面の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査については継続 ・母親学級及びパパママ学級について、3月の学級は休止 ○区事業における新型コロナウイルス感染症への当面の対応について（第2報） <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等は卒業式等一定のもの以外は原則として中止または延期 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・区内の医療事業者や医師会に、マスクの備蓄やバックアップ体制について調査
第4回	令和2年 3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○区施設閉館を含めた今後の運営の検討について <ol style="list-style-type: none"> 1 区民施設 <ul style="list-style-type: none"> ・体育施設について、屋内は閉鎖・屋外は実施 ・高齢者活動支援センターについて、多目的室の利用を中止 ・区民センターについて、体育室の利用を中止 ・図書館について、貸出・返却のみ運営 ・集会施設について、運動目的の利用・飲食を伴う利用を中止 2 相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・命に関わる事業については実施 ○済美養護学校における臨時休業期間中の児童・生徒の学校での預かりについて <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事情がある場合に限り預かりを実施 ○臨時休業期間中の児童の学校での預かりについて <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1～3年生の児童について、やむを得ない事情がある場合に限り預かりを実施
第5回	令和2年 3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○区施設の休館について <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設、集会施設、図書館のすべての利用を中止

<p>第 6 回</p>	<p>令和 2 年 3 月 12 日</p>	<p>○現在の流行状況について</p> <p>○休館後の各施設の状況について</p> <p>1 区民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設について、民間 9 施設に休止の要請 ・芸術会館について、公演の中止による補償に係る要望あり <p>2 保健福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設について、開所を継続し相談業務も引き続き実施 ・高齢者施設について、面会自粛を依頼 <p>3 杉並保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者・接触者相談センター」について、体制を拡充し対応 <p>4 子ども家庭部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の不安がある子どもは、学校、子ども家庭センターと連携し対応 <p>5 都市整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童交通公園を閉園 ・閉鎖した太田黒公園、角川庭園の茶室について、苦情なし <p>6 環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境活動推進センターについて、休館 <p>7 教育委員会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館について、開館の希望もあるが、休館による混乱は特にはない ・学校での居場所の提供について、利用率は全児童の 5～6% ・済美養護学校は登校者が徐々に増えており利用率は 31%だが、大きな混乱はない <p>○高齢者施設の休館に伴う対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の運動不足を解消するための体操等を周知 <p>○国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金を創設することで、感染や感染疑いで休業した人に対して補填を支給できる ・対象者として「感染が疑われる者」とあるが、都や国と調整して、わかりやすい基準を示す <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案成立後の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成立した場合、区は新型インフルエンザ等対策本部に移行 ・政府から緊急事態宣言が出された場合は、区対策本部会議を開催 <p>○備蓄マスクの活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区災害備蓄の 65,000 枚と都から送られる分を活用し、職員業務継続用マスクの配付を検討 ・医療機関の安定運営を支え医療崩壊を防ぐため、区で備蓄しているマスクを緊急提供 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクについて、庁内放送にて各職場で職員着用の励行依頼実施
<p>第 7 回</p>	<p>令和 2 年 3 月 18 日</p>	<p>○現在の流行状況について</p> <p>○臨時休校中の校庭開放について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パトロール隊が見守りを実施 <p>○4 月以降の当面の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設について、条件を付けて再開できるものについて検討を進める ・図書館の貸出等から徐々に再開 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設運営に関するご協力をお願い」を区内ライブハウスへ送付
<p>第 8 回</p>	<p>令和 2 年 3 月 23 日</p>	<p>○現在の流行状況について</p> <p>○令和 2 年度の教育課程等の実施について</p> <p>○4 月以降の当面の対応について</p> <p>○施設運営に関するご協力をお願い（結果）について</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内における季節性インフルエンザの週別報告数に係る報告

第9回	令和2年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症への対応結果について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所において、濃厚接触者の調査に対応できるよう体制強化を検討
第10回	令和2年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○区立施設の臨時休業等について <ul style="list-style-type: none"> ・週末の外出自粛要請を受け、ゆう杉並、児童館、障害者交流館、視覚障害者会館を休館 ・すぎなみ協働プラザ、障害者地域相談支援センターは電話相談のみ実施

2-3. 新型コロナウイルス感染症対策本部の議題

(1) 令和元年度

	開催日	議題
第1回	令和2年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 ○現在の流行状況について ○区内感染者数の公表について <ul style="list-style-type: none"> ・区民の感染者数を独自に区HPで公表 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日以降の区立施設の休業についての対応を検討 ・佼成病院の帰国者・接触者外来設置に係る報告
第2回	令和2年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○区立施設等の当面の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・学校について、国・都から休校の要請があった場合等は臨時休業 ・杉並保健所の育児相談について、4月1日再開予定を取りやめ ・杉並児童交通公園について、開園はするが遊具の貸出を休止 ○新型コロナウイルス感染症対応のマスクについて <ul style="list-style-type: none"> ・区の備蓄マスク残数、国・都の動き、今後の考え方に係る報告

(2) 令和2年度

	開催日	議題
第3回	令和2年 4月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症に関する区立学校における臨時休業の措置について <ul style="list-style-type: none"> ・都からの休業措置の依頼を踏まえ、臨時休業の方向性を決定 ・入学式、始業式は実施 ・自宅等で過ごすことが困難な小学1～3学年の児童及び特別支援学校の児童については、4月7日から学校での居場所を提供 ○区立学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブは通常どおり実施するが、利用自粛を求める ・児童館、子ども・子育てプラザについて、やむを得ない事情の場合等の限定利用 ・放課後等居場所事業について、学校の居場所の提供後に実施 ○区立保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について <ul style="list-style-type: none"> ・通常運営を継続するが、引き続き登園自粛を依頼 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・都がHPで都内の自治体ごとの感染者数を発表開始
第4回	令和2年 4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症対策用の備蓄品について ○区立施設・区民相談等の4月13日以降の当面の対応について ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う杉並公会堂の休館について <ul style="list-style-type: none"> ・公会堂から4月11～12日を休館とするの申し出 ○区立保育園在園児の保護者が感染した件について（令和2年4月1日） ○東京広域勤労者サービスセンター杉並営業所再開に関する報告について <ul style="list-style-type: none"> ・4月6日から営業を再開 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・集団で実施する乳幼児健診について、原則延期 ・今後、コロナ対策として全職員を対象にマスクを配付
第5回	令和2年 4月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○区立施設・区民相談等の4月13日以降の当面の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・図書館について、予約貸出業務等を閉鎖 ・スポーツ施設の屋外利用について、閉鎖 ・相談業務について、原則は電話相談 ・生命、健康、生活支援、事業者支援等に係る重要な相談は、適切に対応 ○杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ等編】について <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所、在宅医療センターについて、一部業務を縮小して実施 ・生活園について、利用者に自粛を求めたうえで実施 ・保育施設、学童クラブ等、真に保育が必要な場合は受け入れる ・児童館、子ども・子育てプラザ、放課後等居場所事業は休止 ・児童交通公園は閉鎖 ○学童クラブの利用自粛要請に伴う利用料等の取扱について（案） <ul style="list-style-type: none"> ・免除の特例措置を実施 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の時差出勤について、時間帯及び対象を拡大

第6回	令和2年 4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○西荻及び高井戸区民事務所の臨時閉鎖について <ul style="list-style-type: none"> ・3密状態の改善が困難な西荻及び高井戸区民事務所を臨時閉鎖 ○令和2年度各種健（検）診の延期等について <ul style="list-style-type: none"> ・眼科検診を除き原則延期 ・乳幼児・妊産婦関係について、集団検診を除き原則実施 ○新型コロナウイルス感染症への対応に係る4か月健診の対応の変更について（案） <ul style="list-style-type: none"> ・5月6日まで休止 ○緊急事態宣言を受けての区立学校における臨時休業中の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・極力自宅で過ごすよう生徒に指導し、健康観察の継続を保護者に協力依頼 ・始業式や入学式を実施できなかった学校は、臨時休業が終了した後に実施 ・区立子供園は、長時間保育について利用自粛を求めて限定利用 ○令和2年度第1号補正予算の概要（4月7日時点）について
第7回	令和2年 4月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス疑い患者に対する外来診療体制の強化について <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来設置の医療機関へ区医師会の医師を派遣 ○新型コロナウイルス感染症患者受入等に伴う区内医療機関に対する補助の概要について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税の申告期限の取扱いについて、4月17日以降も申告書の受付を行う ・区就労支援センターについて、5月6日まで臨時閉鎖 ・若者就労支援コーナー及びジョブトレーニングコーナーは原則電話相談で対応 ・第7回地方創生・交流自治体連携フォーラムについて、開催を延期
第8回	令和2年 4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る令和元年度の区施設休館に伴う指定管理者への対応について ○小・中学校派遣事業に係る各課の対応方針について <ul style="list-style-type: none"> ・国内子ども交流会事業、中学生海外留学事業及び民間助成対象事業は中止 ・小学生名寄自然体験交流事業等は、適切な時期の実施を予定 ○新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の保育施設の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・園児・職員が感染した場合や、職員が濃厚接触者となった場合は臨時休園 ・園児が濃厚接触者となった場合は、当該園児の登園を停止 ○臨時休園実施後の保育園・学童クラブの利用状況について <ul style="list-style-type: none"> ・区立認可保育園の4月13日の登園率は7% ・学童クラブの4月13日の出席率は6% ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターや産業振興センターの相談窓口について、電話回線を増設する等体制を拡充
第9回	令和2年 4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○区民事務所における「水曜日時間外窓口」の臨時休止について <ul style="list-style-type: none"> ・4月22日から5月6日まで休止 ○杉並保健所への職員の応援について <ul style="list-style-type: none"> ・4月22日から6月30日まで、各部から保健所へ応援職員を派遣
第10回	令和2年 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の流行状況について ○5月の4か月健康診査に係る新型コロナウイルス感染症への対応について <ul style="list-style-type: none"> ・4か月健康診査について、5月7日以降も引き続き休止 ○特別定額給付金（仮称）への対応について

第 11 回	令和 2 年 4 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区立施設・区民相談等の 5 月 7 日以降の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月 6 日までの対応を、5 月 31 日まで継続 ・ 保育施設、区立子供園について、5 月 9 日まで臨時休園を継続 ・ 区立学童クラブ及び区立学校について、5 月 10 日まで臨時休業を継続 ○新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資金融資・貸付に必要な証明書等交付手数料の免除について <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月 30 日から当分の間免除 ○区の新型コロナウイルス感染症対策に関するふるさと納税寄附メニューの創設について <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月 1 日から受入れ開始 ○新型コロナウイルス感染症融資制度に係る申請窓口の拡充について <ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の信用金庫に受付窓口を 5 月 11 日から設置 ○令和 2 年 6 月以降の大規模イベントの対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島平和学習中学生派遣事業について、今年度は中止 ・ 敬老会について、今年度は中止 ○新型コロナウイルス感染症対策に向けたトイレ自動水栓設置について <ul style="list-style-type: none"> ・ 順次トイレ自動水栓を設置 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都職員が区内の駅周辺や公園に直接出向き外出自粛の呼びかけを実施予定 ・ GW 中、保健所において発熱外来受診調整、検体回収、入院調整等の業務に対応する
第 12 回	令和 2 年 5 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○自宅療養者への医療的支援及び感染防止用品（衛生用品）の配布・貸出について ○新型コロナウイルス感染症濃厚接触者等健康観察におけるアプリの導入について ○自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者の移送の状況について <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間救急及び病院救急車を利用して、これまで 73 件の移送 ○緊急事態宣言の期間延長に伴う区立学校における臨時休業の延長について <ul style="list-style-type: none"> ・ 区立学校の臨時休業を 5 月 31 日まで延長 ・ 済美養護学校について、家庭で過ごすことが特に困難な児童は、預かりを実施 ・ 保育施設、子供園の臨時休園及び区立学童クラブの臨時休業は 5 月 31 日まで延長
第 13 回	令和 2 年 5 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症 PCR 検査の実施に伴う検査体制の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 区直営の検査施設を生活衛生課分室に整備 ○杉並区帰国者・接触者電話相談センター及び杉並保健所における相談対応件数について ○杉並区行政検体（東京都健康安全研究センター実施分）新型コロナウイルス感染症陽性率について <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月 1 日から 7 日に結果が判明した行政検体の陽性率は 5.8% ・ 同期間の東京都全体の陽性率は 7.6% ○東京都知事選挙における投・開票所での感染症対策について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特別定額給付金」について 5 月 11 日からオンライン申請の受付を開始 ・ ふるさと納税について、10 日までに寄附された件数及び金額に係る報告
第 14 回	令和 2 年 5 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○今後の区立施設等の運営及びイベント等の実施の考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 区立施設等について、都のロードマップのステップに合わせて段階的に再開 ○「新型コロナウイルス感染症対策特例資金」の申込受付期間の延長について <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月 1 日までとしている申込受付期間を令和 3 年 3 月 31 日まで延長 ○新型コロナウイルスによる保育所等の臨時休園等に係るベビーシッター利用支援事業の活用について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政検体陽性率について、5 月 8 日から 14 日に結果が判明した 95 件のうち、陽性率が 5.3% ・ 陽性率については低下傾向
第 15 回	令和 2 年 5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ○特別定額給付金に係る「オンライン申請」の受付終了について

第16回	令和2年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○今後の区立施設等の運営及びイベント等の実施の考え方について ○区立学校の再開について <ul style="list-style-type: none"> ・6月1～12日に段階的な学校再開を行い、6月15日から通常授業を開始 ○図書館の開館について <ul style="list-style-type: none"> ・5月27日から、予約取置済みの図書貸出を再開 ○西荻及び高井戸区民事務所の業務再開について <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から業務再開 ・水曜日時間外窓口については当面臨時休止を継続 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設について、利用自粛要請を行ったうえで6月1日から再開 ・子供園について、6月1日から小規模体制での分散登園を実施 ・学童クラブについて、利用自粛要請を行ったうえで6月1日から再開 ・児童館・児童青少年センターについて、6月30日まで臨時休業措置を延長 ・学童クラブの無い児童館は6月15日から再開 ・学童クラブのある児童館は6月15日から午前中の乳幼児親子の利用を再開 ・杉並区行政検体では、陽性率が低下 ・特別定額給付金について、5月26日朝の時点で全世帯に申請書の発送を完了 ・区立公園の遊具について、本日中に全て使える状態に戻す
第17回	令和2年 6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る令和2年度の区施設休館に伴う委託業務及び指定管理業務への対応について <ul style="list-style-type: none"> ・区施設の受託事業者等に対し、休止期間中の人件費等の固定経費の一部を区が負担 ○区立施設の利用と使用料等減免について <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の減免は行わない ○分散登校の延長について <ul style="list-style-type: none"> ・6月8日から6月12日まで延長 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・発症日から14日間が経過し、かつ症状軽快から72時間経過した場合に、PCR検査なしで退院可能となった
第18回	令和2年 6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○区の施設等の再開に当たっての基本的な考え方等について <ul style="list-style-type: none"> ・利用者には感染防止に係る協力を依頼 ○和田堀公園プールの運営方法等について <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数を制限したうえで、2時間単位の入れ替え制とし、7月29日から9月10日まで開場 ・4か所の室内温水プールについて、施設ごとに利用者数の上限等を定め、6月15日から運営再開 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館について、館内立ち入り等のサービスを再開 ・区民事務所における水曜日時間外窓口について、6月17日から業務を再開
第19回	令和2年 6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○イベント等再開に当たっての基本的な考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・屋内のイベントは、利用人数を定員よりも可能な限り抑えた規模で実施 ・屋外のイベントは、人と人との距離を十分に確保できる規模で実施 ○新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の学校の対応について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集員はマスクを常に携帯した上で着用せずに収集作業を行うことを、6月15日から可とした ・今年度の小学校の移動教室は中止
第20回	令和2年 6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度学校開放プールについて <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数や時間の制限を設けながら、各学校の設備状況等を考慮した上で開放校を選定

第 21 回	令和 2 年 7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症第 2 波における推定患者数について ○新型コロナウイルスに係る体制強化の基準（案）について ○今後の保健予防課への応援体制等について ○第 7 回地方創生・交流自治体連携フォーラムの開催時期について <ul style="list-style-type: none"> ・来年 5 月中旬に北塩原村で開催予定 ○「すぎなみフェスタ 2020」の開催概要（素案）について ○新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の保育施設等の対応について ○新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の学童クラブの対応について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・7 月 1 日以降の学童クラブ・児童館・放課後居場所事業等の対応に係る報告
第 22 回	令和 2 年 7 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○保健予防課への応援の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・1 日あたりの新規感染者数が 3 名以上となったため、杉並保健所の応援体制の強化を決定
第 23 回	令和 2 年 7 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ○保健予防課への応援の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・1 日あたりの新規感染者数が 5 名以上となったため、杉並保健所の応援体制の強化を決定
第 24 回	令和 2 年 7 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の感染状況について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・連続感染者発生日が 11 日、直近の感染原因不明割合が 100%となった
第 25 回	令和 2 年 7 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ○保健予防課への応援の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・1 日あたりの新規感染者数が 9 名以上となったため、杉並保健所の応援体制の強化を決定
第 26 回	令和 2 年 7 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症対策事業の一部変更について <ul style="list-style-type: none"> ・無症状者に対する PCR 検査について、鼻咽頭ぬぐい液から唾液による検査に変更 ○新型コロナウイルス感染症クラスター予防対策研修会兼意見交換会の開催について ○業務優先度一覧調査について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・富士学園及び弓ヶ浜クラブについて、令和 3 年 3 月末まで休館 ・区立中学校において感染者の発生に伴い 2 日間学校を臨時休業した
第 27 回	令和 2 年 8 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○保健予防課への新たな応援体制について ○PCR 検査バスによる検査実施候補地について ○職員が感染した場合等の連絡体制について <ul style="list-style-type: none"> ・区職員等が PCR 検査を受ける場合や施設利用者の感染を把握した場合は、危機管理対策課へ報告 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・区職員の感染防止に向け、健康管理を徹底する
第 28 回	令和 2 年 9 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の学校の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・児童等、教職員等の感染が判明した場合、学校の全部または一部を休業とする ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・区内の接待を伴う飲食店を対象にした研修会兼意見交換会について、延べ 42 店舗参加
第 29 回	令和 2 年 10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ○杉並区業務継続計画【新型コロナウイルス感染症対策用】の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・再び緊急事態宣言が発出される状況に備え、コロナ用の業務優先度一覧を新たに作成する
第 30 回	令和 2 年 12 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルスに関してホームページに公開する新たなデータについて ○保健予防課への応援体制の見直しについて ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 4 月以降の区立学校における感染状況に係る報告

第 31 回	令和 2 年 12 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる実施会場調査について ○保健予防課への応援体制について <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課への応援体制を 1 月以降も継続 ○年末年始期間における保健所体制について <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始期間について、保健師・事務・検査体制職員が交代で勤務 ・緊急対応が必要な場合は、管理職職員が自宅でリモート会議を実施 ・区受診・相談センターは、1 月 1 日を除き毎日午前中の相談体制を確保 ○新たな医療従事者支援策について <ul style="list-style-type: none"> ・「応援メッセージ付きお菓子の配布」及び「キッチンカーによる昼食支援」を実施 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始に職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の連絡体制に係る報告 ・中学生の菅平スキー教室について、今年度は中止
第 32 回	令和 3 年 1 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言発出及び新規感染者増加に伴う当面の区の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設の運営時間を原則 20 時までとする ・各部において、業務継続計画上の C 業務の極力停止を検討 ・職員の感染は多くないため、出勤抑制は実施しない
第 33 回	令和 3 年 1 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○自宅療養者支援パッケージの開始について <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理アプリによる問診、食料品等の配送、フォローアップ ○新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種事業について ○感染事例の公表基準について <ul style="list-style-type: none"> ・週ごとの感染経路別の新規感染者数を公表する ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課への応援体制について、週ごとの平均新規感染者数 100 人に対応できる体制とした
第 34 回	令和 3 年 1 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について <ul style="list-style-type: none"> ・4 月から高齢者向け接種開始を前提とした実施計画を作成 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)新型コロナウイルス感染症退院基準患者受入事業」について、協力の得られた区内 10 病院と協定を締結し、必要な財政支援を実施
第 35 回	令和 3 年 2 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について <ul style="list-style-type: none"> ・成人式が原因の区感染者はいなかったとの報告 ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について <ul style="list-style-type: none"> ・区内病院での接種体制の確立、予約システムの構築などについて検討 ・施設に入所している高齢者等の接種体制について検討 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の延長に伴い、第 32 回本部会で決定した対応の実施期間を 3 月 7 日までに変更
第 36 回	令和 3 年 2 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスワクチン接種集団接種会場候補施設等について
第 37 回	令和 3 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業の準備状況について <ul style="list-style-type: none"> ・4 月 1 日から、高齢者に対するワクチン接種を開始する前提で準備を進める
第 38 回	令和 3 年 3 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○現在の感染状況を踏まえた今後の感染症対策の強化について <ul style="list-style-type: none"> ・2 月 26 日から全ての対象に対して濃厚接触者の特定を再開 ・生活衛生課分室における検査体制を強化 ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について ○PCR 検査バスの検査実施状況と今後の対応について
第 39 回	令和 3 年 3 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について ○新型コロナウイルスワクチン接種実施に伴う新たな予算について

第40回	令和3年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言の解除に伴う区の当面の対応について ・区立施設等の運営時間を原則21時までに変更 ・BCPを停止
------	---------------	---

(3) 令和3年度

	開催日	議題
第41回	令和3年 4月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○まん延防止等重点措置の実施に伴う区の対応について ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について ・5月17日から65歳以上の高齢者を対象に、集団接種会場でワクチン接種を開始
第42回	令和3年 4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○PCR検査バスによるモニタリング検査について ・若年世代の無症状者を対象にPCR検査バスを使ったモニタリング検査を実施
第43回	令和3年 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種集団接種会場について ・6月より集団接種会場を全9施設に増設 ○新型コロナウイルス感染症第四波における保健予防課保健師業務への応援体制について ○新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種事業の実施にかかる職員の応援体制について ・集団接種会場の会場責任者として区職員を全庁的な職員の応援体制により配置 ○自宅療養者等への医療支援の強化について ・4月20日から夜間・休日における医療支援の強化を開始 ○ゴールデンウィーク期間中における保健所の体制について ○その他 ・令和3年度における区立学校集団宿泊の行事等の実施に係る報告
第44回	令和3年 4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言の発出に伴う区の対応について
第45回	令和3年 4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言の発出に伴う区の対応について ・区立施設等について、20時までの運営時間を継続
第46回	令和3年 5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○PCR検査バスによるモニタリング検査について ・5月以降も、行政検査の体制に支障がない範囲で検査を継続 ○令和3年度の和田堀公園プールの繁忙期対応について ・繁忙期間中のみ事前予約制として運営 ○緊急事態宣言の延長に伴う杉並芸術会館の施設利用時間について ・イベント開催時のみ21時までの運営とし、開催時以外は20時までとする ○その他 ・4月30日から開始したワクチン接種予約の受付状況に係る報告
第47回	令和3年 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○保健予防課への職員応援体制について
第48回	令和3年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○令和3年7月以降の新型コロナウイルスワクチン接種について ・7月中旬から60～64歳の者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種を開始 ○その他 ・令和3年度子ども国内交流事業を中止とする
第49回	令和3年 6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について ・区の感染の中心が若年者のため、12～39歳の者の接種予約を優先する
第50回	令和3年 6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種機会の拡充について ・集団接種会場の土曜・日曜・祝日の開設、障害者施設への巡回接種事業委託等を実施

第 51 回	令和 3 年 6 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○緊急事態宣言の解除及びまん延防止等重点措置への移行に伴う区の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設等について、原則 20 時までの運営時間を継続 ・保健所への応援体制を継続するため、BCP は引き続き発動 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・広島平和学習中学生派遣事業について、今年度の事業は中止とする
第 52 回	令和 3 年 6 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について
第 53 回	令和 3 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○地域集団接種会場の増設及び接種実施時間の延長等について ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・従来株より感染力が強いデルタ株感染者が区内で確認されているため、検査体制等を強化 ・接種を希望する区立学校等に勤務する教職員等に対し、2 学期開始前までに接種を進める
第 54 回	令和 3 年 7 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言の発出に伴う区の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設等について、原則 20 時までの運営時間を継続 ○ワクチン配送拠点としての杉並会館の活用について ○PCR 検査バスによるモニタリング検査の拡充について
第 55 回	令和 3 年 7 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種証明書の発行について
第 56 回	令和 3 年 8 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ○急激な新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染者への対応について
第 57 回	令和 3 年 8 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○自宅療養者等への支援の強化について ○今後の余剰ワクチンの発生に伴う対応（ワクチンロス対応）について <ul style="list-style-type: none"> ・集団接種会場のワクチンロス対応について、今後、区民にも協力を募集する
第 58 回	令和 3 年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援の強化策について <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者支援ステーションを設置し、必要物品の配布やきめ細やかな健康観察等を実施
第 59 回	令和 3 年 9 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ○武田／モデルナ社製ワクチンの接種開始について
第 60 回	令和 3 年 9 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○緊急事態宣言の解除に伴う区の当面の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設の運営時間を原則 21 時までとする ・BCP は停止するが、杉並保健所への応援体制は引き続き実施 ○10 月の自宅療養者支援ステーションの体制について <ul style="list-style-type: none"> ・全庁からの応援職員を 48 人確保したうえで、自宅療養者数に応じて従事者を調整 ○接種対象区民 80%に対する接種終了時期等について <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 11 月上旬に接種対象区民の 80%が接種終了となる予想
第 61 回	令和 3 年 10 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ○集団接種会場の接種体制の縮小および未接種者への案内について
第 62 回	令和 3 年 10 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ○「基本的対策徹底期間」への移行に対する区の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設について、運営時間の制限を終了
第 63 回	令和 3 年 10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ○第 6 波に向けた緊急対策プラン等について <ul style="list-style-type: none"> ・保健所体制及び医療提供体制の強化、ワクチン追加接種等に必要経費を補正予算で計上
第 64 回	令和 3 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の新型コロナウイルス対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン追加(3 回目)接種に向けた集団接種会場の開場や必要な準備を進める ・抗原検査キットを購入し、区内の教育施設、社会福祉施設に配布
第 65 回	令和 3 年 11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ○5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について <ul style="list-style-type: none"> ・小児専用の集団接種会場を開設し、病院等での個別接種も進める
第 66 回	令和 3 年 12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ○二酸化炭素濃度測定器の配布による感染防止対策の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等での適切な換気のため、二酸化炭素濃度測定器を区内飲食店等に配布する

第 67 回	令和 3 年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスワクチン追加（3 回目）接種について <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者及び高齢者施設等の入所者等は、接種間隔 6 か月以上で追加接種を実施 ・その他の高齢者は 2 月以降、接種間隔 7 か月以上で追加接種を実施 ・その他の対象者は、接種間隔 8 か月以上で追加接種を実施
第 68 回	令和 4 年 1 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況について ○新型コロナウイルス感染症にかかる応援体制の確保について <ul style="list-style-type: none"> ・急激な感染者増加を踏まえ、BCP を発動し、適切な応援体制の整備に努める ○新型コロナウイルスワクチン追加（3 回目）接種について ○桃井原っぱ公園（仮設会場）の中和抗体療法施設としての活用中止について ○桃井原っぱ公園プレハブの利活用について <ul style="list-style-type: none"> ・3 月から桃井原っぱ公園プレハブ会場で接種を実施
第 69 回	令和 4 年 1 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスワクチン追加（3 回目）接種の接種券送付等について <ul style="list-style-type: none"> ・国からの通知に基づき、追加接種の接種券の送付日程を変更 ○PCR 等検査無料化事業の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・検査を希望する区民が桃井原っぱ公園で検査を受けられる体制を整備
第 70 回	令和 4 年 1 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ○まん延防止等重点措置の実施に伴う区の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設については通常運営とする
第 71 回	令和 4 年 1 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間短縮について ○今後の新型コロナウイルス感染症対策の重点化について <ul style="list-style-type: none"> ・重症化リスクの高い基礎疾患のある方や高齢者に対応を重点化
第 72 回	令和 4 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間短縮について <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の待機期間が 10 日間から 7 日間へ短縮 ○東京都の感染拡大緊急体制への移行措置への区の対応について
第 73 回	令和 4 年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間短縮について ○保健予防課への職員応援について <ul style="list-style-type: none"> ・BCP 発動による施設業務の停止期間を延長し、業務停止施設からの職員応援体制を強化 ○小児（5～11 歳）の新型コロナウイルスワクチン接種の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・3 月から接種開始予定
第 74 回	令和 4 年 2 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ○杉並区中小企業資金融資「新型コロナウイルス感染症対策特例資金」に係る申込期間延長について
第 75 回	令和 4 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○まん延防止等重点措置の終了に伴う区の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設について、通常運営を継続 ・杉並保健所への応援体制のため BCP 発動は継続
第 76 回	令和 4 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ○追加（3 回目）接種の集団接種会場接種体制の再編成について <ul style="list-style-type: none"> ・12 歳以上 17 歳以下への追加接種に向けて、集団接種会場を再編成する
第 77 回	令和 4 年 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ○12 歳以上 17 歳以下の者の追加接種（3 回目接種）について <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン追加接種を 4 月 9 日から実施 ○杉並区受診・相談センターの体制の変更等について ○新型コロナウイルス感染症に係る応援体制の確保について <ul style="list-style-type: none"> ・4 月 1 日以降の保健所の体制拡充を踏まえ、応援者数 40 人までの応援体制を確保する

（4）令和 4 年度

	開催日	議題
第 78 回	令和 4 年 4 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ○PCR 等検査無料化事業の再実施について <ul style="list-style-type: none"> ・桃井原っぱ公園及び立正佼成会法輪閣において PCR 等検査無料化事業を再実施 ○新型コロナワクチン追加接種（4 回目）の体制確保について
第 79 回	令和 4 年 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ○「リバウンド警戒期間における取組」延長に伴う区の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・区立施設について、通常運営を継続 ・保健所への応援体制のため、BCP 発動は継続 ○令和 4 年度和田堀公園プール運営について <ul style="list-style-type: none"> ・2 時間ごとの入れ替え制とし、事前予約による運営を実施

第 80 回	令和 4 年 5 月 12 日	○新型コロナワクチン追加接種（4 回目）の体制確保について ・令和 4 年 5 月下旬から接種を開始するために準備を進める ・対象者は 60 歳以上の方、18 歳以上 60 歳未満の基礎疾患を有する方等
第 81 回	令和 4 年 5 月 23 日	○「リバウンド警戒期間における取組」終了に伴う区の対応について ・区立施設について、通常運営を継続 ・BCP は令和 4 年 5 月 31 日をもって停止
第 82 回	令和 4 年 6 月 16 日	○自宅療養者向け物品配送業務の運用変更について ○新型コロナウイルス感染症に係る応援体制の確保について ○PCR 等検査無料化事業の延長について ・JR 高円寺駅北口広場及び阿佐ヶ谷駅南口広場における PCR 等検査無料化事業を延長 ○新型コロナウイルス感染症小児（5～11 歳）ワクチン接種今後の接種体制について ・6 月で集団接種会場を閉鎖し、7 月以降は個別接種にて実施
第 83 回	令和 4 年 7 月 22 日	○PCR 等検査無料化事業の延長について ・JR 高円寺駅北口広場及び阿佐ヶ谷駅南口広場における PCR 等検査無料化事業を延長 ○新型コロナウイルスワクチン追加（4 回目）接種対象者の範囲の拡大等への対応について ・対象者を医療従事者・高齢者施設等従事者にも拡大 ○新型コロナウイルス感染症拡大に伴う集会施設等の対応について ・区立施設について、通常運営を継続
第 84 回	令和 4 年 8 月 1 日	○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況等について ○オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種について ○新型コロナウイルス感染者増加に伴う区の対応について ・BCP を発動し、優先度の高い業務の継続や保健所業務の支援に向けた応援体制を確保 ○「広報すぎなみ」での新型コロナ関連情報の周知について
第 85 回	令和 4 年 8 月 5 日	○抗原定性検査キットの配布について ○杉並区業務継続計画によって縮小・停止する業務について
第 86 回	令和 4 年 8 月 18 日	○オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種について
第 87 回	令和 4 年 8 月 26 日	○オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種等について ・接種体制の確保にあたり、集団接種会場を追加
第 88 回	令和 4 年 9 月 16 日	○オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種及び乳幼児（生後 6 ヶ月以上 4 歳以下）への接種等について
第 89 回	令和 4 年 9 月 30 日	○新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた今後の区の対応について ・令和 4 年 9 月 30 日をもって BCP を停止するが、これまでの応援体制は引き続き実施 ・区立施設について、通常運営を継続 ・集会施設等における使用の取消を行う場合の手続き等の特例については終了
第 90 回	令和 4 年 10 月 13 日	○乳幼児（生後 6 か月以上 4 歳以下）への新型コロナワクチン接種等について
第 91 回	令和 4 年 11 月 17 日	○新型コロナウイルス感染症の第 8 波に向けた区の新たな対応について ○乳幼児への新型コロナワクチン接種等について ・休日等夜間急病診療所においてワクチン接種を実施 ○新型コロナウイルス感染症に係る応援体制の確保について
第 92 回	令和 4 年 12 月 23 日	○PCR 等検査無料化事業実施場所の増設について ・下高井戸おおぞら公園、蚕糸の森公園、柏の宮公園、井草森公園の計 4 か所を増設
第 93 回	令和 5 年 2 月 22 日	○令和 5 年度の新型コロナワクチン接種について
第 94 回	令和 5 年 3 月 16 日	○令和 5 年度の新型コロナワクチン接種について ・対象者を、初回接種を完了した高齢者、基礎疾患を有する者、医療従事者等とする ○新型コロナウイルス感染症に関連する保育料等の取り扱いについて ・令和 5 年 5 月 7 日まで、やむを得ず休園した場合に保育料の減免を実施

第 95 回	令和 5 年 3 月 24 日	○令和 5 年度「新型コロナウイルス感染症病床確保のための転院支援事業」の方針について ・5 月 7 日まで事業を継続するが、5 月 8 日以降は感染拡大時のみ実施予定
--------	--------------------	---

(5) 令和 5 年度

5 年度	開催日	議題
第 96 回	令和 5 年 4 月 19 日	○区内における新型コロナウイルス感染症の流行状況等について ○5 月 8 日以降の職場での感染防止対策等について ○新型コロナウイルス感染症の類型変更による医療機関支援策及び PCR 検査モニタリング事業について ・医療機関に対する休業期間経営継続支援事業を 9 月末まで延長 ・PCR 検査モニタリング事業について、実施頻度を縮小して 9 月末まで継続 ○新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う各業務の方向性について ○令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種について ・個別接種促進のための支援事業を実施
第 97 回	令和 5 年 4 月 19 日	○令和 5 年度 和田堀公園プール運営について ・5 類移行後も基本的な感染対策は継続し、同時利用人数の制限を実施

第5章 業務継続計画の発動

1. 杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ等編】

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害、感染症、大火災、テロ攻撃などの様々な緊急事態が発生した場合において被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業や業務の復旧を可能にするため、平常時に行うべき活動や緊急時の業務継続のための方法、手段を取り決めておく計画のことをいう。

杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ等編】は、新型インフルエンザ等流行時に、継続する業務を特定し、それらの業務を継続するための体制や環境の整備に関する方針を定めるもので、平成22年度に策定、平成27年度に改定している。さらに、令和2年10月9日には杉並区業務継続計画【新型コロナウイルス対策用】として、新型コロナウイルス感染症対策用に業務優先度一覧を更新した。

杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ等編】の基本方針

- 新型インフルエンザ等の脅威から区民を守る（区民の安全確保）
- 区民の生活に必要な不可欠な行政サービスを継続する（区民生活の維持）
- 区の業務を支える体制を構築する（職員の安全確保、基盤業務の維持）

計画の発動は区長が行い、発動に伴い対策本部及び各部・各課は、事前に定めた業務の優先度に従い、業務の継続や停止を判断する。

業務継続計画の発動基準

- 区長が必要と認めた場合（欠勤率や感染状況等により判断）
- 国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出した場合

2. 優先業務と停止業務

（1）優先業務

「優先業務」とは、新型インフルエンザ等発生時に、新たに実施すべき応急的な業務（以下「応急業務」という。）と、新型インフルエンザ等発生時にも決して停止することができない通常業務の両方の業務をあわせたものをいう。

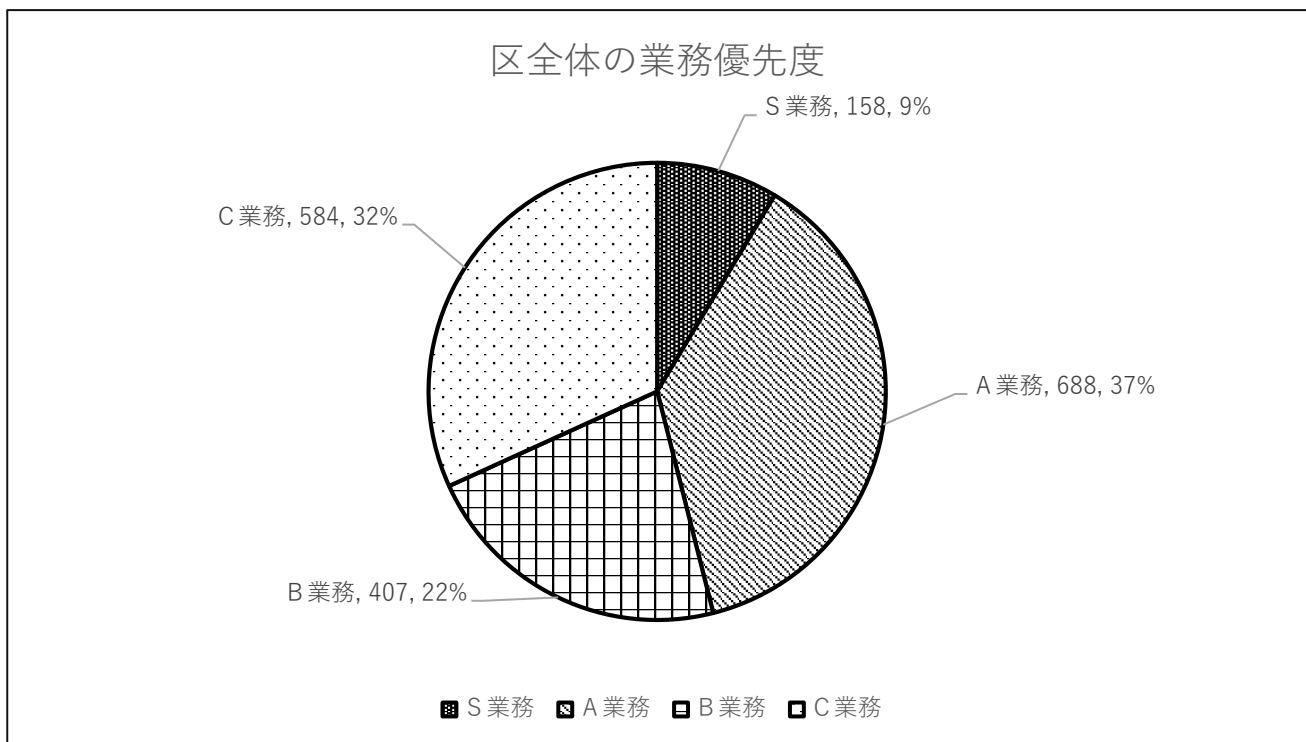
（2）停止業務

「停止業務」とは、不急の業務や、感染拡大のおそれがある業務などで、新型インフルエンザ等発生後に一時的に停止する業務をいう。

(3) 優先業務の選定基準

優先度		選定基準
応急業務	S業務	新型コロナウイルス感染症への応急的な対応のために新たに発生する業務
通常業務	A業務	通常業務のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大中においても決して停止できない（継続しなければならない）業務（体制の強化あるいは実施手段の変更、体制の縮小をして継続する場合を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の生命と健康を守るための業務 ・ 区民生活の維持に関わる業務 ・ 区の基盤維持に関わる業務 ・ 停止することが法令違反になる業務
	B業務	通常業務のうち、ピーク時に停止できる業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ A業務、C業務以外の業務
	C業務	通常業務のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大中において積極的に停止すべき業務(BCP発動時は停止)

◇区全体の業務優先度比率（施設を除く）



※杉並区業務継続計画【新型コロナウイルス感染症対策用】より

3 業務継続計画の発動経過

【新型コロナウイルス感染症による】BCP 発動経過等

	期間	【発動根拠】・経過等
1回目	令和2年4月7日～ 令和2年5月25日	【緊急事態宣言発出】令和2年4月7日、国が7都道府県に緊急事態宣言を発出したことを受けて、区は同日付けで杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ編】（平成22年策定、平成27年改定）を発動した。
-		新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、緊急事態宣言が改めて行われるような状況になることに備え、業務の優先度を明確化するとともに、必要な応援体制を構築するため、新型コロナウイルス感染症対策用の業務優先度一覧を新たに作成することとし、令和2年10月9日で各課の業務優先度一覧を総括した「杉並区業務継続計画【新型コロナウイルス感染症対策用】」を決定した。
2回目	令和3年1月7日～ 令和3年3月21日	【緊急事態宣言発出】国が令和3年1月7日に緊急事態宣言を発出したことに伴い、保健所等への応援要員の確保及び各部におけるS業務への対応を行うため、「杉並区業務継続計画(新型コロナウイルス感染症対策用)」において分類したC業務等について、各部の状況に応じて、極力停止するよう検討することとした。
第3回	令和3年4月25日 ～ 令和3年9月30日	①【令和3年4月25日～6月20日 緊急事態宣言発出】国が4月25日から東京都を対象に緊急事態宣言を発出したことに伴い、業務継続計画を発動した。 ②【令和3年6月21日～7月11日(まん延防止期間) 区長が必要と認めた場合】国が東京都を対象とする緊急事態宣言を6月20日をもって解除し、まん延防止等重点措置へ移行することを決定したが、ワクチン接種関連業務等の拡充が予想されるため、「杉並区業務継続計画(新型コロナウイルス感染症対策用)」は引き続き発動することとし、各部においては、必要に応じて、C業務等を停止、縮小するなど、応援体制が継続・拡充できる環境整備に努めることとした。 ③【令和3年7月12日～9月30日 緊急事態宣言発出】国は7月12日から東京都を対象に緊急事態宣言を発出することを決定したことに伴い、業務継続計画の発動を継続した。
第4回	令和4年1月13日 ～ 令和4年5月31日	【区長が必要と認めた場合】年明け以降、急激に新型コロナウイルス感染者が増加し、デルタ株からオミクロン株に置き換わっている状況を踏まえて、保健予防課への応援体制を強化し、今後も対応が遅れることのないよう、BCPを発動し、適切な応援体制の整備に努めることとした。
第5回	令和4年8月1日～ 令和4年9月30日	【区長が必要と認めた場合】緊急事態宣言等の発出はないが、国や都の新型コロナウイルスの新規感染者は、連日、過去最多を更新していることから、杉並区業務継続計画（BCP）を発動し、優先度の高い業務の継続や保健所業務の支援に向けた応援体制を確保することとした。縮小・停止する業務は、保健所の一部の業務のみ。

※第1回は杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ編】、第2回以降は同【新型コロナウイルス感染症対策用】を発動

第6章 資料

広報すぎなみ

新型コロナウイルス感染症対策関連記事

※太字の記事は紙面を P133～P169 に掲載しています。

1. 令和元年度

掲載号	タイトル等
令和2年2月15日号	新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者電話相談センター開設
令和2年3月1日号	重要なお知らせ ※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い「広報すぎなみ」掲載の催し等が中止になる場合があることのお知らせ。この号以降、連続で掲載。
令和2年3月15日号	新型コロナウイルス感染症対策 区立施設等の臨時休業について 新型コロナウイルス感染の予防について

2. 令和2年度

掲載号	タイトル等
令和2年4月1日号	区立施設の一部等と区立学校を除き、区立施設等の休業、イベントの中止を継続します
令和2年4月17日号	地域医療の崩壊を食い止めたい！ 緊急事態から1カ月で脱出するために「人との接触を最低7割、極力8割削減」を 症状のある方にご相談ください 休止・縮小する区の施設・事業について 新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活・営業の支援について
令和2年5月1日号	新型コロナウイルス感染症への緊急対策として補正予算を編成しました 「人との接触8割削減」をお願いします 特別定額給付金（1人につき10万円支給）の概要をお知らせします。
令和2年5月15日号	特別定額給付金の「郵送申請」に必要な書類お送りします 子育て世帯の皆さんへ 臨時特別給付金を支給します 新型コロナウイルス感染症対策 生活・営業の支援に関する制度と相談窓口 区のふるさと納税に新たな寄附メニューとして「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」を創設しました 区の施設や事業等の休止・縮小を継続します
令和2年6月1日号	手を緩めることなく必要な対策を 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました

	「特別定額給付金」(1人につき10万円)の郵送申請をお願いします
	避難所での新型コロナウイルス感染症対策
	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベントの中止(阿佐谷七夕まつり、東京高円寺阿波おどり)
	中小企業を支援します 新型コロナウイルス感染症対策特例資金(経営安定運転資金・経営安定運転特例小口資金)
令和2年6月15日号	感染症拡大防止対策を徹底した上で区立施設・区事業を段階的に再開します
	新型コロナウイルス感染症に関連した国民健康保険料の徴収猶予・減免について
令和2年7月1日号	新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成 杉並区の文化・芸術活動を支援します
	「新しい生活様式」における熱中症予防行動 マスクは適宜外しましょう
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者への支援
	雇用調整助成金の申請支援窓口を設置しています
	ひとり親世帯の皆さんへ 臨時特別給付金を支給します
	特別定額給付金(1人につき10万円)の申請はお済ですか?
	投票所における新型コロナウイルス感染症対策について
令和2年7月15日号	「新しい生活様式」を実践しながら夏を乗り切っていこう!
令和2年8月1日号	さらなる感染拡大への備えを 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました
	区内でも新規感染者数が増加しています。
	新型コロナウイルス感染症に関する生活資金の支援 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請を受け付けています
	店舗家賃負担助成金・廃業経費補助金の申請締め切りは8月31日です
	雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請窓口を設置しています
	新しい生活様式で介護予防・フレイル予防
令和2年9月1日号	新型コロナウイルス感染症 区の取り組みの「今」
	新型コロナウイルス感染症の影響によりお仕事をお探しの方へ
	杉並区国民保険に加入している方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用を延長します
令和2年10月15日号	すぎなみフェスタ2020～みんなの「ありがとう」を届けよう
	新型コロナを「正しく怖がる」ためのQ&A
	さらなる新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました
令和2年11月1日号	新型コロナウイルス感染症に関する生活資金の支援 ひとり親世帯臨時特別給付金 子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限が近付いています
	雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請窓口を設置しています
	お買い物で総額2億円が当たる! 杉並商店街応援キャンペーン
令和2年11月15日号	新型コロナウイルス感染症 発熱等の症状がある方はまず「電話」でご相談ください

令和2年12月1日号	要注意 新型コロナの感染リスクが高まる「5つの場面」
	新型コロナウイルス感染症に関連した 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免について
令和2年12月15日号	新型コロナ 年末年始の感染拡大に注意！
	新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間を延長します
令和3年1月1日号	新型コロナウイルス感染症 区内の感染状況をお知らせします
令和3年1月20日号	緊急事態宣言が発出されました
令和3年2月1日号	コロナ禍での失業… あなたの働きたいを全力でサポート
	新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました
令和3年2月15日号	日々の状況をチェック！ 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報をお知らせしています
	緊急事態措置が延長されました
令和3年3月1日号	困難を乗り越え、新たな時代に繋ぐ予算
	国民健康保険に加入している方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金を支給しています
	後期高齢者医療制度に加入している方へ 新型コロナウイルス感染症に関連した保険料の減免申請期間を延長します
	「成人式開催」を原因とした新型コロナ感染拡大は認められませんでした
令和3年3月15日号	医療現場を離れている「潜在看護師」の皆様へ 専門講座「新型コロナワクチン接種の知識と技術」にご参加ください
	新型コロナウイルスに対応した 新ビジネススタイルの導入を支援します
	新型コロナワクチン接種の準備を進めています

3. 令和3年度

掲載号	タイトル等
令和3年4月1日号	新型コロナワクチン接種の準備を進めています
令和3年4月15日号	新型コロナワクチン接種のクーポン券（接種券）を発送します
	新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました
令和3年5月1日号	緊急事態宣言が発出されました
	65歳～74歳の方へ 新型コロナワクチン接種のクーポン券（接種券）を発送します
	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します 新型コロナワクチン接種会場
令和3年5月15日号	65歳以上の方 5月17日から新型コロナワクチン接種を開始します
	新型コロナウイルス感染対策をしながら熱中症を予防しましょう！
令和3年6月1日号	新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました
	「2021杉並区プレミアム付商品券」の取扱店舗を募集します
	新型コロナウイルス感染症に関連した各保険料の減免について

	7月中旬接種開始予定 次の接種対象者は、60歳～64歳の方・基礎疾患を有する方 高齢者施設等の従事者です
令和3年6月11日号 (臨時号・全世界配布)	特集 新型コロナワクチン接種場所一覧
	新型コロナワクチン個別接種医療機関一覧
	新型コロナワクチン接種に関するよくある質問
令和3年6月15日号	30%もお得！ 発行総額 13 億円 2021 杉並区プレミアム付商品券を販売します
	発送日6月21日(月) 新型コロナウイルスワクチン接種 12～64歳の方へクーポン券(接種券)を一斉に発送します
令和3年7月1日号	新型コロナウイルスワクチン 土・日曜日、祝日、夜間の接種体制を拡充します
令和3年7月15日号	ひとり親世帯以外の子育て世帯の方へ 子育て世帯生活支援特別給付金の申請受け付けが始まります
	新型コロナウイルスワクチン 12歳以上の全ての方を対象に予約受け付け中 土・日曜日、祝日、夜間の接種体制を拡充しました
	ワクチン接種券の配達遅延について郵便局へ抗議しました
令和3年8月1日号	新型コロナウイルスワクチン 国からのワクチンの供給が大幅に減少しているため新規の接種予約受け付けを一時停止しています
	新型コロナウイルスの接触感染を防止 区内の飲食店にアルコールスプレーを無償配布しました
	2021 杉並区プレミアム付商品券(デジタル商品券)を追加販売します
	新型コロナウイルス感染症 区内の感染状況をお知らせします
令和3年8月15日号	新型コロナワクチン接種予約の受け付けを再開します
	新型コロナワクチン Q&A
	緊急事態措置が8月31日まで延長されています
令和3年9月1日号	自宅療養者の命を守るため BCP(業務継続計画)を発動します
	新型コロナウイルス感染症対策 自宅療養者支援ステーションの開設及び訪問診療・訪問介護等を実施する体制整備を行います
令和3年9月15日号	新型コロナウイルス感染症対策特例資金を拡充し申込期間を延長します
	国民健康保険加入のみなさんへ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間を延長します
	新型コロナワクチン接種の予約枠を追加します
	緊急事態措置が延長されています
令和3年10月1日号	新型コロナワクチン 武田/モデルナ社製ワクチンの接種予約を開始しました
	新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました
令和3年10月15日号	新型コロナワクチン 2回目接種率が約65%になりました
令和3年11月1日号	杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金(第3期)を募集します
	新型コロナワクチンの接種はお早めに
令和3年11月15日	新型コロナワクチン 3回目接種のお知らせ
令和3年11月15日号	新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました

令和3年12月1日号	新型コロナワクチンの接種はお早めに
令和3年12月15日号	新型コロナウイルス感染症対策に関連した各種保険料の減免
	まもなく受け付け終了です！ 新規ビジネススタイル事業導入助成
	新型コロナウイルス 第6波に打ち克つ対策を進めています
	杉並区新型コロナワクチン接種コールセンターの電話番号が変わります
令和4年1月1日号	新型コロナワクチン 「3回目接種」の概要をお知らせします
令和4年1月15日号	新型コロナワクチン 「3回目接種」を開始しています
令和4年2月1日号	新型コロナワクチン 3回目接種の時期を前倒します
	無料でPCR検査を実施しています
	新型コロナ感染拡大防止にご協力ください まん延防止等重点措置の実施区域に指定されています
令和4年2月15日号	新型コロナワクチン 小児接種（5～11歳）を開始します
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します
	新型コロナウイルス感染症 区内の「第6波」感染状況をお知らせします
	まん延防止等重点措置が延長されました BCP(業務継続計画)を発動しています
令和4年3月1日号	新型コロナワクチン 3月末までに約7割の方が3回目接種の対象となります
令和4年3月15日号	新型コロナウイルス感染症対策特例資金の申込期間を延長します
	コロナに負けない！ご活用ください 区内の飲食店に二酸化炭素濃度測定器を無償配布しました
	新型コロナワクチン接種 速やかな「3回目接種」にご協力をお願いします
	小児（5～11歳）が始まっています

4. 令和4年度

掲載号	タイトル等
令和4年4月1日号	新型コロナワクチン 65歳以上の3回目接種率が8割を超えました
	12～17歳の3回目接種を4月9日に開始します
	杉並区受診・相談センターの電話番号が変わりました
令和4年4月15日号	区民の皆さんと共に考えるシンポジウム コロナ禍における杉並区の医療現場とこれから
	新型コロナワクチン接種 3回目接種対象者の接種券発送日等(12歳以上の方) 集団接種会場が2会場になります 無料 PCR 検査を実施しています 4回目接種を準備しています
令和4年5月1日号	新型コロナワクチン 早めの3回目接種をご検討ください
	3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給しています
	もしかして「私、新型コロナに感染したのかも…」と思ったら
令和4年5月15日号	新型コロナウイルス感染症 感染者の「高止まり」が続いています
令和4年6月1日号	区立施設等は通常運営しています

	ご注意ください 5年3月31日まで! 新型コロナウイルス感染症に関連した各保険料の減免
	新型コロナワクチン接種 4回目接種が始まっています
令和4年6月15日号	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します
	新型コロナワクチン4回目接種 60歳以上で7月に接種対象の方は日時・会場を指定します
令和4年7月1日号	後期高齢者医療制度のお知らせ(新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免)
	対象の方は、お忘れなく! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
	新型コロナワクチン接種 8月に4回目接種の対象となる60歳以上の方は、日時・会場を指定します
令和4年7月15日号	子育て世帯生活支援特別給付金の申請受け付けを開始します
令和4年8月1日号	新型コロナウイルス感染症 区内の「第7波」感染状況
	4回目接種の対象者拡大に伴い接種券を発送します
	区内で武田社製ワクチン(ノババックス)の接種が始まります
令和4年8月15日号 (別冊)	“日常”を取り戻すために
	家族が感染したなど 濃厚接触者になった場合には…
	年齢や基礎疾患の有無で療養方法が変わります。今から確認しておきましょう!
	もしかして感染した?と思ったら…
	自分で感染の有無を無料で検査できます!
	新型コロナワクチンの接種にご協力ください
	新型コロナワクチン接種 8月の接種体制をお知らせします
令和4年9月1日号	新型コロナワクチン接種 9月の接種体制をお知らせします
令和4年9月15日号	新型コロナワクチン接種小児(5~11歳)3回目接種券の発送を開始しました
	補正予算案を提出しました
令和4年10月1日号	新型コロナワクチン接種3・4回目接種券をお持ちの方は2価ワクチンの接種をお願いします
令和4年10月15日号	新型コロナワクチン接種 オミクロン株対応2価ワクチン情報(10月7日現在)
令和4年11月1日号	PayPayポイント還元キャンペーン参加事業者募集
	新型コロナワクチン オミクロン株「BA.4-5」対応の2価ワクチン接種を開始します
	乳幼児(生後6カ月~4歳)への接種を開始します
令和4年11月15日号	申請をお忘れなく!臨時給付金を支給します
	PayPayポイント還元キャンペーン
	新型コロナワクチン接種 年内のワクチン接種をご検討ください
令和4年12月1日号	区内店舗・区民生活を支援します 杉並区プレミアム付商品券取扱店舗を募集します

	もしものときに確認を！ 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えて
	新型コロナワクチン接種 年末年始を安心して過ごすために、ワクチン接種をご検討ください
令和4年12月15日号	新型コロナウイルス感染症に関連した各保険料の減免
	申請期限が迫っています！ 臨時給付金を支給しています
	新型コロナワクチン接種 年内のワクチン接種をご検討ください
	新型コロナウイルス感染症 年末年始、発熱等の症状がある場合
令和5年1月1日号	新型コロナウイルス感染症 発熱等の症状がある場合は感染確認をお願いします
令和5年1月15日号	杉並区プレミアム付商品券（紙商品券）を販売します
	住民税非課税世帯等の皆さんへ 申請をお忘れなく！ 臨時給付金を支給しています
	新型コロナワクチン接種 早めに接種を済ませましょう
	無料PCR検査会場を増設しました
令和5年2月1日号	無料PCR検査を実施しています
令和5年2月15日号	新型コロナワクチン接種 3月のワクチン接種体制をお知らせします
令和5年3月15日号	4月からの新型コロナワクチン接種について
	小児（5～11歳）のオミクロン株対応2価ワクチン接種について

5. 令和5年度

掲載号	タイトル等
令和5年4月1日号	新型コロナワクチン接種 5年度も無料で接種を受けられます
	無料PCR検査会場について
令和5年4月15日号	新型コロナワクチン接種 令和5年春開始接種のお知らせ
令和5年5月1日号	5月8日から 新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行します

「ご協力をお願いします」
**献血・骨髄バンク
ドナー登録会**



献血は200ml献血と400ml献血があります。200ml献血は16～64歳、400ml献血は18～64歳（男性は17歳から）の方が対象です。60歳を過ぎて献血の経験がある方は、69歳までご協力いただけます。併せて、骨髄バンクドナー登録会も実施します。18～54歳の方が登録できます。
 なお、条件によりお受けできない場合があります。ご了承ください。

■2月26日(水) ▶ 受け付け＝午前10時～正午、午後1時30分～4時
 区役所1階ロビー ■杉並保健所健康推進課管理係 ☎3391-1355

**新型コロナウイルス感染症
帰国者・接触者電話相談センターを開設**

杉並区 ☎3391-1299 (平日午前9時～午後5時)
 都区合同 ☎5320-4592 (平日午後5時～翌午前9時、土・日曜日・祝日は終日)

次の①②全てを満たす方は、受診前に速やかに上記にお電話ください。

- ①37.5度以上の発熱、かつ呼吸器症状がある。
- ②発症から2週間以内に武漢市を含む湖北省への渡航歴がある、または渡航歴がある人との接触歴がある。

一般的な相談は、下記にお問い合わせください。
 杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025、各保健センター (荻窪 ☎3391-0015 / 高井戸 ☎3334-4304 / 高円寺 ☎3311-0116 / 上井草 ☎3394-1212 / 和泉 ☎3313-9331。平日午前8時30分～午後5時)

※最新情報は区ホームページをご覧ください。 [杉並区 新型コロナ](#)

一人で悩まず、ご相談ください
特別相談「多重債務110番」

借金などで悩んでいませんか。きちんとした手続きを取れば多重債務は解決できます。区は、多重債務問題の解決を手助けするため、東京都と共同で特別相談を実施します。

相談無料

日時 3月2日(月)・3日(火)午前9時～午後4時 (東京都消費生活総合センターは5時まで)
 内容 電話相談 (相談専用電話) = 区消費者センター ☎3398-3121、東京都消費生活総合センター ☎3235-1155 ▶ 来所 = 区消費者センター (天沼3-19-16ウエルファーム杉並)
 問い合わせ 区消費者センター ☎3398-3141
 その他 特別相談以外にも、随時、相談を受け付けています

「増田寛也の杉並日和」終了のお知らせ

連載コラム「増田寛也の杉並日和」は、増田寛也杉並区顧問(まち・ひと・しごと創生総合戦略担当)の退職(令和2年1月5日付)に伴い、終了いたします。ご愛読ありがとうございました。
 園文化・交流課地方創生担当

区内空間放射線量等測定結果

1月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページをご覧ください。

空間放射線量率の測定については、環境課公害対策係。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課衛生検査係 ☎3334-6400

「都市計画公園・緑地の整備方針」「緑確保の総合的な方針」の改定案の意見を募集します

東京都と区市町村が改定に取り組んでいる「都市計画公園・緑地の整備方針」および「緑確保の総合的な方針」の改定案を公表し、ご意見を募集します。



概要

- ①「都市計画公園・緑地の整備方針」改定案
 - 事業進捗状況等を踏まえ、新たな優先整備区域を設定し、都市計画公園・緑地の整備を促進する。
 - 都市計画公園・緑地の見直しや決定権者の整理に向けた課題の検証と取り組みの方向性を示す。
- ②「緑確保の総合的な方針」改定案
 - 今後10年間に確保することが望ましい緑を明確化し公表する。
 - 計画期間中に、まとまった緑の創出を伴うまちづくり事業のリストを提示する。
 - 緑の確保をより一層推進し、緑のまちづくりをさらに進めるために、先導的な施策を提示する。

閲覧・意見募集期間
3月19日まで

閲覧場所
区みどり公園課 (区役所西棟5階)、東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課、都民情報ルーム (新宿区西新宿2-8-1)、東京都ホームページ <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/> からのご覧いただけます (右2次元コードからアクセスできます)。

意見の提出先
郵送・Eメールに件名(「都市計画公園・緑地の整備方針」または「緑確保の総合的な方針」改定案への意見)、住所(区市町村名まで)、ご意見を書いて、3月19日(消印有効)までに、東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 (〒163-8001新宿区西新宿2-8-1第2本庁舎 ☎50000169@section.metro.tokyo.jp)

問い合わせ
東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 ☎5388-3315、①は区みどり公園課公園企画係、②は区みどり公園課みどりの計画係

その他
ご意見は、公開する場合があります

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。
 杉並区役所 ☎3312-2111 (代表) 〒166-8570阿佐谷南1-15-1

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 4/17 }
令和2年(2020年)
No.2276

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

地域医療の崩壊を食い止めたい！

杉並区長 田中良



国は、去る4月7日、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を発令しました。

これまでイベントの中止や学校休業など、感染拡大防止のためさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、3月19日を境に区民の感染者数は急激に増加し、4月7日現在、66人にまで拡大しております(右下グラフ)。

こうした状況の中で、区内の基幹病院でも新型コロナウイルス感染者を受け入れる病床を増設する必要に迫られています。ところが、それをやるとなると病院内で他の患者と動線を分けたり、医療従事者を一般病床の担当から外すなど、日常の病院運営にもさまざまな負荷を負わせることになるのです。

更には通常の二次救急の受け皿が縮小を余儀なくされるなど、病院経営に及ぼす影響も少なくありません。地域のため新型コロナウイルスとの闘いに献身的に挑めば挑むほど病院が経営難になり、マンパワーに重い負担がかかる場合、病院の崩壊を招きかねません。

また、地域医療の最前線を担う「かかりつけ医(開業医)」は、いつ自分が感染してもおかしくない危険な状況におかれています。実際に、発熱・せき・味覚・嗅覚障害などの「かぜ」症状の患者を診察した中で、多数の感染者が見つかっています。つまりそれは、医師だけではなく、そこで働くスタッフや他の患者にも同様に院内感染の危険があったということであり、このまま現状を放置することで各地域で院内感染が発生したら、あっという間に地域医療は崩壊に陥ります。

私は、緊急事態宣言以前からこのような危機感を抱き、杉並区医師会および区内の基幹病院と協議を重ねてまいりました。その結果、第一に、病院の崩壊を食い止めるために必要な支援を早急に行うことといたしました。本来これは一義的には国や都が担うべき領域です。しかし、病院の崩壊がものすごいスピードで起こりつつある現実と、起こった時の悲惨な状況を想像すると、漫然とこの危機を見送るわけにはいきません。

第二に、各基幹病院に「(仮称)発熱外来センター」を設置します。新型コロナウイルスに感染の疑いがある患者を診察するためには、他の患者との動線・空間の分離や患者ごとの防護服の着脱が必要ですが、小規模・少人数で運営している多くの開業医においては、現在のところ対応は困難です。そこで基幹病院に「(仮称)発熱外来センター」を設置して、これまで各病院で蓄積されたノウハウを生かしながら、医師会の開業医がローテーションで診察を行う体制を作ろうということです(右図)。これが機能していれば地域の診療所を院内感染から守ることができ、開業医が各々の地域で患者の診療に専念できるとともに、各病院の診療体制の強化にも資することになります。この「(仮称)発熱外来センター」は、既に河北総合病院、荻窪病院、佼成病院内に設置されています。

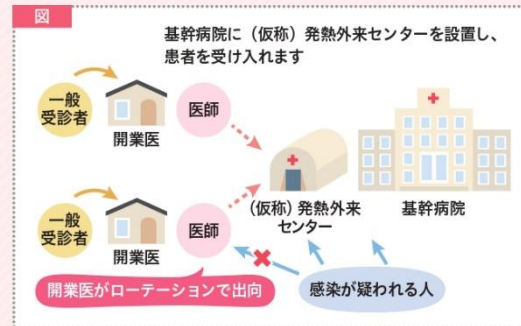
以上、申し上げましたように、私は新型コロナウイルスとの闘いに勝ち、

平穏で希望に満ちた杉並区を取り戻すため、何としても「医療崩壊」を食い止めたいと考えています。そのために必要な予算を、コロナ禍により厳しい経営を強いられている中小零細企業の特別融資相談の充実に必要な予算などと合わせて、4月20日に開催する区議会臨時会に補正予算案として提案します。

また、院内感染が発生した場合、保育園に子どもを預けて勤務する医療従事者が濃厚接触者でないと明確に判定されたにもかかわらず、その子どもの登園が拒否されるケースがあるとの訴えを受け、あらゆる医療従事者が万が一、居住地の保育園で登園を拒否された場合には、区内の保育園の空き枠で受け入れることにいたします。

最後に、「医療崩壊」を招かないための最大の方策は、感染者の数を抑え込むことです。そのためには、皆さん一人ひとりが極力外出を控え、人との接触を減らすことが何よりも重要です。そして、そのことが自らの命を守ることはもとより、他の多くの大切な命を守ることもなるのです。是非、そのような自覚を持って行動していただきますよう、心からお願い申し上げます。今だかつて経験したことのないこの国難を、区民一丸となって乗り越えて行くことではありませんか。

※「(仮称)発熱外来センター」は、「杉並区帰国者・接触者電話相談センター」に電話のうえ、感染が疑われると判断された方を対象に診療します。予約なしでは受診できません。



お知らせ 緊急事態宣言の発令を受け、内容の大幅な差し替え等を行ったため、4月15日号ではなく4月17日号として発行しています。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

緊急事態から1カ月で脱出するために

「人との接触を最低7割、極力8割削減」を

「人との接触を最低7割、極力8割削減」すれば、緊急事態を1カ月で脱出できるとの専門家の見解が示されました。感染していながら症状が無く、無自覚に他人に感染させている可能性も指摘されています。「うつされない」、そして「うつさない」を念頭に、人との接触を避け、自宅中心の生活を心掛けましょう。

圓杉並保健所保健予防課感染症係 ☎3391-1025

人との接触を減らしましょう

- ① 外出を極力控え、家庭中心の生活を
- ② 屋内での会話を控える
- ③ テレワーク、分散出勤を進める

感染リスクが高まる3つの「密」を徹底的に避けましょう

- ① 換気の悪い「密閉空間」
- ② 多数が集まる「密集場所」
- ③ 間近で会話や発声する「密接場面」



Q. 家族に感染が疑われる場合、どんなことに注意すればいいですか？

- 部屋を分ける
部屋を分けられない場合には、2m以上の距離を保ったり、仕切りなどを設置する
- お世話は限られた方で
できれば一人で。心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、妊婦の方がお世話をしない
- 全員がマスクをつける
使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、密封して廃棄する
- 定期的に部屋を換気する
共用スペースや他の部屋も併せて定期的に換気する
- 手で触れる共有部分を消毒する
取っ手やドアノブ、ベッド柵等の共用部分は家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きする
- 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう
体液で汚れたリネン等は手袋とマスク着用で扱い、一般的な洗剤で洗濯して完全に乾燥させる
- ごみは密閉して捨てる
鼻をかんだティッシュ等はすぐにビニールに入れ、室外に出すときは密封。その後、手を洗う

Q. オフィスではどんな予防策が必要ですか？

- オフィス内をこまめに換気する
1時間に2回程度、窓や扉を大きく開けて換気する
- 物品の共有をさける
電話、パソコン、デスクなど、物品・機器等の複数人での共用をできるだけさける
- 手に触れる場所、物品・機器等を消毒する
家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きする
- 会議等の開催を避ける
テレビ会議、電話、電子メール等により、人が集まる会議等を回避する
- 長時間の残業をしない、させない
長時間の残業などで疲労を蓄積させない
- ラッシュアワーを避けて通勤する
時差出勤により混雑時の交通機関の利用を避ける

厚生労働省ホームページでは、さまざまなQ&Aが掲載されています。



症状のある方はご相談ください

次の症状がある方は、右記の窓口にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
※解熱剤を飲み続けなければならないときを含む
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

杉並区帰国者・接触者電話相談センター

☎3391-1299 (平日午前9時～午後5時)

新型コロナウイルス受診相談窓口 (帰国者・接触者電話相談センター)

☎5320-4592 (平日は午後5時～翌日午前9時、土・日曜日、祝日は終日)

休止・縮小する区の施設・事業について

新たに5月6日まで休止・縮小する区事業および施設のうち、主なものは以下のとおりです。詳細は、区ホームページをご覧ください。



- 屋外を含むすべての体育施設 (休止)
区各体育施設、スポーツ振興課施設管理係
- 杉並児童交通公園 (入園不可)
区杉並児童交通公園 ☎3315-4564、みどり公園課管理係
- 全ての図書館・サービスコーナー (予約貸し出しと返却含む) (休止)
区中央図書館 ☎6304-9010

区民事務所の一部を臨時休業します

感染防止のために十分な待合スペースが確保できないため、以下の区民事務所を5月6日まで臨時休業します。

休業する事務所	代替の区民事務所等
西荻区民事務所	区役所本庁 ※荻窪区民事務所は中小企業の融資相談等で混雑していますので、ご利用をお控え願います。
高井戸区民事務所	永福和泉区民事務所 (和泉3-8-18永福和泉地域区民センター3階 ☎5300-9310)

広報すぎなみ

Suginami

支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 5/1 }
令和2年(2020年)
No.2277

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

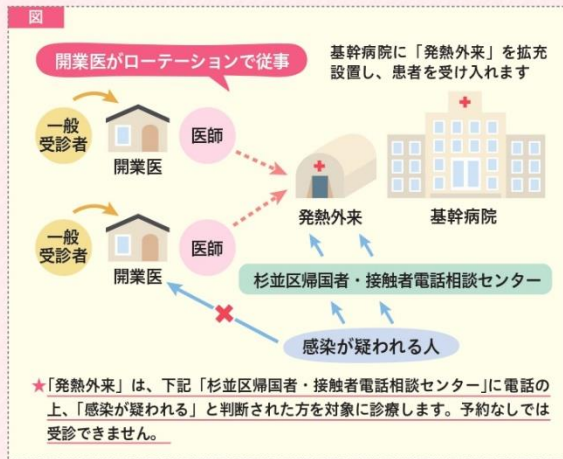
新型コロナウイルス感染症への緊急対策として
補正予算を編成しました

区内でも新型コロナウイルスの感染者が急速に増加しています。感染拡大のスピードに迅速に対応するため、補正予算を編成しました。2面に続く

図 予算編成の内容については、財政課

新型コロナウイルスに立ち向かう
病院を支援します

区内基幹病院が新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるための病床増設や、「発熱外来」の拡充設置などを行うための経費を、病院経営への影響を踏まえて包括的に補助します。



①入院・外来体制強化補助事業
22億2900万円

区内にある4つの基幹病院は、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れによって他の診療・入院の受け入れ縮小を余儀なくされることなどによる収入の大幅な減少に加え、病床増設や「発熱外来」の拡充設置などによる支出の増加の影響により減収が見込まれます。「コロナに立ち向かえば立ち向かうほど経営難になる」という状況を解消するため、減収となる収入額と、過去3年の平時における収入の平均額との差額相当分(4~6月)を助成します。

②医師確保支援事業 5060万2000円

「発熱外来」の医師を確保するため、「発熱外来」で従事する医師が勤務する診療所1所に対し、年末年始の休日夜間診療と同額となる1日当たり16万130円(4~6月)を支払います。

※「発熱外来」
区内基幹病院に新たに拡充設置する、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者専用の外来診療スペースです。基幹病院がこれまでの診療で蓄積してきたノウハウを生かしながら、医師会の開業医がローテーションで診療を行います。新型コロナウイルスの感染が疑われる患者を診療するためには、他の患者との動線・空間の分離や患者ごとの防護服の着脱が必要となり、小規模・少人数で運営している多くの開業医において、現状ではそうした対応を取ることが困難です。診療する機能を「発熱外来」に「集約」することで、基幹病院の診療体制を強化できることに加え、開業医が院内感染のリスクを低減しながら一般の診療に専念する環境を整備することができます。

図 杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355

症状のある方はご相談ください

次の症状がある方は、右記の窓口にご相談ください。

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている

※解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。

●強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合。

杉並区帰国者・接触者電話相談センター

☎3391-1299 (平日午前9時~午後5時)

新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)

☎5320-4592 (平日午後5時~翌日午前9時。土・日曜日、祝日は終日)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課

特別定額給付金については、8面をご覧ください。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

「人との接触8割削減」をお願いします。

事態の早期収束のためには、不要不急の外出、夜間の外出、歓楽街への外出などを控え、「人との接触を8割削減」していくことが必要であると言われています。

感染症の拡大防止に向けて、外出する際にもソーシャルディスタンス（人との距離）を取ることが大切になってきます。

●ソーシャルディスタンスとは

飛沫（くしゃみ、せき、睡など）による感染を防ぐために、外出する際に人との距離をとることで、飛沫が確実に相手に届かない距離として、2mの距離が必要であるとの専門家の見解が示されています。



●ソーシャルディスタンス（人との距離）を取って行動していますか？

× 屋外だからといって、至近距離で会話、運動をしていませんか？

× スーパー等に大人数で行ったり、会計時に至近距離で並んでいませんか？

× 友人・同僚と対面で食事をしたり、気軽に握手などをしていませんか？



ステイホーム
STAY HOME

大型連休のさなかですが、遠方への移動、外出は控えましょう。

1面から続く

その他の補正予算の策定内容

■ マスク等の購入 1億5678万5000円

今後の感染症の拡大および長期化も想定し、合計300万枚のマスクおよび手指消毒剤等を新たに備蓄します。

区職員・区立施設専用=危機管理対策課
区内医療機関・福祉施設用=保健福祉部管理課

■ 帰国者・接触者電話相談センターの拡充 および自宅待機者への支援

..... 2842万6000円

● 帰国者・接触者電話相談センター拡充

..... 2738万7000円

感染症の拡大に伴い、相談件数が増加している状況に対応するため、電話回線を3回線から10回線に拡大し、人員も現在の3名から16名に増員します。

● 自宅待機者の健康観察用バイタルナビ購入に係る経費

..... 103万9000円

軽症で自宅待機している区民の方に貸し出すことを目的に、血中の酸素濃度を測定する医療機器「バイタルナビ パルスオキシメーター」100個を購入します。

区 杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355

■ 商工相談体制の拡充 664万3000円

● 中小企業診断士の増員 588万2000円

融資相談に対応する中小企業診断士について、現在の6名から9名に増員し、1日当たり約90件の相談に対応できる体制を整備します。

● 職員の増員等 76万1000円

特別融資に係る電話応対や提出書類の確認等を行う職員を5名程度増員するとともに、電話機の増設を行います。

区 産業振興センター就労・経営支援係

■ 発注済み給食食材費の補てん 358万8000円

区立学校の臨時休業に伴う給食休止により、給食食材納入事業者に対して、発注済み食材に係る費用の補てん経費を計上します。

区 学務課保健給食係

■ 区職員への特殊勤務手当の支給 360万円

感染者の受け入れ先等において、区民等の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る一定の業務に従事したときに、特別の防疫等業務手当（日額4000円以下）を支給します。

区 人事課給与福利係

2年度 区民健康診査・ がん検診等の延期について



—問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係 ☎3391-1015へ。

2年度区民健康診査・がん検診などを6月1日から実施予定としていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い延期することとしました。

実施時期については、新型コロナウイルスの感染状況により判断し、詳細が決まり次第、「広報すぎなみ」などで改めてお知らせします。

(対象健(検)診)

区民健康診査	がん検診	歯科健診
<ul style="list-style-type: none"> 成人等健診 国保特定健診 後期高齢者健診 	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん（胃内視鏡検査、胃部エックス線検査） 肺がん ・ 子宮頸がん 乳がん ・ 大腸がん 前立腺がん 	<ul style="list-style-type: none"> 成人歯科健診 後期高齢者歯科健診

※眼科健診は受診開始日が10月1日のため、現時点では実施する予定です。

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 5/15 }
令和2年(2020年)
No.2278

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

特別定額給付金の「郵送申請」に必要な書類をお送りします

給付に必要な申請書は、5月18日以降、区から各世帯主宛てに順次発送し、5月中に発送を完了させる予定です。この発送に併せて、「杉並区特別定額給付金コールセンター」を開設し、お問い合わせに対応します。

給付額

1人につき10万円 ※受給権者は世帯主となります。

給付対象者

基準日(4月27日)現在、杉並区に住民登録のある方

郵送による申請方法

区から発送する申請書に必要な事項を記入するとともに、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを申請書の裏面に貼り、同封の返信用封筒で郵送してください。

給付方法

区から受給権者名義の金融機関口座に振り込みます。

申請期限日 8月24日(消印有効)

杉並区定額給付金コールセンター

郵送申請に関するご不明な点は、お問い合わせください。
☎0120-798-063 (5月18日～9月30日の午前8時30分～午後6時30分(土・日曜日、祝日を含む))

オンラインによる申請について

「オンライン申請」(マイナンバーカード所持者が利用可能)は、5月11日から受け付けています。オンライン申請の入力方法等は、総務省特別定額給付金ホームページをご覧ください。同コールセンター☎0120-260020(午前9時～午後6時30分)にお問い合わせください。

子育て世帯の皆さんへ

臨時特別給付金を支給します

小学校等の臨時休業等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。支給対象(見込み)となる方へ5月15日頃にお知らせを発送します。

対象者: 区から4月分(3月分含む)の児童手当を受給される方
※特別給付(児童1人当たり月額一律5000円の支給)の受給者は、支給対象者にはなりません。
※基準日(3月31日)時点でお住まいの自治体からの支給となるため、4月1日以降に杉並区へ転入された方は、前住所地の広報・ホームページ等をご確認ください。

支給額: 対象児童1人につき、1万円

対象児童: 平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童
※児童養護施設等に入所中の児童については、施設等へ支給します。

申請方法: 申請不要
※公務員は申請が必要です。必ず勤務先に確認の上、区へ申請してください。

支給時期: 6月12日頃に児童手当の振り込み先と同じ口座に振り込みます。

その他: ・給付金に関する詳細とQ&Aは、区ホームページをご覧ください。
・給付金の支給を辞退する場合は、届け出が必要になります。詳細は、区ホームページをご覧ください。
・配偶者からの暴力等を理由に避難されていて4月分児童手当を受給されていない方や、児童手当の振込口座を解約等された方は、なるべく早くご相談ください。



☎ 子育て家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎5307-0785

引き続き「外出の自粛」、「3密の回避」にご協力ください

2 | 生活・営業の支援に関する制度と相談窓口 5 | 住民税(特別区民税・都民税)のお知らせ 8 | 5月31日は世界禁煙デー・5月31日～6月6日は世界禁煙週間です

☎ 166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

新型コロナウイルス感染症対策

生活・営業の支援に関する制度と相談窓口

5月8日現在の情報です。最新情報は、各ホームページ等をご確認ください。

生活支援

傷病手当金

杉並区国民健康保険に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、療養のため労務に服することができない方（給与等の支払いを受けている方に限る）を対象に、傷病手当金を支給します。

必ず事前に電話でお問い合わせください。

国保年金課国保給付係 ☎5307-0328

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

休業や失業でお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸し付けを必要とする世帯に対し特例貸付を実施しています。

詳細は、社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

必ず事前に電話でお問い合わせください。

国杉並区社会福祉協議会生活支援課生活支援係 ☎5347-3134（午前9時～午後5時〈土・日曜日、祝日を除く〉）

住居確保給付金

家賃が支払えない方へ

休業や失業などで収入が減り、家賃が支払えない方に、区が家賃相当分を支給します。収入・資産要件、給付上限額等があります。

国くらしのサポートステーション ☎3391-1751

納付の猶予・分割納付などの相談

各種保険料・住民税の納付が難しい方へ

収入の減少や損害が発生し、各種保険料・住民税の納付が難しくなった方には、納付の猶予や分割納付・減免などの相談を受け付けています。

国国民健康保険料について＝国保年金課国保収納係 ☎5307-0374 ▶後期高齢者医療保険料について＝国保年金課高齢者医療係 ☎5307-0651 ▶介護保険料について＝介護保険課資格保険料係 ☎5307-0654 ▶国民年金保険料について＝ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 ▶住民税について＝納税課滞納整理係 ☎5307-0634

公共料金等の支払いが困難な方へ

水道・下水道、ガス、電気、携帯電話使用料等の支払いについて、支払い猶予の延長を行っています。いずれも請求書等に記載の各事業者へお問い合わせください。

資金融資・貸し付けに必要な証明書等 交付手数料の免除について

区では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う融資等の申し込み時に必要となる住民税証明書、印鑑登録証明書、住民票の写しの交付手数料を免除します。

※証明書コンビニ交付サービスは免除対象になりません。

※4月30日受け付け分から免除対象になります。

国区民課、課税課

営業支援

新型コロナウイルス感染症対策特例資金

●区内の中小企業支援

売上高が減少した区内中小企業について、700万円を上限に3年間無利子で融資を受けられます。利用できる方には条件があります。

●商工相談

中小企業診断士の資格を有する相談員が、区内中小企業者からの各種相談（販売促進・資金繰り・労務・経営に関する相談等）を受け付けています。

***** いずれも *****

国産業振興センター就労・経営支援係（商工相談担当） ☎5347-9182

東京都感染拡大防止協力金

都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小事業者に対し、50万円（2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円）を支給します。

国東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎5388-0567（午前9時～午後7時〈土・日曜日、祝日を含む〉）

●資金繰りに関する相談

国都産業労働局金融部金融課 ☎5320-4877（平日9時～午後5時）

●経営に関する相談

国東京都中小企業振興公社総合支援課 ☎3251-7881 ✉sien@tokyo-kosha.or.jp（平日午前9時～午後4時30分〈火曜日のみ午後7時まで〉）

その他、新型コロナウイルス感染症に対応した支援策については東京都産業労働局ホームページをご覧ください



持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を下支えするための事業全般に使える給付金（中小法人等は最大200万円、個人事業主等は最大100万円）を支給します。

国持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570（IP電話専用 ☎6831-0613。午前8時30分～午後7時。5・6月〈毎日〉、7～12月〈土曜日を除く〉）

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に、雇用の維持を図るため、休業手当、賞金等に要した費用を助成します。

小学校休業等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業へ助成します。

***** いずれも *****

国学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999（午前9時～午後9時〈土・日曜日、祝日含む〉）

次の症状がある方のご相談ください

下記のいずれかに該当する方（該当しない場合の相談も可）

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
 - 重症化しやすい*^{（注）}で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
 - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている
- （症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

杉並区帰国者・接触者電話相談センター
☎3391-1299（平日午前9時～午後5時）

新型コロナ受診相談窓口
（帰国者・接触者電話相談センター）

☎5320-4592

（平日午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日は終日）

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 6/1 }
令和2年(2020年)
No.2279

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

手を緩めることなく必要な対策を

新型コロナウイルス感染症対策に係る
補正予算を編成しました

区民の新型コロナウイルス新規感染者数は、4月中旬をピークに減少傾向にあるものの、再び感染が拡大しないよう手を緩めずに対策を講じる必要があります。

今回の補正予算では感染症流行の長期化も見据え、区直営のPCR検査体制の整備や、介護者が感染した場合の生活支援など約6億円の補正予算を編成しました。

■ 区直営のPCR検査実施に伴う検査体制の整備
..... 3000万円

杉並保健所生活衛生課分室(高井戸東3-20-3。旧杉並区衛生試験所)で、新型コロナウイルス感染症PCR検査を行うために必要な備品の購入や、内装改修を行います。検査体制の整備により検体搬入時間および搬入手続き等が短縮され、これまでの通常3~4日程度から最短で当日の判定が可能となります。

図 杉並保健所生活衛生課 ☎3391-1991

■ 介護者等が新型コロナウイルスに感染した場合の障害者等の生活支援
..... 3791万4000円

障害者や高齢者の介護を行う家族や子どもの保護者等が新型コロナウイルスに感染した場合、安心して入院療養等ができるよう、自宅において1人で生活することが難しい障害者、高齢者、子どもへの生活支援を実施します。

● 一時的な生活の場の確保および支援

旧西田保育園(荻窪1-57-4)を活用し、生活の場を確保の上、支援します。

● 自宅への支援者の派遣

● 介護者等が自宅において療養する期間の支援

介護者等がPCR検査の結果が出るまでの期間を自宅で療養する場合、サービス提供者が代わりに買い物の支援等を行います。

図 障害者施策課、高齢者在宅支援課、子ども家庭支援担当

■ 中小企業・小規模事業者支援の拡充
..... 4334万2000円

● 融資相談に対応する中小企業診断士の増員期間の延長

● 金融機関によるセーフティネット保証4・5号、
危機関連保証の代理申請の拡充

● 雇用調整助成金の申請支援窓口の開設

手続きが煩雑な「雇用調整助成金」の申請を支援する業務を東京都社会保険労務士会 中野杉並支部に委託し、就労支援センター(天沼3-19-16ウエルファーム杉並)に相談窓口を新設します(5月21日より開設)。

図 産業振興センター事業担当 ☎5347-9077

■ 学校の再開後を見据えた給食食材納入業者への支援
..... 5161万1000円

区立学校の臨時休業に伴い給食休止の影響を受けている給食食材納入業者に対して、3月分の発注済み食材に係る補てん経費を計上するほか、学校再開後に学校給食を円滑に行うため、給食食材納入業者が事業を継続するための経費の一部を区独自で支援する「杉並区学校給食食材納入業者持続化給付金」を創設します。

図 学務課

2面に続く

Contents — 主な記事 — 3 | 6月4日~10日は「歯と口の健康週間」です 4 | 大雨にご注意! 8 | 東京都知事選挙、6月は食育月間です

☎ 166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📄 編集: 広報課



皆さんにお知らせ

7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です。忘れずに投票しましょう!

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

1面の続き
その他の補正予算の内容

■ 感染症発生時対策
..... 8535万3000円

新型コロナウイルス感染者の入院および移送に要する経費や、移送に伴う医療廃棄物処理に要する経費を計上します(5~10月分)。

- 感染症患者入院医療費
- 感染症患者移送経費
- 医療廃棄物処理委託費

■ 杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025

■ 生活困窮者等自立促進支援事業
..... 2億564万3000円

住居確保給付金の支給対象が拡大されたことなどに伴い、増加が見込まれる給付に係る経費や、対応する相談支援員などの人員増等に伴う委託経費を計上します。

■ 在宅医療・生活支援センター生活自立支援担当 ☎3393-0737

■ 子育て応援券(ゆりかご券)による妊婦への感染予防対策
..... 4757万9000円

ゆりかご面接時に配布している「子育て応援券(ゆりかご券(1万円分))」について、妊婦の新型コロナウイルス感染を防ぐため、健診等の際にタクシー利用できるよう、追加で1万円分(2年度中のみご利用いただける期間限定の券)を配布します。

■ 子ども家庭部管理課地域子育て支援担当

■ 学校休業中の家庭での学習環境の整備
..... 7828万2000円

区ホームページ等で提供しているさまざまな学習教材を、インターネット環境が整っていない世帯にも提供できるよう、モバイルルーターとタブレット端末の貸し出しおよび通信費の補助を行います。

■ 庶務課、済美教育センター ☎3311-0021

■ 中学校修学旅行の取り消し費用
..... 250万2000円

中学校修学旅行の2学期以降への延期に伴い、1学期実施予定校のうち5校について、延期に伴う宿泊料等の取り消し費用を計上します。

■ 園学務課

「特別定額給付金」(1人につき10万円)の郵送申請をお願いします

区では、5月26日までに各世帯主へ申請書を発送しました。以下のとおり、郵送による申請をお願いします。

■ 区民生活部管理課特別定額給付金担当

郵送申請の方法

- 申請書の「世帯主(申請・受給者)欄」と「受取口座記入欄」に必要事項を記入
 - 申請書の裏面に、「本人確認書類」と「受取口座の確認書類」の写しを貼付
 - 申請書を返信用封筒に入れて、ポストへ投函
- 申請期限 = 8月24日(消印有効)

杉並区特別定額給付金コールセンター

郵送申請についてご不明な点は、お問い合わせください。

☎0120-798-063

(午前8時30分~午後6時30分(9月30日まで。土・日曜日、祝日を含む))

給付方法

申請書を審査の上、世帯主(申請・受給者)名義の口座に振り込みます。

給付対象者は、基準日(4月27日)現在、区に住居登録のある方で、給付額は1人につき10万円です。

特別定額給付金のオンライン申請の受け付けは5月31日で終了しました

オンライン申請では、入力された世帯員氏名等を一件ずつ住民基本台帳と突合するため、事務が煩雑となります。また、郵送申請との重複もあり得るため、二重給付を防止する審査も必要です。これらのことから、6月1日以降は郵送申請に一本化し、より迅速に処理を行っていきます。

区立施設・区事業を段階的に再開します



緊急事態宣言解除に伴う国・東京都の方針を踏まえ、感染拡大防止対策を徹底した上で、臨時休業中の区立施設、休止中の区事業・イベントについて、段階的に再開します。今後の再開スケジュールについては、「広報すぎなみ」6月15日号および区ホームページ(右2次元コード)でお知らせします。



区ふるさと納税

「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」へのご寄附ありがとうございます

5月1日に区ふるさと納税のメニューに新設した「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」ですが、開始3週間となる5月24日現在で、早くも106件848万1000円の寄附をいただいています。いただいた寄附は、入院病床拡充・発熱外来の設置等に取り組み区内医療機関への支援や、マスク・手指消毒剤の購入経費等に活用します。お申し込みは、「ふるさとチョイス」ホームページへ(右2次元コード)。

■ 区民生活部管理課ふるさと納税担当



次の症状がある方はご相談ください

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

杉並区帰国者・接触者電話相談センター

☎3391-1299 (平日午前9時~午後5時)

新型コロナ受診相談窓口
(帰国者・接触者電話相談センター)

☎5320-4592

(平日午後5時~翌日午前9時。土・日曜日、祝日は終日)

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 6/15 }
令和2年(2020年)
No.2280

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

感染症拡大防止対策を徹底した上で
区立施設・区事業を
段階的に再開します

緊急事態宣言解除に伴う国・東京都の方針を踏まえ、感染症拡大防止対策を徹底した上で臨時休業していた区立施設・区事業を段階的に再開します。利用者、参加者の皆さんも、右記の感染症対策にご協力をお願い致します。

① 感染症防止対策

- 体調不良者の利用自粛
- マスク着用や手洗い・手指消毒の励行
- ソーシャルディスタンスの十分な確保
- 室内の定期的な換気
- 大声での発声、歌唱、声援等が生じる活動の自粛

主な区立施設・区事業の再開状況 (6月5日現在)



2面に続く

施設・事業	内容	問い合わせ
図書館(中央図書館を除く)	再開(予約資料の貸し出し(受け取り)、資料の返却、利用登録・更新) 6月10日からは、館内利用を再開(利用制限あり)	中央図書館 ☎6304-9010、 各図書館
体育施設	再開(体育館、野球場、テニスコートの貸し切り利用(一般利用、トレーニングルームは休止))	各体育施設、スポーツ振興課 施設管理係
屋内プール	再開(6月15日から。利用制限あり)	
児童交通公園	再開(自転車、足踏み式ゴーカート等の貸し出しは休止)	同施設 ☎3315-4564
地域区民センター、区民集会所、 区民会館、杉並会館	再開	各施設
区民相談	再開(法律、税務、家事、人権、司法書士、一般相談、くらしの相談、交通事故・ 防犯相談、外国人相談、書類と手続きなんでも相談)	区政相談課

感染症拡大防止のために「新しい生活様式」を

厚生労働省「新しい生活様式」に関するホームページ



☎ 166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課



皆さんにお知らせ

7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です。忘れずに投票しましょう!

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

広報すぎなみ

Suginami

支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 7/1 }
令和2年(2020年)
No.2281

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成

杉並区の文化・芸術活動を支援します

杉並区は、古くから文化薫るまちとして知られ、杉並芸術会館(座・高円寺)や杉並公会堂等の公共施設のほか、劇場、ホール、ギャラリー、ライブハウスなど多くの民間施設を拠点として、文化・芸術活動が盛んに行われてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、活動の場は休業を余儀なくされ、危機的な状況にあります。そこで、文化・芸術活動を守り、区民の皆さんがその活動から元気をもらえるよう、「すぎなみアート応援事業」を立ち上げました。

その他、区内中小事業者支援や、ひとり親世帯・就学援助認定者への支援、震災救援所等におけるテント型プライベートルームの配備など、区民生活に密接に関わる新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、18億1488万2000円の補正予算を編成しました。

すぎなみアート応援事業

- 文化・芸術発信の場継続給付金 3800万円
- 新しい芸術鑑賞様式助成金 1億8000万円
- 日本フィルハーモニー交響楽団への活動助成 1320万円

区民が安心して芸術鑑賞できる機会を確保するため、杉並区の文化・芸術活動を「場を守る取り組み」と「活動を守る取り組み」の両面から一体的に支援します(下表のとおり)。

活動を守る取り組みの一環として、区と25年以上の友好提携関係にある日本フィルハーモニー交響楽団が、感染症対策を講じて行うコンサート実施費用の一部を区が負担します。

図文化・交流課文化振興担当

場を守る取り組み (劇場やホール等の運営者向け)	活動を守る取り組み (文化・芸術活動事業者向け)
<p>杉並区文化・芸術発信の場継続給付金</p> <p>感染症収束後も文化施設の営業を継続できるよう、国の持続化給付金を受けた施設の運営事業者に対し、給付金を上乗せして支給します。</p> <p>区内で文化施設の運営をしており、国の持続化給付金の給付を受けた個人または法人 ▶対象施設例＝劇場、ホール、ギャラリー、ライブハウス、映画館、能楽堂等 ※対象外施設例＝公演や展示が主たる目的ではない施設(音楽スタジオ、音楽教室、ダンススタジオ、カフェギャラリー、民芸・工芸店、雑貨店等)。</p> <p>一施設当たり個人20万円。法人40万円 100施設程度(定員に達し次第終了予定)</p> <p>郵送 区ホームページから取り出せます 3年1月29日(必着)まで</p>	<p>杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金</p> <p>3密を防ぐ等の新型コロナウイルス感染症対策を講じて区内で実施する文化・芸術活動事業に対し、事業に係る経費の一部を助成します。</p> <p>以下のいずれかに該当する方 ①区内在住の個人、または区内に活動拠点がある団体で、平成31年4月1日～令和2年6月17日に区内外で広く一般公衆に観賞させることを目的とした公演や展示会等の事業実績があること ②住所や活動拠点がどこかを問わず、個人または団体で平成31年4月1日～令和2年6月17日に区内で広く一般公衆に観賞させることを目的とした公演や展示会等の事業実績があること</p> <p>1事業当たり上限30万円 第1期300件程度(第2期で300件程度を予定) ※同一申請者による複数の申請不可。</p> <p>郵送・Eメール 区ホームページから取り出せます 第1期＝7月31日(必着)まで ※第2期は10月頃開始予定</p>
名称	名称
概要	概要
対象者	対象者
助成額と予定件数	助成額と予定件数
申請方法	申請方法
申請書類	申請書類
受付期間	受付期間

2面に続く

Contents ー主な記事ー 8 | 図書館 7月の行事 12 | すぎなみ地域大学 8～9月開講講座の受講生を募集します

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📺 発行: 杉並区 | 📄 編集: 広報課



皆さんにお知らせ 7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です。忘れずに投票しましょう!

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

1面の続き

その他の支援

中小事業者支援

● **店舗家賃助成金** **1億7500万円**

国の持続化給付金の対象となる中小事業者が営む区内の店舗の家賃負担軽減を図るため、家賃減額を実施したオーナーに、減額した家賃の一部を助成します。

● **廃業経費補助金** **900万円**

新型コロナウイルス感染症の影響により廃業した個人事業者等に、廃業後に発生する区内の店舗の家賃相当分の費用を補助します。

..... いずれも

● 産業振興センター家賃助成担当 ☎5347-9135

上記2事業の詳細は、3面へ

ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業

● **児童育成手当・児童扶養手当受給世帯等への給付金** **5億56万8000円**

子育て負担の増加や収入の減少等の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、国のひとり親世帯臨時特別給付金を支給するとともに、区独自の給付金支給事業を実施します。

● 子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

詳細は、3面へ

生活困窮者等自立促進支援事業

● **住居確保給付金** **7億7268万3000円**

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給します。

● 在宅医療・生活支援センター生活自立支援担当 ☎3393-0737

特別支援教育

● **済美養護学校スクールバス増便に係る経費** **792万円**

通学時の乗車率を緩和するために、バスを増便し、児童・生徒の安全確保を図ります。

● 特別支援教育課計画係 ☎5929-9481

会計年度任用職員(短時間)人件費

● **スクール・サポート・スタッフの追加配置に係る報酬** **1256万円**

学校再開等に伴う教員の負担軽減を目的として、事務補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置を拡大します。

● 教育人事企画課人事企画担当

防災施設整備

● **震災救援所等に配備する新型コロナウイルス対策物品(テント型プライベートルーム)の購入** **1077万2000円**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、体調不良者などの個室空間を確保するテント型プライベートルームを、震災救援所および水害避難所に配備します。

● 防災課

公園事業

● **区立公園等の見守り事業に係る委託費** **3505万円**

区立公園等における感染予防策として、休業により失業した者等の人材を活用し、ソーシャルディスタンスの確保など区立公園等の適正利用を促す見守り事業を実施します。

● 園みどり公園課

小中学校就学諸援助

● **学校臨時休業期間中の就学援助認定者への昼食代支援** **6012万9000円**

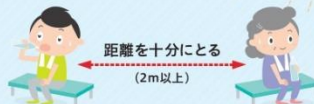
低所得世帯の児童・生徒を支援するため、就学援助認定者に対し、区立小中学校臨時休業期間中の昼食代に要する経費を補助します。

● 園学務課就学奨励担当

「新しい生活様式」における熱中症予防行動

マスクは適宜外しましょう

- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- 屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクを外す
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩を



高齢者、障害者、子どもの皆さんは熱中症にかかりやすいので十分に注意してください。3密(密集、密接、密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。

出典：厚生労働省ホームページ

清掃現場からのお知らせ

ごみ・資源収集の現場では、これからの季節、熱中症にかかる恐れがあるため、人と十分な距離が確保できる場合には、収集職員がマスクを着用せずに作業を行うことがあります。

ご理解をいただきますよう、よろしくお祈りします!



● 園ごみ減量対策課、杉並清掃事務所 ☎3392-7281

新型コロナウイルス | 次の症状がある方はご相談ください

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

● 杉並区帰国者・接触者電話相談センター ☎3391-1299 (平日午前9時～午後5時)

● 新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター) ☎5320-4592

(平日午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日は終日)

広報すぎなみ

Suginami

支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 8/1 }
令和2年(2020年)
No.2283

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

さらなる感染拡大への備えを

新型コロナウイルス感染症対策に係る 補正予算を編成しました

区内でも新型コロナウイルスの感染者が増加しています。今回の補正予算ではさらなる感染拡大への備えとして、PCR検査体制の強化や感染拡大により影響を受けた商店街や事業者等に対する支援、区立学校における1人1台タブレットPCの配備など約25億円の補正予算を編成しました。

■ PCR検査体制の強化 2億9349万円

今後のさらなる感染拡大の第2波・第3波に備え、感染の疑いのある患者および濃厚接触者等が速やかに検査を受診できるよう、区内の1日当たりのPCR検査可能数を、現行の70件から300件程度まで拡大するなどPCR検査体制を強化します。

■ 杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355、杉並保健所生活衛生課 ☎3391-1991、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025

● (仮称)病院設置型PCR検査スポットの運営支援

より多くの検体採取を目的に、区内感染症診療協力医療機関が設置する、軽症者・無症者を対象としたPCR検査スポットの運営に必要な人件費を助成します。

● PCR検査を実施する診療機関等への運営支援

診療所を含めた区内医療機関が、唾液を中心としたPCR検査の検体採取を実施する場合に、その運営費を助成します。

● PCR検査機器等の追加整備

杉並保健所生活衛生課分室(旧杉並区衛生試験所)で検体の検査判定を実施する準備を進めていますが(5月20日に補正予算計上)、1日当たりの検査可能件数の増加を図るため、PCR検査機器等を追加整備します。

● バスによる移動式PCR検査スポットの新設

区内各所で区がPCR検査を実施できるよう、陰圧装置や除菌システムを完備したバスを1台導入します。



■ 新型コロナウイルス感染症クラスター予防対策 707万円

いわゆる「夜の街」におけるクラスター発生を防止するため、区内のバー・キャバレー・スナック等の経営者、従業員を対象とした感染症対策の充実・強化に向けた専門家による研修や、区との意見交換会等を行います。また、当該研修会等に参加し、かつ感染症対策に取り組む経営者と従業員を対象に、PCR検査を実施します。

■ 杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025

2面に続く

Contents — 主な記事 —

5 | 区胃がん検診について 6 | 区民意見を募集します 12 | すぎなみで今年も夏を楽しもう!

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📄 編集: 広報課



お知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙掲載の催し等が中止または延期になる場合があります。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

1面の続き

その他の補正予算内容

■ 区立学校における情報教育の推進と 感染症対策・学習保障等の支援 14億4137万円

- 児童・生徒1人1台タブレットPC配備
- 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等の支援
- 感染症対策のためのマスク等購入



新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら、より確実に子どもの学びの機会を確保するため、区立学校的全児童・生徒に1人1台のタブレットPCを配備するとともに、感染症対策や児童・生徒への学習保障の取り組みを校長判断で迅速かつ柔軟に対応できるように、各区立学校に対して200万～400万円を配分します。また、集団感染リスクを避けるために必要なマスクや手洗いせっけんなどを各区立学校に配布します。

■ 教育委員会事務局庶務課、学務課、済美教育センター ☎3311-0021

その他の事業の概要

- 区立施設等における新しい生活様式への対応 7410万円
区民が安心して区立施設等を利用できるよう、サーモグラフィカメラや飛沫防止シートの設置など、各種の感染予防対策を講じます。
- 区立施設トイレ手洗い場などの自動水栓化 6942万円
感染リスクを減らすため、多くの区民が利用する区立施設等（区有建物に限る）のトイレ手洗い場などについて自動水栓化します。
- オンラインを活用した会議・相談等の実施 4696万円
人と人の接触を避けるなどの観点から、会議や区民との相談業務等をオンライン形式で実施できる環境を整備します。
- 児童虐待対策の強化 380万円
外出自粛等の影響により児童虐待相談件数が増加傾向にある中、児童虐待防止を図るため、日帰り型のショートステイ事業の新設、家事援助サービスの拡充を行います。
- 建築確認等の手続きの簡素化 570万円
対面による接触時間の短縮とサービスの向上を図るため、建築確認などの行政手続きにおいて、区と民間建築審査機関との書類のやり取りをオンライン化するとともに、証明書等交付機を導入します。

■ 商店街および飲食店等の支援 3億8236万円

- 「(仮称)お買い物で当たる! 商店街応援キャンペーン」事業への助成
- 中小事業者環境整備支援事業

区内商店街が実施する「(仮称)お買い物で当たる! 商店街応援キャンペーン」事業に対して補助金を交付し、商店街の利用促進を図ります。また、区内飲食店等に対して、アクリル板や消毒用アルコール等の購入費用の助成を行い、事業の再開および継続を支援します。

■ 産業振興センター ☎5347-9134

■ 障害福祉・介護保険サービスの 事業継続支援 1億2360万円

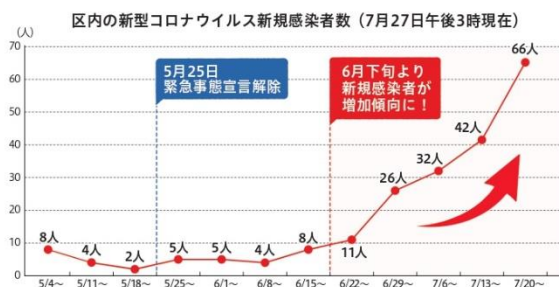
新型コロナウイルス感染拡大による利用者減などの影響を受けた障害福祉サービス事業所および介護保険サービス事業者に対し、引き続きサービスの提供を行えるよう「事業継続支援金」を助成します。

■ 障害者施策課、介護保険課

- 地域コミュニティバスの運行支援 520万円
南北バス「すぎ丸」が引き続き区民の身近な足として事業を継続できるよう、運行する事業者に対して、減収を軽減するための助成を行います。
- 小学校移動教室継続に係る事業者支援 2500万円
小学校の移動教室を次年度以降、安定的に実施できるよう、富士学園、弓ヶ浜クラブ運営事業者に対し、今年度の中止に伴う減収を軽減するための助成を行います。
- 雇用維持・雇用機会の確保 1659万円
新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方等の雇用を創出し、区民サービスの向上を図るため、建築確認のデータ照合等を委託します。
- 行政のデジタル化の推進 510万円
遠隔型や非接触型の業務・サービスの必要性が高まる中、外部コンサルタントを活用し、区業務の分析を行った上で、行政手続きの簡素化やデジタル化の検討を進めます。
- 高齢者のためのウィズコロナ応援事業 680万円
コロナ禍で閉じこもりがちとなった高齢者に対して、閉塞感や不安感を和らげ元気づけるため、音楽・映像コンテンツを制作し、ネット配信および介護施設等へのDVDの配布を行います。

区内でも 新規感染者数が増加しています。

区民の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、5月上旬～6月中旬の間は、1週間当たり10人未満で推移してきましたが、6月下旬から増加に転じています。感染症の拡大を防ぐために、マスク着用や手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保など、一人一人ができる対策の徹底に努めましょう。



新型コロナウイルス | 次の症状がある方はご相談ください

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

杉並区帰国者・接触者電話相談センター
☎3391-1299 (平日午前9時～午後5時)

新型コロナ受診相談窓口
(帰国者・接触者電話相談センター)
☎5320-4592
(平日午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日は終日)

新型コロナを「正しく怖がる」ための Q&A

未知の存在であった新型コロナウイルスもその特性が徐々に明らかになってきました。不確かな情報や思い込みによる不当な差別や偏見、いじめ等はありません。こうした行為は感染者の受診や行動履歴の申告をためらわせるなど、感染拡大の防止を妨げることになりかねません。正しい知識に基づき感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りましょう。

— 問い合わせは、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025へ。

Q 新型コロナウイルスは「空気感染」するのですか？

新型コロナウイルスは、一般的には「飛沫感染」*や「接触感染」*により感染します。市中での「空気感染」については現在も研究が進められていますが、普通に街を歩いていて感染する可能性は極めて低いと考えられています。

*飛沫感染：くしゃみ、せき、唾などと一緒に放出されたウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染。

*接触感染：ウイルスが付いた物に触れ、その手で口や鼻をさわることで感染

Q マスクをしないでランニングをする人を見かけますが、感染の危険はないのですか？

ランニング時には呼吸が荒くなりますが、2m以上の距離を空けることで飛沫感染のリスクを抑制することができます。

このことを踏まえ、ランナーの皆さんには他のランナーや歩行者とすれ違う際に、十分な距離を確保するよう努めていただき、それが難しい状況ではマスクやバンダナなどで口と鼻を覆うといった配慮をお願いします。

Q 医療従事者や不特定多数の人と接する職業に従事している方は、感染リスクが高いのですか？

一般的に、医療従事者や日々多くの人に接する職業に就いている方ほど感染予防対策を徹底しており、そうした職業に就いているというだけで感染リスクが高い人というレッテルを貼り、差別することは間違いです。また、どんなに感染予防対策を講じても、社会生活を営んでいく以上、感染リスクを完全にゼロにすることはできず、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染し得る感染症であることを理解する必要があります。

Q 療養を終えた同僚が復職してきました。感染させられそうで不安です。

新型コロナウイルス感染者が他人を感染させる「感染性」は、発症して7日から10日程度で急激に低下し、極めて低くなることが確認されています。そのため、感染して入院や宿泊・自宅療養とした場合でも、発症してから10日間が経過し、かつ、症状が軽快してから72時間が経過すれば、退院・療養終了となります。療養を終えた方を避けたり、遠ざけたりする必要はありません。

Q 一度感染した人は抗体ができていますので感染しないのでしょうか？

新型コロナウイルスに感染した人は体内で抗体が作られることが知られていますが、どのくらいの割合の人で抗体が作られるのか、どのくらい持続するのか、それにより免疫が獲得できるのか、などについては現時点でははっきりと分かっていません。再度感染する可能性は否定できませんので、引き続き日々の感染予防対策が必要です。



さらなる新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成しました

区は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業として、新たな事情や緊急性を要するものなどの経費を計上し、8億3414万4000円の第7号補正予算および3億1729万5000円の第8号補正予算を編成しました。その主な取り組みをお知らせします。

■ 感染症予防・発生時対策

● PCR検査実施医療機関への運営補助や、杉並区帰国者・接触者電話相談センターの体制拡充、新型コロナウイルス感染者の入院および移送、濃厚接触無症状者へのPCR検査実施に要する経費等を計上しました。

…………… 2億9169万4000円

☎ 杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025

■ 業務継続のための福祉施設等従事者へのPCR検査

● 新型コロナウイルス感染者が発生した高齢者施設、障害者施設および児童福祉施設等の従事者へのPCR検査実施に要する経費を計上しました。

…………… 4669万8000円

☎ 障害者施策課、介護保険課、子ども家庭部管理課

■ 高齢者等のインフルエンザ予防接種自己負担無償化

● 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据え、高齢者等のインフルエンザ予防接種自己負担無償化に要する経費を計上しました。

…………… 3億1518万6000円

☎ 杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025

新型コロナウイルスに関する最新情報は こちらでご確認ください

区では、ホームページやツイッターで、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

感染症の症状がある方はご相談ください

杉並区帰国者・接触者電話相談センター
☎3391-1299 (平日午前9時～午後5時)

新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)
☎5320-4592 (平日午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日は終日)

新型コロナウイルス感染症

区内の感染状況をお知らせします

区内の新型コロナ感染者数は、都内の推移とほぼ同じ傾向で増加しています。

年始は親戚同士の集まりや初詣、新年会など、人が集まる機会が増えます。気を緩めることなく、感染リスクの高まる「5つの場面」等に十分注意して過ごしましょう。

— 問い合わせは、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025へ。

●年齢別感染者数

昨年当初は高齢者の割合が多く、夏期には20・30歳代が増えました。現在は、20～40歳代での感染が約7割を占めています。若年層は重症化する割合が低く、無症状者も多いため、自分でも気付かずに感染を拡大させる可能性があります。「自分も感染しているかもしれない」という心づもりで対策を講じることが大切です。



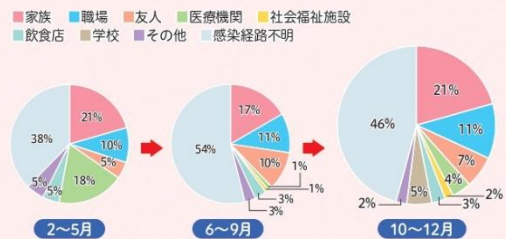
※期間内の新規感染者の数値。 ※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。 ※12月13日現在の集計データ。

●区内の新型コロナウイルス感染症感染者数



●推測される感染経路

家族間での感染が依然多くの割合を占めています。健康状態に十分注意しつつ感染が疑われる場合には、部屋を可能な限り分ける、できるだけ換気する、マスク・消毒をするなどの対策を講じましょう。



新型コロナの感染リスクが高まる5つの場面 要注意!

- 1 飲食を伴う懇親会等
 - 2 大人数や長時間におよぶ飲食
 - 3 マスクなしでの会話
 - 4 狭い空間での共同生活
 - 5 居場所の切り替わり
- 出典：内閣府ホームページより

各種支援事業の一覧をご活用ください

区ホームページでは、新型コロナの影響に対する「事業者向け」および「個人向け」支援事業の一覧を、国や都等の支援事業も含めて掲載しています。随時、更新していますので、ぜひご利用ください。

中小企業・商店街への支援

生活資金の支援

新型コロナウイルス感染症 | 次の症状がある方はまずはご相談ください

下記の症状のある方は、まずは電話でかかりつけ医へご相談ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

◆かかりつけ医がない、相談する医療機関に迷う場合は以下に電話してください。

- 杉並区受診・相談センター ☎3391-1299 (平日午前9時～午後5時)
- 東京都発熱相談センター ☎5320-4592 (24時間(年中無休))

お知らせ 高齢や体が不自由などさまざまな事情で、「広報すぎなみ」の入手が困難な方には配送します。申し込みは広報課へ。

世帯と人口 (住民基本台帳) 12月1日現在()は前年比

世帯数	日本人のみの世帯		合計	人口	男		女		小計	合計
	外国人のみの世帯	日本人と外国人の世帯			日本人	外国人	日本人	外国人		
	312,195 (315減)	10,930 (88増)	325,777 (226減)		267,199 (182減)	8,224 (55増)	290,240 (200減)	8,373 (44増)	557,439 (382減)	574,036 (283減)
		2,652 (1増)							16,597 (99増)	

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 1/20 }
令和3年(2021年)
No.2294

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

緊急事態宣言が発出されました

国から2度目となる新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が発出されました。
感染拡大を食い止めるべく、「基本的対処方針」が以下のように示されています。



外出・移動

- 不要不急の外出や移動の自粛
- 特に午後8時以降の外出自粛の徹底
- 生活や健康の維持に必要な外出・移動は除く



イベントなどの開催

- 人数の上限5000人かつ収容率50%以下に厳格化、飲食の制限等



テレワーク

- テレワークやローテーション勤務、時差通勤などを推進し、出勤者数の7割削減を目指す
- 事業継続に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務抑制

※内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ参照。



施設の使用

- 飲食店やカラオケボックスなど
 - 午後8時までの営業時間短縮、酒類の提供は午前11時～午後7時の要請
- 遊技場や大規模な店舗など
 - 午後8時までの営業時間短縮、酒類の提供は午前11時～午後7時の働き掛け
- 遊技場や劇場、映画館など
 - 人数の上限や収容率の要件を守るように働き掛け

区立施設は午後8時までの利用となります

緊急事態宣言の発出を受け、区は当面の間以下のとおり対応します。新型コロナウイルス感染症に関わる区の最新の情報は、区ホームページやツイッターで随時お伝えしていきます。

- 区立施設等（集会施設、スポーツ施設等）の利用は、原則午後8時までに短縮します。それに伴い、各施設条例等に基づく使用料の減免等を行います。また、利用日6日前以降であってもキャンセル料等は発生しません。
- ゆうゆう館の一般利用は、高齢者の安全等を考慮して、午後5時までとします。
- 区立学校・保育所・学童クラブは原則開校・開所します。

その他 事業者への給付金ほか、中小企業・商店街への支援一覧は区ホームページをご覧ください（右2次元コード参照）。



新型コロナウイルス感染症 | 次の症状がある方はまずはお相談ください

下記の症状のある方は、まずは電話でかかりつけ医へご相談ください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐに相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

◆かかりつけ医がない、相談する医療機関に迷う場合は以下に電話してください。

杉並区受診・相談センター ☎3391-1299
(平日午前9時～午後5時)

東京都発熱相談センター ☎5320-4592
(24時間(年中無休))

Contents — 主な記事 — 5 「コミュニティふらっと」阿佐谷・東原・馬橋 オープニングイベント 14-16 | すぎなみピト「田中奈那子」 16 | 区長メッセージ

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 発行: 杉並区 | 編集: 広報課

お知らせ 緊急事態宣言の発出を受け、内容の差し替え等を行ったため、1月15日号ではなく1月20日号として発行しています。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

広報すぎなみ

Suginami

支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

4/15
令和3年(2021年)
No.2300

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

新型コロナワクチン接種のクーポン券 (接種券) を発送します

重症化する割合がより高い傾向にある、75歳以上の方へ先行して
クーポン券(接種券)を発送し、予約を受け付けます。最新の情報は、
区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。

—問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0570-666-542



こちらの封筒で
お届けします



発送日

75歳以上の方 [昭和22年4月1日以前に
生まれた方] = 4月23日

65~74歳の方 [昭和22年4月2日~32年
4月1日に生まれた方] = 5月6日

※お手元に届くまでに数日かかる予定です。 ※上記以外(65歳未満)の方は未定です。
※接種は任意です。

▲新型コロナワクチン接種クーポン券(接種券)、
予診票、お知らせ、説明書が同封されています。

! クーポン券(接種券)が届いたら

① 予約をする

受付開始日時: 4月30日午前9時から

予約にはクーポン券(接種券)に記載のある「接種券番号」が必要です

●下記のいずれかの方法で予約してください。



インターネット予約(24時間)
予約専用サイト(右2次元コードからも申し込み可)
<https://www.vaccine-info-suginami.org>



電話予約(午前9時~午後5時(土・日曜日、祝日を含む))
杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0570-666-542
※電話予約は混雑状況によりお待ちいただく場合があります。

② 接種を受ける

接種開始日: 5月17日から

予約した日時・場所で接種を受けてください。

以下の3点を必ずお持ちください

- クーポン券(接種券)
- 予診票
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、官公署が発行した証明書など)

接種会場は 16面へ



お知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙掲載の催し等が中止になる場合があります。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 5/1 }
令和3年(2021年)
No.2301

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

緊急事態宣言が発出されました

3度目となる新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されました。
引き続き感染予防の徹底にご協力をお願いいたします。



- 20時以降の不要不急の外出をしない
- 混雑している場所や時間を避けて行動する
- 感染対策が徹底されていない、休業・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控える

区立施設の利用等は引き続き午後8時までです

区立施設等は、万全の感染防止対策を講じた上で、引き続き午後8時までに時間を短縮して運営します。ただし、施設状況や開催するイベント等の内容によっては、入場人数や長時間利用の制限などの対応を図ります。

使用料については、各施設条例等に基づく使用料の減免等を継続します。利用日6日前以降であってもキャンセル料等は発生しません。

区立施設の運営状況、イベントの実施については、区ホームページ(右2次元コード)でご確認ください。



新型コロナウイルス感染症

発熱等の症状がある場合は、まずは電話でかかりつけ医へご相談ください。

◆かかりつけ医がない、
相談する医療機関に迷う場合は
以下に電話してください。

杉並区受診・相談センター
☎3391-1299
(午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く))

東京都発熱相談センター
☎5320-4592
(24時間(年中無休))

Contents—主な記事—

2 | 65～74歳の方へ 新型コロナワクチン接種のクーポン券(接種券)を発送します 6・7 | 地域の相談役! 民生委員・児童委員 12 | 新型コロナワクチン接種会場

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📺 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課



お知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙掲載の催し等が中止になる場合があります。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 5/15 }
令和3年(2021年)
No.2302

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

65歳以上
の方

5月17日から新型コロナワクチン
接種を開始します

65歳以上(4年3月31日時点)の方へクーポン券(接種券)を発送しました。以下の
手順に従って予約・接種を行ってください(接種は任意です)。
最新の情報は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



——問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンターへ。

！ワクチン接種の手順

①会場・日時を予約する

予約にはクーポン券(接種券)に
記載のある「接種券番号」が必要です



インターネット予約(24時間)
予約専用サイト(右2次元コードからも申し込み可)
<https://www.vaccine-info-suginami.org>



電話予約(午前9時~午後5時(土・日曜日、祝日を含む))
杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0570-666-542

※電話予約は混雑状況によりお待ち
いただく場合があります。

コールセンターにつながった直後に自動音声に切り替わ
ります。切り替わらない場合は、掛け間違いです。電話番
号をご確認の上、掛け間違いのないようお願いいたします。

②接種を受ける

右記の3点を必ずお持ちください。
お忘れになった場合は接種できません。

- クーポン券(接種券)
- 予約票(必ず事前に記入してください)
- 本人確認書類(健康保険証、マイナンバーカード、運転免許証、官公
署が発行した証明書など)

※肩を出しやすい服装でお越しください。また、待ち時間の密を避けるた
め、予約時間にお越しください。

③2回目の予約をする

ワクチンは2回の接種が必要です

1回目のワクチンの接種が完了した翌日午前9時以降に、2回目の予約
(1回目の接種日から3週間以降)が可能になります。

その他の情報は16面へ

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 📄 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📺 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課



お知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙掲載の催し等が中止になる場合があります。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

広報すぎなみ
Suginami
 6/11
 臨時号
 令和3年(2021年)
 No.2304



支えあい共につくる
 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

今号は区内全世帯に配布しています

区の広報紙「広報すぎなみ」は、主に新聞折り込みでお届けしていますが、6月11日号は新聞購読の有無にかかわらず区内全世帯に配布しています。
 ※全世帯配布は6月11日号のみです。次号以降は通常どおり新聞折り込みでの配布予定です。
 全戸配布に関する問い合わせは、全戸配布コールセンター ☎0120-944-900 (6月25日までの午前9時～午後5時(19日・20日を除く))、区広報課
 委託事業者=小平広告

特集 新型コロナウイルスワクチン接種場所一覧

以下の区内7カ所の集団接種会場に加え、医療機関(病院、医院、クリニック)でも接種を順次開始します。今号では6月2日現在、予約・接種を開始または予定している会場と医療機関についてお知らせします。

なお、現在、65歳以上の方が予約受け付け・接種の対象です。64歳以下の方へのクーポン券(接種券)の発送時期や、予約・接種の方法等については、広報すぎなみ6月15日号、区ホームページ(右2次元コード)等でお知らせします。

— 問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンターへ。



集団接種会場



会場	接種実施曜日				接種実施時間
	月～金	土	日	祝・休日	
①	○	—	—	—	午前9時20分～午後4時20分(午前11時40分～午後1時を除く)
②	○	6月19日から実施予定			午前10時～午後3時40分(午後0時40分～1時20分を除く)
③	○	—	○(※)	—	午前10時～11時40分または午後1時20分～4時20分
④	○	○	○	○	午前10時～午後3時40分
⑤	○	○	○	○	午前10時～午後3時40分
⑥	○	○	—	—	午前10時～午後3時20分
⑦	6月21日から実施予定				午前10時40分～午後6時40分

※7月25日回まで。7月4日回は東京都議会議員選挙の投票所になるため実施しません。

● 予約方法

インターネット予約 (24時間)
 予約専用サイト
 (右2次元コードからも申し込み可)
 新型コロナワクチン接種インフォメーション内
<https://www.vaccine-info-suginami.org>



電話予約
 (午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を含む))
 杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0570-666-542

コールセンターにつながった直後に自動音声に切り替わります。切り替わらない場合は、掛け間違いです。電話番号をご確認の上、掛け間違いのないようお願いいたします。

※電話予約は混雑状況によりお持ちいただく場合があります。☎0570(ナビダイヤル)は自動音声に切り替わった時点から通話料が発生します(固定電話は10円/60秒、携帯電話は10円/20秒)。回線が混雑して、ナビダイヤルにつながらない場合は「現在大変混雑が混み合っております」と音声で流れ、この時点では料金は発生しません。

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課

お知らせ 緊急事態宣言に伴う措置が6月20日まで延長されています。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

広報すぎなみ

Suginami

支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 7/1 }
令和3年(2021年)
No.2306

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

新型コロナウイルスワクチン

土・日曜日、祝日、夜間の接種体制を拡充します



64歳以下の接種開始に備えて、集団接種会場における土・日曜日、祝日の新型コロナワクチン接種体制の拡充を図ってまいりましたが、今後、さらに夜間の接種実施時間の延長等を行うため、7月7日開催予定の第4回区議会臨時会に関連する予算案を提出します。原案どおり可決されれば、接種実施曜日・時間等は以下のとおりとなります。最新の情報は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。

—問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンターへ。



集団接種会場

集団接種会場	接種実施曜日				接種実施時間等
	月～金	土	日	祝・休日	
桃井原っぱ公園【仮設会場】 (桃井3-8-1)	○	○	○	—	午前9時20分～午後4時20分(午前11時40分～午後1時を除く) / 土・日曜日は7月3日から接種開始(予約開始済み)。8月9日休日は接種実施。7月17日(土)は実施しません。
阿佐谷ワクチン接種特設会場 (阿佐谷南2-14-9)	○	○	○	○	午前10時～午後7時40分(午後0時40分～1時20分を除く) / 午後3時40分以降は7月下旬から接種開始(予約開始日未定)
旧若杉小体育館 (天沼3-15-20)	○	—	○	—	午前10時～11時40分または午後1時20分～4時20分 / 日曜日は8月まで実施。7月22日祝は実施します。7月4日(日)は東京都議会議員選挙の投票所になるため実施しません。
立正佼成会法輪閣 (和田2-8-36)	○	○	○	○	午前10時～午後7時40分 / 午後3時40分以降は7月下旬から接種開始(予約開始日未定)
セシオン杉並 (梅里1-22-32)	○	○	○	○	午前10時～午後3時40分
下高井戸おおぞら公園 (下高井戸2-28-23)	○	○	○	—	午前10時～午後3時20分 / 日曜日の接種は7月中旬に接種開始(予約開始日未定)
タウンセブンホール (上荻1-9-1荻窪タウンセブンビル8階)	○	○	○	○	午前10時40分～午後6時40分
高井戸保健センター (高井戸東3-20-3)	—	—	○	○	午前10時～午後7時40分 予約開始日 = 7月1日、接種開始日 = 7月11日
旧永福図書館 (永福4-25-7)	○	○	○	○	午前10時～午後7時40分 予約開始日 = 7月14日、接種開始日 = 7月31日

実施日・実施時間拡大 新設

「12～64歳の方の予約受け付けを早めます」は16面をご覧ください

新型コロナ感染拡大
防止にご協力ください

まん延防止等重点措置の実施区域に指定されています

区立施設の利用等については、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課



お知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙掲載の催し等が中止になる場合があります。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

8/1
令和3年(2021年)
No.2308

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

新型コロナウイルスワクチン

国からのワクチンの供給が大幅に減少しているため 新規の接種予約受け付けを一時停止しています



7月14日から、40～59歳の方の接種予約受け付けを開始しましたが、開始2時間で全ての予約枠が埋まり、新規の受け付けができない状況になりました。これは、7～8月に国から供給されるワクチン量が、区の希望量の半分以上に削減されたことにより、既に予約を受け付けている分を差し引くと、各接種会場での予約枠を5分の1以下に設定せざるを得なかったためです。これまで区は、国のワクチン接種加速化の方針に沿って体制を拡充し、7月末現在で週約4万6000回まで接種可能となっています。この体制で接種を続ければ、9月末ごろまでには、希望する全ての方への接種を完了できる見込みでした。それにもかかわらず、このような大幅な供給削減が行われたことについて、区では国に対して説明を求めるとともに、速やかに必要なワクチンを供給するよう強く要望しています。

※SNS上などにおいて、国から区へ供給されるワクチン量が減らされた原因は区がVRS（ワクチン接種管理システム）への接種実績の入力を怠ったことにあるとの指摘が見られますが、区は国が入力期限とした7月8日までにほぼすべての入力を完了しており、これは事実ではありません。

—問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0570-666-542へ。

区は、週約4万6000回の接種体制を整備

区の集団接種会場（計9カ所）→ 3万3000回／週

土・日曜日、祝日、夜間も接種できるよう拡充しました。

桃井原っぱ公園【仮設会場】／阿佐谷ワクチン接種特設会場／旧若杉小体育館／立正佼成会法輪閣／セシオン杉並／下高井戸おおぞら公園／タウンセブンホール／高井戸保健センター／旧永福図書館

医療機関（約200カ所）→ 1万3000回／週

個別接種可能な医療機関一覧▶



国からの十分なワクチン供給があれば 9月末ごろまでに接種完了可能

現在、2回目の接種を先行して実施できるよう準備を進めています。予約受け付け再開に関する最新情報は、区ホームページ（右上2次元コード）等でお知らせします（今号は7月26日現在までの情報を掲載しています）。

新型コロナウイルスワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）の 発行申請受け付けを開始しました

外国への入国時に、相手国が防疫措置の緩和等を判断する上で活用することを目的に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を記載した接種証明書（ワクチンパスポート）を交付します。申請は郵送のみで、発行までに10日程度かかります。詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



図 杉並保健所保健予防課新型コロナウイルス予防接種担当 ☎3391-1379

- ・申請できるのは、実際に海外への渡航予定がある方のみです。それ以外の方が接種の記録を必要とする場合は、接種時に発行される「接種済証」または「接種記録書」をご利用ください。
- ・申請先は、接種時に住民登録のあった自治体です。

外務省海外安全ホームページにて、日本が発行した接種証明書の諸外国での受け入れ状況を確認できます。

図 新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-761-770

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

8/15
令和3年(2021年)
No.2309

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

新型コロナワクチン接種予約の受け付けを再開します

8月16日から、新型コロナワクチンの全ての接種対象者の予約枠をおおむね2週間ごとに追加します。

国からのワクチンの供給量は2週間ごとに示されますが、8月の供給量は依然として十分ではありません。国からのワクチンの供給量によっては、十分な予約枠が確保できず、なくなり次第終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

また、「1回目を接種済みで、2回目の予約ができていない方」のうち8月30日以降に2回目の接種日を迎える方については、専用の予約枠を設けます。詳細は、区ホームページ(右上2次元コード)をご覧ください。



—問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター☎0570-666-542へ。

全ての接種対象者

予約開始日時	接種期間
8月16日(月) 午前9時	8月30日(月)～9月12日(日)
8月28日(土) 午前9時	9月13日(月)～26日(日)

接種会場 全ての集団接種会場

※医療機関での接種については、各医療機関の準備が整い次第、順次予約受け付けを再開します。区予約専用サイト・コールセンターや各医療機関でご確認ください。

予約方法

予約専用サイトおよび杉並区新型コロナワクチン接種コールセンターで予約

1回目を接種済みで、2回目(8月30日以降)の予約ができていない方

予約開始日	8月末(予定)
-------	---------

※接種会場や予約方法についての詳細は、今後の国からのワクチン供給量に応じて決定するため、区ホームページ等でお知らせします。

ワクチン廃棄防止へのご協力をお願いします

ワクチン接種のキャンセルによるワクチン廃棄を無くすために、当日、急なキャンセルが出たときにすぐ会場に来て接種に協力いただける方の登録を受け付けます。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



接種会場

阿佐谷ワクチン接種特設会場(阿佐谷南2-14-9) / 立正佼成会法輪閣(和田2-8-36) / タウンセブンホール(上荻1-9-1荻窪タウンセブンビル8階) / 高井戸保健センター(高井戸東3-20-3) / 旧永福図書館(永福4-25-7)

申し込みから接種までの流れ

申込受付日時=8月19日(休)～22日(日)、午前11時～午後2時

接種開始日=8月23日(月)

- 接種券番号と接種済み回数の記入が必要であるため、クーポン券(接種券)を持参し、接種を受けたい接種会場(上記)にお越しください。
- 接種会場で「申込書」を記入し、申込時間内に接種会場設置のボックスに投函してください。
- 当日キャンセルが出た場合のみ抽選を行い、当日午後7時～8時頃、区から電話で連絡します。
- 必要な持ち物を持参し、区が指定する時間(電話連絡から20～30分)までに接種会場へお越しください。

〈注意事項〉

- 接種予約を保証するものではありません。
- 当日キャンセル枠は、原則、各会場1日あたり5人までです。
- 電話に出られなかった場合や指定時間(電話連絡から20～30分)までの来場が難しい場合は、当日接種を受けることはできません。
- 申し込み後は、接種を受けるまで登録は有効です。
- 1回目を接種済みの方も申し込みができます。
- 杉並区の予約専用サイト・コールセンターで予約済みの方も申し込みができます。ただし、「当日キャンセル待ち」による接種を受けた場合は、既存の予約はキャンセルしてください。
- 杉並区の予約専用サイト・コールセンターでは「当日キャンセル待ち」の申し込みはできません。

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

9/1
令和3年(2021年)
No.2310

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

自宅療養者の命を守るために BCP(業務継続計画)を発動します

杉並区長 田中良



新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、自宅療養者が爆発的に増加しています。

区内の感染者数は、7月初旬と比較すると約7倍に増加しており、区内基幹病院の新型コロナ専用病床も、ほぼ満床に近い状態が続いています。そのため、保健所が日々の感染者のうち入院が必要だと判断しても、実際に入院できるのはその1/3程度という、地域医療はこれまでにない逼迫した状況にあります。その上、本来なら軽症者や無症状者を受け入れる都の宿泊施設にもほとんど入所できないため、7月初旬に50人程度だった区内の自宅療養者はわずか1か月の間に、一気に1000人規模にまで膨れ上がってしまいました。

自宅療養者の多くは軽症か無症状ですが、入院できずに自宅療養を余儀なくされた中等症の方も日々増えており、加えて当初は軽症であっても急変することがあるため、健康観察を担う保健所の業務は高まる緊張感とともに限界に達しつつあります。私はこのような自宅療養者が、容態を悪化させ自宅死に至るという最悪の事態は、何としても回避せねばならないと考えています。それには、今後さらに自宅療養者が増えることも想定し、保健所の体制強化を図り、必要に応じて確実に医療につなげられる仕組みを構築することが急務だと判断いたしました。

そこで、9月1日から「自宅療養者支援ステーション」を区内3カ所の保健センターに設置し、全庁の応援体制により事務系職員等を大幅に動員します。具体的には、自宅療養者から体調のデータを毎日アプリ等で送信していただき、それを踏まえて保健師と連携を図りながら、全ての自宅療養者に1日2回の電話による体調確認を行えるようにいたします。そして、体調の悪化が認められた際には、入院先の調整を速やかに行います。

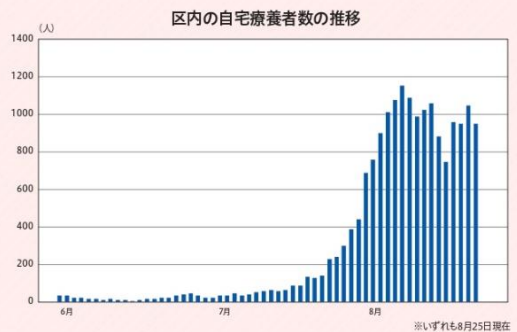
また、もしも入院先が確保できない場合には、杉並区医師会および訪問看護ステーションと連携し、訪問診療・訪問看護を行います。必要なら酸素吸入ができるようにしたいと思います。そのために酸素濃縮装置を区独自に確保いたします。

こうした体制強化により、保健所への応援職員は100人を超える規模になります。区はこれまで、保健所の体制を拡充しながらコロナ対策を進めてきました。その一方で、その他の業務についても極力継続に努めて参りました。しかし、このたびのデルタ株による危機に対するには、かつてない大幅な応援職員の増員が必要と判断し、その人員を生み出すため、BCP(業務継続計画)*を発動し、不急の業務の一部を当面停止させていただきます。

区民の皆様には、ご不便をお掛けいたしますが、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、自宅療養者の中には、煩わしく思っアプリの体調報告や保健所からの電話に回答していただけない方がいます。連絡が取れない場合には、保健所としては訪問により迅速に安否を確認しなければなりません。そのためには複数の貴重なマンパワーがそこに投入されることになります。従って、皆さまが感染者になり自宅療養者になった場合には、必ずや保健所による体調確認にご協力をお願いしたいと思ひます。それがご自身の命を守るとともに、ご家族をはじめ周りの大切な方々への感染拡大を食い止めるためであることを、是非ともご理解いただきたいのです。

*BCP(業務継続計画: Business Continuity Plan): 自然災害や感染症の流行、テロ攻撃などの危機的状況において、中核となる事業の継続や早期の復旧を図るための計画



〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課



お知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙掲載の催し等が中止になる場合があります。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

新型コロナウイルス

2回目接種率が約65%になりました

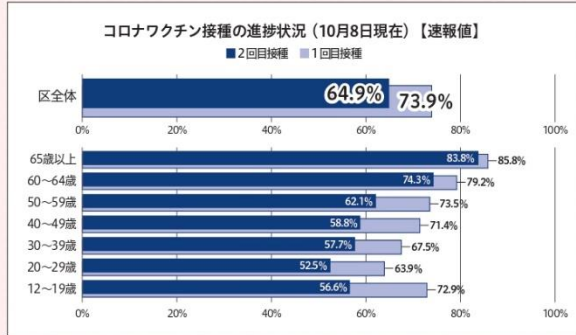


10月8日現在で、区内の新型コロナワクチンの1回目接種率は73.9%、2回目接種率は64.9%となりました。

接種が進み、予約数が減少していることから、一部の集団接種会場を閉鎖または休止しますが、区では今後も希望する全ての方が接種を受けられるような体制を維持していきます。接種を希望する方は、お早めに予約をお願いします。

最新の情報は、区ホームページ(右上2次元コード)をご覧ください。

— 問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンターへ。



予約枠を追加しました

① ファイザー社製ワクチン

接種会場	接種期間
セシオン杉並	10月25日(月)~29日(金)
桃井原っぱ公園【仮設会場】/高井戸保健センター	10月25日(月)~31日(日)
阿佐谷ワクチン接種特設会場/立正佼成会法輪閣/タウンセブンホール	10月25日(月)~11月30日(火)

※接種期間が10月15日(金)~24日(日)の枠も空きます(10月8日現在)。

② 武田/モデルナ社製ワクチン

接種会場	接種期間
旧永福図書館	11月3日(水)~30日(火)

※職域接種等で1回目のみ接種された方で2回目を接種できていない方も予約可能です。
※接種期間が10月15日(金)~11月2日(火)の枠も空きます(10月8日現在)。

●予約方法 (①②共通)

予約専用サイト (24時間)
(右2次元コードからも申し込み可)
新型コロナワクチン接種インフォメーション内
<https://www.vaccine-info-suginami.org/>

杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター
(午前9時~午後5時(土・日曜日、祝日を含む))
☎0570-666-542

コールセンターにつながった直後に自動音声に切り替わります。切り替わらない場合は、掛け間違いです。電話番号をご確認の上、掛け間違いのないようお願いします。

※0570(ナビダイヤル)は自動音声に切り替わった時分から通話料金が発生します(固定電話10円/60秒、携帯電話10円/20秒)。回線が混雑して、ナビダイヤルにつながらない場合は「現在大変混雑が混み合っております」と音声の流れ、この時点では料金は発生しません。

集団接種会場の一部を閉鎖・休止します

接種が進み、予約数が減少していることから、以下の集団接種会場を閉鎖、または3回目接種を開始するまでの間、休止します。なお、他の集団接種会場や区内の複数の個別接種医療機関(病院、診療所等)においては、引き続きワクチン接種を実施します。

●閉鎖

集団接種会場	最終接種日
セシオン杉並	10月29日(金)
高井戸保健センター	10月31日(日)
旧永福図書館	11月30日(火)

●休止

集団接種会場	休止期間
下高井戸おおぞら公園	10月24日(日)~未定
旧若杉小学校体育館	10月25日(月)~未定
桃井原っぱ公園【仮設会場】	11月1日(月)~未定

3回目の接種に関しては詳細が分かり次第お知らせします



「広報すぎなみ」10月29日号(臨時号)を区内全世帯に配布します

※10月29日号の新聞折り込みはありません。11月1日からは通常どおり新聞折り込みで配布します。

10月29日(金)~31日(日)に、区の委託事業者の配布員(区発行身分証明書を携帯)がポストに直接お届けします。

☎ 広報課(広報紙の汚損や11月1日を過ぎて届かないなど配布に関して、全戸配布コールセンター☎5389-0787) ☎ 委託事業者 = フットワークス

新型コロナウイルス感染症

第6波に打ち克つ対策を進めています



杉並区長 田中 良

国内での感染者数は一見落ち着きを見せていますが、海外では感染者数が増加し、新たな脅威となっているオミクロン株については、いまだ詳細が明らかになっていません。

区では、「第6波が来ても必ず打ち克つ」という思いで精力的に対策を進めています。区民の皆さまにおかれましても、引き続き感染予防を徹底していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

医療提供体制の強化

抗体カクテル療法専用病床の確保 最大30床確保
軽症者の重症化を予防し、医療機関の負荷を軽減させるため、抗体カクテル療法（中和抗体療法）の専用病床を設置します。

- 区内5基幹病院に抗体カクテル療法の専用病床を18床確保
- 集団接種会場（桃井原っぱ公園【仮設会場】）を転用し、中和抗体投与ステーション（専用病床12床）の開設を準備

※抗体カクテル療法：軽症者等に対して重症化防止を目的に行う点滴治療。発症から7日以内で基礎疾患等の重症化リスクがあり、酸素投与がされていない方が対象。

新型コロナ病床の確保 最大125床程度

第5波への対応の中で、区内基幹病院の新型コロナ専用病床は最大125床まで拡大しました。今後、第6波の到来時には、改めて速やかに専用病床を確保していきます。

訪問診療等体制の強化 訪問診療医20名体制

自宅療養者が増大した場合に備えて、杉並区医師会や訪問看護ステーションの協力を得て、訪問診療等の医療提供体制を強化します。

- 新型コロナ訪問診療医（オンライン診療を含む）を20名まで増員
▶ 11月から実施
- 容体が悪化した自宅療養者宅を訪問し、酸素や薬の投与、点滴、経過観察等を実施
- 区で酸素濃縮装置を22台確保

感染拡大防止策の強化

抗原簡易検査キットの配布 検査キット
約1200施設に配布
教育・社会福祉施設等のクラスターを防止するため、抗原簡易検査キットを約1200施設に配布し、感染が疑われる職員等が即座に検査できる環境を整備します。

3回目接種の体制拡充 集団接種会場
5カ所

12月1日から3回目の接種を開始し、今後も対象者に接種券（クーポン）を順次送付します。また、対象者の拡大に伴い、現在休止している集団接種会場2カ所を2月に再開するとともに（合計5カ所）、病院・診療所についても接種を順次拡大します。

今後の接種券送付予定日

接種対象者（2回目接種した日）	送付予定日
5月1日～6月6日	12月22日(水)
6月7日～13日	4年1月11日(火)



▲3回目接種について（区ホームページ）

保健所体制の強化

受診・相談センターの受付体制の強化 受付人数
最大48名

杉並区受診・相談センターの受付人数を、感染者の増加に併せて現在の10名から最大48名まで増員し、相談者からの電話を確実に受け止め、速やかに対応できる体制を整備します。

自宅療養者支援体制の強化 自宅療養者1800人に対応

第5波で自宅療養者が一時1000人を超えたことを踏まえ、パルスオキシメーターを3900個確保するとともに、1日2回の電話による健康観察業務を民間業者に委託し、最大1800人の自宅療養者に対し十分な健康観察を実施できる体制を構築します。なお、相談内容の正確な記録に万全を期すため、全ての会話を録音するシステムを導入します。

患者管理システムの導入

相談から療養終了までの陽性患者等の情報を一元管理できるシステムを導入した上で、保健所職員および医療機関と情報共有を図り、効率的で質の高い患者支援を行います。

杉並区新型コロナワクチン接種コールセンターの電話番号が変わります

接種予約等ご利用いただくコールセンターの電話番号が**4年1月4日(火)**から変わります。現在の電話番号は12月28日(火)まで使用できます。なお、**12月29日(水)～4年1月3日(月)**は休業日です。

旧番号（12月28日(火)まで）	新番号（4年1月4日(火)から）
☎0570-666-542（ナビダイヤル）	☎0120-023-015（フリーダイヤル）

※いずれも受け付け時間は午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）
※5月1日～6月6日に2回目接種を受けた方へ12月22日に発送を予定している接種券に同封する案内文には新番号の記載はありません。掛け間違いにご注意ください。

年末年始の集団接種会場休業日

区の集団接種会場の休業日は下表のとおりです。

施設名	休業日
阿佐谷ワクチン接種特設会場（阿佐谷南2-14-9）	12月27日(月)～4年1月6日(木)
立正佼成会法輪閣（和田2-8-36）	12月27日(月)～4年1月6日(木)
タウンセブンホール（上荻1-9-1荻窪タウンセブンビル8階）	12月23日(木)～4年1月6日(木)

子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）

対象
平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童を養育し、令和2年の所得が児童手当（本則給付）の所得制限限度額未満の方

支給金額
対象児童一人当たり5万円

支給方法
●9月分児童手当（本則給付）を区から受給している方
申請不要で12月末ごろに支給予定。高校生相当のお子さんもお子さんがいる場合は、併せて支給します。

●上記以外の方
原則、申請が必要です。4年1月上旬以降に申請方法のご案内をお送りします。

※クーポン事業については、詳細が分かり次第、広報等でお知らせします。

子育て家庭部管理課子ども医療・手当係

新型コロナワクチン 「3回目接種」を開始しています

3年12月1日から医療従事者等に対して新型コロナワクチンの3回目接種を開始し、国の方針を受けて高齢者施設等の入所者・従事者への接種もすでに始まっています。1月中に64歳以下の方を含む一般区民への接種も開始します。

3回目接種は、対象年齢等により2回目接種からの間隔が異なります。1月発送の接種券（クーポン）の対象者は以下のとおりとなりますのでご確認の上、発送日から1週間経過しても接種券が届かない場合は、コールセンターへご連絡ください。最新情報は、区ホームページ、または区（地震・水防情報等）ツイッターで発信しています。



▲区ホームページ



▲区（地震・水防情報等）ツイッター

— 問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-023-0115。

■ 接種券発送スケジュールと予約方法

対象者	2回目接種日	発送日	予約方法等
● 医療従事者・高齢者施設等入所者・従事者	3年8月28日以前	1月14日(金) 発送済み	・勤務先で接種を受けるか、コールセンター・予約専用サイトまたは医療機関で予約してください。
● 75歳以上の方 ● 65～74歳の方 (1・2回目いずれも区の集団接種会場で接種)	3年6月7日～7月28日	1月24日(月) 発送予定	・日時・会場を指定した接種券を発送します。 ※都合が悪い場合や他の医療機関で接種する場合は、必ずコールセンター・予約専用サイトで変更・キャンセルを行ってください。 ・ワクチンの種類はファイザー社製です。
● 65～74歳の方 (1・2回目いずれかでも区の集団接種会場以外で接種)	3年6月7日～30日	1月14日(金) 発送済み	・日時・会場の指定は行いません。コールセンター・予約専用サイトまたは医療機関で予約してください。 ・ワクチンの種類は、日時・会場により異なりますので、予約時にご確認ください。
● 64歳以下の方	3年7月1日～28日	1月24日(月) 発送予定	
	3年6月7日～28日		

※接種券が届き次第、3回目接種の予約や変更が可能となります。3月に接種時期を迎える方には2月18日(金)の発送を予定しています。

■ 接種体制を強化しています

3回目接種の対象者は2月と4月にピークを迎え、月間約10万人となります。区では、昨年末に補正予算を策定し、集団接種会場を7会場に拡大するとともに、区内医療機関へのワクチン配分を加速するなど、接種体制を強化しています。

集団接種会場

阿佐谷ワクチン接種特設会場（阿佐谷南2-14-9）、立正佼成会法輪閣（和田2-8-36）、タウンセブンホール（上荻1-9-1タウンセブンビル8階）
【2月開設】下高井戸おおぞら公園（下高井戸2-28-23）、杉並会館（上荻3-29-5）、旧永福図書館（永福4-25-7）、高井戸地域区民センター（高井戸東3-7-5）

接種可能な医療機関

随時更新しています。区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



3回目接種についてのQ&A

1・2回目接種では、接種した区民の約80%がファイザー社製、約20%が武田/モデルナ社製のワクチンを接種しています。一方、3回目接種のために国から区へ供給されるワクチンは、約50%ずつで、1・2回目にファイザー社製ワクチンを接種した人数分のファイザー社製ワクチンは供給されません。3回目接種では、1・2回目と異なる種類のワクチン接種が認められていますので、国から示された見解をご理解の上、引き続き速やかな接種にご協力をお願いします。



Q. ファイザー社製と武田/モデルナ社製で安全性に違いがありますか？

A. いずれも安全性が確認された上で承認され、世界各国で接種されています。接種後の主な副反応として、いずれも、接種部位の痛み・疲労・悪寒等が報告されていますが、武田/モデルナ社製の方が副反応の発生頻度が5～20ポイント程度高いほか、接種した場所が腫れる、いわゆる「モデルナアーム」が報告されています。しかし、こうした症状の大部分は接種後数日以内に回復しています。

いずれのワクチンも高い有効性があることを踏まえ、軽い副反応の頻度の違いを重視するよりも、いずれかのワクチンを接種できる時に接種することをお勧めします。

Q. 3回目接種ではどのような副反応がありますか？

A. 国内外の臨床試験や調査では、いずれのワクチンも2回目の接種後と比較しておおむね同様であると確認されていますが、リンパ節の腫れなどについては、3回目の方が発現割合が高く、また、ファイザー社製ワクチンでは、脇の下の痛みなどについて3回目の方が発現頻度が高い傾向が見られました。



厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンQ&A」（右2次元コード）を引用（一部修正）。



「5～11歳」の接種について

小児（5～11歳）への新型コロナワクチン接種開始については、3月以降となる方針が国から示されました。この方針に基づき区でも準備を進めています。詳細は、今後の広報すぎなみ、区ホームページ等でお知らせします。

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

{ 2/15 }
令和4年(2022年)
No.2323

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

新型コロナワクチン 小児接種(5~11歳)を開始します

5~11歳の小児を対象としたファイザー社製ワクチンが1月21日に特例承認され、2月下旬より国から自治体への供給が始まります。これに伴い、区でも集団接種会場と医療機関で小児接種を開始します。

最新情報は、区ホームページ(右2次元コード)をご確認ください。

—問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター☎0120-023-015へ。



■ 概要

5~11歳用のファイザー社製ワクチンを3週間以上の間隔を置いて2回接種(任意接種)
※接種には保護者の同伴が必要です。



■ 接種対象者および接種券発送日・予約開始日等

接種対象者	接種券発送日	予約開始日	接種開始日(集団接種会場)
5~11歳の方 (5歳になる誕生日の前日から 12歳の誕生日の前々日まで接種できます)	2月18日(予定)	2月26日(予定)	3月5日(予定)

※2月24日までに接種券が届かない場合はコールセンターにご連絡ください。

■ 接種会場

集団接種会場

接種会場	開設日(予定)	接種実施時間(予定)
永福和泉地区区民センター(和泉3-8-18)	3月26日~4月5日 (春休み期間)の毎日、 および 土・日曜日、祝日	午前10時~午後4時
井草地区区民センター(下井草5-7-22)		
タウンセブンホール(上荻1-9-1タウンセブンビル8階)	毎日	正午~午後8時

※小児接種の開始当初はワクチンの供給量が限られるため、集団接種会場は区内3カ所に開設します。
※今後、ワクチンの供給量に合わせて、西荻地区区民センター(桃井4-3-2)、高井戸保健センター(高井戸東3-20-3)、
高円寺保健センター(高円寺南3-24-15)も小児接種の集団接種会場として開設予定です。

接種可能な医療機関

区内の病院・診療所でも小児接種の準備を進めています。接種開始日などはそれぞれ異なります。最新の情報は、区ホームページ(右2次元コード。医療機関の掲載は2月18日から)をご確認ください。



■ 予約方法

コールセンター・予約専用サイトまたは医療機関で予約してください

3回目接種対象者の接種券発送日等(18歳以上の方)

対象者	接種間隔(いずれも2回目接種日から)	2回目接種日	接種券発送日
65歳以上の方	6カ月以上経過	10月1日~30日に接種した方	3月11日(予定)
64歳以下の方	7カ月以上経過(★)		

★接種券発送日以降で予約枠が空いていれば「6カ月以上経過」後に接種可能です。 ※接種券が届いたら、開封して内容をご確認ください。

☎ 166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> 📺 発行: 杉並区 📄 編集: 広報課

お知らせ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙掲載の催し等が変更・延期または中止になる場合があります。

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。



新型コロナワクチン

65歳以上の3回目接種率が8割を超えました

3回目のワクチン接種対象者数がピークとなった3月に接種が大幅に進み、3月25日現在、65歳以上の3回目接種率は80.3% (全国78.1% 3月24日現在)、区全体で45.1% (同36.8%) となりました。

接種の進展とともに予約数は減少していることから一部集団接種会場を休止しますが、希望する全ての方が接種を受けられるよう、区内医療機関での接種体制を維持していきます。引き続き速やかな接種にご協力をお願いいたします。



区ホームページ▲

—問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター☎0120-023-015へ。

■ 3回目接種対象者の接種券発送日等 (18歳以上の方)

対象者	接種間隔 (2回目接種日から)	2回目接種日	接種券発送日・予約開始日
18歳以上の方	6カ月以上経過	3年10月31日～11月30日に接種した方	4月13日(水)

■ 集団接種会場が3会場になります

4月1日以降の接種可能な会場は下記のとおりです。原則、接種するワクチンの種類は武田/モデルナ社製です。

集団接種会場

接種会場	所在地	接種時間
①タウンセブンホール	上荻1-9-1荻窪タウンセブンビル8階	午前10時40分～午後6時40分
②阿佐谷ワクチン接種特設会場1階	阿佐谷南2-14-9	午後1時～7時
③高井戸地域区民センター	高井戸東3-7-5	午後1時～7時 (※)

(※) 土・日曜日、祝日は午前10時～午後4時。

接種可能な医療機関

詳細は、区ホームページ (右下2次元コード) をご覧ください。



■ 「予約なし」接種を引き続き実施します

3月末までとしていた「予約なし」の3回目接種を4月1日以降も継続します。会場・接種時間は上記の②③の会場です。接種するワクチンの種類は武田/モデルナ社製です。詳細は、区ホームページ (右2次元コード) をご覧ください。



12～17歳の3回目接種を4月9日に開始します

国の方針を受けて、4月9日(土)から12～17歳の3回目接種を開始します。接種するワクチンの種類はファイザー社製で、接種会場は下記集団接種会場および区内医療機関です。詳細は、区ホームページをご覧ください。

※12～15歳の接種は保護者の同伴と予診票への署名が必要です。

対象者	接種間隔 (2回目接種日から)	2回目接種日	接種券発送日・予約開始日
12～17歳の方	6カ月以上経過	3年11月30日までに接種した方	4月4日(月) (予定)

接種会場	所在地	接種時間
阿佐谷ワクチン接種特設会場3階	阿佐谷南2-14-9	午後の時間帯で調整中

杉並区受診・相談センターの電話番号が変わりました

「杉並区受診・相談センター」の電話番号が4月1日から変わりました。土・日曜日、祝日も利用できるようになります。

発熱等の症状がある場合は、
まずは電話でかかりつけ医へ
ご相談ください

◆かかりつけ医がない、相談する医療機関に迷う場合は下記に電話してください。

杉並区受診・相談センター
新番号 ☎050-3665-7979
(午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日を含む))

東京都発熱相談センター
☎03-5320-4592、☎03-6258-5780
(いずれも24時間 (年中無休))

世帯と人口
(住民基本台帳)
3月1日現在(1)は前月比

世帯数	日本人のみの世帯		合計	人口	男		女		小計	合計
	外国人のみの世帯	日本人と外国人の世帯			日本人	外国人	日本人	外国人		
	310,908(217減)	9,586(57減)	323,130 (268減)		265,370(191減)	7,496(39減)	288,508(133減)	7,615(16減)	553,878(324減)	568,989 (379減)
	2,636(6増)									

新型コロナウイルス感染症 感染者の「高止まり」が続いています

区内の感染者の推移は都全体と同様の傾向にあり、3月中旬から減少ペースが緩やかな「高止まり」の状態が続いています。

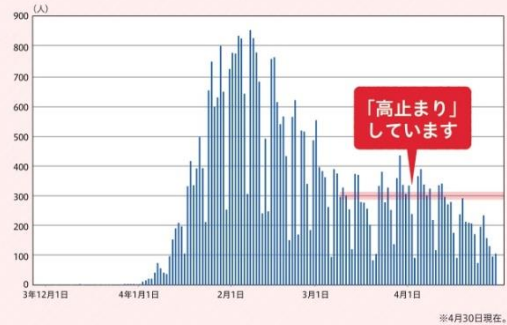
3密を避けるなど基本的な感染症対策の徹底とともに、速やかなワクチン接種にご協力をお願いします。

—問い合わせは、杉並保健所保健予防課☎3391-1025へ。

区内の新型コロナウイルス感染者年代別割合



区内の日別新型コロナウイルス感染者数の推移



「4回目接種」を開始します

新型コロナワクチンの4回目接種を開始します。国の方針を受け、4回目接種は重症化予防を目的として対象者を限定します。最新情報は、区ホームページまたは区（地震・水防情報等）ツイッターをご確認ください。

—問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター☎0120-023-015へ。



▲区ホームページ

▲区（地震・水防情報等）ツイッター

対象者：3回目接種済みで、

- ・60歳以上の方
- ・18歳以上で「基礎疾患がある方」「その他重症化リスクが高いと医師が認める方」

接種時期：3回目接種から5カ月以上経過後

接種できるワクチンの種類：ファイザー社製、武田/モデルナ社製

●接種券発送スケジュール

対象者	3回目接種日	発送日
60歳以上の方	3年12月31日までに接種した方	5月13日(金) (発送済み)
	4年1月1日～30日に接種した方	5月23日(月) (予定)

基礎疾患がある方等は申請が必要です

18歳以上の「基礎疾患がある方」「その他重症化リスクが高いと医師が認める方」で、4回目接種を希望する方については、**接種券の発行申請が必要です。**

18歳以上で3回目接種済みの方へは、申請のお知らせを順次送付する予定です。詳細は、区ホームページをご覧くださいか、またはお問い合わせください。

※接種開始日および予約開始日について（5月9日現在）

4回目の接種開始日および予約開始日については、現時点で未定です。国の方針が決まり次第、区ホームページ等でお知らせします。

速やかな「3回目接種」にご協力をお願いします

■ 集団接種会場

対象者	集団接種会場	所在地	接種時間
18歳以上の方	タウンセブンホール	上荻1-9-1荻窪タウンセブンビル8階	午前10時40分～午後6時20分（5月28日(土)は3時40分まで）
	高井戸地域区民センター	高井戸東3-7-5	午後1時～6時40分（5月16日(月)は休業。土・日曜日、祝日は午前10時～午後3時40分）
12～17歳の方	阿佐谷ワクチン接種特設会場1階（※）	阿佐谷南2-14-9	午後1時～6時40分

※5月31日までは29歳までの方も予約可（ファイザー社製のみ）。

■ 接種可能な医療機関

詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



■ 接種間隔が「5カ月」になりました

国の方針を受け、3回目接種の間隔が2回目接種から「5カ月以上経過」になりました。これに伴い、右表のとおり接種券を発送します。

●接種券発送スケジュール

2回目接種日	発送日
3年12月1日～30日に接種した方	5月11日(水) (発送済み)
3年12月31日～4年1月30日に接種した方	5月23日(月) (予定)

※以降、3回目接種ができる月の前月までに対象者に発送予定。

新型コロナワクチン接種 ▶ 4回目接種が始まっています

新型コロナワクチン4回目接種の予約受け付けを開始しました。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。
 —問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-023-015(午前9時～午後5時)へ。



■ 4回目接種の概要(5月25日現在)

4回目接種は重症化予防を目的として、対象者を限定して実施します。

対象者：3回目接種済みで、「60歳以上の方」または「18～59歳で『基礎疾患がある方』『その他重症化リスクが高いと医師が認める方』」
 接種時期：3回目接種から5カ月以上経過後
 接種できるワクチンの種類：ファイザー社製、武田/モデルナ社製

■ 4回目接種の流れ

60歳以上の方

3回目接種日に応じて、順次接種券を発送します。届いた接種券を確認し、ご自身で予約の上、接種を受けてください。

●接種券発送スケジュール

3回目接種日	発送日
4年1月1日～30日に接種した方	5月23日(月)(発送済み)
1月31日～2月28日に接種した方	6月13日(月)(予定)
3月1日～31日に接種した方	7月13日(水)(予定)

7・8月接種対象(3回目接種日が1月31日～3月31日)の方は、接種対象者数が多いため、接種日時・会場を指定します(使用ワクチン=ファイザー社製)。指定の日時・会場等については、これから発送する接種券に同封されたお知らせをご覧ください。区ホームページ等でも決まり次第お知らせします。
 ※7・8月に60歳を迎える方は、日時・会場は指定せず、接種券を誕生日の数日前に発送しますので、ご自身で予約をお願いします。

18～59歳で「基礎疾患がある方」「その他重症化リスクが高いと医師が認める方」

接種券の発行申請が必要です。3回目接種済みが確認できている18～59歳の方全員に接種券申請書を発送しています。

●接種券申請書発送スケジュール

3回目接種日	発送日
3年12月31日～4年1月30日に接種した方	5月13日(金)(発送済み)
1月31日～2月28日に接種した方	5月30日(月)(発送済み)
3月1日～31日に接種した方	6月20日(月)(予定)
4月1日～30日に接種した方	6月28日(火)(予定)

申請から接種までの流れ

- 1 接種対象かどうか確認する**
 ご自身の疾病・疾患が4回目接種の対象となるか否かについては、かかりつけ医や入院・通院先の医療機関にご相談ください。該当しない方は手続き不要です。また、該当しても接種を希望しない方は手続き不要です。
- 2 接種券の申請**
 お手元に届く接種券申請書を参照の上、接種券の発行申請をしてください。
- 3 保健所から接種券が届く**
 原則、接種対象月の前月に保健所から4回目接種券を発送します。
- 4 予約する**
 接種券が届いたら予約の上、接種を受けてください。区が設置している集団接種会場等で接種を希望する方は、区の予約サイトまたはコールセンターで予約してください。勤務先やかかりつけ医等で接種を希望する場合は、それぞれの医療機関へご確認ください。

■ 6月の接種体制

●集団接種会場

集団接種会場(所在地)	対象者	開場時間(※)	ワクチンの種類
タウンセブンホール (上荻1-9-1 荻窪タウンセブンビル8階)	1・2回目接種	月～日曜日 午前10時40分～午後6時20分 (6月17日(金)は3時40分まで、 25日(土)は4時40分まで)	武田/モデルナ社製
	3回目接種		
	4回目接種		
阿佐谷ワクチン接種特設会場1階 (阿佐谷南2-14-9)	1～3回目接種	金・土曜日 午後1時～6時40分	ファイザー社製
	4回目接種	日～木曜日 午後1時～6時40分	

※接種時間については、区ホームページまたは予約サイトをご確認ください。

●接種可能な医療機関

詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



世帯と人口 (住民基本台帳) 5月1日現在()は前月比

世帯数	日本人のみの世帯	313,974(619増)	合計	326,546 (1,065増)
	外国人のみの世帯	9,921(442増)		
	日本人と外国人の世帯	2,651(4増)		

人口	男		女		小計	合計
	日本人	外国人	日本人	外国人		
人口	266,395(85増)	7,744(276増)	289,847(263増)	7,766(203増)	556,242(348増)	571,752 (827増)

“日常”を取り戻すために

杉並区長 岸本 聡子



新型コロナウイルスの区内感染者数が7月最終週に週8000人を超え、過去最高を記録しました(表1)。区の受診・相談センターの電話は80回線にまで増強していますが、それでも午前中などにつながりにくい時間帯が生じています。発熱外来などの診療・検査医療機関や杉並保健所の業務はひっ迫し、新型コロナ専用病床の利用率も東京都全域で約55%(8月3日現在)と、まだ多少の余力はあるものの予断を許さない状況です。

今、為すべきことは、高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方々が速やかに検査・受診できる状況をつくることです。そのためには、若年世代で基礎疾患がない重症化リスクの低い方々については、自ら感染の有無を検査し、陽性であっても受診の目安(※)を満たさず軽症または無症状であるうちは自宅等で療養することとし、診療・検査医療機関等の負担をできるだけ軽減することが必要です。

濃厚接触者や20代の有症状者に対しては、東京都が「抗原定性検査キット」の無料配送を実施しており、さらに、医療機関を通じて有症状者への配布も開始しました。区では、都の配送対象が20代に限定され、また、配布に協力する医療機関も区内では10カ所程度である現状を踏まえ、20代以外の有症状者に対しても同様の検査キットを配送できるよう急ピッチで準備を進めています。無症状の方については、区のPCR検査パスのほか、区が協力しているJR阿佐ヶ谷・高円寺駅前をはじめ区内薬局など約30カ所での無料PCR

検査を受けることができますので、ご利用ください(2・3面参照)。

感染していることをいち早く確認できれば、自主的に隔離し、直近で会った方へ注意喚起するなど、感染拡大防止にもつながりますので、「自ら素早く検査する」ということが、今後のコロナ対策では非常に重要になってきます。国や都の制度としっかり連動しながら、区の取り組みを強化していきたいと思います。

感染者が増加する中で、若年世代を中心に3回目接種が増加傾向にあります。ワクチンを速やかに接種し、行楽シーズンではありませんが、お出かけ中も3密の回避、マスクの着用、換気など基本的な感染対策をしっかり行ってください。一人一人の行動が医療機関や行政の取り組みとかがみ合ったときに、対策が最大の効果を発揮します。そうすることによって、コロナ禍であっても感染を抑制しながら社会経済活動を維持することができるのです。私は、区の業務や施設運営は感染対策を講じながら、できるだけ通常どおり行いたいと思っています。以前のような“日常”に近づけるよう、ご協力をお願いいたします。

8月1日には、区役所において保健所への応援体制を維持・強化する必要からBCP(業務継続計画)を発動しました。医療や福祉等の現場で身を粉にして働く方々の尽力、エッセンシャルワーカーのたゆまぬ献身に深く感謝しながら、区もこれまで以上に懸命に取り組みを進めてまいります。区民の皆さん、この苦難を共に乗り切っていきましょう。

※受診の目安：症状が重い(水分が飲めない、ぐったりして動けない、呼吸が苦しいなど)、妊娠中、ワクチン未接種など



■BCP(業務継続計画)を発動しました

保健所業務の支援や優先度の高い業務の継続に向けた応援体制を確保するため、区全庁にBCPを発動しました。8月5日現在で縮小・休止する業務は、保健所等の一部業務です。最新情報は、区ホームページをご覧ください。

※BCP(業務継続計画: Business Continuity Plan)…自然災害や感染症の流行、テロ攻撃などの危機的状況において、中核となる事業の継続や早期の復旧を図るための計画

図危機管理対策課



▲区の各業務の運営状況

■区のイベント等は感染対策を十分講じた上で実施します

屋内・屋外ともに、適切な感染防止対策を十分講じた上で実施します。なお、今後、国や都が行動制限などの方針を示した場合には、あらためて対応を検討します。

- マスク着用の徹底
- 手洗い、消毒の徹底
- 換気の徹底
- 参加者の密集回避、検温の徹底
- 飲食の制限

図危機管理対策課



▲区立施設の運営状況、イベントの実施

掲載内容は、8月5日現在のものです

新型コロナワクチン

オミクロン株「BA.4-5」対応の2価ワクチン接種を開始します



区では、区の集団接種会場等でオミクロン株「BA.1」に対応したファイザー社製2価ワクチンを使用していましたが、11月1日からオミクロン株「BA.4-5」に対応したファイザー社製2価ワクチンを使用します。いずれもこれまでの臨床試験で、従来型ワクチンを上回る効果と今後の変異株に有効である可能性が期待されています。病院や診療所等での接種を希望する方は、使用するワクチンについてコールセンターにご確認ください（病院・診療所によっては直接確認していただく場合があります）。

最新情報は、区ホームページ（右2次元コード）をご確認ください。

※10月25日現在、オミクロン株対応2価ワクチンは、1人1回のみ接種です。

—問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター☎0120-023-015（午前9時～午後5時）へ。

11月の接種体制

区集団接種会場

会場名	所在地	使用するワクチン
タウンセブンホール	上荻1-9-1タウンセビル8階	ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5）
タウンセブンフォーラムU		モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.1） ※従来型ワクチンによる接種も一部実施。
阿佐谷ワクチン特設会場1階	阿佐谷南2-14-9	ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5）
阿佐谷ワクチン特設会場3階		
高井戸地域区民センター		
永福ワクチン接種特設会場（旧永福図書館）		
桃井原っぱ公園【仮設会場】		
旧佼成看護専門学校		
下高井戸おおぞら公園		

※接種日時はコールセンターへお問い合わせ、または区ホームページをご確認ください。

接種可能な医療機関はこちら



接種間隔が「3カ月」になりました

国の方針を受け、ファイザー社製・モデルナ社製ワクチンについて、12歳以上の方が3～5回目接種をする場合の接種間隔がこれまでの「5カ月」から「3カ月」に短縮されました。これに伴い、下記のとおり接種券を発送しています。発送日から1週間程度経過しても届いていない方は、コールセンターへお問い合わせください。

接種券発送スケジュール

対象接種回数	接種間隔	発送日
5回目接種	4回目を7・8月に接種済みで、11月18日までに日時・会場指定の方（※）	10月24日（月）発送済み
	4回目を7・8月に接種済みで、11月19日以降に日時・会場指定の方（※）	10月28日（金）発送済み
	4回目を8月に接種済みで、日時・会場指定ではない方	
3・4回目接種	2・3回目を8月に接種済みの方	11月14日（月）（予定）
3～5回目接種	2～4回目を9月に接種済みの方	

※日時・会場指定の方＝7月1日～8月31日に4回目接種を従来型ワクチンで完了した60歳以上の方で、3・4回目接種のいずれかを区の集団接種会場で接種した方。

乳幼児（生後6カ月～4歳）への接種を開始します

区では、11月半ばごろから、乳幼児へのワクチン接種を区内の小児科診療所・クリニック等と協力して実施します（区集団接種会場では実施しません）。なお、接種は任意です。最新情報は、区ホームページ（右2次元コード）をご確認ください。



乳幼児接種の概要

- 使用するワクチン：ファイザー社製ワクチン（生後6カ月～4歳用）
- 接種券：接種対象者へ11月1日（火）（予定）に一斉発送します。また、新たに生後6カ月を迎えるお子さんは、接種が可能となる月の前月に発送します。
- 接種場所：乳幼児接種可能な医療機関は区ホームページをご確認ください。※区集団接種会場では実施しません。
- 予約方法：11月5日（土）（予定）からコールセンターまたは予約サイトで予約できます。※予約には接種券が必要です。

接種回数・接種間隔

接種回数	接種間隔	
	2回目接種	3回目接種
計3回	1回目接種から原則3週間後	2回目接種から8週間以上経過後

世帯と人口 （住民基本台帳） 10月1日現在（）は前月比

世帯数	日本人のみの世帯	外国人のみの世帯	日本人と外国人の世帯	合計
	313,054(255減)	11,004(286増)	2,673(2増)	326,731(33増)

人口	性別			合計
	男	女	小計	
日本人	265,898(215減)	289,031(235減)	554,929(450減)	571,703(146減)
外国人	8,462(153増)	8,312(151増)	16,774(304増)	

新型コロナウイルスワクチン接種

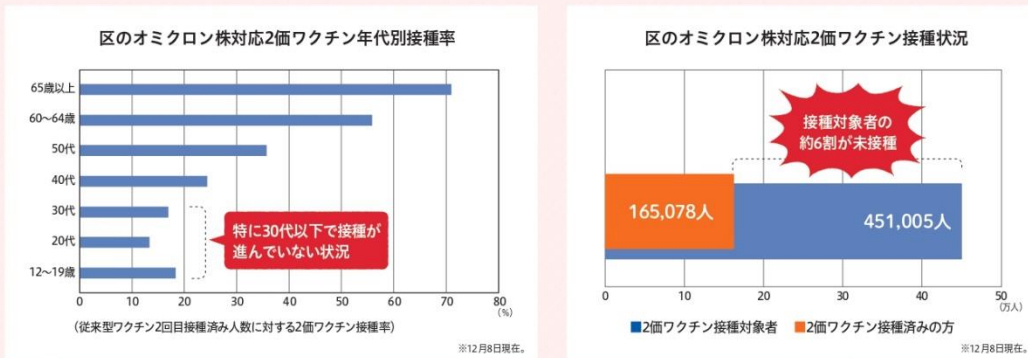
年内のワクチン接種をご検討ください

オミクロン株対応2価ワクチンは、初回接種（1・2回目）をした12歳以上の方は、全員接種することができます。12月8日現在、オミクロン株対応2価ワクチンの接種対象者は約45万人、接種をした方は約16万人です。年代別接種率では特に30代以下で接種が進んでいない状況です。区では、12月28日までは区内8カ所の集団接種会場と医療機関等でワクチン接種を実施しています。オミクロン株対応2価ワクチンは、重症化予防や今後の変異株への効果も期待されるため、ワクチンの接種をご検討ください。最新情報は、区ホームページ（右2次元コード）をご確認ください。



—問い合わせは、杉並区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター☎0120-023-015（午前9時～午後5時（12月29日～5年1月3日を除く））へ。

■ 区内のオミクロン株対応2価ワクチン接種状況



■ 5年1月の区内接種体制（予定）

● 区集団接種会場（計6会場）

会場名	所在地	使用するワクチン	年末年始の休業日
タウンセブンホール	上荻1-9-1 タウンセブンビル8階	ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン (BA.4-5)	12月26日(月)～5年1月6日(金)
タウンセブンフォーラムU		モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン (BA.4-5) ※従来型ワクチンによる初回接種（1・2回目）も実施。	12月27日(火)～5年1月6日(金)
阿佐谷ワクチン特設会場1階	阿佐谷南2-14-9	ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン (BA.4-5)	12月28日(水)～5年1月4日(水)
高井戸地域区民センター	高井戸東3-7-5		12月27日(火)～5年1月6日(金)
旧依成看護専門学校	和田1-3-14		12月29日(木)～5年1月6日(金)
阿佐谷ワクチン特設会場3階	阿佐谷南2-14-9	ファイザー社製ワクチン（5～11歳用）	12月26日(月)～5年1月6日(金)

※接種日時等はコールセンターへお問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。
※永福ワクチン接種特設会場（旧永福図書館）は12月25日(日)、桃井原っぱ公園【仮設会場】は12月28日(水)をもって休止となります。

接種可能な医療機関はこちら



新型コロナウイルス感染症

年末年始、発熱等の症状がある場合



- 重症化リスクの高い方（65歳以上の方、妊婦の方、基礎疾患がありコロナ治療薬や入院が必要な方など）
電話でかかりつけ医へご相談ください。かかりつけ医がない、相談する医療機関に迷う場合は下記に電話してください。

杉並区受診・相談センター
☎050-3665-7979
午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）

東京都発熱相談センター
☎5320-4551、☎5320-4411、☎6258-5780、☎5320-4592
いずれも24時間（年中無休）

医療機関案内専用ダイヤル
☎5320-4327、☎5320-5971、☎5320-7030
いずれも24時間（年中無休）

- 重症化リスクの低い方

感染拡大に伴う診療・検査医療機関での検査・受診の集中を緩和するため、東京都は抗原定性検査キットを無料で配布しています。検査キットによる自主検査で陽性の場合、東京都陽性者登録センターに登録、または必要に応じて医療機関等に受診してください。



新型コロナワクチン接種

令和5年春開始接種のお知らせ



現在実施している「令和4年秋開始接種」（12歳以上の方を対象としたオミクロン株対応2価ワクチンの接種等）は5月7日に終了します。重症化リスクの高い65歳以上の方等を対象とした「令和5年春開始接種」は、5月8日～8月31日に実施します。詳細は、コールセンターへお問い合わせいただくか、区ホームページ（右上2次元コード）をご覧ください。

—お問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-023-015（午前9時～午後5時）へ。

■対象者 初回接種（1・2回目）を完了した次のいずれかの方

- ・65歳以上の方
- ・基礎疾患（※）がある5～64歳の方
- ・医療従事者、高齢者施設等の従事者等

※慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病（高血圧を含む）等で入院・通院している方が対象です。17歳以下の方と18歳以上の方で対象となる疾病等が異なります。

■接種を受けられる場所

●区集団接種会場（計9会場）

区集団接種会場のほか、区内医療機関でも引き続き接種を実施します。

会場名	所在地	開設日	使用するワクチン
タウンセブンホール	上荻1-9-1タウンセブンビル8階	7月30日日まで	ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.1）
NEW 阿佐谷地域区民センター	阿佐谷北1-1-1	5月21日～6月27日（火）	
NEW 高円寺ワクチン接種特設会場	高円寺北2-5-1ホテルメッツ高円寺3階	5月15日～6月30日（金）	
高井戸地域区民センター	高井戸東3-7-5	5月16日～6月29日（木）	
永福ワクチン接種特設会場（旧永福図書館）	永福4-25-7	5月15日～6月25日（日）	
桃井原っぱ公園【仮設会場】	桃井3-8-1	5月17日～6月15日（木）	
下高井戸おおぞら公園	下高井戸2-28-23	5月16日～6月15日（木）	
NEW 方南・和泉ワクチン接種特設会場	和泉1-38-3	5月15日～6月25日（日）	
タウンセブンフォーラムU	上荻1-9-1タウンセブンビル8階	5月3日～6月29日（木）	モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5） ※従来型ワクチン・小児接種（5～11歳）も実施。

※いずれの会場も車での来場不可。



●区内医療機関

詳細は、区ホームページ（下2次元コード）をご覧ください。



接種券（クーポン）について

「令和5年春開始接種」の対象となる65歳以上の方のうち一部の方には、日時・会場指定がある接種券を送付します。日時・会場指定のない65歳以上の方や基礎疾患がある方等には、自身で予約が必要な接種券を送付します。基礎疾患がある5～64歳の方や医療従事者等は、一部の方を除き接種券の発行申請が必要です。

●接種券・発送日等

対象者	発送日（予定）・申請方法等
日時・会場指定がある65歳以上の方（※）	5月1日（ゴールデンウィークの影響で接種券の到着は5月8日以降（予定））
日時・会場指定がない65歳以上の方、4回目接種を従来型ワクチンで接種した18～64歳で、5回目接種を2月28日までに接種した方	4月24日（月）
基礎疾患がある5～64歳の方、医療従事者等で上記に当てはまらない方	接種券発行申請書（区ホームページから取り出せませす）を、杉並保健所保健予防課新型コロナウイルス予防接種担当（〒167-0051秋葉5-20-1）へ郵送。またはLoGoフォーム（右2次元コード）から申し込み ▶ 発送日 = 4月24日（月）以降順次

※5回目接種を4年11・12月に接種した65歳以上で、4・5回目接種のいずれかを区集団接種会場で接種を受けた方。

予約開始日 4月25日（火）正午



5月8日
から

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行します



5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症」(2類相当)から「5類感染症」に移行します。これに伴い、次のとおり変更されます。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。
また、新型コロナワクチン接種の最新情報は、区ホームページをご覧ください。



▲5類移行後の対応について ▲新型コロナワクチン接種について

—問い合わせは、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025へ。

■ 5月8日から、「5類感染症」に移行することで変わること

● 医療費

外来・入院に係る医療費が原則、自己負担になります。ただし、コロナ治療薬(ラゲブリオ等)に限り、引き続き公費支援があります。

(自己負担の例)

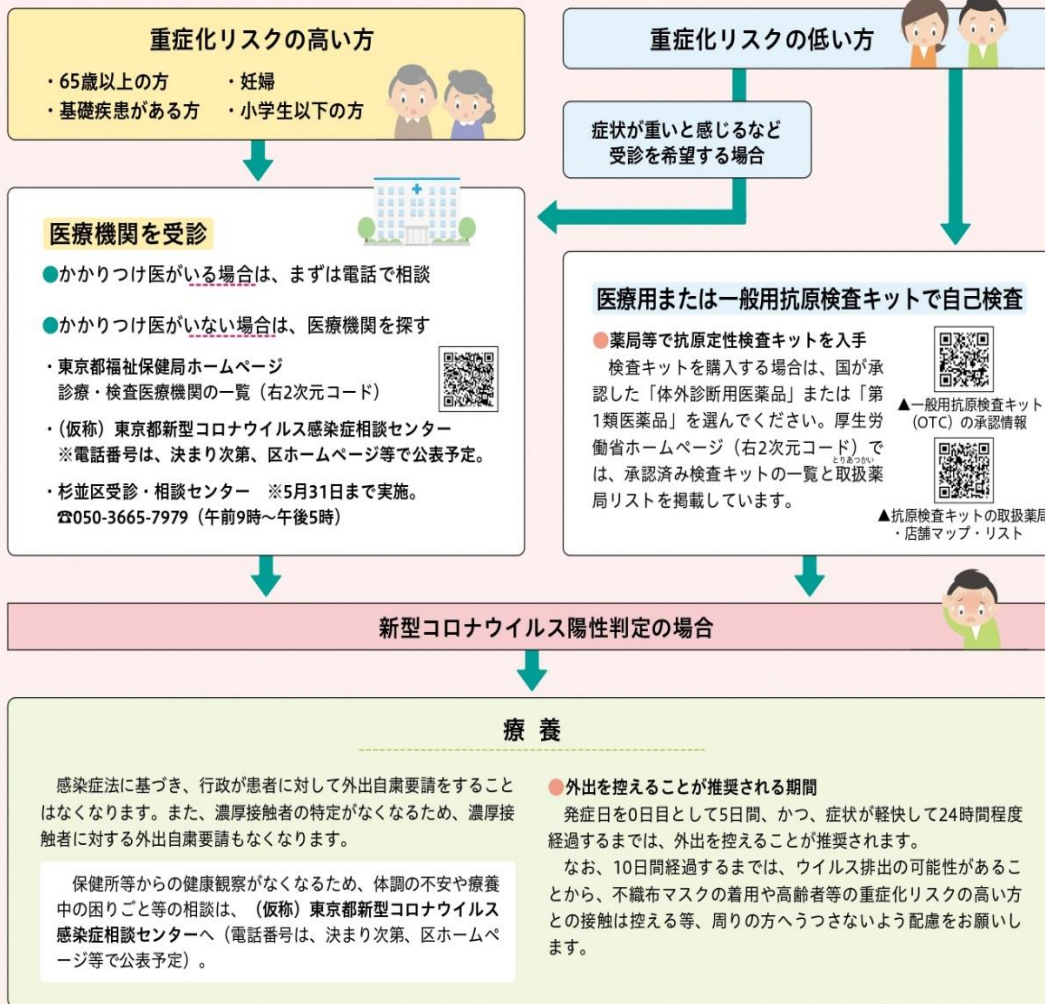
- ・ 外来 = 検査料・医療費等
- ・ 入院 = 食事代・入院に伴う移動費。ただし、高額療養費制度の自己負担限度額を一部減額にする公費支援あり

● 終了する事業

都や区で実施していた、感染の有無を確認する検査キットの配布や、自宅療養時の食料品等の配布等の事業を終了します。

- ・ 検査キットの無料配布
- ・ 無料PCR検査
- ※区独自の無料PCRモニタリング検査は、日数を縮小して継続。
- ・ 保健所等からの健康観察
- ・ 隔離目的の宿泊療養
- ・ バルスオキシメーターや食料品の配送

● 発熱等の症状が出た場合の流れ



■ 区の感染対策について

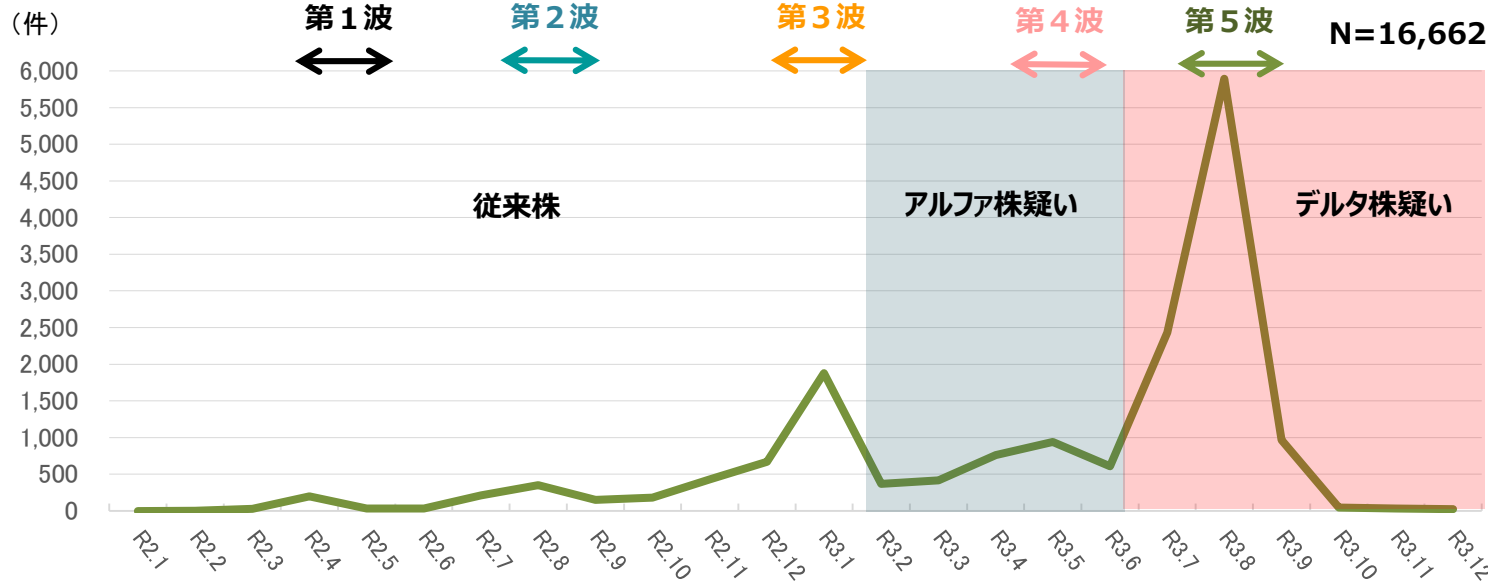
5月8日以降も区は引き続き、換気や職員の手洗いの励行など基本的な感染対策に努めるほか、窓口のパーティションも存置します。一方で、職員のマスクの着用については個人の判断に委ねられることから、多くの職員がマスクを外して勤務することとなります。区民や来庁者の皆さんにはご理解をお願いいたします。

圖危機管理対策課

新型コロナウイルス感染症における区内各種資料

区内【月別】新規感染者数の推移

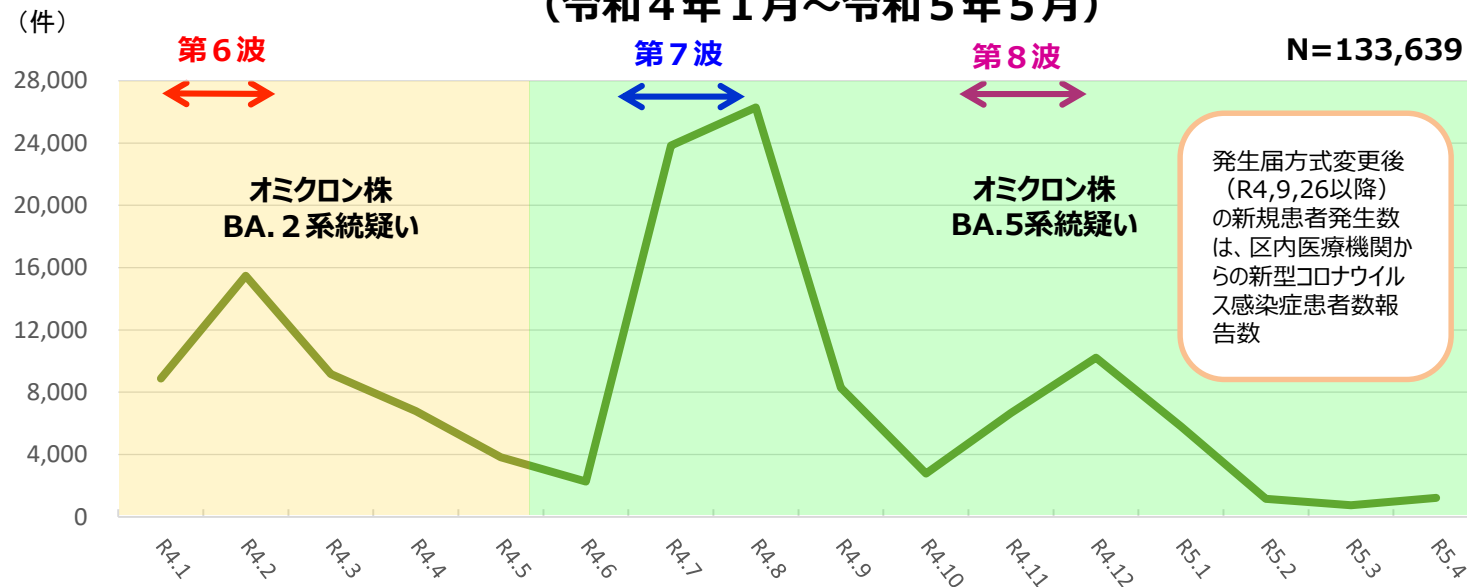
(令和2年1月～令和3年12月)



	令和2年	令和3年
1月	0	1,879
2月	1	369
3月	28	417
4月	199	762
5月	35	941
6月	31	611
7月	212	2,431
8月	352	5,891
9月	151	966
10月	183	48
11月	428	32
12月	670	25

合計	2,290	14,372
----	-------	--------

(令和4年1月～令和5年5月)

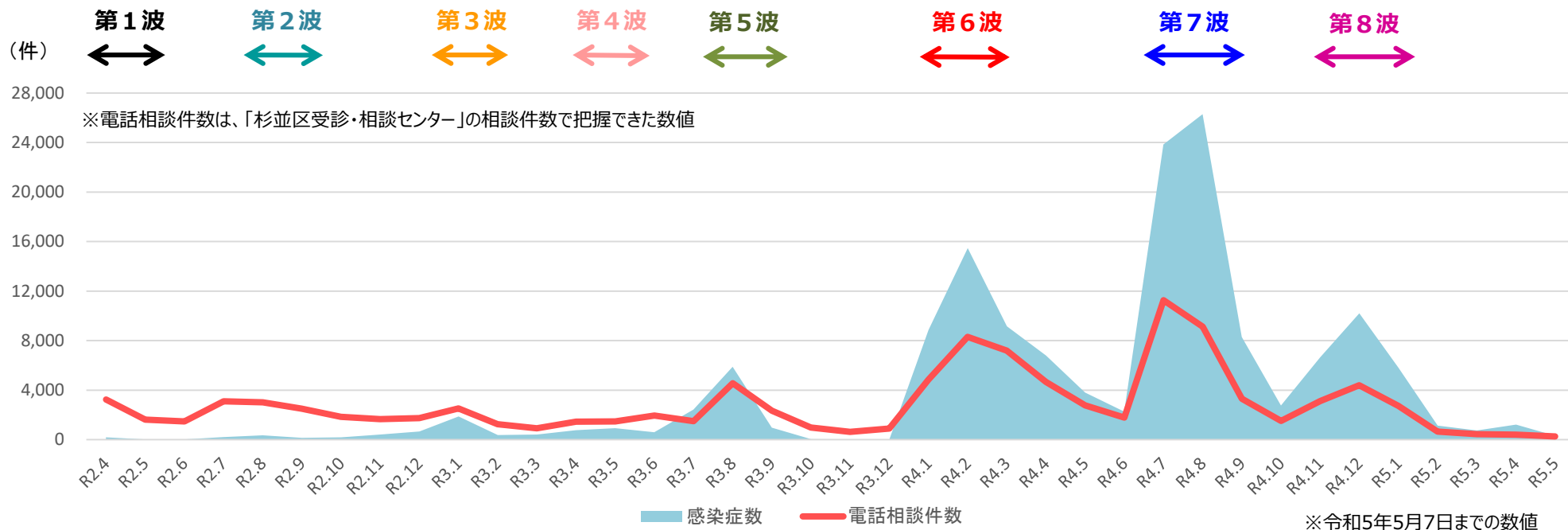


	令和4年	令和5年
1月	8,873	5,800
2月	15,468	1,148
3月	9,161	748
4月	6,790	1,212
5月	3,816	321
6月	2,267	-
7月	23,834	-
8月	26,283	-
9月	8,284	-
10月	2,768	-
11月	6,658	-
12月	10,208	-

合計	124,410	9,229
----	---------	-------

※令和5年5月7日までの数値

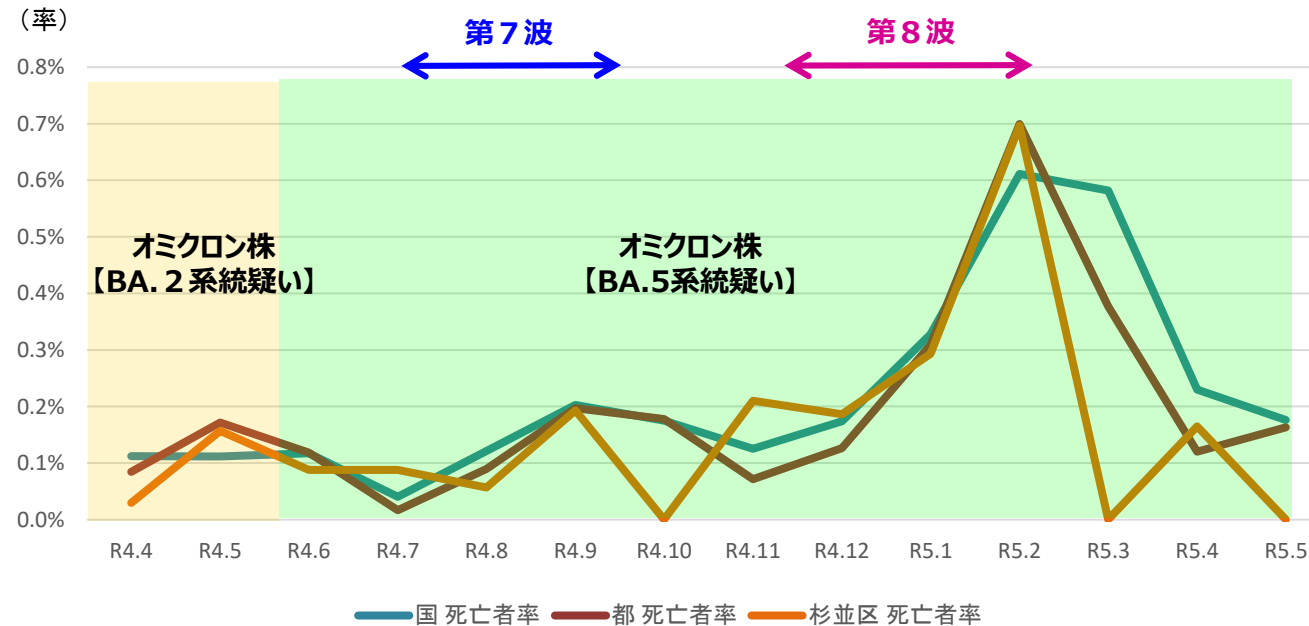
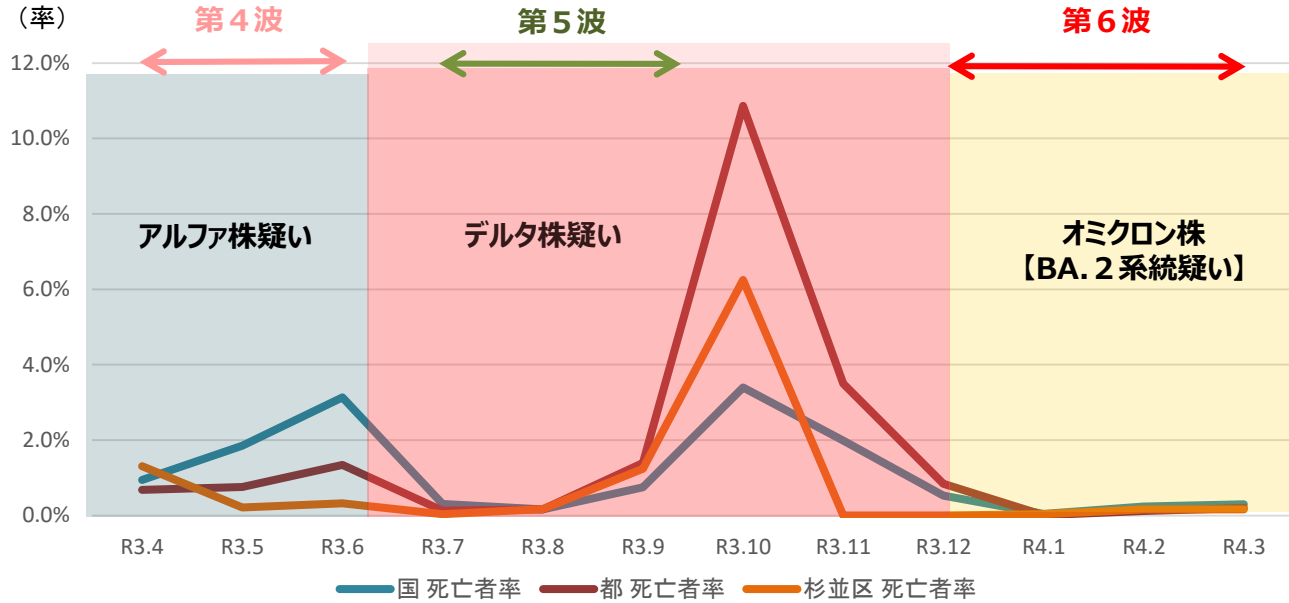
区内【月別】新規感染者数・電話受電数の推移



令和4年9月26日から新型コロナウイルス感染症の発生届方式が変更され、届出対象が、①65歳以上の者②入院を要する者③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与が必要な者または、新たに酸素投与が必要な者④妊婦に限定された。

年	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2020年 (R2年)	感染者数	-	1	28	199	35	31	212	352	151	183	428	670	2,290
	電話相談件数	-	-	-	3,250	1,883	1,471	3,108	3,028	2,506	1,849	1,657	1,746	20,498
2021年 (R3年)	感染者数	1,879	369	417	762	941	611	2,431	5,891	966	48	32	25	14,372
	電話相談件数	2,525	1,251	1,093	1,448	1,469	1,493	1,941	4,570	2,346	978	645	904	20,663
2022年 (R4年)	感染者数	8,873	15,468	9,161	6,790	3,816	2,267	23,834	26,283	8,284	2,768	6,658	10,208	124,410
	電話相談件数	4,846	8,109	7,560	4,674	2,765	1,782	11,260	9,123	3,304	1,518	3,132	4,397	62,470
2023年 (R5年)	感染者数	5,800	1,148	748	1,212	321	-	-	-	-	-	-	-	9,229
	電話相談件数	2,735	651	450	418	257	-	-	-	-	-	-	-	4,511

【月別】死亡者数・死亡者率の比較(国・都・区)

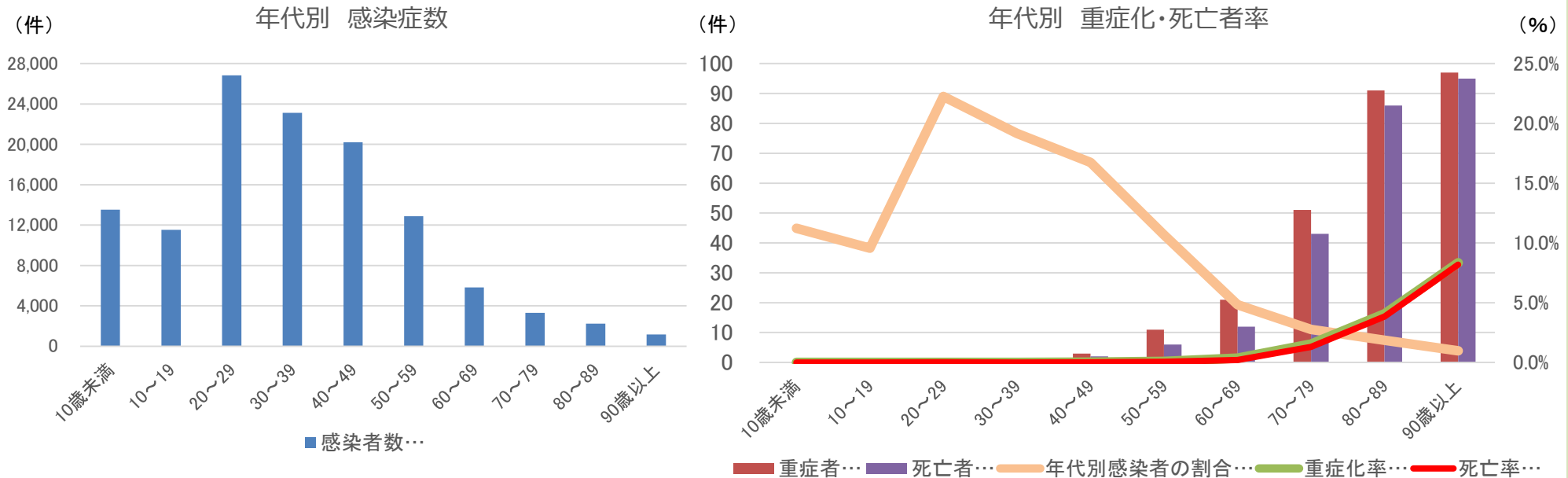


対象月	国		都		杉並区	
	死亡者数	死亡者率	死亡者数	死亡者率	死亡者数	死亡者率
R3.4	1,111	0.9%	123	0.7%	10	1.3%
R3.5	2,843	1.9%	165	0.8%	2	0.2%
R3.6	1,661	3.1%	174	1.3%	2	0.3%
R3.7	393	0.3%	57	0.1%	1	0.0%
R3.8	926	0.2%	207	0.2%	10	0.2%
R3.9	1,560	0.7%	434	1.4%	12	1.2%
R3.10	591	3.4%	214	10.9%	3	6.3%
R3.11	87	2.0%	19	3.5%	0	0.0%
R3.12	31	0.5%	8	0.8%	0	0.0%
R4.1	479	0.0%	31	0.0%	3	0.0%
R4.2	5,052	0.2%	475	0.1%	26	0.2%
R4.3	4,368	0.3%	497	0.2%	15	0.2%
R4.4	1,401	0.1%	156	0.1%	2	0.0%
R4.5	1,052	0.1%	173	0.2%	6	0.2%
R4.6	552	0.1%	70	0.1%	2	0.1%
R4.7	1,397	0.0%	95	0.0%	21	0.1%
R4.8	7,504	0.1%	679	0.1%	15	0.1%
R4.9	4,716	0.2%	481	0.2%	16	0.2%
R4.10	1,805	0.2%	178	0.2%	0	0.0%
R4.11	3,115	0.1%	184	0.1%	14	0.2%
R4.12	7,693	0.2%	585	0.1%	19	0.2%
R5.1	10,880	0.3%	866	0.3%	17	0.3%
R5.2	4,087	0.6%	330	0.7%	8	0.7%
R5.3	1,453	0.6%	87	0.4%	0	0.0%
R5.4	611	0.2%	44	0.1%	2	0.2%
R5.5	144	0.2%	20	0.2%	0	0.0%
計	65,512	0.20%	6,352	0.15%	206	0.14%

※死亡者率は、新規感染者数に対する死亡者数の割合
 ※表の死亡者率は、小数点第2位を四捨五入した数値

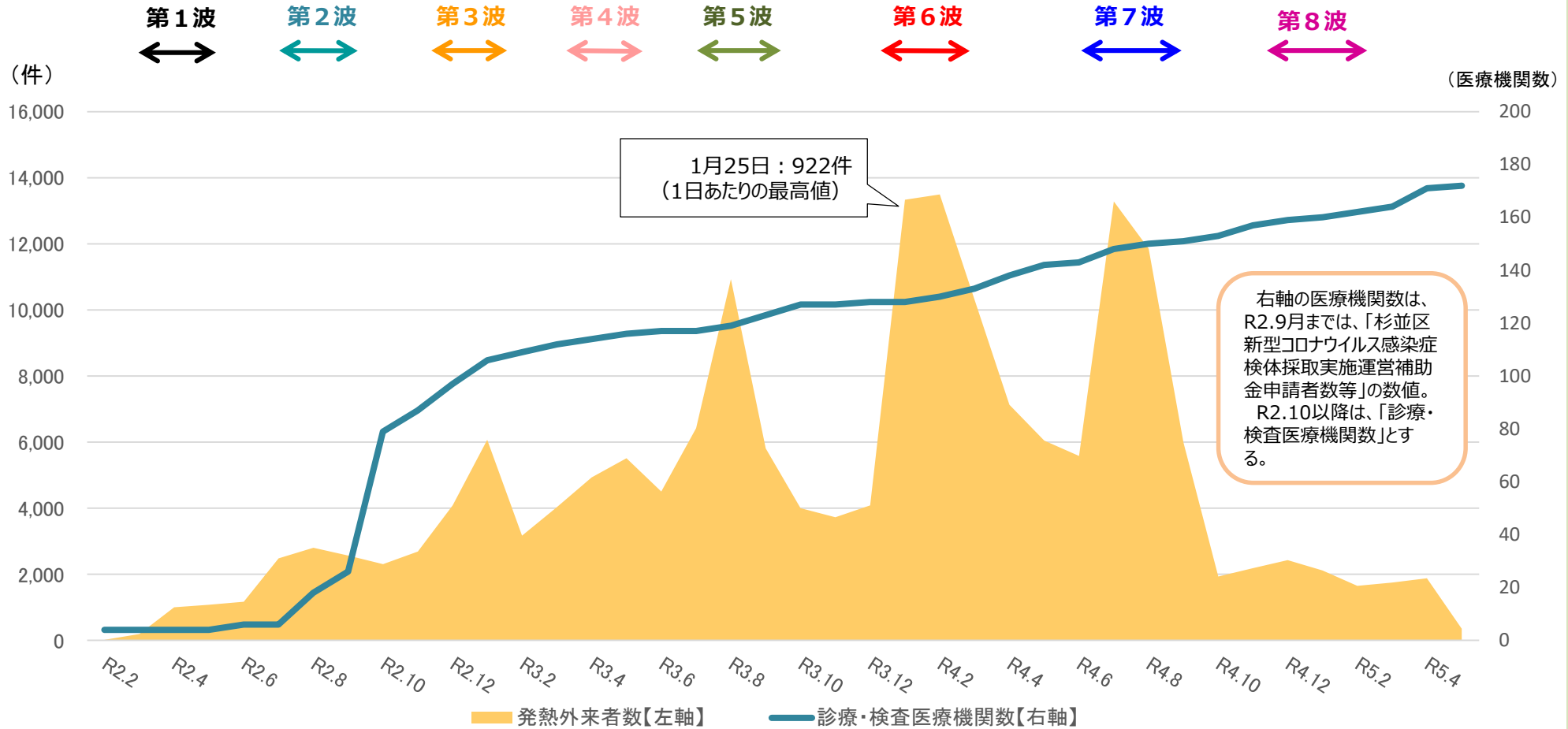
区内【年代別】感染者数・重傷者数・死亡者数

令和2年2月～令和4年9月25日（発生届方式変更日）までのデータ



年代	感染者数 (a)	年代別感染者の 割合 (a/A)	重症者 (b)	重症化率 (b/a)	死亡者 (c)	死亡率 (c/a)
10歳未満	13,531	11.2%	0	0.0%	0	0.0%
10～19	11,547	9.6%	0	0.0%	0	0.0%
20～29	26,844	22.2%	1	0.0%	1	0.0%
30～39	23,122	19.2%	1	0.0%	0	0.0%
40～49	20,211	16.7%	3	0.0%	2	0.0%
50～59	12,876	10.7%	11	0.1%	6	0.0%
60～69	5,829	4.8%	21	0.4%	12	0.2%
70～79	3,321	2.8%	51	1.5%	43	1.3%
80～89	2,241	1.9%	91	4.1%	86	3.8%
90歳以上	1,162	1.0%	97	8.3%	95	8.2%
合計 (A)	120,684	100.0%	276	0.2%	245	0.2%

区内【月別】医療機関における発熱外来患者数の推移

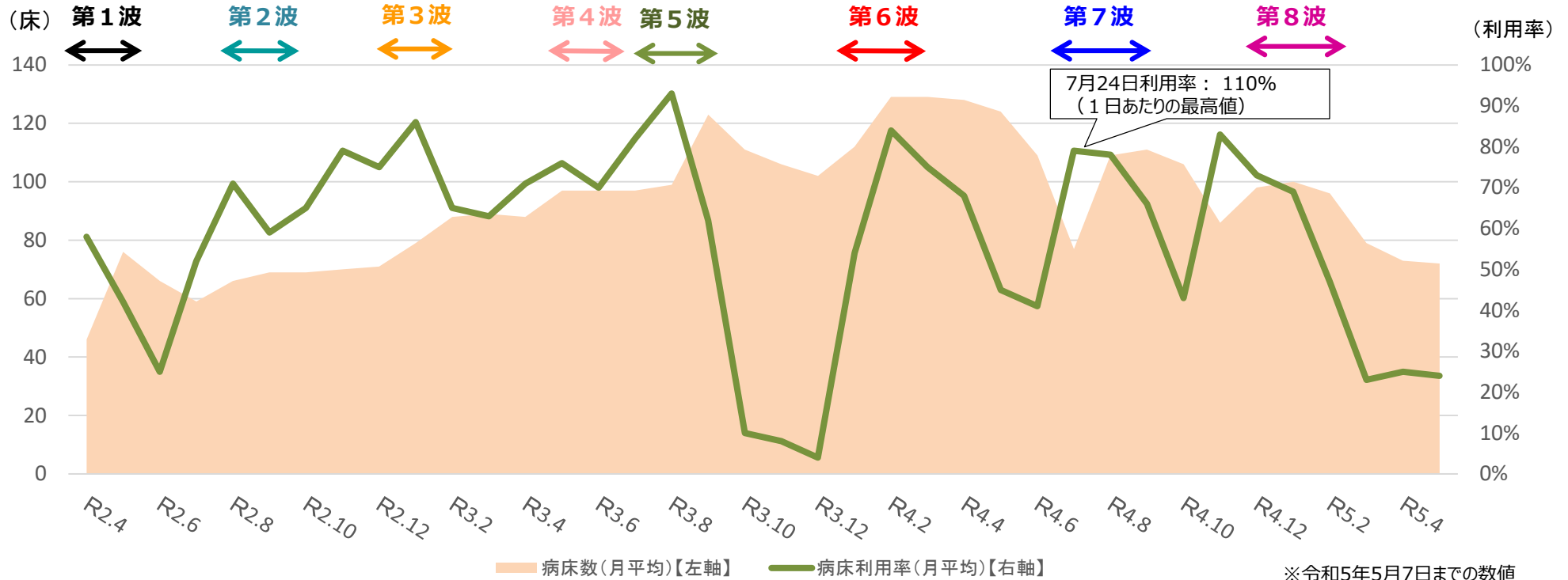


年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計	年平均
2020(R2年)	-	19	194	1,003	1,082	1,171	2,487	2,801	2,565	2,309	2,690	4,087	20,408	1,702
2021(R3年)	6,070	3,168	4,036	4,933	5,513	4,504	6,421	10,928	5,808	4,004	3,727	4,086	63,198	4,862
2022(R4年)	13,333	13,496	10,303	7,132	6,049	5,584	13,280	11,855	5,987	1,937	2,188	2,430	93,574	7,199
2023(R5年)	2,119	1,648	1,751	1,883	352	-	-	-	-	-	-	-	7,753	1,294

※2020年（R2年）は2月17日から、2023年（R5年）は、5月7日まで。

総合計 184,933

区内【月平均別】病床数・病床利用率の推移(区内5病院)



年	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2020年 (R2年)	病床数(月平均)	-	-	-	46	76	66	59	66	69	69	70	71	66
	病床利用率(月平均)	-	-	-	58.0%	42.0%	25.0%	52.0%	71.0%	59.0%	65.0%	79.0%	75.0%	58.4%
2021年 (R3年)	病床数(月平均)	79	88	89	88	97	97	97	99	123	111	106	102	98
	病床利用率(月平均)	86.0%	65.0%	63.0%	71.0%	76.0%	70.0%	82.0%	93.0%	62.0%	10.0%	8.0%	4.0%	57.5%
2022年 (R4年)	病床数(月平均)	112	129	129	128	124	109	77	109	111	106	86	98	110
	病床利用率(月平均)	54.0%	84.0%	75.0%	68.0%	45.0%	41.0%	79.0%	78.0%	66.0%	43.0%	83.0%	73.0%	65.8%
2023年 (R5年)	病床数(月平均)	100	96	79	73	72	-	-	-	-	-	-	-	84
	病床利用率(月平均)	69.0%	47.0%	23.0%	25.0%	24.0%	-	-	-	-	-	-	-	37.6%

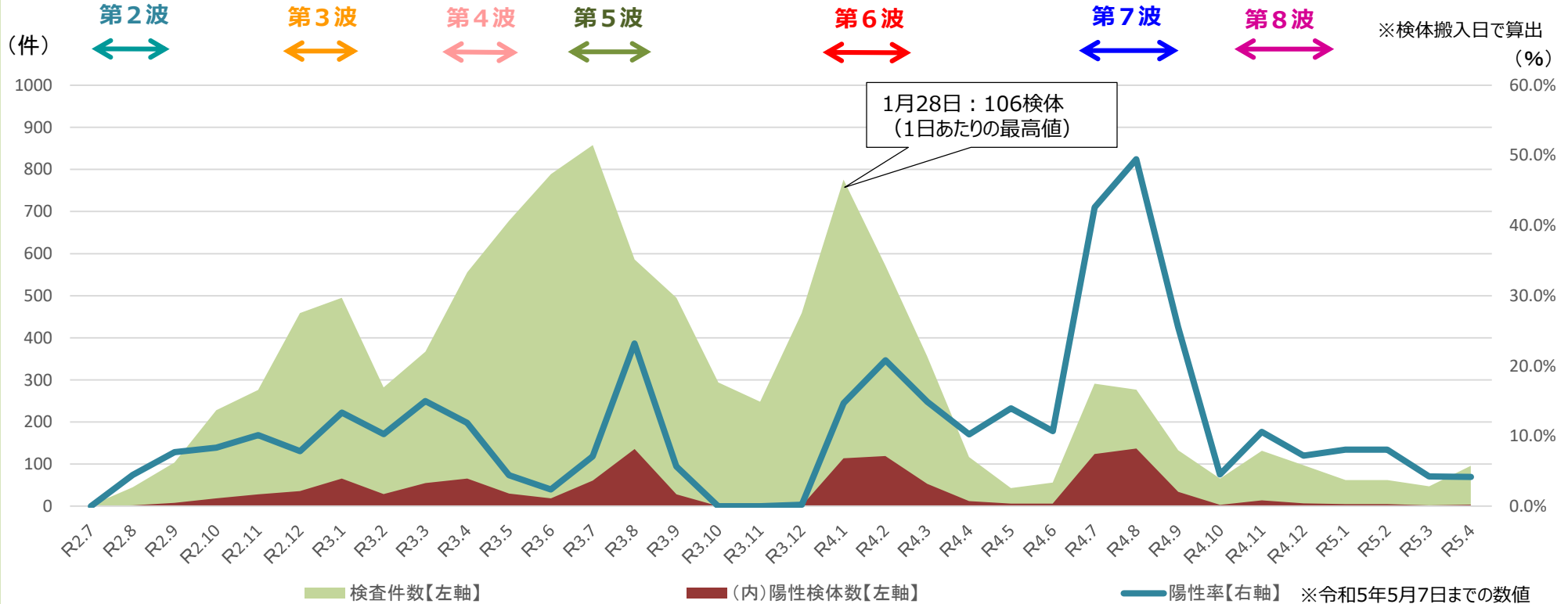
区内 自宅療養者数等の推移(宿泊療養・自宅待機含む)



年	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2021年 (R3年)	入院調整中者数	234	2	2	5	12	3	49	142	20	0	0	0	469
	宿泊療養者数	1,900	188	112	283	160	205	586	481	129	0	13	2	4,059
	自宅療養者数	117	125	42	85	611	157	1,245	10,405	1,702	16	0	0	14,505
	療養者数(計)	2,251	315	156	373	783	365	1,880	11,028	1,851	16	13	2	19,033
2022年 (R4年)	入院調整中者数	136	377	63	26	11	10	643	1,037	23	1	163	707	3,197
	宿泊療養者数	670	222	157	205	85	51	407	321	94	29	114	182	2,537
	自宅療養者数	25,758	104,432	62,637	50,066	24,612	12,677	139,991	197,450	59,479	2,017	4,445	8,017	691,581
	療養者数(計)	26,564	105,031	62,857	50,297	24,708	12,738	141,041	198,808	59,596	2,047	4,722	8,906	697,315
2023年 (R5年)	入院調整中者数	363	8	12	10	2	-	-	-	-	-	-	-	395
	宿泊療養者数	142	16	23	27	2	-	-	-	-	-	-	-	210
	自宅療養者数	6,719	1,118	627	1,128	345	-	-	-	-	-	-	-	9,937
	療養者数(計)	7,224	1,142	662	1,165	349	-	-	-	-	-	-	-	10,542

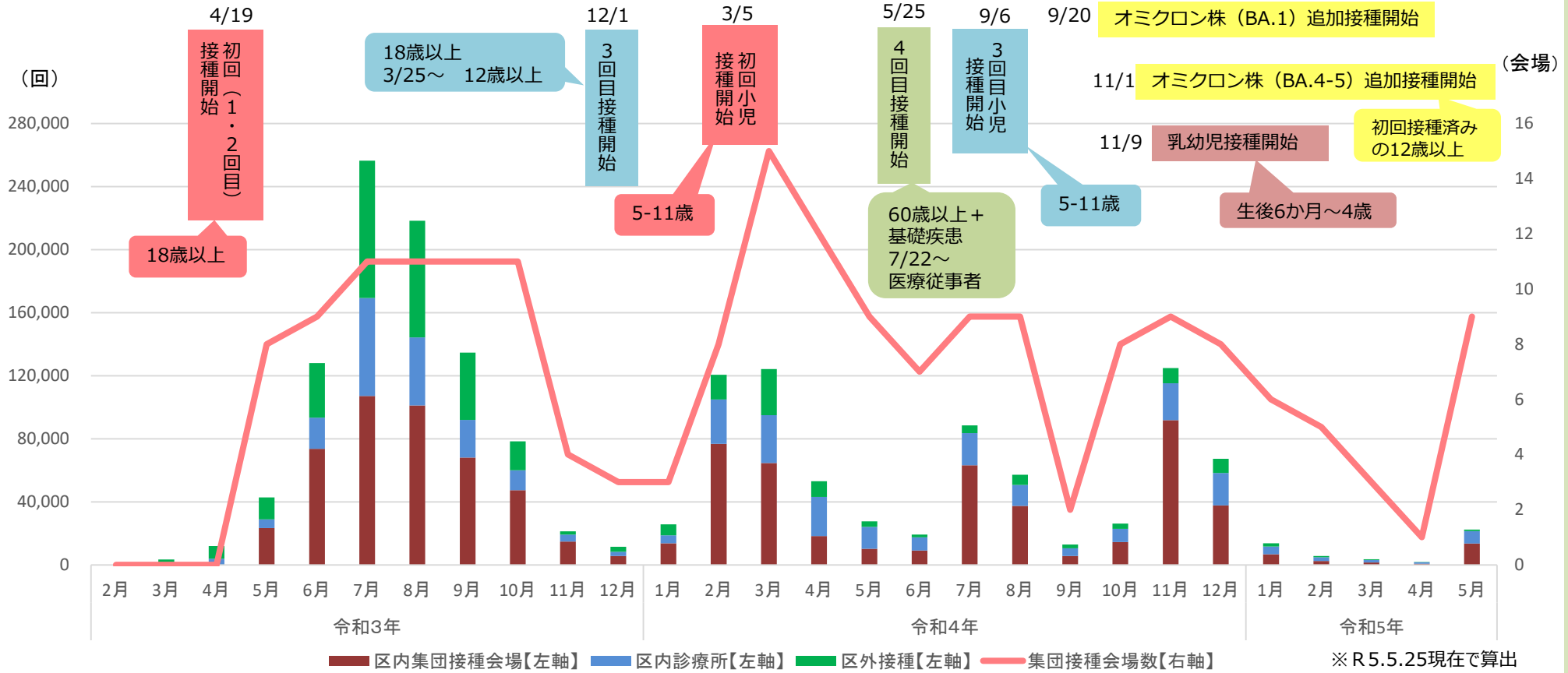
※令和5年5月7日までの数値とし、表の人数はいずれも延べ人数

【月別】生活衛生課分室におけるPCR検査数の推移



年	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2020年 (R2年)	検査件数	-	-	-	-	-	-	2	45	104	228	276	459	1,114
	(内) 陽性検体数	-	-	-	-	-	-	0	2	8	19	28	36	93
	陽性率	-	-	-	-	-	-	0.0%	4.4%	7.7%	8.3%	10.1%	7.8%	-
2021年 (R3年)	検査件数	495	282	367	556	678	789	858	586	495	294	248	459	6,107
	(内) 陽性検体数	66	29	55	66	30	19	61	136	28	0	0	1	491
	陽性率	13.3%	10.3%	15.0%	11.9%	4.4%	2.4%	7.1%	23.2%	5.7%	0.0%	0.0%	0.2%	-
2022年 (R4年)	検査件数	776	572	356	117	43	56	291	277	133	66	132	97	2,916
	(内) 陽性検体数	114	119	53	12	6	6	124	137	34	3	14	7	629
	陽性率	14.7%	20.8%	14.9%	10.3%	14.0%	10.7%	42.6%	49.5%	25.6%	4.5%	10.6%	7.2%	-
2023年 (R5年)	検査件数	62	62	47	96	-	-	-	-	-	-	-	-	267
	(内) 陽性検体数	5	5	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	16
	陽性率	8.1%	8.1%	4.3%	4.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区内【月別】ワクチン接種者数の推移(集団接種会場・診療所・区外接種)



※R5.5.25現在で算出

会場	2021年(令和3年)												2022年(令和4年)												2023年(令和5年)					合計
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
区内集団接種会場	0	0	0	23,409	73,555	107,156	101,183	68,037	47,445	14,747	5,601	13,611	76,753	64,617	18,266	10,170	9,128	63,179	37,465	5,619	14,404	91,828	37,671	6,717	2,458	1,441	781	13,579	908,820	
区内診療所	0	411	3,804	5,398	19,880	62,163	43,102	24,007	12,516	4,466	2,763	5,139	28,121	30,379	24,781	13,964	8,284	20,434	13,231	4,880	8,418	23,337	20,690	4,975	2,313	1,724	933	7,909	398,022	
区外接種	54	2,965	8,086	13,922	34,639	87,184	74,035	42,578	18,482	2,057	3,172	7,012	15,733	29,233	10,008	3,499	1,865	4,906	6,485	2,405	3,324	9,713	8,890	1,999	811	477	182	940	394,656	
合計	54	3,376	11,890	42,729	128,074	256,503	218,320	134,622	78,443	21,270	11,536	25,762	120,607	124,229	53,055	27,633	19,277	88,519	57,181	12,904	26,146	124,878	67,251	13,691	5,582	3,642	1,896	22,428	1,701,498	
集団接種会場数	0	0	0	8	9	11	11	11	11	4	3	3	8	15	12	9	7	9	9	2	8	9	8	6	5	3	1	9	-	

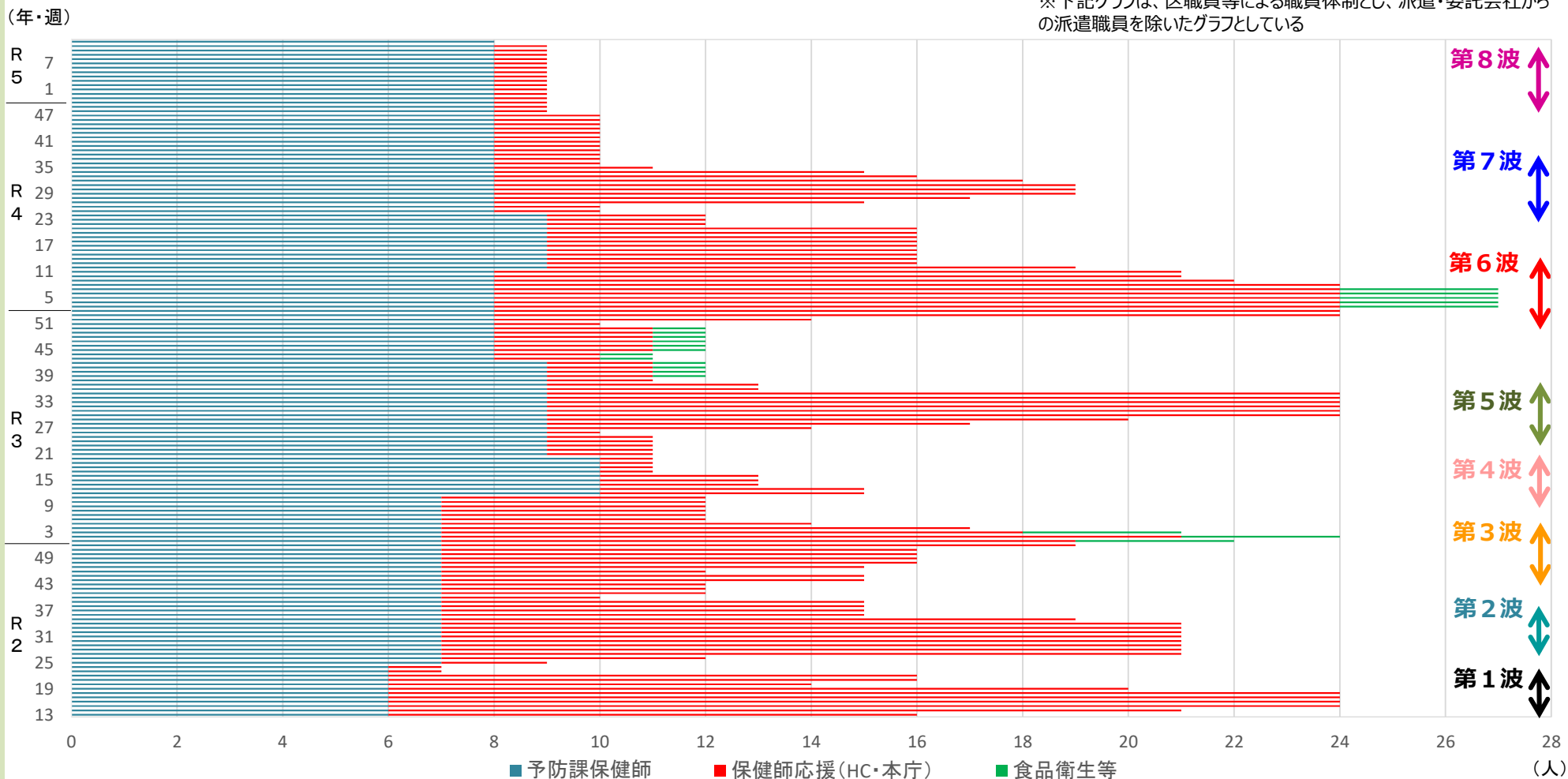
ワクチン接種促進に係る取組 (R3.4～R5.3)

取組み	令和3年度							令和4年度							令和5年度			
	4月～	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	初回接種			3回目接種				4回目接種			5回目接種							
接種勧奨 ・ 情報提供	概要 ・ 日程	令和3年10月～ ①【2回目未接種】 勧奨通知発送			令和4年4月～ ②【3回目未接種】 勧奨通知発送				令和4年9月～ ③【小児接種】 勧奨通知発送			令和4年11月～ ⑤【未接種】 勧奨通知発送						
	発送数	①118,000通			②111,000通				③22,200通 ④257,681通			⑤64,400通 ⑥50,518通						
会場日時指定	概要 ・ 日程	令和4年2月～3月 【3回目】 会場日時指定							令和4年7月～8月 【4回目】 会場日時指定			令和4年11月～12月 【5回目】 会場日時指定						
	発送数	76,769通							109,068通			90,547通						
配慮が必要な 方への対応	概要 ・ 日程	令和3年11月～ 【外国籍の方】 勧奨通知発送			令和3年4月～ 【視覚障害の方】 接種券に点字シールを 印字し発送				令和3年4月～ 【聴覚障害の方】 予約代行や手話通訳 支援の実施			令和4年11月～ 【外国籍の方】 勧奨通知発送						

【週別】新型コロナウイルス感染症対策に係る職員体制等の推移

(1) 保健師・看護師等の業務に係る職員体制と平日の応援体制

※下記グラフは、区職員等による職員体制とし、派遣・委託会社からの派遣職員を除いたグラフとしている



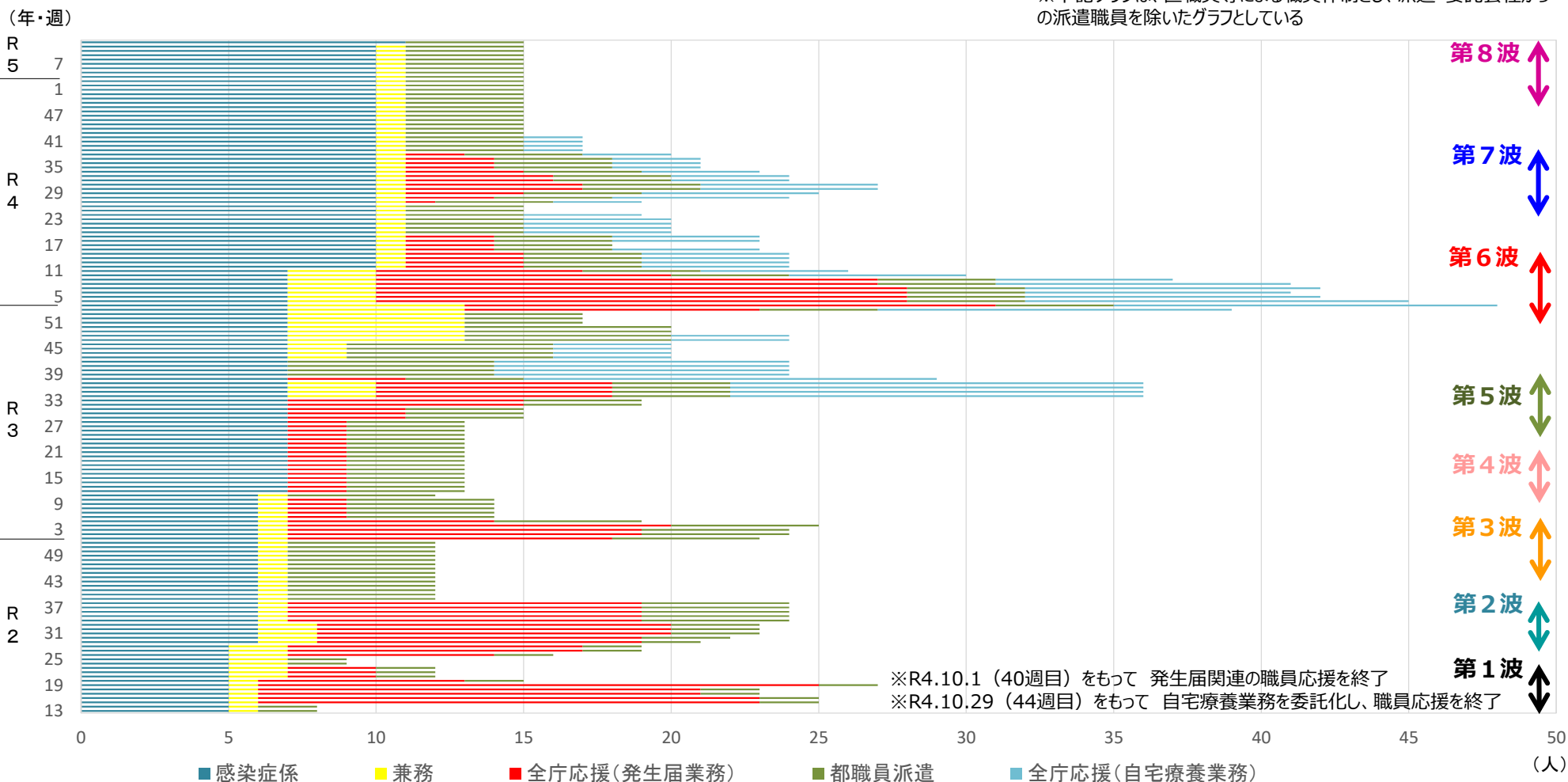
<職員・応援体制について>

- 区職員(保健師・看護師): 予防課保健師8名・保健師応援(保健センター・本庁)16名・保健所内から3名の最大27名体制(第6波)
- 派遣会社からの派遣看護師等の増員や業務効率化及びシステム導入により、第7波移行応援体制を縮小しながら感染症対応を図れた。
- 感染状況などに応じ、応援体制を確保するため、健診業務などの保健センター業務等を一部停止し、応援体制を確保した。

【週別】新型コロナウイルス感染症対策に係る職員体制等の推移

(2) 感染症係等の業務に係る職員体制と平日の応援体制

※下記グラフは、区職員等による職員体制とし、派遣・委託会社からの派遣職員を除いたグラフとしている



<職員・応援体制について>

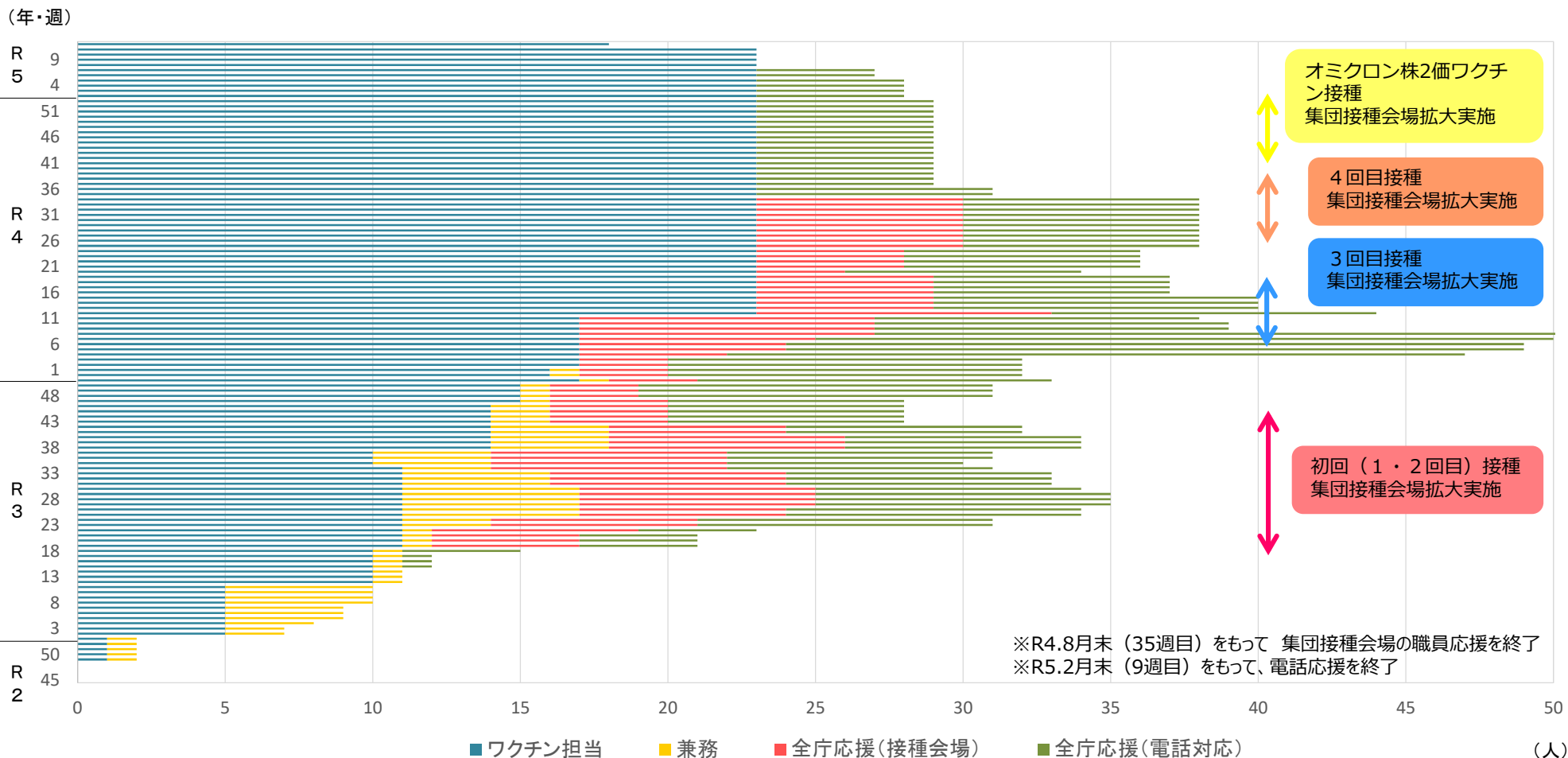
○区職員: 感染症係7名・本庁等からの兼務6名の最大13名体制

○全庁応援: 感染症係事務(発生届等の事務)18名・自宅療養支援事務:13名・都職員研修派遣4名の最大35名体制

○派遣会社からの事務職員派遣: シフト体制等や感染症状況での増減対応を実施しながら、最大13名体制

【週別】新型コロナウイルス感染症対策に係る職員体制等の推移

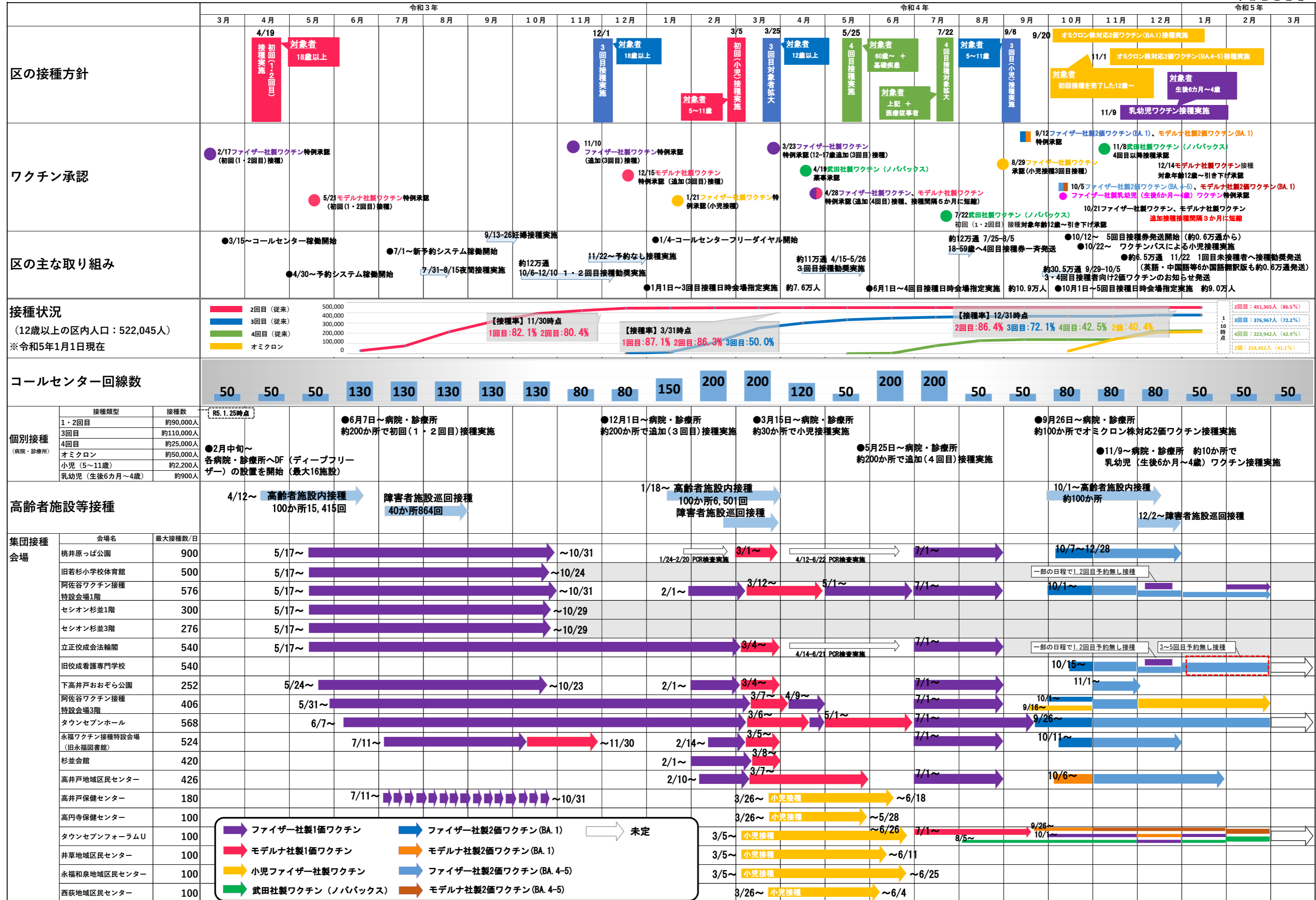
(3) 新型コロナウイルス予防接種担当等の業務に係る職員体制と平日の応援体制



<職員・応援体制について>

- 令和2年12月より、兼務を中心に職員体制を整備するも、18歳以上全区民を対象とした初動の人員体制について課題があった
- 集団接種会場に区常勤職員を責任者として配置する応援体制や、問い合わせ対応としてコールセンターで対応できない案件処理のため、全庁から応援体制を配置

令和3年3月以降のワクチン接種の概要



令和元年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名		補正号数	予算事務事業名	主管課名	事業内容	予算額	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
染口に児童大ウケ防止対策等	児童福祉施設等における子ども用マスク等購入費等	6	児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策	保育課 子育て支援課 児童青少年課	杉並区内の児童福祉施設等を運営する事業者が負担した、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る経費に対して補助	61,601		26,347	保育施設等（幼稚園、病児保育を含む）への補助 163所 24,764 ひととき保育、子ども・子育てプラザ一時預かり施設等への補助 4所 1,089 民間学童クラブへの補助 2所 437 要支援家庭育児支援ヘルパー事業者への補助 2所 57
学校給食の推進	区立学校臨時休業に伴う学校給食休止対応経費	7	学校給食の推進	学務課	区立学校臨時休業に伴う、学校給食学校給食費の保護者への返還に係る口座振込手数料及び給食食品納入業者に対して既に発注していた食材に係る費用を計上した。	947	915,000×1式	915	学校臨時休業による給食食材損失補てん額

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）

（単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円）

取組名	補正号数	予算事務事業名	主管課名	事業内容	予算額	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式	
医療体制強化・医療従事者支援	1	感染症予防発生時対策	健康推進課	感染者が急増し、地域医療の崩壊防止が早急に求められる状況の中で、基幹病院において、感染症患者の受け入れにより、その他の診療や病床の縮小等による大幅な減収が見込まれることから、令和2年度の収入額と過去3年の平時における収入の平均額との差額相当分等を補助し、基幹病院の経営の安定化を図った。また、発熱外来に従事する医師を確保するために、区内の医療機関に対して必要な経費を補助し、医療提供体制を確保した。	2,229,000	2,229,000,000円×1式	1,709,474	入院・外来医療体制強化事業 計1,680,143,828円 ○荻窪病院 :508,992,163円 ○河北総合病院 :647,431,951円 ○佼成病院 :430,284,245円 ○東京衛生アドバンス病院:93,435,469円	
					50,602	50,602,000円×1式		医師確保支援事業 29,330,460円 ○日額単価：44,480～160,130円 ○交付団体数：76医療機関	
	入院患者受入医療機関支援事業	1	感染症予防発生時対策	健康推進課	感染症患者受入れに伴う院内感染対策及び医療、看護に応じた医療従事者の処遇並びに適正配置に要する経費の一部を補助し、医療提供体制の維持を図った。	152,000	10,000円×3,040人×5月	99,470	入院病床1人当たり@10,000円×9,947人
	休業期間経営継続支援事業	10 13	感染症予防発生時対策	健康推進課	PCR検査等を実施する区内医療機関に勤務する従事者が同感染症に感染したことにより、休業や診療の縮小を余儀なくされた医療機関に対し、休業期間中の経営継続に必要な経費の一部を補助し、業務再開に向けた支援を行った。	4,060	(診療所)58,000円×7所 ×10日	43,680	休診又は休診に準ずる診療の縮小をした診療科又は病棟ごとに1日@182,000円×10日×24診療科/病棟
						29,120	(病院)182,000円×16診療科×10日		
						37,800	(病院)182,000円×39診療科×10日-33,180,000円		
	病床確保のための転院支援	11	感染症予防発生時対策	在宅医療・生活支援センター	区内基幹病院等に入院している感染症患者のうち、感染症に係る治療を終えても、虚弱状態や基礎疾患のために引き続き入院が必要な方について、転院の受け入れを行う区内医療機関に対し補助を行うことで転院支援を行い、基幹病院等における感染症患者の病床確保を図った。	65,660	(70-6)日×35床×個室28,000円+105床×個室28,000円	4,968	160日(床)×個室28,000円+61日(床)×多床室8,000円
						100	(需用費)50,000円×1式 (役務費)50,000円×1式		—
	医療費の公的負担・移送費	3 7 9 11	感染症予防発生時対策	保健予防課	感染症患者の入院にかかる費用や、感染者を自宅や区内病院から指定病院へ移送する費用を負担した。	27,720	(移送費)@80,000×70件×3か月×1.1+@80,000×35件×3か月×1.1	84,334	(移送費) 患者移送実績：1,335件
						7,308	(移送費) 8,297,490円+(2,970,000×9月)-27,720,000円		
57,451						(移送費) 23,180,930円+(9,900,000×7月)-35,030,000円			
6,000						(移送費)人工透析往復分 200,000円×5回×2件/月×3か月			
3 7 9 11		感染症予防発生時対策	保健予防課	感染症患者の入院にかかる費用や、感染者を自宅や区内病院から指定病院へ移送する費用を負担した。	57,240	(公費負担)@212,000円×60人×3か月+@212,000×30人×3か月	223,447	(公費負担) 公費負担実績：2,425件	
					1,861	(公費負担) 15,724,054円+(@90,368×60人×8月)-57,240,000円			
					130,787	(公費負担) 48,767,517円+(@84,000×240人×7月)-59,101,000円			
					88,000	(公費負担) 108,726,637円+(@94,000×450人×4月)-189,888,000円			
お菓子配布・キッチンカーでの昼食提供による医療従事者支援	11	感染症予防発生時対策	保・管理課	区内感染症診療協力医療機関等の医療従事者に対し、感謝と慰労の気持ちを込めて支援するため、交流自治体や障害者施設で製造したお菓子に応援メッセージを添えて配布するほか、キッチンカーによる昼食提供を行った。	5,519	(菓子代) 5,518,600円×1式	7,703	(菓子代) 4,879,590円×1式	
					844	(菓子梱包配送委託) 843,150円×1式		(菓子梱包配送委託) 895,145円×1式	
					2,000	(キッチンカー) 2,000,000円×1式		(キッチンカー) 1,928,000円×1式	

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

感染症予防対策	PCR検査体制の整備①	6	感染症予防発生時対策	健康推進課	区内診療所等の医療機関において、検査を実施するための運営経費の一部を補助し、行政検査実施体制の拡充を図った。	96,077	(医師確保支援事業) 12人×20日×9月×44,480円	160,706	発熱外来等設置支援事業補助金 117,371,100円 ○日額単価 : 35,850~96,000円 ○交付団体数 : 5医療機関
						17,280	(看護師・検査技師等雇用経費補助) 24,000円×5日×16人×9月		
						6,192	(医療事務等雇用経費補助) 17,200円×5日×8人×9月		
						45,900	(PCR検査スポット運営支援) 3,000円×15,300件		
	PCR検査体制の整備②	6	感染症予防発生時対策	健康推進課	区内各所で区がPCR検査を実施するため、陰圧装置や除菌システムを完備したバスによる移動式の検査スポットを設置した。	3,600	(看護師・検査技師等報償費) 15,000円×20日×2人×6月	49,032	○報償費 3,582,621円×1式 ○需用費 7,248,155円×1式 ○(委託/医師・看護師等人材紹介費) 1,594,311円+1,227,580円 ○(委託/運転管理請負等) 16,406,940円×1式 ○(PCR検査用バス購入) 18,972,393円×1式
						10,800	(医師等報償費) 90,000円×20日×1人×6月		
						15,000	(需用費) 15,000,000円×1式		
						4,320	(委託/PCR検査用医療事務) 18,000円×20日×2人×6月		
						7,560	(委託/医師・看護師等人材紹介費) 7,560,000円×1式		
						18,000	(委託/PCR検査判定) 15,000円×50本×24回		
						420	(委託/産業廃棄物処理契約) 3,500円×20箱×6月		
						15,000	(委託/運転管理請負委託) 2,500,000円×6月		
7,000						(改修工事) 7,000,000円×1式			
19,000						(PCR検査用バス購入) 19,000,000円×1式			
PCR検査体制の整備③	3	生活衛生課分室の維持管理	生活衛生課	生活衛生課分室(旧衛生試験所)にてPCR検査を実施するため、改修工事の実施や必要な備品等の購入を行った。	8,600	(需要費/検査試薬等) 8,600,000円×1式	93,284	(需用費/一般購入、その他修繕等) 検査用試薬、消耗品等の購入等 16,512,186円×1式 (需用費/家屋等修繕) 検査室改修等 21,467,644円×1式 (備品購入費/普通備品) 冷凍冷蔵庫 7台 2,096,600円 冷凍庫 (-80℃) 6台 3,388,440円 紫外線殺菌ロッカー 3台 610,500円 高圧蒸気滅菌器 2台 1,918,400円 製氷機等その他11点 3,419,350円 合計11,433,290円 (備品購入費/重要備品) 核酸自動抽出装置 3台 7,876,440円 全自動核酸抽出装置 1台 9,999,000円 リアルタイムPCR装置 2台 14,630,000円 安全キャビネット 6台 9,156,400円 高速冷却遠心機 1台 1,769,350円 合計43,431,190円 (負担金補助及び交付金/負担金) 研修費用 440,000円×1式	
					2,300	(需用費/移設費、撤去費等) 2,300,000円×1式			
					4,100	(備品/パーテーション等) 4,100,000円×1式			
	6				14,800	(備品/核酸自動抽出装置等) 14,800,000円×1式			
					200	(研修参加) 200,000円×1式			
					11,004	(需要費/検査試薬等) 11,004,000円×1式			
					135	(廃棄物処理手数料) 135,000円×1式			
					800	(備品/紫外線殺菌ロッカー等) 800,000円×1式			
					15,400	(備品/全自動核酸抽出増幅検査装置) 15,400,000円×1式			
					4,649	(需要費/検査試薬等) 4,648,800円×1式			
	7				12,596	(需用費/既存撤去工事、電話工事等) 12,595,440×1式			
					1,045	(備品/製氷機、殺菌ロッカー等) 1,045,000円×1式			
					31,737	(備品/PCR装置等) 31,736,056円×1式			

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）

感染症予防対策	業務継続のための施設従事者へのPCR検査実施	7	業務継続のための福祉施設等従事者へのPCR検査	障害者施策課	福祉施設等において利用者及び従事者に感染症が発生した場合に、従事者の不安の解消や、業務の継続と区民サービスの維持のため、行政検査の対象とならない従事者を対象としたPCR検査を区独自で実施した。	15	(役務費) @220×68所	2,056	—	
						9,900	(PCR検査委託) @18,000×550人		(PCR検査委託) @14,300×93人=1,329,900 @16,500×44人=726,000	
				子・管理課			23	(役務費) @220×104所	2,571	—
						16,920	(PCR検査委託) @18,000×940人	(PCR検査委託) @14,300×99人=1,415,700 @16,500×70人=1,155,000		
				介護保険課			40	(役務費) @220×181所	17,443	—
						11	19,800	(PCR検査委託) @18,000×1,100人		PCR検査委託(19,800千円+9,500千円) @14,300×1,154人=16,502,200 @16,500×57人=940,500
	ワクチン接種体制整備	11	予防接種	保健予防課	ワクチン接種に関するコールセンターを令和3年3月に開設したほか、ワクチンの保管に必要な冷凍庫等の備品を購入した。	7,579	(役務費/65歳以上高齢者) 63円×120,139+94×100	50,011	(令和3年度繰り越し)	
						77,418	(予防接種委託/医療従事者×2回) 2,070円×17,000人×2回×1.1		受診票等印刷 6,918,600×1.1 (一部令和3年度繰り越し)	
						11,434	(受診票等印刷及び発送委託/65歳以上高齢者)10,393,687×1.1		既存のシステム改修 4,440,000円×1.1	
						4,224	(予防接種システム改修費) 3,840,000円×1.1		集団接種会場(4か所)消耗品及び修繕費 1,021,327×1.1	
						3,000	(需用費/集団接種会場用) 3,000,000円×1.1		25,000,000(コールセンター運営費)+2,700,000(備品等) 3月15~31日(土日含む17日間)50回線	
						33,517	(コールセンター委託) 33,517,000円×1.1		2種類の超低温冷凍庫各3台 399,850×3+483,850×3	
		2,917	(備品/超低温冷凍庫) 2,917,000円×1.1	(旧若杉小接種会場:通路マット・フェンス、スロープ設置)1,177,990+160,600=1,338,590						
		13	保育施設の維持管理	保育課	1,379	(通路マット・フェンス・スロープ設置)548,000+630,300+100,000×2.1	—			
13	図書館施設維持管理	中央図書館	3,000	(スロープ・床シート・コンセント設置)3,000,000×1.1	—					

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）

感染症予防対策	マスク等物品購入及び購入補助	1	新型コロナウイルス感染症対策	危機管理対策課	区立施設の出入口や区立学校の各学級に手指消毒剤を配置するとともに、福祉施設等に非接触式電子温度計を配布した。また、区内の医療機関や福祉施設等に対し、マスクや手指消毒剤等を配布するとともに、今後の新興ウイルスによる感染症が流行した際の備蓄品として防護具を購入するほか、保育施設等における感染症対策物品購入に対する補助を行った。	67,500	(サージカルマスク) 45円×1,500,000枚	71,473	(サージカルマスク) (1) @34.7円×500,000枚×1.1 (2) @13.9円×500,000枚×1.1 (3) @ 5.3円×500,000枚×1.1			
						8,250	(手指消毒剤1L) 1,650円×5,000本		(手指消毒剤1L) (1) @1,500円× 5,000本×1.1 (2) @1,850円×14,525本×1.1			
						693	(手指消毒剤500ml) 1,155円×600本		(消毒剤運搬に係るフォークリフト委託) @150,000円×1.1			
						1,879	(非接触型体温計) 4,400円×427本		(非接触式体温計) (1) @11,000円× 74本×1.1 (2) @ 9,700円×128本×1.1 (3) @ 4,840円×141本×1.1			
						5,188	(防護服等) 2,882円×1,800組		(防護服) @3,200円×100組×1.1 (環境清拭材) @2,480円×180本×1.1			
						-11,000	(サージカルマスク等) (実績に基づく減額補正)		—			
	区立施設トイレ手洗い場などの自動水栓・レバーハンドル化	2	1	感染症予防・発生時対策	保・管理課		5,775	(手指消毒剤500ml) 1,155円×5,000本	31,504	(手指消毒剤1L) @1,850円×2,835本×1.1		
							67,500	(サージカルマスク) 45円×1,500,000枚		(サージカルマスク) @34.7円×500,000枚×1.1 @5.3円×250,000枚×1.1		
		4	7	児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策	子・管理課	保育課		-35,000		(サージカルマスク) (実績に基づく減額補正)	(N95マスク) @125円×35,400枚×1.1 (フェイスガード) @59円×5,000枚×1.1	
								11,060		要支援家庭ヘルパー、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、つどいの広場事業、子どもショートステイ、産後ケア	要支援家庭ヘルパー、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、つどいの広場事業、子どもショートステイ、産後ケア	
		6	6	小学校の運営管理、中学校の運営管理	児童青少年課	児童青少年課		215,947		認可保育所、地域型保育事業、子供園、幼稚園、認可外保育施設、病児・病後児保育	158,144	認可保育所、地域型保育事業、子供園、幼稚園、認可外保育施設、病児・病後児保育
								4,189		学童クラブ	1,815	学童クラブ
15,690	本庁舎、区民事務所、ゆうゆう館、杉並子ども家庭支援センター・同センター内児童発達相談窓口、保健センター							141,165	本庁舎、区民事務所、ゆうゆう館、杉並子ども家庭支援センター・同センター内児童発達相談窓口、保健センター			
49,180	分庁舎、職員会館、杉並会館、地域区民センター、区民会館、区民会議室、区民集会所、産業商工会館、スポーツ施設、障害者福祉会館、視覚障害者会館、障害者交流館、福祉事務所、児童館、高円寺子ども支援センター、郷土博物館、図書館								分庁舎、職員会館、杉並会館、地域区民センター、区民会館、区民会議室、区民集会所、産業商工会館、スポーツ施設、障害者福祉会館、視覚障害者会館、障害者交流館、福祉事務所、児童館、高円寺子ども支援センター、郷土博物館、図書館			
18,424	ケア24、ふれあいの家、学童クラブ、区営住宅、土木事務所、公園、清掃事務所、済美教育センター	ケア24、ふれあいの家、学童クラブ、区営住宅、土木事務所、公園、清掃事務所、済美教育センター										
76,300	小学校、中学校	小学校、中学校										

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）

区内中小事業者等への支援	中小事業者への家賃助成、 廃業経費補助	5	中小企業支援	産業振興センター	テナントの家賃を減額した不動産オーナーに対する補助及び廃業した事業者に対して廃業後に発生する家賃等に係る補助を実施し、コロナ禍により影響を受けた中小事業者の負担軽減を図った。	600	(家賃助成/需用費) 600,000×1式	77,155	(需用費) 786,182円×1式	
						400	(家賃助成/役務費) 400,000×1式		(役務費) 333,290円×1式	
						14,000	(家賃助成/事務処理委託) 14,000,000×1式		(事務処理委託) 13,648,800円×1式	
						160,000	(家賃助成/助成金) 160,000,000×1式		(助成金) 62,387,000円×1式	
		13	5	13	-97,613	(助成金) (実績に基づく減額補正)	232	(廃業経費助成/助成金) 900,000×10件	(助成金) (実績に基づく減額補正)	(廃業経費助成/助成金)232,000円×1式
					9,000	(助成金)				
					-8,768	(実績に基づく減額補正)				
	中小事業者への 信用保証料全額補助の支援	11	中小企業支援	産業振興センター	新型コロナウイルス感染症対策特例資金を金融機関から借り受けた中小事業者に対し、借受時に支払った信用保証料相当を全額補助し、コロナ禍により影響を受けた事業者の負担軽減を図った。	140	(需用費)140,000×1式	78,908	(需用費) 107,768円×1式	
						110	(役務費)110,000×1式		(役務費) 123,392円×1式	
						110,500	(補助)170,000×650件		(補助) 78,676,853円×1式	
	商店街及び飲食店等の支援	6	中小企業支援	商店街支援	産業振興センター	杉並区商店会連合会に対して、各地域の商店街で使用できる「お買い物券」を抽選でプレゼントするキャンペーン事業に係る補助金を交付し、コロナ禍により売上げが減少した商店街の利用促進を図った。また、区内飲食店等を対象に、感染防止対策の備品購入に係る環境整備費用を助成し、各店舗における感染防止対策を支援した。	246,000	246,000,000×1式	213,234	商店街応援キャンペーン事業費補助金 213,233,871円×1式
							360	(需用費)360,000×1式	57,784	(需用費) 167,200円×1式
		350	(役務費)350,000×1式	(役務費) 163,960円×1式						
		21,648	(事務処理委託)21,648,000×1式	(事務処理委託) 21,638,100円×1式						
		114,000	(補助)3,800店舗×30,000	(補助) 35,815,000円×1式						
		13	3	-78,129	(補助) (実績に基づく減額補正)	25,562	130	(需用費) 63,800×1式+66,000×1式	124,300円×1式	
	5,882									(商工相談委託)5,881,018×1式
	商工相談窓口拡大による支援	1	中小企業支援	産業振興センター	産業振興センターにおいて、急増する資金融資相談に対応するため、中小企業診断士による商工相談員を増員するとともに、国の雇用調整助成金の申請手続きを支援するため、社会保険労務士をウェルファーム杉並に配置するなど、相談体制の拡充を図った。	353	(需用費) 152,900×1式+200,000×1式	65,714円×1式		
						2,960	(役務費)2,960,000×1式	(役務費) 2,325円		
39,859						(商工相談委託)39,858,170×1式	(事務処理委託) 18,126,240円×1式			
170						(賃借料) 169,400×1式	(賃借料) 0円			
800						(アドバイザー派遣)20,000×4回×10件	(アドバイザー派遣) 20,000円×1式			
新ビジネススタイル導入支援	13	中小企業支援	産業振興センター	中小企業診断士の助言を得て事業形態の転換や新事業の開拓を行う中小事業者に対して必要な経費を補助し、コロナ禍に応じた事業展開を図る事業者の支援を行った。	100	(需用費)100,000×1式	140	(需用費) 118,567円×1式		
					100	(役務費)100,000×1式		(役務費) 1,764円×1式		
					2,500	(助成金)500,000×5件		(助成金) 0円		

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）

区内中小事業者等への支援	学校の再開後を見据えた給食食材納入業者への支援	1	学校給食の推進	学務課	区立学校の臨時休業に伴う給食の停止を受け、給食食材納入業者に対して既に発注していた食材に係る費用の補てんを行うとともに、学校再開後に学校給食を円滑に行うため、給食食材納入業者が事業を継続するための経費の一部を助成し、納入業者の支援を行った。	3,588	3,588,000×1式	61,825	学校臨時休業による給食食材損失補てん額
		3				51,611	51,611,000×1式		学校臨時休業による給食食材損失補てん額及び売上総利益（見込額）の2分の1
	文化・芸術の「場」と「活動」の支援	5	文化・芸術の振興	文化・交流課	感染症対策を講じた上で、舞台等の公演活動を行う事業者への助成（日本フィルハーモニー交響楽団の公演助成を含む）を実施するとともに、劇場等運営事業者へ給付金を支給し、コロナ禍により影響を受けた文化・芸術の場と活動を一体的に支援した。	38,000	(場の支援)200,000円×10件+400,000円×90件	28,600	200,000円×47件+400,000円×48件
						180,000	(活動の支援)300,000円×600件	159,230	約280,000円（平均助成金額）×568件
						13,200	(日フィル支援)2,200,000円×6件	13,200	2,200,000円×6件
	障害福祉・介護保険サービスの事業継続支援	6	障害福祉サービス等事業所へのサービス継続支援	障害者施策課	感染症の拡大による利用者減などの影響を受けた障害福祉サービス等事業所及び介護保険サービス事業者に対し、引き続きサービスの提供を行えるよう「事業継続支援金」を助成した。	39,000	39,000,000×1式（85事業所）	33,600	33,600,000*1式（70事業所）
						13	-5,400		(実績に基づく減額補正)
		6	介護保険事業者支	介護保険課		84,600	84,600,000×1式（168事業所）	69,100	69,100,000*1式（140事業所）
						13	-15,500		(実績に基づく減額補正)

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初/補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

教育・生活・福祉・子育て支援	特別定額給付金の給付	2	特別定額給付金給付事業	区・管理課	国の緊急経済対策の一環として、迅速・的確に家計を支援するため、特別定額給付金（対象者1人当たり10万円）を325,256世帯、573,416人に給付しました。給付率（給付世帯数/給付対象世帯数）は98.8%となった。	33,000	(時間外手当/常勤、会計年度) 25,000,000+8,000,000	57,754,785	(報酬/会計年度※時間外手当含む) 2,196,418×1式=2,196,418円 (期末手当/会計年度) 409,450×1式=409,450円 (時間外手当/常勤) 13,199,179×1式=13,199,179円 (社会保険料/会計年度) 350,321×1式=350,321円 (普通旅費) 46,824×1式=46,824円 (特別旅費) 92,731×1式=92,731円 (需用費/封筒印刷ほか) 18,468,470×1式=18,468,470円 (郵送料/申請書ほか) 53,862,991×1式=53,862,991円 (振込手数料) 11,300,995×1式=11,300,995円 (委託料/申請書裁断、支給業務) 419,760+312,444,000=312,863,760円 (賃借料/紙折り機) 393,800×1式=393,800円 (給付金) 100,000円×573,416人=57,341,600,000円
		12				-19,000	(時間外手当) (実績に基づく減額補正)		
		2				153,000	(需用費) 153,000,000×1式		
		12				-89,000	(需用費) (実績に基づく減額補正)		
		2				134,000	(役務費) 134,000,000×1式		
		12				-68,000	(役務費) (実績に基づく減額補正)		
		2				244,000	(事務処理委託) 244,000,000×1式		
		2				50,000	(賃借料/民間会議室、物品) 20,000,000+25,000,000+5,000,000		
		12				-23,000	(賃借料) (実績に基づく減額補正)		
		2				58,500,000	(給付金) 100,000円×585,000人		
		12				-1,158,000	(給付金) (実績に基づく減額補正)		
	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給	3	生活困窮者等自立促進支援事業	在宅医療・生活支援センター	休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている世帯に対して、住居確保給付金の支給や就労・生活相談対応を行った。	194	(需用費/電話回線増設) 193,143*1式	675,264	(光熱水費) 364,480円×1式 (建物管理) 2,623,205円×1式 (需用費) 738,849円=電話増設165,319×1式 +事務用品573,530×1式 (役務費) 913,439円= 郵送料168,291×1式+電話等通信料745,148×1式 (委託料/自立相談支援業務委託) 51,341,895円= 自立支援47,227,895×1式+就労支援4,114,000×1式 (扶助費/住居確保給付金) 658,630,440円×1式 以上が事業全体の決算額であり、上記金額から過去3年の平均決算額を差し引くことでコロナによる増額分を算出 R2決算額714,612,308-過去3年平均決算額 39,348,368=影響額675,263,940
						12,129	(自立相談支援業務委託) 8,562,653+3,427,200+117,200+21,208		
						193,320	(住宅確保給付金)⑤53,700円(単身世帯支給額)×6月(支給期間)×600人(支給者)		
		151				(需用費)(45,000円×1.1×2台)+(748円×1.1×63ヶ月)			
		433				(役務費/電話料金)(65,000円-20,000円)+(97,500円-20,000円)×5ヶ月			
		772,099				(住宅確保給付金)965,418,600-193,320,000			
	12	742	(自立相談支援業務委託) 741,560円×1式						

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数（人数や日数等）等）

教育・生活・福祉・子育て支援	子育て世帯への臨時特別給付金の支給	2	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	子・管理課	子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円の国の臨時特別給付金を支給した。	459,680 624 165 3,870 1,041	(臨時特別給付金) (37,428人+986件+7,554人)*10,000円 (時間外手当) 2,600*4H*2人*30日 (需用費) 30,000枚*5円*1.1 (役務費) 30,000件*84円+30,000件*45円 (事務処理委託)30,000件*2円+2,530円*7.75H*50日	426,457	(臨時特別給付金) 42,201人×10,000円 ※戻入者2人を除く (時間外手当) 207,386円 (需用費) 165,000円 (役務費) 3,013,806円 (委託料) 1,041,000円
	ひとり親世帯臨時特別給付金の支給	5	ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業	子・管理課	子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯について、特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯等に対し、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給した。	432,530 2,086 3,476 1,784 2,530 880	(臨時特別給付金) (1,560世帯×50,000円+第二子以降861人×30,000円)+(2,300世帯×50,000円+第二子以降690人×30,000円)+(3,860世帯×50,000円) (会計年度任用職員) (20×6×¥1,050)+(2,600×3時間×5人×50)+(1月×¥10,000) (需用費) 3,476,000×1式 (役務費) 8,000×¥94+8,000×¥84+8,000×¥45 (システム改修業務委託) 2,300,000×1式×1.10 (封入・封緘委託) 8,000×¥100×1.10	280,409	(臨時特別給付金) 276,510,000円 (会計年度任用職員・時間外手当・旅費) 811,158円 (需用費) 643,875円 (役務費) 1,041,726円 (システム改修委託) 1,402,500円 (封入・封緘委託) 0円
	ひとり親世帯(児童育成手当受給者)への臨時特別給付金の支給	5	ひとり親世帯(児童育成手当受給者)への臨時特別給付金支給事業	子・管理課	区独自の対策として、収入の減少等の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、児童育成手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万5千円の臨時特別給付金を支給した。	57,000 282	(臨時特別給付金) 3,800×¥15,000 (役務費) 3,000×¥94	50,446	(臨時特別給付金) @15,000円×3,351人 (役務費) 181,050円
	就学援助認定者への昼食代支援事業	5	小学校就学諸援助 中学校就学諸援助	学務課	低所得世帯の児童・生徒を支援するため、就学援助認定者世帯に対して、区立学校臨時休業期間中の昼食費の支援を行った。	40,033 20,096	(昼食代支援費/準要保護) 500×2,219人×35日 (1・2年生昼食代支援費/要保護) (8,500-4,607)+(9,000-4,607)×64人 (3・4年生昼食代支援費/要保護) (8,500-4,952)+(9,000-4,952)×60人 (5・6年生昼食代支援費/要保護) (8,500-5,296)+(9,000-5,296)×31人 (昼食代支援費/準要保護) 500×1,162人×34日 (昼食代支援費/要保護) (8,000-5,788)+(9,000-5,788)×63人	61,682	区立学校休業期間中の昼食代支援費 ○1人あたりの金額 <準要保護> @500円×4・5月の給食標準実施回数※ <要保護> (@500円×4・5月の給食標準実施回数※) - 生活保護給食費相当額 ※4・5月の給食標準実施回数 35日(途中からの認定、転出等による調整あり) ○人数 2,368人(要保護・準要保護) 区立学校休業期間中の昼食代支援費 ○1人あたりの金額 <準要保護> @500円×4・5月の給食標準実施回数※ <要保護> (@500円×4・5月の給食標準実施回数※) - 生活保護給食費相当額 ※4・5月の給食標準実施回数 34日(途中からの認定、転出等による調整あり) ○人数 1,269人(要保護・準要保護)

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

教育・生活・福祉・子育て支援	児童・生徒1人1台専用 タブレット端末の配備	6	情報教育の推進	庶務課	区立学校臨時休業における児童・生徒の学びの機会を確保するため、区立学校に在籍する全ての児童・生徒に1人1台専用のタブレット端末を配備した。	855,000	(需用費/タブレットPC購入) 5,000*19,000	1,107,924	(需用費/タブレットPC購入) 44,000*19,000	
						6,199	(役務費/教育系環境NW回線増) 1,323,520*1式+1,218,690*4箇月		(役務費/教育系環境NW回線増) 992,200+1,085,951	
						302,513	(教育系ICT環境構築整備委託) 282,425,000*1式×0.8 (校内サーバHDD増設作業委託) 238,300*64校 (教育系ICT環境運用保守委託) 61,321,000円×1式		225,720,000 (校内サーバHDD増設作業委託) 0 (教育系ICT環境運用保守委託) 16,885,000	
						62,528	(管理用PC賃貸借(64台)) 800,000*4箇月 (DC・拠点教育系環境機器賃貸借) 14,832,000*4箇月		(管理用PC賃貸借(64台)) 9,327,340	
	新型コロナウイルス感染症対応 生活支援事業	3	障害者の地域生活支援体制の充実	障害者施策課	障害者や高齢者の介護を行う家族や子どもの保護者等が感染症に感染した場合に、区施設を活用して、残された被介護者等への生活支援等を実施した。	14,533	(生活支援委託) 30,000×5人×3交替×14日×1.1 (生活支援委託/在宅支援) 33,000×5人×3交替×14日×1.1	616	(生活支援委託/在宅支援) 3,750×96時間×1.1=396,000 (施設管理委託) 20,000×10月=220,000	
						6,930	(生活支援委託) 30,000×5人×3交替×14日×1.1		0	—
						1,600	(需用費)初度1,000,000+100,000×6月		需用費 550,460円	
		3	子どもショートステイ	子・管理課	25	(役務費)0.5×2回×25世帯*1,000	役務費 26,528円			
					14,183	(施設管理委託) 36,000×180日×1.1 (生活支援委託) 30,000×5人×3交替×14日×1.1 (要支援家庭ヘルパー/買物支援) 2.5×2回×25世帯*1,000	施設管理委託 1,188,000×6か月=7,128,000円 生活支援委託 日中(3,750円×8時間×1.1)+夜間(45,000円×1.1)=82,500 防災設備点検保守 78,980円 除草・草刈り業務委託 81,675円 計 7,371,155円			
					623	(福祉用具) 97,000×6月 (ヘルパータクシー/買物支援) 0.82×2回×25世帯*1,000	—			
					400	(光熱水費)400千円	光熱水費 426,695円			
					400	(需用費)100,000×4月	需用費 107,503円			
					2,751	(施設改修)500,000円×1式+2,045,600円×1.1	パーテーション設置等 1,787,335円			
					4,838	(建物管理委託) 4,838,000円×1式	施設管理委託 1,188,000円×4か月=4,752,000円 機械警備、害虫駆除業務委託 86,000円			
1,259	(実施場所移転作業委託) 1,144,000円×1.1	実施場所移転作業委託 498,300円								
388	(福祉用具) 97,000×4月	—								

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位/予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
安定的な地域医療体制の維持・強化	当初	感染症予防・発生時対策	保健予防課	114,483	区民の方からの新型コロナウイルス感染症に関する問合せ対応のほか、発熱等症状があるが、かかりつけ医がない方からの「受診する医療機関を紹介してほしい」等の相談を受け、発熱外来等への受診調整を行った。また、令和3年8月以降の感染拡大による相談者の急増を受け、電話相談員を追加するとともに、多機能電話と録音装置の設置により、相談内容をより正確に把握することで、電話応答の効率化及び区民の利便性を向上させることができた。	【事業委託】 ○保健師・看護師単価 @24,024(月～金)、@32,438(土日祝) ○事務 @17,710(月～金)、@23,912(土日祝) 227,006,192(年間)-112,524,000(下半期)÷114,483,000	304,633	○事業委託 304,632,930 令和3年4月 24,039,753 5月 24,886,981 6月 23,524,493 7月 25,652,448 8月 23,102,454 9月 21,329,440 10月 24,896,006 11月 24,951,044 12月 26,792,490 1月 30,977,874 2月 26,549,983 3月 27,929,964
	4号			264,977		【事業委託】 ○保健師・看護師 @24,024(月～金)*9,470人=227,507,280-① @32,438(土日祝)*2,415人= 78,337,770-② ○事務 @17,710(月～金)*2,662人= 47,144,020-③ @23,912(土日祝)*1,107人 =26,470,584-④ (①+②+③+④)-114,483,000(当初予算額)÷264,977,000		
	9号			40,964		(事業委託/増員分) @24,500*38人*22日*2月		
区内医療機関への発熱外来等運営及び検体採取体制支援	当初	感染症予防・発生時対策	健康推進課	84,480	区内感染症診療協力医療機関が設置する発熱外来等の運営に必要な経費を補助した。また、検体採取医療機関を確保・維持するために、診療所を含めた区内医療機関がPCR検査の検体採取を実施する場合の運営費を補助した。	(発熱外来等設置支援事業) @80,000*2.2レ〜*4所*20日*6月	390,972	■発熱外来等設置支援事業補助金 計113,100,000円 ○日額単価 : 40,000~120,000円 ○交付団体数: 4 医療機関 ■検体採取実施運営支援事業補助金 @3,000*92,624件
	4号			86,400		(検体採取実施運営支援事業) @3,000*28,800件		
	7号			84,480		(発熱外来等設置支援事業) @80,000*2.2レ〜*4所*20日*6月		
	7号			154,590		(検体採取実施運営支援事業) @3,000*51,530件		
	15号			-30,000		(発熱外来等設置支援事業) -30,000,000*1式		
移動式バスによるPCR検査と区職員による検査判定の実施	当初	感染症予防・発生時対策	健康推進課	9,216	ウイルスを車外に漏洩させない陰圧装置や除菌システムを完備したバスにより、区内各所を巡回してPCR検査（モニタリング等）を実施した。	(移動式PCR検査スポット運営補助) @96,000*16日*6月	24,849	○通信費 187,878*1式 ○需用費 1,501,042*1式 ○委託費 19,200,555*1式 ○報償費 3,816,667*1式 ○備品 143,000*1式
				4,800		(看護師・検査技師等報償費) @20,000*20日*2人*6月		
				5,454		(需用費) 5,453,855*1式		
				172		(通信運搬費/携帯電話) 171,672*1式		
				570		(保険料/PCR検査従事者) 570,000*1式		
				22,894		(事業委託) 22,894,000*1式		
				36		(自動車税種別割税) 36,000*1式		

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
安定的な地域医療体制の維持・強化	4号	感染症予防・発生時対策	健康推進課	9,216	195ページ に同じ	(移動式PCR検査キット運営補助) @96,000*16日*6月	195ページ に同じ	195ページ に同じ
				4,800		(看護師・検査技師等報償費) @20,000*20日*2人*6月		
				5,454		(需用費) 5,453,855*1式		
				172		(通信運搬費/携帯電話) 171,672*1式		
				570		(保険料/PCR検査従事者) 570,000*1式		
				22,894		(事業委託) 22,894,000*1式		
				-18,432		(移動式PCR検査キット運営補助) -18,432,000*1式		
	15号			-6,800		(需用費) -6,800,000*1式		

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位/予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
安定的な地域医療体制の維持・強化	当初	感染症予防・発生時対策	生活衛生課	60	生活衛生課分室（旧杉並区衛生試験所）において区職員によるPCR検査判定を実施し、陽性検体については、変異株の発生动向を把握するため、変異株スクリーニング検査を実施した。	(検査員交通費) @5,000*2人*6月	31,363	(需用費/一般購入、その他修繕等) 検査用試薬、消耗品等の購入等 28,534,829*11式 (需用費/検査機器修理) 検査機器修理 0*1式 (委託料/検査機器保守点検) 安全キャビネット保守点検 1,006,830*1式 リアルタイムPCR保守点検 0*1式 核酸自動抽出装置保守点検 0円×1式 全自動核酸抽出増幅検査装置保守点検 1,309,000*1式 (備品購入費/普通備品) 紫外線殺菌ロッカー 138,380*1台 (負担金補助及び交付金/負担金) 研修費用 374,000*1式
				29,598		(検査試薬等購入) @240,627/日*123日		
				250		(検査機器修理) @500,000*1/2年		
				1,116		(安全キャビネット保守点検) 1,115,730*1式		
				814		(リアルタイムPCR保守点検) 814,000*1式		
				1,238		(核酸自動抽出装置保守点検) 1,237,500*1式		
				1,782		(全自動核酸抽出増幅検査装置保守点検) 1,782,000*1式		
				5,683		(検査員派遣委託) @3,500*6時間*2人*1.1*123日		
				35,029		(検査試薬等購入) @291,906/日*120日		
				4号		250		
	139	(殺菌ロッカー購入) @138,380*1台						
	374	(研修参加費用) @132,000+@242,000						
	-32,000	(検査試薬等購入) -32,000,000×1式						
	15号							
	病床確保のための転院支援	3号	感染症予防・発生時対策	在宅医療・生活支援センター	59,136	区内基幹病院等に入院している感染症患者のうち、感染症に係る治療を終えても、虚弱状態や基礎疾患のために引き続き入院が必要な方について、転院の受け入れを行う区内医療機関に対し補助を行うことで転院を支援し、基幹病院等における感染症患者の病床確保を図った。	(転院補助) @280,000*R2年度の月平均9.6人*変異株の感染力を考慮した係数2*11月	8,620
15号		-44,398			(転院補助) (5月～10月実績5,528,000+(6か月の月平均@921,000*5月)*変異株の感染力を考慮した係数2)-59,136,000			
医療機関に対する休業中の経営継続支援	当初	感染症予防・発生時対策	健康推進課	33,760	PCR検査等を実施する区内医療機関に勤務する従事者が同感染症に感染したことにより、休業や診療の縮小を余儀なくされた医療機関に対し、休業期間中の経営継続に必要な経費の一部を補助し、業務再開に向けた支援を行った。	(病院) @182,000*16診療科*10日 (診療所)@ 58,000* 8所 *10日	40,950	休診又は休診に準ずる診療の縮小をした診療科又は病棟ごとに1日182,000円 @182,000*10日*18診療科/病棟 @182,000*9日*1診療科/病棟 @182,000*8日*2診療科/病棟 @182,000*7日*1診療科/病棟 @182,000*5日*2診療科/病棟 @182,000*3日*1診療科/病棟
	4号			11,240		(病院) @182,000*16診療科*10日-19,420,000 (診療所) @ 58,000* 8所 *10日- 3,100,000		
	15号			-21,340		(病院) -15,160,000*1式 (診療所)- 6,180,000*1式		

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式	
安定的な地域医療体制の維持・強化	当初	感染症予防・発生時対策	保健予防課	39,889	入院医療が必要な感染症患者に対して感染症法で規定された医療費の一部公費負担を行った。 また、感染症患者が医療機関等に移動する際、感染症が蔓延しないよう、民間救急等による確実かつ速やかな移送を行い、その費用を負担した。	(入院患者搬送委託) (例年分(@35,000*15件*1.1)+コロナ分(@60,000*1,200件*1.1)) *1/2年	513,894	○入院患者搬送委託 / 2,521件 104,591,640 ○公費負担医療 / 4,072件 409,302,539	
				66,750		(公費負担医療) (@89,000*125人*12月)*1/2年			
	4号			75,900		(入院患者搬送委託) ・変異株：通常株の1.32倍で計算 ・年間件数：110件/月*1.32*12月≒1,750件 ・1件当たりの金額：当初予算の@60,000で計算 115,500,000(@60,000*1,750件*1.1)- 39,600,000(当初予算額=75,900,000)			
				258,960		(公費負担医療) ・変異株：通常株の1.32倍で計算 ・件数：1,087件(11～2月の合計)/4月*1.32≒360件 ・単価：@110,000(11～2月の平均単価) ○上半期(再見積分) @110,000*360件*6月=237,600,000-① ○下半期分 66,750,000(上半期分)*1.32=88,110,000-② ①-66,750,000(当初)+②=258,960,000			
				7号		152,697			(入院患者搬送委託) ○年間見込額 @55,400*17,930件*0.27(占有割合)=268,196,940-① ①+115,500,000(当初+補正4号)=152,696,940
						286,152			(公費負担医療) ○年間見込額 @87,500*17,930件*0.39(占有割合)=611,861,250-① ①+325,710,000(当初+補正4号)=286,151,250

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位/予算額・決算額:千円、積算根拠・積算式:)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式				
安定的な地域医療体制の維持・強化	予備費			2,400		(医師謝礼) @10,000*8時間*1人*30日	213,865	<ul style="list-style-type: none"> ○報償費 620,000 ・医師謝礼 620,000 ○需用費 34,195,046 ・パルスオキシメーターの購入 29,700,000 ・ライセンス購入費 1,657,106 ・その他事務費等 2,837,940 ○役務費 2,839,252 ・ネットワーク回線使用料 573,237 ・通信費(プロバイダー) 7,700 ・通信費(SMS) 1,664,315 ・切手 594,000 ○委託料 168,130,902 ・システム委託 54,606,200 ・車両運転委託 13,098,232 ・自宅療養者健康観察業務(訪問看護) 930,000 (委託) 95,545,450 ・ハイパー 3,951,020 ○使用料及び賃借料 8,079,500 ・システム用PC 2,082,300 ・システム用プリンター 176,000 ・酸素濃縮装置 5,821,200 				
				15,339		(パルスオキシメーター購入)@9,000*1,500個*1.1 (携帯電話購入) @7,400*60台*1.1						
				218		(携帯電話通信用料+新規契約手数料) (@160*60台*2日)+(3,300*60台)						
				4,455		(パルスオキシメーター等配送車両経費) @1,350,000/月*3台*1月*1.1						
				3,327		(酸素濃縮装置リース料) @30,000/月*10台*4月*1.1 +@38,000/月*12台*4月*1.1						
				7,360		(医師謝礼) @10,000*8時間*1人*92日						
				49,046		(防護服等購入)@6,700*20人*2回*122日 (パルスオキシメーター購入)@9,000*1,500個*1.1 (その他物品購入)1,500,000*1式						
				8号		感染症予防・発生時対策			保健予防課	6,043	自宅療養者支援ステーションを設置し、パルスオキシメーターなど支援物資の配送体制の強化や酸素濃縮装置の確保、健康観察業務の一部委託化などを実施するとともに、相談から療養終了までを一元管理できるシステムを導入し迅速な感染症患者対応を行ったことにより、急増する自宅療養者に対する支援強化を図った。	(携帯電話通信用料) @4,500/月*60台*4月*1.1 (酸素濃縮装置運搬費用) @5,000*(108回+170回) (パルスオキシメーター回収) @220*75件*210日
										13,365		(パルスオキシメーター等配送車両経費) @1,350,000/月*3台*3月*1.1
										1,188		(酸素濃縮装置リース料) @30,000/月*12台*3月*1.1
	231	(キャビネット購入) @70,000*3台*1.1										
	4,800	(医師謝礼) @10,000*8時間*1人*60日										
	744	(携帯電話通信用料) @4,500/月*13台*3月*1.1 (感染症管理システムSMS送信費) @100,000*5月*1.1										
	9号	468,582	【自宅療養者健康観察業務委託】 (訪問看護ステーション)@30,000*延1,125人 (民間事業者委託)169,080,000*2月*1.1									
			(感染症管理システム開発委託) (35,210,000+13,832,000)*1.1 (物品配送用車両運転委託) @1,350,000/月*3台*2月*1.1									
	3,913	(感染症管理システムライセンス使用料) @671,700/月*5月*1.1 (感染症管理システムネットワーク使用料) @39,710/月*5月*1.1										

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
安定的な地域医療体制の維持・強化	9号	感染症予防・発生時対策	保健予防課	10,833	199ページ に同じ	(感染症管理システム用ノートPCリース料)	199ページ に同じ	199ページ に同じ
						@18,950*80台*5月*1.1 (酸素濃縮装置リース料) (@38,000*12台+@30,000*10台)*3月*1.1		
自宅療養者支援ステーションの設置・運営								

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	1号	予防接種	保健予防課	2,600	初回(1・2回目)接種については、区内医療機関において医師・看護師のほかエッセンシャルワーカーなど(医療従事者等)への接種を令和3年4月当初より開始した。区民接種については、4月中旬から高齢者施設等入所者への接種を開始し、5月からは8会場において地域集団接種を行い、最大11会場において集団接種を実施した。また、基礎疾患のある方等が安心して接種ができるよう、6月からかかりつけ医等による区内医療機関における個別接種を開始した。 追加(3回目)接種については、医療従事者等を対象に12月から3会場で地域集団接種を開始し、令和4年2月には8会場を開設して区民の接種体制を確保するとともに、高齢者の負担軽減を図るため会場・日時を指定した接種を実施した。 また、令和4年3月から12歳以上17歳以下の方への追加(3回目)接種と5歳から11歳の小児接種を開始しました。 上記のほか、初回(1・2回目)接種、追加(3回目)接種を通じて、接種を促進するため「夜間接種」、「予約なし接種」、「土日祝日接種」などの体制を整備するとともに、障害者施設等への巡回接種や海外から一時帰国された方への接種を行った。	○光熱水費(集団接種会場光熱水費) 2,600,000*1式	8,398,463	○集団接種会場運営関係費用 3,659,883,122(最大14会場*延91月) ○接種費用 1,998,530,872(接種費用等*約72万回) (接種費用:@2,277、予診のみ:@1,694 小児加算:@726、時間外加算:@803 休日加算:@2,343、国保連事務費:@300) ○コールセンター委託費用 1,849,787,500(50~200回線*12月) ○予診票管理・VRS入力委託費用 254,463,000 (1~3回目接種VRSデータ作成、予診票不備チェック作業一式*11月) ○接種券・勸奨通知費用 160,887,183 (1~3回目接種券/延約94.4万通) ○医療機関への接種体制確保等に係る協力金・補助金 128,972,088 (上限1,000,000*10病院 +上限100,000*126診療所 +集団接種会場維持補助金一式*4病院) ○ワケ配送費用 108,996,470 (医師会から各医療機関への小分け配送委託*10月) ○データ管理委託費用 59,334,000(@319,000*延186月) (データ管理-21台、医師会及び14病院で実施) ○接種後経過観察委託費用 53,209,200 (1,834,800*延29月(集団接種会場運営4病院で実施)) ○障害者施設等での巡回接種委託費用 27,217,058(1日1施設~3施設*延26日) ○予約システム委託費用 23,292,500 (システム利用・管理*12月) ○予防接種システム改修等費用 7,783,600 (3回目接種システム改修費+リス機2台追加費用) ○障害者等への配慮にかかる費用 532,900(手話通訳手記ほか) ○その他 65,573,500 (高齢者等への会場日時指定費用 36,977,600ほか)
				20,000	さらに、広報紙やホームページ等においてワクチンに関する特集記事を定期的に掲載し、ワクチンの副反応など区民の関心が高い情報を発信するとともに、未接種者や外国人、妊婦の方などに対して、個別状況に応じたお知らせを送付するなど、きめ細やかな情報発信に努めた。 これらの取組により、令和4年3月31日時点で、12歳以上の区民451,957人(86.3%)の方が初回接種(1・2回目)を完了し、261,945人(50.0%)の方が追加(3回目)接種を完了した。	○一般需用費 20,000,000*1式		
				41,561		○通信運搬費(接種券送付費用) @63*452,365人+@94*21,000人(ワクチン小分け配送費用) @12,000*30式*4回*7月*1.1		
				2,264,508		○医療衛生委託(接種費用) @2,070*(573,000人-17,000人-64,000人)*2回*1.1(その他) 地外接種国保連事務費		
				1,600,042		○事業委託(コールセンター等委託) 871,676,000*1式(その他) 受診票等印刷及び発送委託、桃井施設(警備、清掃委託、路面整備費)、看護師委託、集団接種委託(旧永福図書館、せむ①・②、その他)、旧若杉小(清掃委託)		

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	1号	予防接種	保健予防課	55,572	201ページ に同じ	○使用料及び賃借料(桃井施設賃借料) 50,520,000*1式*1.1(4～10月)	201ページ に同じ	201ページ に同じ
				15,000		○負担金補助及び交付金 (病院における接種準備補助金) @1,000,000*15院		
				5,140		○光熱水費(集団接種会場光熱水費) 5,140,000*1式		
				2,874		○一般需用費 2,874,000*1式		
				27,225		○通信運搬費(ワクチン小分け配送費) @4,950,000/月*5月*1.1		
	2号			167,124		○事業委託 (和田施設接種委託) @557,000/日*189日*1.1 (その他) 阿佐谷施設(警備、清掃委託)、和田施設(清掃委託、駐車場警備委託)、桃井施設(駐車場警備委託、チラシ配布)、経過観察委託料(高齢者施設)		
				31,460		○使用料及び賃借料(阿佐谷施設賃借料) @2,600,000/月*11月*1.1		
				5,000		○工事請負費(桃井施設安全対策工事) 5,000,000*1式		
				6,302		○負担金補助及び交付金(阿佐谷施設建物負担金) 5,728,600*1式*1.1		
				103		○謝礼金(外国人チラシ作成報償費) @4,100*25時間		
	3号			4,180		○光熱水費(集団接種会場光熱水費) 4,180,000*1式		
				500		○手数料(阿佐谷施設バリアフリー建築確認手数料) 500,000*1式		
				495		○建物管理(阿佐谷施設エレベーター保守委託費) @49,900/月*9月*1.1		
				983,849		○事業委託 (集団接種会場管理運営委託) 403,267,468*1式*1.1 (その他) コールセンター委託(回線増)、VRS読み込み委託、ワクチン接種事業委託、下高井戸施設(接種会場経過観察委託)		
				26,538		○使用料及び賃借料 (タワシタン賃借料) @132,000*(15日+31日+31日+30日+31日)*1.1 (フォーラム賃借料) 1,500,000*4月+1,500,000*10日/30日		

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	3号	予防接種	保健予防課	1,147	201ページ と同じ	○工事請負費 (阿佐谷施設エレベータ修繕費) 412,000*1式*1.1 (下高井戸施設水道敷設工事) 630,000*1式*1.1	201ページ と同じ	201ページ と同じ
				5,500		○負担金補助及び交付金(阿佐谷施設建物負担金) 5,000,000*1式*1.1		
	5号			9,918		○謝礼金(高井戸保健センターを活用した接種事業) 9,016,000*1式*1.1		
				37,453		○医療衛生委託(巡回接種) 34,048,120*1式*1.1		
				434,520		○事業委託 (コールセンター委託) 253,825,000*1式*1.1 (その他) 集団接種会場管理運営委託、予約システム増強、ワクチン小分配送業務委託		
				15,000		○負担金補助及び交付金(新型コロナワクチン接種協力金) 15,000,000*1式		
				841,216		○事業委託(集団接種会場管理運営委託) 841,215,700*1式		
				3,200		○工事請負費(旧永福図書館修繕費) 3,200,000*1式		
				1,600		○光熱水費(集団接種会場光熱水費) 1,600,000*1式		
				3,150		○通信運搬費(接種券郵送費用) @63*50,000人		
	7号			323,096		○医療衛生委託(予防接種委託) 323,095,438*1式		
				993,046		○事業委託 (集団接種会場管理運営委託) 570,358,910*1式+29,282,000*1式 (その他) 清掃委託、建物警備委託、経過観察委託、ティーフリーサー委託、コールセンター委託費、VRS読取委託、医療廃棄物処理委託、ワクチン小分配送委託費		
				12,062		○使用料及び賃借料(桃井原っぱ・カクセブン) (907,500+11,154,000)*1式		
				178,025		○負担金補助及び交付金 (ワクチン予約数減に伴う医療機関への費用補填) 178,024,968*1式		
				220		○謝礼金(翻訳謝礼) @2,200*10時間*10か国		
				37,443		○通信運搬費(接種券郵送) (@63*530,000人÷2)+(@94*112,000人) +(@73*140,000人)		
	9号							

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	9号	予防接種	保健予防課	32,850	201ページ に同じ	○事業委託 (接種クーポン券等印刷・封入封緘等委託) 37,585,424*1.1÷2 (その他) WEB予約システム改修、VRS対応予防接種システム改修	201ページ に同じ	201ページ に同じ
				128		○使用料及び賃借料(予防接種システムリース料) 127,600*1式		
				2,180		○光熱水費(集団接種会場光熱水費) 2,180,000*1式		
				512		○一般需用費 512,000*1式		
				165		○建物管理(阿佐谷施設エレベーター点検費) @49,900/月*3月*1.1		
	465,743			○医療衛生委託 (接種費用) @2,070*43,875人*3回*1.1 (その他) クーポン予約接種委託、阿佐谷施設予防接種委託、 和田施設予防接種委託、国保連事務費、巡回接種				
	1,025,692			○事業委託 (コールセンター委託) 414,800,000*1式*管理費1.1*税1.1 (その他) 集団接種委託、杉並会館(清掃、経過観察)、阿佐 谷施設(清掃、建物警備、経過観察)、和田施設(清 掃)、下高井戸施設(経過観察)、テーブルフリーザー委 託、VRS読込、医療廃棄物処理委託、ワクチン小分け配 送、会場運営委託(医療機器・備品等レンタル)、手話 及び点字資料作成、3回目接種予約指定作業				
	19,591			○使用料及び賃借料 (クーポン賃借料) (3,720,000*3月*1.1)+(1,350,000*3月*1.1) (阿佐谷施設賃借料) 2,600,000*1月*1.1				

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	11号	予防接種	保健予防課	1,400	201ページ に同じ	○光熱水費(集団接種会場光熱水費) 1,400,000*1式	201ページ に同じ	201ページ に同じ
				2,068		○通信運搬費(接種券郵送) @63*28,600人+@93*2,860人		
				189,694		○医療衛生委託 (接種費用) @2,070*28,600人*1.1*2*2/4月 (予防接種委託) 124,571,654*1式		
				137,065		○事業委託 (集団接種業務委託) 88,988,240*1式 (その他) 清掃委託、建物警備委託、医療廃棄物処理、VRS読込、会場運営委託、受診票等印刷及び発送委託		
				2,420		○使用料及び賃借料(ワクセプン賃借料) 1,100,000*1.1*2月		
				600		○光熱水費(集団接種会場光熱水費) 600,000*1式		
	14号			200,033		○医療衛生委託 (予防接種委託) 71,987,340*1式+79,014,777*1式+49,030,481*1式		
				178,431		○事業委託 (集団接種業務委託) @876,000*59日*管理費1.1*税1.1 (その他) 旧永福図書館(清掃、建物警備、医療廃棄物処理、会場運営)、高井戸地域区民C(医療廃棄物処理、会場運営)、桃井施設(集団接種業務委託、清掃、警備、医療廃棄物処理、会場運営)、ワクチン小分け配送、テーブルカバー委託費		
				2,436		○使用料及び賃借料 (高井戸地域区民センター使用料) @38,200/日*59日 (西荻地域区民センター使用料) 182,000*1式		
				-43,127		○医療衛生委託 (集団接種会場接種委託(未実施期間分)) -43,127,563*1式		
				-282,256		○事業委託 (集団接種会場業務委託(未実施期間分)) -282,256,330*1式		
				-38,879		○負担金補助及び交付金 (ワクチン予約数減に伴う医療機関への費用補填(未実施期間分)) -38,879,775*1式		
15号								

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
区内地域経済の底上げと文化・芸術活動の支援	当初	中小企業支援	産業振興センター	6,400	令和2年度末に創設した「新ビジネススタイル事業導入助成」を引き続き実施し、令和3年度は、事業形態を転換する事業90件、新事業を開拓する事業152件の合計242件の助成を行い、中小事業者の支援を行った。	(アドバイザー謝礼) @20,000*4回*80件	123,885	(アドバイザー謝礼) 20,400*958回
				420		(需用費) 420,000*1式		(需用費) 465,615*1式
				580		(通信運搬費) 580,000*1式		(通信運搬費) 163,810*1式
				40,000		(助成) @500,000*80件		(助成) 103,712,000*1式
				22,848		(アドバイザー謝礼) @20,400*35件*4回*8月		
				200		(需用費) 200,000*1式		
				300		(通信運搬費) 300,000*1式		
				140,000		(助成) @500,000*35件*8月		
	当初	商店街支援	産業振興センター	50,000	コロナ禍における商店街支援として、令和3年4月から10月までの間、商店街が購入するアクリル板や消毒液などの感染症対策物品の経費等への補助を計33件実施した。	@500,000*100件	9,312	(16,000～500,000)*33件
	商工相談窓口の拡充と金融機関に対する利子補給等の継続による中小企業支援	当初	中小企業支援	産業振興センター	50	産業振興センター商工相談窓口において、中小企業診断士による商工相談員を毎年1名増員し、延べ2,600件の中小企業経営に関する相談に、迅速かつ丁寧に対応した。また、新型コロナウイルス感染症対策特別資金と信用保証料全額補助の申込期間を令和4年6月まで延長するとともに、融資限度額の引き上げ等を行い、コロナ禍による売上減少等の影響を受けた中小事業者の支援を行った。	(需用費) 50,000*1式	136,185
50					(通信運搬費) 50,000*1式		(通信運搬費) 59,800*1式	
12,240					(信用保料補助) @170,000*12件*6月		(信用保料補助) 74,019,343*1式	
57,223					(利子補給) 57,222,893*1式		(利子補給) 57,222,723*1式	
4,784					(商工相談委託) 4,783,240*1式		(商工相談委託) 4,783,240*1式	
100					(需用費) 100,000*1式			
100					(通信運搬費) 100,000*1式			
41,000					(信用保料補助) 41,000,000*1式(予算執行状況と、今後の見込みを踏まえ計上)			
38		(通信運搬費) 38,000*1式						
7号				65,250		(信用保料補助) @290,000*45件*5月		

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
区内地域経済の底上げと文化・芸術活動の支援	2号	プレミアム付商品券事業	産業振興センター	300,000	コロナ禍における区内店舗等を幅広く支援するため、30%のプレミアムが付いたデジタル及び紙のプレミアム付商品券を販売し、令和3年7月末から10月末までの3か月間に、飲食店をはじめとした1,863に上る区内取扱店舗において、総額約10億1,000万円が利用された。	【プレミアム分】 (デジタル分)750,000,000*30% (紙分)250,000,000*30%	350,303	(デジタル分)172,909,423 (紙分)57,446,000
				500		(需用費) 500,000*1式		(需用費) 454,508*1式
				500		(通信運搬費) 500,000*1式		(通信運搬費) 413,305*1式
				164,789		(事業委託) 164,788,800*1式		(事業委託) 119,079,665*1式
文化・芸術の「場」と「活動」の支援（すぎなみアート応援事業第2弾の実施）	当初	文化・芸術活動の振興	文化・交流課	16,000	令和2年度に引き続き、感染症対策を講じつつ、舞台等の公演活動を行う事業者への助成（日本フィルハーモニー交響楽団の公演助成を含む）を実施するとともに、劇場等運営事業者へ給付金を支給し、コロナ禍により影響を受けた文化・芸術の場と活動を一体的に支援した。	(文化・芸術発信の場継続給付金) (@200,000*60件)+(@100,000*40件)	48,174	(文化・芸術発信の場継続給付金) (@200,000*49件)+(@100,000*49件)
				20,000		(新しい芸術鑑賞様式助成金) @400,000*50件		(新しい芸術鑑賞様式助成金) @約350,000（平均助成金額）*50件
				7,920		(日本フィルの活動支援) @4,000*220席*9回		(日本フィルの活動支援) @856,000（平均助成金額）*8回
	7号			10,000		(新しい芸術鑑賞様式助成金) @400,000*25件		(新しい芸術鑑賞様式助成金) @約350,000（平均助成金額）*26件

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
まちのにぎわいと感染防止を両立させた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連イベントの実施	当初	オリンピック・パラリンピックの推進	文化・交流課	700	東京2020オリンピック競技大会の事前キャンプにおいて、国の指針に基づき選手の動線を隔離するなど感染症対策に万全を期しつつ、永福体育館でカヌー選手(イタリア)7人、高円寺体育館でボクシング選手(ウズベキスタン)46人を受け入れた。これに合わせて、令和3年7月に、区役所2階区民ギャラリーでウズベキスタン及びパキスタンの文化や歴史を紹介する展示を開催したほか、10月には、杉並独自のお土産として創作した「なみすけのすぎばん」を区役所1階コミュニティカフェ等で販売する取組を行った。	(需用費) (@50,000*1式)+(@100,000*1式) +(@500*1,000名*1.1)	232	感染症対策用品の購入(マスク、消毒液ほか) @100,000*1件
				594	(PCR検査委託) @18,000*30人*1.1	ウズベキスタン(テコンドー)選手のPCR検査 @5,500*24件		
その他新型コロナウイルス感染症対策の取組 介護者等の感染時における障害者・高齢者等への生活支援	当初	障害者の地域生活支援体制の充実	障害者施策課	576	障害者や高齢者の介護を行う家族や子どもの保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、区施設を活用して、残された被介護者等への生活支援等を実施した。	(光熱水費) 575,500*1式	16,841	光熱水費 474,276
				600		(需用費) @100,000*6月		物品購入等 68,421
				37		(通信運搬費) (@740*14日+1,100+550)*3人		-
				296		(建物管理) 295,363*1式		機械警備業務委託 92,400 防災設備点検保守 66,000 害虫駆除 24,399 除草・草刈り業務委託 111,563 計 294,362
				15,860		【事務処理委託】 (生活支援委託) (@3,750*24時間)*3人*14日*1.1 (生活支援委託/在宅支援) (@4,125*24時間)*3人*14日*1.1 (施設管理委託) @1,080,000*6月*1.1		(生活支援委託) 753,224 施設/③,750* 44時間*1.1=181,500 居室/④,125*(87+39)時間*1.1=571,724 (端数切捨て) (施設管理委託) 1,188,000*6月= 7,128,000 (事務経費) 22,000*6月= 132,000 計 8,013,224
				564		(福祉用具リース) @94,000*6月		特殊寝台等レンタル 149,550
				25		(通信運搬費) @24,260*1式		-
				302		(建物管理) 301,963*1式		機械警備業務委託 92,400 防災設備点検保守 88,000 害虫駆除 24,400 除草・草刈り業務委託 110,478 計 315,278
				11,624		【事務処理委託】 (生活支援委託) (@3,750*24時間)*3人*14日*1.1 (生活支援委託/在宅支援) (@4,125*24時間)*1人*13日*1.1 +(@20,000*5月*1.1) (施設管理委託) @1,080,000*5月*1.1		(施設管理委託) 1,188,000*6月=7,128,000 (事務経費) 22,000*6月= 132,000 計 7,260,000
				470		(福祉用具リース) @94,000*5月		特殊寝台等レンタル 266,330

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
介護者等の感染時における障害者・高齢者等への生活支援	当初	日常生活支援サービス	高齢者在宅支援課	4,158	208ページ に同じ	(生活支援委託) @3,750*24時間)*3人*14日*1.1	3,614	(生活支援委託) @3,750*876時間*1.1=3,613,500円
	7号			4,158		(生活支援委託) @3,750*24時間)*3人*14日*1.1		
	当初	子どもショートステイ	子・管理課	1,386		(生活支援委託) @3,750*24時間)*1人*14日*1.1	0	
福祉施設等従事者へのPCR検査の実施	当初	業務継続のための福祉施設等従事者へのPCR検査	障害者施策課	12,096	障害者施設、児童福祉施設、高齢者施設等において感染症患者が発生した際に、従事者が安心して業務を継続することが出来るよう、行政検査の対象とならなかった従事者を対象にPCR検査を実施した。	(PCR検査) @18,000*112人*6月	14,157	@14,300*990人
	当初	業務継続のための福祉施設等従事者へのPCR検査	介護保険課	16,524		(PCR検査) @18,000*153人*6月	7,822	@14,300*547人
	8号	業務継続のための福祉施設等従事者へのPCR検査	子・管理課	258		(PCR検査) @14,300*1施設*3人*6月	0	
	8号	業務継続のための福祉施設等従事者へのPCR検査	保育課	28,600		(PCR検査) @14,300*100園(直近3ヵ月の実績)*2×10人	4,261	(PCR検査) @14,300*298人
生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給	当初	生活困窮者等自立促進支援事業	杉並福祉事務所 (R3'は在宅医療・生活支援センター)	260,605	休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている世帯に対して、住居確保給付金を支給した。また、受給者に対し、就労・生活相談対応を行った。	(光熱水費) 390,000*1式 (通信費) 801,776*1式 (郵送料) 50,000*1式 (建物管理) 2,898,000*1式 (需用費) 678,000*1式 (委託料) 58,601,081 =自立相談支援 54,487,081*1式 +就労支援 4,114,000*1式 (給付金) 197,186,400 =@53,700*5.1月*720人	331,983	(光熱水費) 380,620*1式 (通信費) 643,919*1式 (郵送料) 53,836*1式 (建物管理) 2,634,269*1式 (需用費) 472,505*1式 (委託料) 58,212,266 =自立相談支援 54,098,266*1式 +就労支援 4,114,000*1式 (給付金) 308,933,992*1式 以上の事業全体の決算額から、コロナ禍前の過去3年(H29~R1)の平均決算額を差し引き、コロナによる増額分を算出。 R3決算額371,331,407円-3過年平均決算額39,348,369円=影響額331,983,038円
	4号			171,131		(給付金)171,130,940*1 (予算執行状況と、今後の見込みを踏まえ計上)		
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	5号	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	杉並福祉事務所 (R3'は保・管理課)	905,387	緊急小口資金等の特例貸付の借入限度額に達している等の理由で貸付を利用できない世帯等を支援するため、生活保護に準じる世帯に対し、自立支援金を支給した。	【支援金】 (単身世帯) @ 60,000*3月*(27,100/62,600)*3,650件 (2人以上世帯) @100,000*3月*(35,500/62,600)*3,650件	361,660	(需用費) 1,435,529*1式 (通信運搬費) 2,363,295*1式 (手数料) 143,955*1式 (事務処理委託) 68,234,100*1式 (賃借料) 763,400*1式 (扶助費) 288,720,000*1式
				200		(需用費) 200,000*1式		
				2,215		(通信運搬費) 2,215,000*1式		
				34,304		(事務処理委託) 34,304,000*1式		
				425		(備品購入) 425,000*1式		

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式	
その他新型コロナウイルス感染症対策の取組	8号	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事業	杉並福祉事務所 (R3'は保・管理課)	97	209ページ と同じ	(需用費) 96,714*1式	209ページ と同じ	209ページ と同じ	
				1,080		(通信運搬費) 1,080,000*1式			
				163		(手数料) 162,225*1式			
				16,966		(事務処理委託) @5,655,100*3月			
				218		(賃借料) @72,600*3月			
				12号		483			(需用費) 483,000*1式
						844			(通信運搬費) 844,000*1式
						16,966			(事務処理委託) @5,655,100*3月
	218	(賃借料) @72,600*3月							
	14号	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	保・管理課		7,700,000	令和3年度分の住民税が非課税の世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して、1世帯当たり10万円の国の臨時特別給付金を支給した。	(給付金) @100,000*77,000世帯	3,544,929	(給付金) 100,000円*34,645世帯
					9,048		(需用費) 9,048,000*1式		(需用費) 1,950,919円*1式
				25,095	(通信運搬費) 25,095,000*1式		(通信運搬費) 10,099,665円*1式		
				3,535	(手数料) 3,535,000*1式		(手数料) 912,125円*1式		
				354,658	(事務処理委託) @354,657,050*1.1		(事務処理委託) 67,466,003円*1式		

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式	
その他新型コロナウイルス感染症対策の取組	2号	子育て世帯生活支援特別給付金支給	子・管理課	362,930	低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえ生活の支援を行う観点から、児童扶養手当受給者及び同様の収入水準にあるひとり親世帯並びに住民税が非課税及び同様の収入水準にあるひとり親世帯以外の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円の国の給付金を支給した。	【給付金】 (児童扶養手当受給者) @50,000*2,502人 (公的年金給付等受給者) @50,000*165人 (家計急変者への給付) @50,000*284人*増加率1.3 (住民税非課税の子育て世帯) @50,000*3,248人*増加率1.3	354,513	(ひとり親世帯分給付金) @50,000*2,391人 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分給付金) @50,000*4,456人	
				1,000		(常勤職員時間外手当) 1,000,000*1式		(常勤職員時間外手当) 786,207*1式	
				292		【会計年度任用職員】 (報酬)@1,050*6時間*40日*1人 (旅費)@1,000*40日*1人		【会計年度任用職員】 (報酬) @1,050*6時間*8日*1人 (旅費) 2,472*1式 (超過勤務)13,368*1式	
				1,325		(需用費) 1,325,000*1式		(需用費) 961,621*1式	
				3,438		(通信運搬費) 3,438,000*1式		(通信運搬費) 638,763*1式	
				180		(手数料) 180,000*1式		(手数料) 155,700*1式	
				3,300		(システム改修) @3,000,000*1.1		(システム改修) 1,160,500*1式	
				1,485		(事務処理委託) @30*45,000件*1.1		(事務処理委託) 166,320*1式	
	5号				2,000	(システム改修) 2,000,000*1式	(システム改修) 2,200,000*1式		
					11,196	(事務処理委託) 11,196,000*1式	(事務処理委託) 6,028,000*1式		
	子育て世帯への臨時特別給付金の支給	11号	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	子・管理課	2,592,100	子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組として、児童手当受給者及び同様の所得水準にある高校生等の養育者に対して、児童1人当たり10万円の国の臨時特別給付金を支給しました。	(給付金) @50,000*51,842人	4,649,142	(給付金) 先行給付金 @50,000*46,195人
					2,068		(需用費) 2,068,000*1式		(需用費) 1,691,304*1式
					5,927		(通信運搬費) 5,927,000*1式		(通信運搬費) 5,033,600*1式
					1,683		(手数料) 1,683,000*1式		(手数料) 1,029,510*1式
11,088					(事務処理委託) 11,088,000*1式		(事務処理委託) 11,088,000*1式		
13号					2,592,100	(給付金) @50,000*51,842人	(給付金) 追加給付金 @50,000*46,195人		
					499	(需用費) 499,000*1式	(需用費) 0*1式		
				2,310	(通信運搬費) 2,310,000*1式	(通信運搬費) 0*1式			

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式	
その他新型コロナウイルス感染症対策の取組	16号	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	子・管理課	52,800	211ページ に同じ	(給付金) @100,000*528人	211ページ に同じ	(給付金) 支援給付金 @100,000*108人	
				54		(通信運搬費) 54,000*1式		(通信運搬費) 0*1式	
				20		(手数料) 20,000*1式		(手数料) 0*1式	
	区内飲食店及び区立施設への二酸化炭素濃度測定器の配布	13号	危機管理体制の強化	危機管理対策課	39,847	冬季の暖房使用等により換気の悪い密閉状態を改善するため、飲食店や会議室がある区立施設に対して、二酸化炭素濃度測定器を配布し、二酸化炭素の濃度が高くなった際に換気を促すことによって集団感染発生リスクの低減を図った。	(測定器購入) @8,000*4,969台	40,912	(測定器購入) @6,900*4,836台*1.1
					362		(送付用紙購入) ((@1,480*2束)+@5,190*4束))*1.1		(送付用紙購入) ((@1,480*1束)+@5,190*2箱))*1.1
							(送付用封筒購入) @14.4*4,300枚*1.1		(送付用封筒購入) @14.6*4,300枚*1.1
							(郵送料) @84*4,300		(郵送料) @70*776通+@57*3,420通
	4,229	(配送委託) @894*4,300件*1.1	(配送委託) @850*4,145件*1.1						
	区内飲食店へのアルコールスプレーの配布	3号	危機管理体制の強化	危機管理対策課	11,141	区内飲食店に対して、清拭後の乾拭き、水拭きの必要がないアルコールスプレーを配布し、不特定多数の人が利用する店舗での接触感染リスクの低減を図った。	(環境清拭材購入)@2,013*5,000本*1.1 (送付用紙購入) @1,500*10束*1.1 (送付用封筒購入)@10,430*1箱*1.1	11,552	(環境清拭材購入)@1,818*4,424本*1.1 (送付用紙購入) ((@1,480*2束)+@5,190*2箱))*1.1 (送付用封筒購入)@14.4*5,000枚*1.1
					420		(案内文送付費) @84*5,000件		(案内文送付費) @70*891通+@57*3,899通
					4,917		(配送運搬車両費) @28,000*56台*1.1		(配送費) @395*4,424件*1.1 (個別箱作製費) @48*4,424件*1.1 (荷造梱包作業費)@35*4,424件*1.1
							(荷役作業員) @21,000*112名*1.1		
(梱包資材) @500,000*1.1									
		(諸経費) @50,000*1.1							
15号		-2,200	(測定器購入) 実績に基づく減額補正						
児童・生徒1人1台専用タブレットへのデジタル教材の導入	4号	情報教育の推進	庶務課	15,400	児童・生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、オンライン学習の取組を進めるため、クラウド版のA I型デジタル学習ドリルを導入し、学校休業などの際においても児童・生徒の学びを止めない学習環境を整えた。	(A I 学習ソフトウェア購入／小学校) @385,000*40校	15,840	教育クラウドサービス・学習サービス利用料 (小中学校分・7か月) 2,262,854*6+2,262,874	
				8,855		(A I 学習ソフトウェア購入／中学校) @385,000*23校			
				6,000		(A I 学習ソフトウェア設定検証作業委託) @200,000*3式			

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
区内医療機関への発熱外来設置支援	当初	感染症予防・発生時対策	健康推進課	61,440	区内感染症診療協力医療機関等における発熱外来及びPCR検査スポットでの検査体制を強化し、適正な診療を維持するため、区内医療機関に必要な経費を補助しました。	(発熱外来等設置支援事業) @80,000*1.6L~*4所*20日*6月	103,460	○日額単価 : 40,000~120,000 ○交付団体数 : 4医療機関
	3号			61,440		(発熱外来等設置支援事業) @80,000*1.6L~*4所*20日*6月		
杉並区受診・相談センターの運営	当初	感染症予防・発生時対策	保健予防課	189,210	主に発熱等の症状がある方で、かかりつけ医がいない方への医療機関紹介や新型コロナウイルス感染症に関する問合せに対して、土日祝日を含め毎日対応をしました。 また、令和4年度は感染拡大に備えて、相談電話回線数を最大80回線に増やしたほか、自動音声案内(IVR)の導入により電話応答の効率化を図りました。	(事業委託基本分) ○保健師・看護師 平日 : @29,260*30人 土日・祝日 : @39,501*17人 ○事務 平日 : @20,020*11人 土日・祝日 : @27,027*9人 378,420,000*1式*1/2年 (事業委託増員分) @24,500*38人*61日 (コールセンター業務委託) 914,144,000*9/12月-206,688,440 (4~12月分の見積額-当初予算額) (コールセンター業務委託) 194,880,000*1.1 (1~3月分の見積額)	438,144	令和4年4月 : 31,987,000 5月 : 29,421,000 6月 : 29,394,000 7月 : 44,222,000 8月 : 41,137,900 9月 : 35,307,600 10月 : 42,892,900 11月 : 46,967,000 12月 : 34,349,500 1月 : 35,050,800 2月 : 33,651,700 3月 : 33,762,500
	3号			56,791				
	3号			478,920				
	7号			214,368				
安定的な地域医療体制の維持・強化 専用バスによる移動式PCR検査の実施	当初	感染症予防・発生時対策	健康推進課	2,880	陰圧装置や除菌システムを完備したバスを活用し、区内各所でPCR検査を実施しました。	(看護師・検査技師等報償費) @20,000*12日*2人*6月	19,364	○通信費 115,637*1式 ○需用費 1,918,063*1式 ○委託費 14,347,668*1式 ○報償費 1,894,499*1式 ○公課費 15,000*1式 ○使用料及び賃借料 1,073,875*1式
				3,333		(PCR検査用消耗品等購入) 3,333,000*1式		
				172		(従事者用携帯電話通信料) 14,306*2台*6月		
				187		(バス自賠責等費用) 186,560*1式		
				1,608		(事業委託/事務補助派遣料) (@14,500+@2,900*2h)*12日*1人*6月*1.1		
				1,220		(事業委託/看護師等人材紹介費) (@5,500+@1,100*2h)*12日*2人*6月*1.1		
				693		(事業委託/産業廃棄物処理契約) @3,850*30箱*6月		
				11,773		(事業委託/運行管理請負委託) (@124,090*12日*6月+@52,000*34日)*1.1		
	15			(自動車重量税) 15,000*1式				
	3号			3,840		(看護師・検査技師等報償費) @20,000*16日*2人*6月		
				4,244		(PCR検査用消耗品等購入) 4,243,360*1式		
				172		(従事者用携帯電話通信料) 14,306*2台*6月		
				2,144		(事業委託/事務補助派遣料) (@14,500+@2,900*2h)*16日*1人*6月*1.1		
				1,626		(事業委託/看護師等人材紹介費) (@5,500+@1,100*2h)*16日*2人*6月*1.1		
				924		(事業委託/産業廃棄物処理契約) @3,850*40箱*6月		
				15,278		(事業委託/運行管理請負委託) (@124,090*16日*6月+@52,000*38日)*1.1		
-2,000		(PCR検査用消耗品等購入) -2,000,000*1式						
9号	-10,000	(事業委託/運行管理請負委託) -10,000,000*1式						

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
病床確保のための転院支援	1号	感染症予防・発生時対策	在宅医療・生活支援センター	5,100	区内基幹病院等に入院している新型コロナウイルス感染症患者のうち、感染症に係る治療を終えても、虚弱状態や基礎疾患のために引き続き入院を必要とする患者が他の医療機関に転院した場合に、当該医療機関に対して補助を行うことで転院を支援し、区内基幹病院等における新型コロナウイルス感染症患者の病床を確保しました。	(転院病床確保補助) @850,000*変異株の感染力を考慮した係数2*3月	13,416	@28,000(個室)*406日+@8,000(多床室)*256日
	5号			(転院病床確保補助) @1,000,000*1月(不足分)+@1,033,333*6月				
	9号			(転院病床確保補助) @2,000,000*3月				
医療機関に対する休業中の経営継続支援	当初	感染症予防・発生時対策	健康推進課	6,620	PCR検査等を実施する区内医療機関に勤務する従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、休業若しくは休診又は縮小を余儀なくされる医療機関に対し、休業期間中の経営継続に必要な経費の一部を補助し、業務再開に向けた支援を行いました。	(病院) @182,000*3診療科*10日 (診療所)@ 58,000*2所 *10日	96,010	休診又は休診に準ずる診療の縮小をした診療科又は病棟ごとに1日182,000円(病院)、休業した日ごと1日に58,000円(診療所) @182,000*510日/病院 @ 58,000 *55日/診療所
	3号			(病院) @182,000*72日				
	7号			(病院) @182,000*439日 (診療所)@ 58,000* 46日				
医療費の公的負担・移送費	当初	感染症予防・発生時対策	保健予防課	88,000	新型コロナウイルス感染症による入院患者に対して、感染症法で規定された医療費の一部を公費負担しました。また、感染症患者が医療機関等に移動する際に周囲への感染を防ぐため、民間救急による移送を行い、その費用を負担しました。	(入院患者搬送委託) @50,000*3,200件*1.1*1/2年	608,473	○入院患者搬送委託 / 2,840件 135,924,780円 ○公費負担医療 / 4,852件 472,548,518円
				202,491		(公費負担医療) (@89,000*377.5人*12月)*1/2年		
	8,250			(入院患者搬送委託) @50,000*250人*7か月*1.1-88,000,000-1(端数処理)				
	105,509			(公費負担医療) @110,000*400人*7か月-202,491,000				
	68,750			(入院患者搬送委託) @50,000*250人*5月*1.1				
	220,000			(公費負担医療) @110,000*400人*5月				
在宅療養者支援ステーションの運営	当初	感染症予防・発生時対策	保健予防課	33,750	新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養者に適宜、食料やパルスオキシメーター及び体温計を配送しました。また、委託したコールセンターにおいて、療養中の相談や健康観察業務の一部を実施する等、自宅療養者の支援強化を行いました。	(自宅療養者健康観察業務委託) @30,000*延1,125人	273,622	○需用費(返信用封筒等) 180,570 ○委託費 ・コールセンター業務 250,807,000 ・車両運転委託 16,210,040 ○役務費 932,800 ○賃借料 5,491,200
				149,898		(コールセンター業務委託) 136,270,400*1.1*1式		
				3,600		(医師報酬) @10,000*1人*8h*45日*4回*3/12年		
				183		(光熱水費) @61,000*3月		
				1,000		(需用費) 1,000,000*1式		
				773		(携帯電話通話料) @4,500*13台*12月*1.1		
				3,012		(パルスオキシメーター回収役務費) @220*75件*365日*1/2年		
				17,820		(車両運転委託) (@1,350,000*4人*12月*3/12年*1.1		
				214		(建物機械警備委託) @71,280*3月		
				3,960		(酸素濃縮装置リース) @30,000*20台*12月*1.1*1/2年		

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
安定的な維持・地域強化を図るための施設整備	3号	感染症予防・発生時対策	保健予防課	1,000	214ページ と同じ	(需用費) 1,000,000*1式	214ページ と同じ	214ページ と同じ
				1,188		(携帯電話通話料) 1,960,200-772,200		
				7,567		(車両運転委託) 25,386,600-17,820,000 (決算見込額-当初予算額)		
				1,531		(酸素濃縮装置リース) 5,491,200-3,960,000 (決算見込額-当初予算額)		
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	繰越明許	予防接種	保健予防課	700	新型コロナウイルスワクチン接種は、12歳以上の方への接種（12歳以上接種）、5歳から11歳の方への接種（小児接種）、6か月から4歳の方への接種（乳幼児接種）を実施しました。 4月以降、令和3年度から実施されていた12歳以上接種の初回（1・2回目）接種及び追加（3回目）接種並びに小児接種の初回（1・2回目）接種を、10か所の地域集団接種会場及び区内医療機関において、継続して実施しました。 12歳以上接種については、追加（4回目）接種として、60歳以上の高齢者及び18歳から59歳の基礎疾患を有する方等を対象に令和4年5月25日から2か所の地域集団接種会場及び区内医療機関において接種を開始し、7月1日から8月31日にかけては、9か所の地域集団接種会場を開設して区民の接種体制を確保するとともに、高齢者の負担軽減を図るため会場・日時を指定した接種を実施しました。また、オミクロン株対応2価ワクチンを使用した令和4年秋開始接種（2価ワクチン接種）を、9月26日から地域集団接種会場及び区内医療機関で接種を開始し、最大9か所の地域集団接種会場を開設するとともに、高齢者の負担軽減を図るため会場・日時を指定した接種を実施しました。 小児接種については、9月から追加（3回目）接種、令和5年3月から2価ワクチン接種が実施され、それぞれ地域集団接種会場及び区内医療機関で接種を実施しました。 乳幼児接種については、10月から初回（1・2・3回目）接種が開始され、9か所の区内医療機関において、乳幼児と保護者への特段の配慮として、ワクチンの有効性・安全性等の丁寧な説明や乳幼児接種介助の体制を確保し、接種を実施しました。 上記のほか、接種率を促進するため、「予約なし接種」、「土日祝日接種」などの体制を整備するとともに、障害者施設等への巡回接種を実施しました。 さらに、広報紙やホームページ等においてワクチンに関する特集記事を定期的に掲載し、ワクチンの副反応など区民の関心が高い情報を発信するとともに、未接種者に対して、個別状況に応じたお知らせを送付するなど、きめ細やかな情報発信に努めました。 これらの取組により、令和4年度において、12歳以上接種は延べ484,136回、小児接種は延べ12,919回、乳幼児接種は延べ2,740回、合計499,795回の接種を実施しました。	(光熱水費) 700,000*1式	6,678,312	○集団接種会場運営関係費用 3,526,161,340(最大15会場*延94月) ○接種費用 1,018,530,780(接種費用等*約50万回) (接種費用:@2,277、予診のみ:@1,694 小児加算:@726、時間外加算:@803 休日加算:@2,343、国保連事務費:@300) ○コールセンター委託費用 1,406,673,400(50~200回線*12月) ○予診票管理・VRS入力委託費用 182,897,550 (1~5回目接種VRSデータ作成、予診票不備チェック作業一式*12月) ○接種券・勸奨通知費用 224,768,309 (4・5回目接種券等/延約90万通) ○乳幼児接種 5,918,000 (延べ279時間分) ○ワクチン配送費用 163,774,820 (医師会から各医療機関への小分け配送委託*12月) ○データ管理・管理委託費用 47,277,450(@319,000*延148月) (データ管理・15台、医師会及び11病院で実施) ○接種後経過観察委託費用 15,412,320 (1,834,800*延12月(集団接種会場運営3病院で実施)) ○障害者施設等での巡回接種委託費用 18,868,751 (1日1施設~3施設*延17日) ○予約システム委託費用 33,178,200 (システム利用・管理*12月) ○予防接種システム改修等費用 17,639,952 (4回目+秋開始接種システム改修費) ○障害者等への配慮にかかる費用 153,700(手話通訳手記ほか) ○その他 17,057,462 (一般需用費、蓄電池購入費用)
				133		(郵送費) ○接種券等約2千通 133,000*1式		
				310,129		(医療衛生委託) ○接種費用約10万回 310,129,000*1式 ○その他 集団接種会場6会場運営		
				67,062		(事業委託) ○集団接種会場6会場運営 67,062,000*1式		
				110		(謝礼金) ○翻訳費用 @2,200*5種類*10カ国		
				6,720		(光熱水費) ○集団接種会場12会場 6,720,000*1式		
	当初			20,512		(需用費) ○一般需用費 20,000,000*1式 ○改ざん防止用紙購入 @4,6*1.1*101,165人		
				26,117		(郵送費) ○接種券約28万通 26,117,000*1式		
				220		(建物管理) ○阿佐ヶ谷特設昇降機点検 @49,900*4月*1.1		
				1,423,507		(医療衛生委託) ○接種費用約19万回 464,735,700*1式 ○その他 国保連事務費用、集団接種会場接種委託費用		
				2,028,939		(事業委託) ○集団接種会場14会場 795,005,090*一式 ○その他 清掃、建物警備、経過観察、データ管理・コールセンター、VRS読込、医療廃棄物処理、ワクチン小分け配送業務、会場運営、受診票等印刷及び発行、手話及び点字資料作成		
	2,622			(使用料) ○地域区民センター2会場 @9,100*32日+@38,200*61日				

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	当初	予防接種	保健予防課	41,600	215ページ に同じ	(賃借料) ○カウセブン・阿佐ヶ谷特設・桃井原っぱ公園仮設建物(③3,720,000*4月 *1.1+①1,350,000*4月 *1.1)+②2,600,000*5月 *1.1)+①1,100,000*3月 *1.1)+④412,500*3月*1.1)	215ページ に同じ	215ページ に同じ
				28,600		(その他会議等負担金) ○阿佐ヶ谷特設会場原状復帰 28,600,000*1式		
	564	(謝礼金) ○翻訳費用 ④4,400*4回*4カ国*8種類						
	8,636	(郵送費) ○接種券約12万通 ⑥68*127,000件						
	75,498	(事業委託) ○接種クーポン券等印刷及び封入封緘等委託 46,408,003*1.1*1式 ○その他 WEB予約システム改修、予防接種システム改修(VRS対応)、会場日時指定作業						
2号			550	(賃借料) ○予防接種システムリース ①100,000*5台*1.1				

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初/補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等）
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等）

(単位/予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	3号	予防接種	保健予防課	3,380	215ページ に同じ	(光熱水費) ○集団接種会場7会場 3,380,000*1式	215ページ に同じ	
				37,486		(郵送費) ○接種券・申請書約54万通 37,486,000*1式		
				55		(建物管理) ○阿佐ヶ谷特設昇降機点検 @49,900*1月*1.1		
				963,791		(医療衛生委託) ○接種費用約17.9万回 (@2,070*1.1*179,000人 *0.65)+(@730*1.1*179,000人 *0.65*0.13)+(@2,130*1.1*179,000人 *0.65*0.11) ○その他 国保連事務費用、集団接種会場接種委託		
				1,609,008		(事業委託) ○集団接種会場9会場 599,509,625*1式(タウンセブンホール (@885,500*31日+@1,062,600*31日 +@885,500*119日)*1.1(ほか8会場) ○その他 清掃、建物警備、経過観察、テーブルフリー ザー、コールセンター、VRS読込、Web申込システム利 用料、医療廃棄物処理、ワクチン分配送業 務、会場運営、会場日時指定作業、手話 及び点字資料作成、予防接種システム改修、 巡回接種)		
				2,369		(使用料) ○地域区民センター @38,200*62日		
				34,073		(賃借料) ○タウンセブン・阿佐ヶ谷特設・桃井 原っぱ公園仮設建物 (@5,070,000*5月*1.1)+(@2,600,000*1月 *1.1)+(@412,500*2月 *1.1)+(@1,100,000*2月*1.1)		
6,600	(備品費) ○蓄電池購入 @1,500,000*1.1*4台							

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初/補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位/予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	4号	予防接種	保健予防課	7,680	215ページ に同じ	(光熱水費) ○集団接種会場7会場 7,680,000*1式	215ページ に同じ	215ページ に同じ
				35,094		(郵送費) ○接種券等約45万通 @68*161,800人+@62*292,200人 +@94*63,560人		
				330		(建物管理) ○阿佐ヶ谷特設会場昇降機典型 @49,900*6月*1.1		
				1,632,210		(医療衛生委託) ○接種費用約37万回 (@2,070×1.1×366,400人×0.65)+(@730 ×1.1×366,400人×0.65× 0.13)+(@2,130×1.1×366,400人×0.65 ×0.11) ○その他 集団接種会場接種委託、国保連事務費用		
				1,985,703		(事業委託) ○集団接種会場9会場 1,005,558,400*1式(タウンセブンホール (@957,000*110日+@1,148,400*56 日)*1.1(ほか8会場)) ○その他 清掃、建物警備、経過観察、ティーフリー サイン、コールセンター、VRS読込、Web申込システム利 用料、医療廃棄物処理、ワクチン分配送業 務、会場運営、会場日時指定作業、手話 及び点字資料作成、巡回接種、予防接種 システム改修、WEB予約システム改修		
				4,088		(使用料) ○地域区民センター使用料 @38,200*107日		
				60,605		(賃借料) ○タウンセブン・阿佐ヶ谷特設・桃井 原っぱ公園仮設建物 (@5,070,000*6月*1.1)+(@2,600,000*6月 *1.1)+(@412,500*6月 *1.1)+(@1,100,000*6月*1.1)		
				166		(賃借料) ○予防接種システム用PC賃借料 @30,210*5月*1.1		

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
ワクチン接種及びワクチン接種体制整備	6号	予防接種	保健予防課	1,562	215ページ に同じ	(郵送費) ○接種券等約2万通 @512,000*1式	215ページ に同じ	215ページ に同じ
				58,978		(医療衛生委託) ○接種費用約1.2万回 (@2,070+@660) × 4,100人 × 3回 × 1.1+@730 × 4,100人 × 3回 × 1.1 × 0.36+@2,130円 × 4,100人+3回+1.1 × 0.64 ○国保連事務費 @300 × 135件		
				42,467		(事業委託) ○接種クーポン券等印刷及び封入封緘等 委託 4,246,279*1.1*1式 ○その他 予防接種システム改修、WEB予約システム改修、 個別接種経過観察及び相談体制確保		
	-7,000			(光熱水費) -7,000,000*1式				
	-1,500,000			(医療衛生委託) -1,500,000,000*1式 (予防接種委託、接種 費用、国保連事務費用)				
	-1,709,000			(事業委託) -1,709,000,000*1式 (集団接種会場業務 委託、個別接種経過観察及び相談体制確 保ほか)				
	-8,000			(使用料) -8,000,000*1式				
	-18,000			(賃借料) -18,000,000*1式				
	-18,000			(その他会議等負担金) ○阿佐ヶ谷特設会場原状復帰 -18,000,000*1式				
	区内地域経済活動の底上げと文化・			当初		商店街支援		
当初		中小企業支援	産業振興センター	78,000	コロナ禍による売上減少等の影響を受ける中小企業への支援として、新型コロナウイルス感染症対策特別資金の利子補給を1,179事業者に対して実施し、同資金に係る信用保証料補助を313件実施しました。	(利子補給(コロナ特例融資)) @78,000,000*1式 (確定利子補給額と今後の予測利子補給額)	155,771	92,931,000*1式
				13,050		(信用保証料補助(コロナ特例融資)) @290,000*45件		13,050,000*1式
				8		(信用保証料補助(郵送料)) @84*45件*2回		@84*45件*2回
				36,000		(信用保証料補助(コロナ特例融資)) @200,000*60件*3月		49,675,000*1式
1号			31		(信用保証料補助(郵送料)) @84*60件*2回*3月		郵送料@84*1,036件 需用費20,000*1式	

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
区内地域経済の底上げと文化・芸術活動の支援	4号	プレミアム付商品券事業	産業振興センター	33,156	コロナ禍における原油価格・物価高騰対策の一環として、区内店舗及び区民生活を支援するため、対象となるキャッシュレス決済を利用した場合に最大30%分のポイントを還元するキャンペーン（令和4年12月1日から12月20日まで）を実施し、区内の約5,700店舗を対象に約3億8千万円分のポイントを還元しました（還元対象となった決済額は約15億円）。さらに、30%のプレミアムが付いた紙の商品券を1セット5千円、発行規模8万セットで販売しました（利用期間は令和5年2月28日から5月31日まで、登録店舗は約1,800店舗）。	(ポイント還元事業委託費) 33,155,760*1式	402,165	(ポイント還元事業委託費) 22,409,221*1式
				612,000		(ポイント還元事業ポイント相当額) 612,000,000*1式（実施時期等の条件に基づき、受託事業者が他自治体の実施結果などを踏まえてシミュレーションした結果による）		(ポイント還元事業ポイント相当額) 379,207,525*1式
				107,896		(商品券事業委託費) 107,895,942*1式		(需要費) 290,036*1式
				120,000		(商品券プレミアム分) @1,500*80,000セット		(郵送費) 258,617*1式
				500		(需要費) 500,000*1式		
				500		(郵送費) 500,000*1式		
杉並区文化・芸術活動助成金	4号	文化・芸術活動の振興	文化・交流課	10,000	令和3年度に引き続き、感染症対策を講じた上で、音楽や演劇等の公演活動を行う事業25件について、コロナ禍においても文化・芸術活動が継続できるよう支援しました。	(新しい芸術鑑賞様式助成金) @400,000*25団体	9,354	@374,160（平均助成金額）*25件
公衆浴場燃料費等助成	4号	公衆浴場燃料費等助成	区・管理課	10,800	原油価格・物価高騰等により影響を受ける公衆浴場の経営を支援するため、区内の17浴場に対し、燃料費等経費の一部を補助しました。	(公衆浴場燃料費等助成) @50,000*12月*18浴場	10,100	(公衆浴場燃料費等助成) @50,000*12月*15浴場+@50,000*11月*2浴場
その他の取組	当初	障害者の地域生活支援体制の充実	障害者施策課	338	障害者や高齢者の介護を行う家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、区施設を活用して、残された被介護者等への生活支援等を実施しました。	(光熱水費) 338,000*1式	16,856	光熱水費 327,631
				600		(需用費) @100,000*6月		—
				31		(通信運搬費/W i - F i 利用料) 30,630*1式		W i - F i 利用料 30,630
				311		(建物管理) 310,763*1式		草刈委託 110,478
				13,999		【事務処理委託】 (生活支援委託) 施設/@3,750*24時間)*3人*14日*1.1 (生活支援委託/在宅支援) @4,125*24時間)*1人*14日*1.1 (施設管理委託) @1,080,000*7月*1.1		(生活支援委託) 施設/@3,750*265時間*1.1=1,093,125 (施設管理委託) 1,188,000*7月= 8,316,000 (事務経費) 22,000*7月= 154,000 計9,563,125
	564	(福祉用具リース) @94,000*6月	W i - F i ルーターレンタル 31,200 特殊寝台等レンタル 475,680					
	300	(光熱水費) 300,000*1式	光熱水費 212,896					
	4号				8,416	【事務処理委託】 (生活支援委託) @3,750*503時間*1.1 (生活支援委託/在宅支援) @4,125*64時間*1.1+20,000*5月*1.1 (施設管理委託) @1,080,000*5月*1.1	(生活支援委託) 居宅/@4,125*12時間*1.1= 54,450 (施設管理委託) 1,188,000*5月= 5,940,000 (事務経費) 22,000*5月= 110,000 計 6,104,450	
					5,683	(生活支援委託) @3,750*24時間)*3人*14日*1.1 (生活支援委託/在宅支援) @4,125*24時間)*1人*14日*1.1	701	(生活支援委託) @3,750*170時間*1.1
	4号	日常生活支援サービス	高齢者在宅支援課	1,758		(生活支援委託) @3,750*426時間*1.1		

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式	
福祉施設等従事者へのPCR検査の実施	当初	業務継続のための福祉施設等従事者へのPCR検査	障害者施策課	4,290	障害者施設、高齢者施設等において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した際に、従事者が安心して業務を継続することが出来るよう行政検査の対象とならなかった従事者を対象にPCR検査を実施しました。	(PCR検査) @14,300*50件*6月	2,542	@14,300*19人= 271,700 @ 6,600*271人=1,788,600	
	4号			3,071		(PCR検査) @14,300*73件+6,600*307件		@ 6,600* 73人= 481,800	
	当初		介護保険課	3,432		(PCR検査) @14,300*40人*6月	1,151	(@14,300*15人)+(@11,000*29人)+(@12,100*9人)+(@6,600*77人)	
	4号			2,645		(PCR検査) 2,644,900*1式(年間執行見込額から執行済額を控除し算出。)			
	当初		保育課	9,295		(PCR検査) @13,000*130園*10人*1.1*1/2年	0	実績なし	
生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給	当初	生活困窮者等自立促進支援事業	杉並福祉事務所	107,872	休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている世帯に対して、住居確保給付金を支給しました。また、受給者に対し、就労・生活相談対応を行いました。	(住居確保給付金) 114,918,000円(平均支給額53,700円×2,140月)-コロナ前の3ヶ年度(H29~R1)平均決算額7,045,633円	137,638	(委員報酬) 104,000*1式 (光熱水費) 472,186*1式 (通信費) 742,909*1式 (郵送料) 19,790*1式 (建物管理) 2,632,487*1式 (需用費) 202,569*1式 (委託料) 自立相談支援 53,818,135*1式 就労支援 4,114,000*1式 (住居確保給付金) 114,880,602*1式 =176,986,678円	
				30,430		R4予算額62,733,469円(※)-コロナ前の3ヶ年度(H29~R1)平均決算額32,302,735円 ※内訳は事業委託費58,307,469円+通信運搬費852,000円+需用費548,000円+建物管理費2,636,000円+光熱水費390,000円		以上の事業全体の決算額から、コロナ禍前の過去3年(H29~R1)の平均決算額を差し引き、コロナによる増額分を算出。R4決算額176,986,678円-3過年平均決算額39,348,368円=影響額137,638,310円	
	2号			22,554		(住居確保給付金) @53,700*420月		212,379	(需用費) 740,608円*1式 (通信運搬費) 1,048,914円*1式 (手数料) 103,885円*1式 (事務処理委託) 5,655,100円*9カ月+5,243,700円 (賃借料) 72,600円*10カ月 (扶助費)
	3号			11,277		(住居確保給付金) @53,700*210月			
	4号			3,222		(住居確保給付金) @53,700*60月			
	4号			125		(光熱水費) 124,891*1式			
	5号			9,666		(住居確保給付金) @53,700*180月			
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	当初	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	保・管理課	121,500	緊急小口資金等の特例貸付の借入限度額に達している等の理由で、貸付を利用できない生活保護に準じる世帯を支援するため、自立支援金を支給しました。	(支援金) @100,000*1,215件	212,379	(賃借料) 72,600円*10カ月 (扶助費)	
				617		(郵送料) 1,048,914円*1式 (手数料) 103,885円*1式 (事務処理委託) 5,655,100円*9カ月+5,243,700円 (賃借料) 72,600円*10カ月 (扶助費)			
				55		(手数料) @45*1,220件			
				5,656		(事務処理委託) 5,655,100*1式			
				73		(賃借料) 72,600*1式			

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初/補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位/予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
その他の取組	2号	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	保・管理課	73,500	221ページ に同じ	(支援金) @100,000*735件	221ページ に同じ	221ページ に同じ
				180		(需用費) 180,000*1式		
				529		(郵送費) @140*1,200件+@155*600件+@140*600件 +@99*1,800件+@84*60件		
				82		(手数料) @45*1,805件		
				16,966		(事務処理委託) @5,655,100*3月		
				218		(賃借料) @72,600*3月		
	3号		91,500	(支援金) @100,000*915件				
			180	(需用費) 180,000*1式				
			369	(郵送費) @140*800件+@155*400件+@140*400件 +@99*1,200件+@84*160件				
			41	(手数料) 40,725*1式				
			11,311	(事務処理委託) @5,655,100*2月				
			146	(賃借料) @72,600*2月				
	4号	19,500	(支援金) @100,000*195件					
		96	(需用費) 96,000*1式					
		185	(郵送費) @140*400件+@155*200件+@140*200件 +@99*600件+@84*80件					
		10	(手数料) @45*203件					
		5,656	(事務処理委託) @5,655,100*1月					
		73	(賃借料) @72,600*1月					
	5号	67,500	(支援金) @100,000*675件					
		285	(需用費) 284,998*1式					
		553	(郵送費) @140*1,200件+@155*600件+@140*600件 +@104*1,800件+@84*240件					
		62	(手数料) @45*1,350件+@45*8件					
		16,966	(事務処理委託) @5,655,100*3月					
		218	(賃借料) @72,600*3月					

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
その他の取組	繰越明許	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給	保・管理課	4,214,400	令和3年度又は4年度の住民税均等割が非課税の世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が令和3年度又は4年度の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して、1世帯あたり10万円の国の臨時特別給付金を支給しました。また、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯等を対象に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金5万円を支給しました。	(給付金) @100,000*42,144世帯	5,226,178	(給付金) @100,000*15,729世帯
				7,048		(需用費) 7,048,000*1式		(需用費) 227,652*1式
				14,095		(郵送費) 14,095,000*1式 (3年度予算現額-年度内執行済額)		(郵送費) 2,001,169*1式
				1,885		(手数料) 1,885,000*1式 (3年度予算現額-年度内執行済額)		(手数料) 1,102,005*1式
				287,191		(事務処理委託) 287,191,000*1式 (3年度予算現額-年度内執行済額) (コールセンター業務、印刷業務、発送業務、窓口受付、事務センター運営業務、進行管理システム、全体管理運営費、営業管理費)		(事務処理委託) 287,191,000*1式
	1,100,000			(給付金) @100,000*11,000世帯		(給付金) @100,000*6,803世帯		
	2,236			(郵送費) (@94*11,000世帯)+(@94*11,000世帯)+((@94+@94)*180通)+(@63*1,100世帯)+(@729*20通)+ (50,000*1式)		(郵送費) 1,319,226*1式		
	495			(手数料) @45*11,000世帯		(手数料) 29,925*1式		
	6,655			(事務処理委託) @6,654,153*1式 (予算累計額の不足分)		(事務処理委託) 6,868,951*1式		
	3,850,000			(給付金) @50,000*7,700世帯		(給付金) @50,000*48,831世帯		
	1,000			(需用費) 1,000,000*1式		(需用費) 76,117*1式		
	24,625			(郵送費) @94*102,000通+@94*77,000通 +(@94+@94)*1,155通+@84*77,000通 +@729*100通+@94*10,000通+100,000*1式		(郵送費) 9,241,624*1式		
	3,535			(手数料) @45*78,540件 (口座不能等を含む。)		(手数料) 1,738,395*1式		
	223,065			(事務処理委託) 223,064,468*1式 (コールセンター業務、印刷業務、発送業務、窓口受付、事務センター運営業務、進行管理システム、全体管理運営費、営業管理費)		(事務処理委託) 221,631,817*1式		

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた主な取組

①予算額（当初／補正号数別）、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)
 ②決算額、及び、その内容毎の積算根拠・積算式（単価、数(人数や日数等)等)

(単位／予算額・決算額：千円、積算根拠・積算式：円)

取組名	予算区分	予算事務事業名	主管課名	予算額	事業内容	積算根拠・積算式	決算額	積算根拠・積算式
子育て世帯への生活支援特別給付金の支給 (低所得の子育て世帯に対する給付金の支給)	3号	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	子・管理課	360,850	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童扶養手当受給者及び同様の収入水準にあるひとり親世帯、並びに児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で住民税均等割が非課税であるひとり親世帯以外の子育て世帯に対して、国制度に基づき児童1人当たり5万円の給付金を支給しました。	(給付金) @50,000*7,217人	302,006	(ひとり親世帯分給付金) @50,000*2,147人 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分給付金) @50,000*3,492人 事務費 20,056,204円
				1,041		(需用費) 1,041,000*1式		
				954		(通信運搬費) @84*9,000件+@99*2,000件		
				225		(手数料) @45*5,000件		
				3,520		(システム改修) (1,200,000*1式+2,000,000*1式)*1.1		
				15,092		(事務処理委託) (2,708,000*4月*1.1)+(@2,300*7.75h*162人*1.1)		
その他の取組 杉並区生活応援臨時給付金の支給	4号	杉並区生活応援臨時給付金	保・管理課	350,000	コロナ禍における物価高騰の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した低所得世帯の生活・暮らしを支援するため、令和4年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯等に対して、1世帯あたり5万円を支給しました。	(給付金) @50,000*7,000人	321,168	(給付金) @50,000*5,232世帯 (需用費) 156,340*1式 (通信運搬費) 920,878*1式 (手数料) 181,845*1式 (事務処理委託) 58,308,701*1式
				900		(需用費) 900,000*1式		
				1,445		(通信運搬費) @94*7,000通+@94*7,000通+(@94+@94)*105通+@63*700通+@729*20通+50,000*1式		
				324		(手数料) @45*7,200件(口座不能等を含む。)		
				58,686		(事務処理委託) 58,685,605*1式 (印刷業務、発送業務、窓口受付業務、進行管理システム、全体管理運営費、営業管理費)		
シンポジウム「コロナ禍における杉並区の医療現場とこれからの開催」の開催	当初	感染症予防・発生時対策	健康推進課	7,700	新型コロナウイルス感染症の拡大から2年余を振り返るため、医療従事者や患者の経験談とともに、医療と患者を支える区の取組について報告を行いました。また、医療行政を支える様々な関係者による今後の感染症対策のあり方についてパネルディスカッションを実施するとともに、医療従事者等へ感謝状の贈呈等を行いました。	(シンポジウム開催委託) 7,700,000*1式	8,707	○役務費 86,446*1式 ○需用費 491,228*1式 ○委託費 7,394,200*1式 ○報償費 244,800*1式 ○使用料 490,600*1式
				461		(会場使用料) 460,040*1式		
				264		(報償費) 20,400*4人*3H+9,200*1人*2H		
				700		(需用費) 700,000*1式		
				50		(役務費) 50,000*1式		

「杉並区新型コロナウイルス感染症対応記録」

令和6年5月発行

編集・発行

杉並区危機管理室危機管理対策課